名古屋城調査研究センター

研究紀要

第5号

〈資料紹介〉守山の御寺 大森寺所蔵の岩井正斎作品について	7	朝日美砂子
〈研究ノート〉尾張藩下級藩士の旅行	16	種田 祐司
慶長期成立の名古屋城「四つ之御矢倉・二つ之御門・唐門」	25	今和泉 大
町づくり・城づくり、携わる人々 ――続々名古屋城築城考――	47	服部 英雄
〈資料紹介〉「堀川通絵図」	81	服部 英雄堀内 亮介
「山下家覚書」から読み解く浅野家相続問題	100	原 史彦
名古屋城大天守台西側の石列を巡って	135 (42)	村木 誠
〈資料紹介〉二之丸庭園余芳出土の漆喰片	139 (38)	花木ゆき乃
長久手市猪鼻堰跡残石群測量調査報告	161 (16)	大村
名古屋城跡石垣における大名丁場間の矢穴形状比較 ―矢穴縦断面形状を中心に―	176 (1)	二橋慶太郎

|古屋城調査研究センター研究和要 第5号

BULLETIN of NAGOYA CASTLE RESEARCH CENTER Vol. 5 MARCH 2024

Paintings by Iwai Seisai from Daishin-ji Temple Collection	7	ASAHI Misako
Research note "Trip of low-rank samurai of Owari Domain"	16	TANEDA Yuji
"Four turrets, Two gates, and the Kara-mon gate" in Nagoya Castle, which were built in <i>Keicho</i> period.	25	IMAIZUMI Dai
Building towns, building castles, and the people involved Third study on the construction process of Nagoya Castle	47	HATTORI Hideo
Historical materials introduction of Horikawa river map	81	HATTORI Hideo HORIUCHI Ryosuke
An analysis on the succession to the headship of the Asano family, from the Memorandum of the Yamashita Family.	100	HARA Fumihiko
Discussion over the stone rows discovered next to the foundation of Oo-tenshu (the Large castle tower)	135 (42)	MURAKI Makoto
About the plaster of Yohou at Ninomaru Garden	139 (38)	HANAKI Yukino
Report on the Survey and Measurement of Remaining Stones at Inohana Dam Site in Nagakute City	161 (16)	OMURA Riku KAWADE Yasuhiro KIMURA Yusaku TAGUCHI Kazuo NIHASHI Keitaro TAKAHASHI Keiya HATTORI Hideo
Comparative analysis of wedge holes Daimyo building site at Nagoya Castle stone walls	176 (1)	NIHASHI Keitaro

Published by Nagoya Castle Research Center Nagoya, Aichi, Japan





口絵1 大森寺蔵 岩井正斎筆「十二ヶ月花鳥図押絵貼屛風」 六曲一双







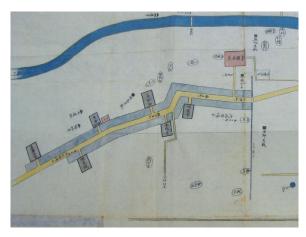
口絵3 「耕作図」落款



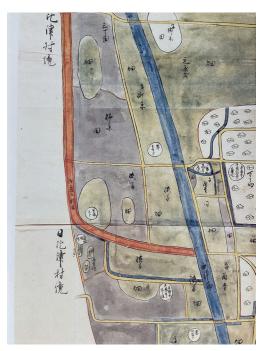




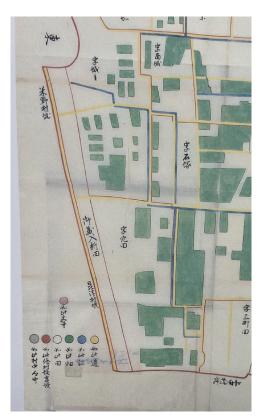
口絵 4 大森寺蔵 岩井正斎筆「十二ヶ月花鳥図押絵貼屛風」(部分)



口絵 6 蓬左文庫蔵・清須図(『尾張志付図』『尾張古地図集』、 愛知県郷土資料刊行会・1978)。左が北。下(西)に小栗街道、 そして一里石と注記、道筋はない。美濃路(黄色)とも別。



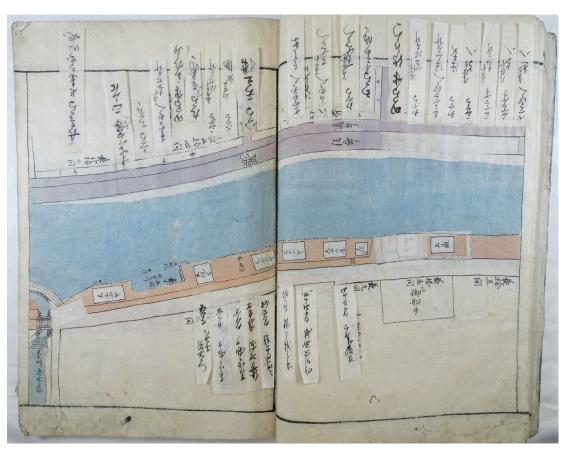
口絵 7 上中村 『尾張国町村図 名古屋市域編』国 書刊行会・1988、徳川黎明会蔵、一里塚の南から東 に旧道路敷。開田されて御蔵入新田と注記がある。



口絵 8 下中村 『尾張国町村図 名古屋市域編』 国書刊行会・1988、徳川黎明会蔵。上中村から続 く道路敷が御蔵入新田に。



口絵 9 米野村 徳川黎明会『尾張国町村図 名古屋市域編』 国書刊行会・1988、右(西)端に「一名小栗海道、古海道」、 太い道筋は柳街道



口絵 10 「堀川通絵図」御船手役所周辺(97 頁 図 15)



口絵 11 長久手市猪鼻堰跡残石群 右岸(南東から)



口絵 12 長久手市猪鼻堰跡残石群 左岸(北西から)



口絵 13 『御城御庭絵図』余芳周辺拡大



口絵 14 手水跡の遺構と余芳礎石(南から)



口絵 15 手水跡検出状況(北から)



口絵 16 漆喰片内面



口絵 17 漆喰片外面

キーワード

大森寺 岩井正斎 御用絵師 名古屋城 障壁画

大森寺と岩井正斎

転した。 転した。 なの生母乾の方(お尉、歓喜院。寛永十一年・一六三四没)の菩提寺である。寛永十四年(一六三七)、光友により、江戸小石川の伝通院内に友の生母乾の方(お尉、歓喜院。寛永十一年・一六三四没)の菩提寺で友の生母乾の方(お尉、歓喜院を寛永寺は、尾張二代藩主徳川光

こに紹介したい。多く蔵される中で、光を放つかのような近世絵画に遇目できたため、こ多く蔵される中で、光を放つかのような近世絵画に遇目できたため、こを拝見する機会を賜った。二代藩主光友はじめ尾張藩ゆかりの書画が数このたび、大森寺第二十六世観誉伸一御住職の御厚意により、御寺宝

紹介する作品は左記の二点である。

作品①「耕作図」 一幅 口絵

作品②「十二ヶ月花鳥図押絵貼屛風」 六曲一双イ言(- 東イ耳) - - 車

と読んでおく。
印が捺されている。連印の内上方の印の文字は判別しがたいが、「詔」印が捺されている。連印の内上方の印の文字は判別しがたいが、「詔」①耕作図は、横幅の掛軸で、「正斎」の墨書があり、『詔』『信』朱文連

の花鳥図を貼りこむ押絵貼屏風で、二面に「正斎行年七十二歳筆」の②「十二ヶ月花鳥図押絵貼屏風」は、金箔押しの六曲屏風一双に十二面

う人の真筆として疑い得ない。しかし、落款の形式や印面は整っており、印の朱肉も良質で、正斎とい二作品ともに箱はなく、大森寺に入った経緯も残念ながらわからない。墨書があり、『正斎』朱文円印と『詔信之印』白文方印の二印がある。

では、岩井正斎とは何者か。

「遠見繪巻物寫

松平掃部頭勝長卿御好 画工 御附御茶道 岩井正斎筆

原図之詞書に日

金城御天守ヨリ 大君四方ヲ御遠覧被為

御目ノ届カセラル、所ヲ岩井正斎ニ命ヲ伝ヘラレテ

大君ハ 明公御弟掃部頭様後ニ御謚号亮諦院殿」 御天守ヲ中央トシテ四方ノ遠景ヲ備ニ御カカセニナリシ真圖ナリト云々

『金城温古録』は、言うまでもなく、尾張藩士奥村得義が編んだ名古 ま

山田秋衛の言葉として下記の文章を添えている。 屋城百科というべき大著である。『名古屋叢書続編』における翻刻では、

なり。 狩野養川院に画を学び、当代に盛名あり、勝長の画師たり。」 秋衛日、 画をよくし、鳳山と号す。又曰、岩井正斎は藩の御茶道に出仕す、 勝長は八代藩主宗勝の六男にして、九代宗睦の弟従四位少将

書』では遠見絵巻写本自体の写真掲載は見送られている。 や尾張の文芸・有職故実に関する研究家でもあった。ただし 山田秋衛は、 昭和の名古屋の大和絵画壇を代表する画家で、 『名古屋叢 名古屋城

文献② 朝倉正章編 『袂草』 巻 之 四²

斎に命じて、撥面の図を写さしめ」 △白菊の衣掛松 (中略) 稲葉七蔵御目付之節、 掃部頭樣御絵師岩井正

文政二年頃の起筆で、 。 狭草』は、 名古屋城下の人物・古物に関する逸話を集めた随筆集。 天保までの見聞を事細かに記している。

文献③ 有松庵某編 『芳濁集』 巻之 四³

地の部 画家

岩井正斎之墓 逞龍 山西蓮寺

碑ニ日

大音院覚誉正斎居士

享和元年酉三月二日

題註 正斎 狩野家ノ画人」

るもので、本史料により正斎の没年が明らかになる。また正妻の菩提寺 "芳躅集" (弘化四年序跋) は、 尾張の著名人を葬られた寺ごとに連ね

> 西蓮寺には狩野派系町絵師であった吉川英信 保八年没)父子も葬られており、 正斎と交流があったと考えてよい。 (文化八年没)、美信 (天

文献④桑山好之編『金鱗九十九之塵』巻第五十二

「新道筋

△画家 狩野家 岩井正斎

町の境) 『金鱗九十九之塵』は、名古屋城下の地誌。 の住人として正斎をあげ、 狩野派の画家と明記している。 一年・一八三一序) 新道筋 (駿河町と東門前

『画乗要略』巻三(天保1

文献(5)白井華陽編

「岩井正斎 尾張人学狩野氏筆力健勃」、

資料」(名古屋市鶴舞中央図書館蔵) しき記載がある。 旧名古屋市史編纂時の資料であるいわゆる市史本の中の「名古屋人物 には、 以上の文献をまとめたと思

雄である山本梅逸・彭城百仙は百五十円という評価額であり、 らの三分の一の額ではあるが、さほど低い評価ではない。 治四十二年・一九〇九刊)には、五十円と記載されている。 なお明治期の画家の価格表である石塚猪男編 『日本書画評価表』 尾張南画の 正斎は彼 領

以上をまとめると、岩井正斎の経歴は次のようになる。

①享和元年(一八〇一)、七十二歳以上で没した。よって生まれは享保 十五年(一七三〇)以前となる。

②幕府御絵師である狩野養川院(一七五三~一八〇八)に絵を学ぶ。

③住居は、 名古屋城下の新道筋。

④八代藩主宗勝の六男で九代宗睦の弟であ つ た松平 · 掃 部 守 勝 長

⑤勝長の命により名古屋城天守から見える四方の景を描く (一七三七~一八一一・号鳳山)に絵師として仕え、また画技を教える。

⑥勝長の屋敷の襖絵を制作。

どのような待遇であったかはわからない。 ⑦茶道方として尾張藩に出仕。 ただし藩士名寄類に正斎の記載はなく、

諧など多様な文芸を楽しんでいた時代、勝長という当代きっての上流文 れている。このような伝歴から、正斎は、十八世紀後半、すなわち明和 弟にあたる。 環境を考慮しつつ、実際に作品を見ていこう。 化人に画家として重用されていたことがうかがわれる。 安永・天明年間の、 正斎が仕えた松平掃部守勝長は、八代藩主宗勝の六男で、 画技を好み鳳山と号し、正斎に絵を学んだと諸書に伝えら 横井也有や内藤東甫など個性豊かな人々が書画や俳 この時代背景と 九代宗睦

大森寺所蔵の岩井正斎の二作品

「耕作図」 一幅 紙本墨画

本紙縦五十四·九m 横九十二·七m

作風景を描くことになる。 籠を天秤でかつぎ橋を渡る農夫、 る農夫を添えている。細部描写は緻密とは言えず正確さも欠くが、 酒肴らしき小瓶や手堤籠を運ぶ従者を配する大横物。 人物の結髪や着衣は中国式で、 面中央に、 茅葺きの質素な小屋でくつろぐ老高士を描き、傍らに、 竜骨車も中国の揚水機であり、 左には田に水を入れる竜骨車と田植す 人物の右には蔬菜 中国の耕 職業

5

れた掛軸と考えられる。

使いも、

などの中国絵画に端を発する画題で、 そもそも耕作図とは、 中 国 南宋の画家梁楷の作とされる 為政者に米作りの手順を知らしめ 「耕織図 巻



名古屋城本丸御殿黒木書院二之間襖

された作物を主題にするところか が豊かで米という日本で最重要視 る鑑戒図の一種である。四季感覚

屏風など様々な

狩野派における耕作図の系譜をひくものとわかる。 耕作図と同じような橋上人物や田植えの風景を描いており、 耕作図襖」であり、耕作図の伝統的粉本によって制作されたものである。 で入ると横幅一メートルを超し、 大森寺所蔵の岩井正斎筆「耕作図」は、名古屋城本丸御殿黒木書院の 梁楷様を意識した屈曲の多い筆法である。 「四季耕作図」【田植え】部分 町屋ではなく武家の屋敷の大床に掛け 表例が名古屋城本丸御殿黒木書院 がれてきた。近世初頭における代 あった狩野派系が大半を占め、 系の鑑戒図であるため、現存作品 形態の作品がある。基本的に漢画 て同じような構図の作品が描き継 の筆者は漢画系の御用絵師集団で 一之間の四周を飾っていた「四季 派における絵手本(粉本)によっ 絵巻、 日本ではとくに好まれ、 掛軸、 また法量は、 各モチーフを描く筆

が右側に主要モチーフをおく傾向があるのに対し、やや異なる構成と て豊かな奥行を表しており、 ただし、 本作品は、 中央に主要人物や家屋を配し両脇上方に添景を置 江戸後期に量産された狩野派作品の多く

表装ま

大局的には

ない。さらに、人物の表情は、 れているのであり、ここに正斎の個性を看守することができる。 がある。 なっている。また、高士が酒肴を差し出される図も、本来の耕作図には 狩野派の絵手本や筆法に学びつつも、 みな楽しげで、 なおかつ野卑ではなく品 その規範からは解き放た

作品② 十二ヵ月花鳥図押絵貼屏風 紙本墨画淡彩

各本紙縦百二十一・九㎝ 横五十·五m

文芸に深い理解をもっていた。 かる。熊田氏とは、名古屋城下の著名な油商で、風雅な屋敷を構え、代々 理され、さらに昭和五年大洋堂星崎賢三によって再修理されたことがわ おり。寛政八年に仕立てられ、明治四十五年熊田喜平治の寄進により修 六曲一 定型的な押絵貼屏風の形式をとる。 双の屛風の各扇に十二ヵ月各月の花鳥・景物を描く図を貼るも 裏面に修理銘二通が貼られて

ものが多く、 まず現状を記しておこう。 画題はあくまでも仮である。 顔料の剥落等により植物名が確定しがたい

右隻第一扇 「御簾に梅花生図」 右に落款あり

右隻第二扇 「三日月に鳥図」 左に印のみあり

右隻第三扇 墨竹図 落款なし

右隻第四扇 水鶏図」 右に印のみあり

右隻第五扇 「菊図」 左に印のみあり

右隻第六扇 「雪椿図」 左に印のみあり

左隻第一扇 薄に蔦図」 左に印のみあり

左隻第二扇 「月下松に梟図」 右に印のみあり

左隻第三扇 一野分図 (雨中萩図)」 右に印のみあり

そのためか右隻左端に置かれており、季節がうまく流れない。よって明 為されるべきであるが、本図の雪景である「雪椿図」には署名がなく、 かない。また通常なら雪景が左隻左端 の扇では左側にあるべきだが、 左隻第五扇 治以降の修理時の錯簡があると考えられ、 作風から正斎以降の作と考えられ、本稿の考察対象から外しておく。 左隻第六扇 左隻第四扇 この十二面のうち、右隻第三扇の墨竹図は、落款がなく紙質も異なる。 押絵貼屏風の場合、各扇(面)の落款は、 「山帰来に鴛鴦図」 「芦雁図 「奇石図」 右に印のみあり 右に印のみあり 現状では定石とは異なっており、 左に落款あり (第六扇) に配され、かつ署名が 季節と落款の配置を考慮した 本来奇数扇では右側、偶数

落ち着

右隻第一扇 「御簾に梅花生図」 右に落款 現右 復元案を次に示す。

右隻第二扇 「雪椿図_ 左に印 現右六

右隻第三扇 「奇石図」 右に印 現左五

右隻第四扇 「墨竹図」 現右三

右隻第五扇 水鶏図_ 右に印 現右四

右隻第六扇 薄に蔦図」 左に印 現左一

左隻第一扇 「野分図」 右に印状左三

左隻第二扇 「菊図」 左に印 現状右五

左隻第三扇 「月下松に梟図 右に印 現左二

左隻第四扇 「三日月に鳥図」 左に印 現右二

左隻第五扇 左隻第六扇 「山帰来に鴛鴦図」 「芦雁図」 右に印 現左四 左に落款 現左六

それは逆に、本作品がよくある十二ヵ月花鳥図から逸脱しているがため に他ならない 鳥図」の三日月に呼応する。それでもなお季節の流れに疑念が残るが、 の花生図と呼応する。また左隻では第一扇 薇の可能性もある) この復元案では、右隻第二扇に「雪椿図」(赤い花を椿としたが、 の菊と呼応し、 第三扇 が来ることになり異例ではあるが、赤い花が第一 「月下松に梟図」 「野分図」の萩が第二扇 の満月と第四扇 「三日月に 「菊 扇 薔

情が漂っている。「月下松に梟図」も、秋の満月に照らされた松と梟と せ合う鴛鴦の夫婦の描写には、 題である。 時に表している。さらに いう珍しい景物を描いており、梟の表情は飄逸で、孤高の楽しさをも同 かれるが、 梅を生けた花生と椿と思われる赤い花を組み合わせるもので、 続いていく。本作品十二面の内、 語にならって花と鳥を組み合わせており、 通常の十二ヵ月花鳥図とは、 狂画風の諧謔的な構図となっている。 山帰来とおぼしき植物との組み合わせは珍しい。また身を寄 「山帰来に鴛鴦図」についても、 「芦雁図」は、 定家詠十二月和歌、 通常の景物画にはないほのぼのとした愛 最初の「御簾に梅花生図」は御簾に白 雁が真下に落下するという、 梅に鶯、 鴛鴦は冬の景としてよく描 桜に雉、 あるいはいわゆる季 藤、 珍しい画 菖蒲と 俳

る鋭敏な感覚を示している。 分図」は強い風と瞬間的な降雨を線と点描と表しており、 図」では二種類の菊を描き分けるなど繊細な観察眼をうかがわせ、 水鶏図」・「菊図」「野分図」・「芦雁図」 はよくある画題であるが、 俳諧にも通じ 野野

ある。また筆法や構図は狩野派を基本にしつつもやや離れ、 このように本作品は、 定型的ではない景物を気ままに取り入れた感が 彭城百川

> き物の表情は愛らしく、 七十二歳という年齢からみても、 丹羽嘉言などのいわゆる初期南画家の筆法にきわめて近い。 かろう。 おかしみがあり、下卑た表現はまったくない 本作品は正斎の画業の到達点と見てよ さらに、生

次に、 本稿冒頭で触れた、「遠見絵巻」にも言及したい

巻十五に収録される写本によって図様を知るしかないが、 城天守から見える四方の景観図である。 遠見絵巻」とは、松平勝長の命により正斎が描いたという、 原本は所在不明で『金城温古録 重要な画績で

あるので考察しておく。 知のごとく『金城温古録』 には稿本・ 献上本・校訂本の別があり、

柳月八届户七夕代時多君井正掛二食戶 金城鄉天亭日! 大君四方了你 柳天子》中央上一口四方 『金城温古録』第十五之冊 御天守編之七 圖彙部

名古屋市蓬左文庫蔵

上本が名古屋市蓬左文庫 中央図書館に所蔵されて に、校訂本が名古屋市鶴舞 益財団法人東洋文庫に、 当該の巻十五は、 いずれも、水墨と淡彩 稿本が公

が巡見として天守に登ると 絵類が備えられ、 五層には、天守を取り巻く で描くものである。 「天守方角幷図」という板 や村を図や文字で示した そもそも名古屋城大天守 歴代藩主

ある。 考えられる。 をもとにし、 概念的描写と言える。おそらく「遠見絵巻」は、 上げられているが、それらは遠くの雪山としてうっすらと描くのみで、 うに描くなど、視点が一定ではない。一方で、加賀白山、 特徴的な山容を捉えており、「天守方角幷図」 幷図」の類を模写したものでは決してないことが確認できる。また「歳 山や地名にはかなりの異同があり、 (金華山) 見絵巻」では、たとえば近江の伊吹山の茫洋たる山塊や、美濃の岐阜山 守方角幷図」や、 飛騨連峰 |地名判定の補助とされていた。『金城温古録』巻十三に収録される 「天 「御天守上見通絵図」 ただし「遠見絵巻」は、 の突き出た山頂など、名古屋から見える近場の山については、 既存の絵図や地誌、 (北アルプス)、富士山など、遠隔地の山々も数多く取り 宝暦の天守大改装の図面とともに一括して伝世する個 」と、「遠見絵巻」を比較すると、 猿投山などの低山を直下から見上げるよ 名所図会の類を広く参考にしたものと 「遠見絵巻」が先行する「天守方角 類よりはるかに写生的で 部分的には正斎の実写 御嶽山、 収録される 乗鞍

はなく、 遠景を描かせた真図」という。 勝長が四方を遠覧し、 言えるであろう。 正斎の登閣は内々に許されたとも考えられる。ともかくも正斎は、 図とほぼ同様に用いられてきた、また、藩主弟たる勝長の下命であれば 真図」とは、 技量を持ち、 "金城温古録』に収録される「遠見絵巻」の詞書によれば、 天守から見える範囲を勝長から聞いて描いたとも読める。 江戸期は「真景図」を意味する用語として、 また尾張を中心とした地誌に関する知識を有していたと 見えた範囲を正斎に命を伝え、 この文からは、 正斎が天守に登ったので 備えとして四方の 現在の写生 「天守から 写生 一方

の考察の前に、正斎の画風展開について考察しておこう。(では、このような画技と知識を正斎はいかにして身につけたのか。そ

三 画風展開

しよう。「耕作図」と作品②の「十二ヵ月花鳥図押絵貼屛風」の作画時期を検討「耕作図」と作品②の「十二ヵ月花鳥図押絵貼屛風」の作画時期を検討の画風展開を考えるにあたり、まず現存する二作品、すなわち作品①の

から、 り おく。 考えられる。とりあえず、①が②に先行し、 謹直な楷書風で、 えられる。 化することが多い。よって①の署名は、 作品①の作画時期は未詳だが、署名の書体は相対的に見て楷書風 ②の署名は行書風である。 最晩年の作と見られ、先に述べたとおり正斎の最終的な様式と考 作品②の「十二ヵ月花鳥図押絵貼屛風」 老いるに従い手慣れた行書あるいは個性的な草書へ変 画家の署名書体は一 ②と比較して若い時期の書体と 時期は幅広く中年期と見て は、 般的に、 七十二歳という年紀 若い 、時期は であ

作品①から②への展開はきわめて興味深い。

しれず、 絵師 模写に励んだのであろう。ただし諸書が正斎の師として伝える狩野惟 狩野派の門をくぐり、 派は絵を学ぶ者の入門編であったとよく言われるが、 であり、 (一七五三~一八〇八) は、木挽町家狩野七代家当主で幕府御絵師筆頭 正斎が狩野派に学んだのは、若年時であったであろう。 あるいは吉川家のような尾張の町狩野に実際は学んだ可能性もあ また江戸の狩野家ではなく今村家・神谷家のような尾張藩御用 惟信に直接学べたかは疑わしい。 いくばくかの束脩を渡し絵手本を貸与され、その 惟信の門人についた程度 正斎もおそらく、 江戸期の狩野 かも

る[®] 作図」はその成果と考えられる。 ともかくも何らかの手段で正斎は狩野派正系の画法を学び、①の「耕

あったいわゆる初期南画や俳画であり、また当時出版されていた地誌や ていた。その枠にはまらない志向と恵まれた環境から、正斎は、 後半の名古屋城下の文化の厚みと広がりに改めて驚かされるのである。 各流派の絵手本も手にしえたと考えられる。その証拠となる文献記録は 以外の流派も学んだのではなかろうか。具体的には尾張で盛行しつつ な個性と写生力があり、 ほぼ無名の画家が、かかる豊かな環境に身を置けたのであり、十八世紀 しかし、「耕作図」にすでに漏れ出ているように、 多様な画風や教養知識を吸収したと思われる。逆に正斎という今は また直接的な模倣作品もないが、藩内の上級武士や文化人と交流 また尾張藩主の血族である松平勝長に重用され 正斎には自由闊達 狩野派

匹 藩の下命

はいなかったか。 御殿や茶室の襖絵や、それらの床の間で折々に飾られる絵画と関係して あろうか。具体的にいえば、 翻って、この豊饒な文化は、 江戸後期の画壇の多様性が、名古屋城内の 名古屋城とどのように係わっていたので

えられる。

藩御用絵師に抜擢された事実を指摘したが、それでもなお、 系御用絵師による襖絵で飾られていたと考えがちである。筆者はかって、 南蘋派という狩野派以外の流派の画家が江戸時代後期の天保年間、 が狩野派画人であったことから、 た狩野派の筆頭画人に命じられていたこと、また尾張藩御用絵師の大半 名古屋城本丸御殿障壁画が狩野貞信・狩野探幽ら幕府御用絵師であっ 本丸御殿以外の城内諸建造物も狩野派 障壁画揮毫

> ものと漠然と考えていた。 や下賜品制作などの藩の公的な作画は御用絵師になってから命じられる

とは、 が、 が国入りした時、二之丸御殿の諸室や二之丸御庭の茶室は、おびただし までも市井の一南画家であった。 行から名古屋に戻ったばかりで、人気が高まりつつあったとはいえあく 季草木之画」が掛けられた。梅逸は、この時四十四歳。 之間には狩野探信という和漢の幕府御用絵師による掛軸が掛けられた ている事例が多く見受けられ、しかもその流派は多彩である。 花図と考えられ、 い数の書画や道具で飾られ、二之丸御殿の中御座之間には住吉慶舟、梅 たとえば、文政九年(一八二六)十一月十五日、 しかし実際は、 御張出には、 おそらく四季の花をぎっしりと描き込む大幅で、 南画家である山本梅逸(一七八三~一八五六)の 御用絵師であるか否かにかかわらず藩の御用に 画風そのものにより花好きの斉朝のお気に召したと考 御張出に掛けられた 尾張藩十代藩主斉朝 「四季草木之画 京都での画技修 梅逸お家芸の草 わ 四四

という南蘋派画家が襖絵を描いており、 といわれる市井の絵師である。 らに着目すべきは、二之丸御殿自体にも梅山、 之丸御庭の霜傑茶屋には、東梧斎寛令に加え楠本雪渓 岩井正斎の門人とされる画家で、 に抜擢される天保四年 川寛信に師事した小栗寛令(?~一八三七) (一七八三~一八五七)と東梧斎寛令という画家が襖絵を描いた。梅山は、 おそらく同じ頃、二之丸御庭の茶亭である多春園に、 (一八三三) 東梧斎寛令は、 遺品は比較的多いが、 以前にさかのぼると考えられる。 作画時期は雪渓が藩御絵師見習 のことと思われる。 梅逸らによる障壁画が多 一橋家近習番格で狩野融 (?~一八五〇) いわゆる町狩野 松野 同じ二 梅 Ш 名古屋城調査研究センター研究紀要

あった。で詳述したいが、江戸後期における名古屋城の障壁画はかくも多様で改存在した事である。これら二之丸御殿・御庭の障壁画については別稿

よる新旧雑多な軸が混在していた。紫石ら、南画、大和絵、南蘋派など江戸・尾張・京都にまたがる諸派に賜された掛軸に、板谷桂意、高倉在考、勝野范古(?~一七五八)、宋額の献金をした豪商富農が下御深井御庭で饗応された際、褒美として下また下賜品の例としては、幕末の嘉永六年(一八五三)、尾張藩に多また下賜品の例としては、幕末の嘉永六年(一八五三)、尾張藩に多

人に下賜されていたのである。軸が、尾張藩主の周りを飾り、また藩主からのありがたい褒美として町中が、尾張藩主の周りを飾り、また藩主からのありがたい褒美として町にのように、藩士名寄の類には記載されない町絵師による障壁画や掛

れる。この多様性には藩主の意思も深くかかわっていたと考えらき得たのは、大局的には尾張藩内での絵画活動の多様性としてとらえるや変遷については今後の課題としたいが、岩井正斎が「遠見絵巻」を描外野派や御用絵師と町絵師との、名古屋城内における作画場面の区別

の空間構想にそのまま当てはめることは危険なのであり、江戸時代の御の空間構想にそのまま当てはめることはほぼ通説となっているが、その図式を江戸時代後期の二之丸御殿の厚さを物語るに他ならず、それはまた名古屋城内の御殿や茶室をかつの厚さを物語るに他ならず、それはまた名古屋城内の御殿や茶室をかつれがちな正斎にしてかかる闊達な作品を描き得たのは、尾張の画壇の層結び付く訳ではもちろんない。しかし、尾張の絵画史において忘れ去ら本小論の本題である正斎作品の伸びやかな表現が、この多様性に直接

より不可能なのである。 殿障壁画全てを御用絵師や狩野派というキーワードから語ることはもと

まで大切に保存されてきたことに、改めて敬意を表したい。てきた中で、大森寺におかれては、尾張画壇の真髄ともいえる作品を今個性的である。名古屋の古刹の多くが明治維新や空襲により寺宝を失っ繰り返すが、大森寺所蔵の正斎の二作品は、気品があり、また自由で、

註

- 集発行)に翻刻掲載。(1)名古屋市蓬左文庫蔵。『名古屋叢書続編』第十三巻(一九六五年 名古屋市教育委員会編
- (2) 名古屋市蓬左文庫蔵。『名古屋莊屋が宅にて、庭前の木にてありしと伝ふ」と記すなど、多競あり。此所、元は名古屋庄屋が宅にて、庭前の木にてありしと伝ふ」と記すなど、多発行)に翻刻掲載。名古屋城の榧について「御深井丸之榧 西御堀端より見ゆる榧の大彩な記事にあふれる。
- (3)名古屋市蓬左文庫蔵。『名古屋叢書』第二十五巻(一九六四年)名古屋市教育委員会編集

発行)に翻刻掲載

- に翻刻掲載。(4)名古屋市蓬左文庫蔵。『名古屋叢書』第六巻(一九五九年)名古屋市教育委員会編集発行)
- (5) 神奈川県立近代美術館(青木文庫)。東京文化財研究所「明治大正期書画家番付データベー
- (6) 名古屋市博物館・徳川美術館にも別の写本が所蔵されている

ス」参照

- 二回は鍵奉行の裁許のもと同心計十名が最上階まで登っていた。(7)『金城温古録』によれば、天守の鍵は厳重に管理されていたが、掃除や風入れのため毎月
- (8) 尾張の狩野派と御用絵師については、名古屋市博物館展覧会図録「部門展 尾張の絵画

史 狩野派の画人たち」(昭和六十二年 編集発行名古屋市博物館)にまとめられている。

- 9 「尾張藩御用絵師と南蘋派」 『名古屋市博物館研究紀要』 一三号 一九九〇年
- 10 徳川林政正史研究所蔵 「尾州御留守日記」文政九年十一月十五日条。
- 12 11 徳川林政史研究所蔵 城宝館企画展「家康とごはん 御招待ノ時ノ記録」による。「嘉永六年藩侯御招待ノ時ノ記録」は、 名古屋市蓬左文庫蔵「青窓紀聞 画は霜傑茶屋のものと考えられる。 五日) で公開。 「張出留」および実物資料による。また現存する竹長押茶屋の障壁 名古屋城でいただきます」(会期令和五年一月一日~三月 卷四十四 名古屋城西の丸御蔵 人蔵「嘉永六年藩侯

《Title》

Paintings by Iwai Seisai from Daishin-ji Temple Collection

《Keyword》

Nagoya castle, Iwai Seisai, official painter, Kano school, cultivation drawing, folding screen Ninomaru Parace, castle tower

(研究ノート) 尾張藩下級藩士の旅行

種田 祐司

キーワード

族の看病 尾張藩 下級藩士 伊勢神宮 武士の菩提寺 関所手形 旅行 江戸出張 湯治 寺社参詣 榊原温泉 身延山 知多郡大野潮湯治 秋葉山 善光 家

はじめに

とを紹介したい。旅行の目的により大きく公用と私用に分け、 め、 も『御小納戸日記』は、『金城温古録』と並ぶ尾張藩・名古屋城の基本 かく分類して論述する。 た。ここではこの史料を中心に下級藩士の旅行事情について判明したこ 除之者など下級藩士の旅行に関する記事が多数出ていることに気がつい 支配の奥陸尺・奥坊主・奥医師・御風呂屋之者・御露地之者・御庭御掃 史料の一つといえる。筆者は 、四四)の期間しか調査できなかったことをお断りしておく。 名古屋城調査研究センターでは名古屋城整備などの事業に資するた 名古屋城や尾張藩に関する歴史資料を調査・研究してきた。なかで ただし江戸時代後期文化~天保年間 『御小納戸日記』 の調査中、 御小納戸役所 (一八)四 さらに細

公的な旅行

つ上司の承認が必要だった。 武士の旅行は基本的に公用で、 日程・宿泊先などいっさい自由がなかった。もう少し自由な要素 公的な旅行の代表は参勤交代に随行するも 私的な旅行は目的が制限され、 なおか

間、

二月廿七日

動があったためである。 戸役所は江戸にもあるので、 があるのは、 参勤交代以外で尾張と江戸を行き来する旅である。 支配の藩士は尾張と江戸でかなり頻繁に異 御小納

表ヱ罷下候旨御小納戸より相達候付、 御小性大橋浅太郎儀今暁爰許発足、 江戸同役迄為知申遣候 (3) 江戸

け 路 あった。その最大の原因は大井川などの川止めであった。そのため木曽 は江戸に出発するという報告書で、 ればならなかった。 このように尾張・江戸間はだいたい九日間であった。ただしこの史料 (中山道)を使うことも多く、 その場合は上司に届け出て許可を得な 実際には多少余分にかかることも

定詰陸尺

同御風呂屋之者

三人

木曽路旅行仕度、 右者明後廿九日発足、 願之通相済候様仕度御達申候 且面々痛所御座候付、 江戸表江罷下候処、 道中十日振旅行仕度旁奉願候 出水之程も難斗御座候付、

御 庭 頭⁽⁴⁾

木曽路経由で尾張・江戸間は、だいたい十日間であった。

尾張に赴く場合も同様であった。なく、到着が遅れるのは許されなかったのである。もちろん、江戸からとその旨江戸藩邸から尾張に報告があった。川止めなどの正当な理由がとその旨江戸藩邸から尾張に報告があった。川止めなどの正当な理由が江戸とを定期的に往復する飛脚を使ったのであろう。そして江戸に着く藩士が尾張を出発すると、その旨江戸に報告された。おそらく尾張と

ので、薬園奉行が木曽に薬草採集に出かけた史料のみを紹介する。出張した記録がある。ここにすべてのケースを列記することはできない復があげられる。また、地方の代官・奉行が赴任したり、管轄地内を巡視があげられる。また、地方の代官・奉行が赴任したり、管轄地内を巡視があげられる。また、地方の代官・奉行が赴任したり、管轄地内を巡視があげられる。また、地方の代官・奉行が赴任したり、管轄地内を巡視があげられる。また、地方の代官・奉行が赴任したり、管轄地内を巡視があげられる。また、地方の代官・奉行が赴任したり、管轄地内を巡視があげられる。また、地方の代官・奉行が赴任したり、管轄地内を巡視があげられる。

- 館研究紀要』第一三巻 一九九〇年)に翻刻・解説あり。種田祐司「資料紹介「薬草見分信州木曽山道中記」」(『名古屋市博物・三村森軒『薬草見分信州木曽山道中記』元文五年 名古屋市博物館蔵
- 古屋市教育委員会編・刊 一九六三年)に翻刻あり。・水谷豊文『木曽採薬記』文化七年 個人蔵。『名古屋叢書』第一三巻(名
- 吉田高憲『木曽道中日記』天保十一年 名古屋市鶴舞中央図書館蔵
- 三編 中央公論社刊 一九八一年)に翻刻あり。 大窪昌章『濃州信州採薬記』天保七年 『随筆百花園』第四巻(森洗

2 私的な旅行 寺社参詣

行が許可された。にいえば、おもに寺社参詣、湯治、家族の看病の三つの理由で私的な旅にいえば、おもに寺社参詣、湯治、家族の看病の三つの理由で私的な旅行が許可されたのであろうか。結論を先

(一) 身延山

宗の信徒のみならず多くの参拝者を集めていた。 身延山は甲斐国南部にある日蓮宗の本山の一つで、江戸時代には日蓮

如例夫々江申達候、委細達留ニ記ス十三日江戸表発足、兼而願済之通身延山ヱ致参詣、昨夕致上着候付、奥坊主組頭野田閑弥・松永玄以義立帰御供ニ而罷下候処、去ル

帰国する際、次のように身延参詣を禁止しているためであろう。なかった。それは、尾張藩は藩士が「木曽路(中山道)」を通って参詣・置するが、身延山参詣のため中山道・甲州道中を利用した例はひとつも身延山は東海道吉原宿・蒲原宿と甲州道中の甲府宿とのほぼ中間に位

御側物頭御小納戸頭取兼長屋惣十郎家来中村市左衛門、 顕之通被申達候哉、委敷書付を以可有候申達旨御申聞候趣及吟味候処、 候付人馬継立帳調印之儀、 右御触之趣全心附不申、 寄参詣之儀相願間敷旨兼而御触之趣有之候処、今般如何様之訳 山ヱ立寄参詣之儀をも被申達添候処、 其侭発足為致候儀ニ有之 調印之儀其筋ヱ申達候処、 御目付役所ヱ被申達、 略、 右側の線は筆者 右は木曽路被下候輩、 右市右衛門甲 調印も相済候事に 江戸表ヱ呼下 身延山立 州 ニ而前 身延

御小納戸頭取

ば木曽路ではなく東海道を通るように、とのことであろう。これは身延山参詣自体を禁止したのではなく、身延山に参詣したけれ

(2) 秋葉山

に下るか、御油宿に出た。川宿または袋井宿で分かれ山中を北上する。帰りは天竜川沿いに浜松宿地方でも信仰が厚かった。江戸方面から秋葉山に向かうには、東海道掛として遠江国の秋葉山があげられる。秋葉山は火除けの神として、尾張と眼・江戸の移動に東海道を使った場合、身延山以上に人気の参詣地

御目見得格

御小納戸詰並

菊池喜蔵

御小納戸詰並

辰巳岩蔵

罷登候旨 右ニ付御定日数之外四日之御暇相済去ル廿三日江戸発足、東海道旅行右ニ付御定日数之外四日之御暇相済去ル廿三日江戸発足、東海道旅行右者願済ニ而相州鶴岡八幡宮・江之島弁財天并遠州秋葉江立寄参詣、

無関係に、単独で参詣する場合もあった。している。秋葉山は尾張から比較的近いので、江戸・尾張間の移動とは、秋葉山に鶴岡八幡宮・江之島を加え、「御定日数」以外に四日必要と

(3) 善光寺

多に 事光寺を目指し、帰りは中山道の洗馬宿に合流するルートが一般的であ 数を誇ったといわれる。江戸方面からは中山道追分宿で北国街道に入り 数を誇ったといわれる。江戸方面からは中山道追分宿で北国街道に入り の信仰が厚く、江戸時代全国の寺社中、伊勢神宮に次ぎ第二位の参詣者 の信仰が厚く、江戸時代全国の寺社中、伊勢神宮に次ぎ第二位の参詣者

取計ハセ候兼而願済之通信州善光寺江立寄致参詣、昨夕致上着候付如例夫々兼而願済之通信州善光寺江立寄致参詣、昨夕致上着候付如例夫々奥坊主組頭山田寿悦儀立帰御供ニ而罷下候処、去ル十四日発足、

(4) 伊勢神宮

参詣が増加している。 世勢神宮は日本人の惣氏神として天皇家を始め庶民に至るまで、古代 伊勢神宮は日本人の惣氏神として天皇家を始め庶民に至るまで、古代 伊勢神宮は日本人の惣氏神として天皇家を始め庶民に至るまで、古代

奥陸尺

河内富次郎

小原瀬兵衛

行仕度候間、 通所御座候付、 右 ハ勢州参 宮御暇相済之上、明十六日日爰許発足可仕候処、 願之通相済候様仕度御奉申上候 里数多旅行仕候儀難渋二御座候間、 往来日数七日振旅 何れも

二月十五日

御 庭 預⁽⁴

て伊勢参詣のみを理由に申請しなければならなかったが、多くが許可さ れたようである。この例にあるように、 尾張から伊勢神宮は比較的近いが、江戸参府のルートとは外れる。よっ 日数は七日間ほどである。

(5) 菩提寺

と願ったと思われる。 遡って、大通院が先祖の菩提寺であることを調べ、先祖の供養をしたい 海郡渡刈村大通院に参詣した時のものである。尾張藩士の菩提寺は名古 屋周辺にあるのが一般的だが、おそらく理兵衛は戦国時代まで由緒を 級尾張藩士の深津理兵衛で、 次の例はやや特殊で、出典も『御小納戸日記』ではない。旅行者も中 天保十三年 (一八四二) 菩提所の三河国碧

御暇被下置候樣仕度奉願候、 私儀先祖之菩提所三州碧海郡渡刈村大通院江参詣仕度、 以上 往来共三日之

御細工頭

深津理兵衛

に大通院に出発する前日に出発の報告をし、 まずこの申請が上司 (城代・御側用人か) 帰宅の翌日その旨報告して に出され許可がおりた。 次

> で初日の早朝名古屋を発ち、 いる。 院で先祖の供養を行い、 なお日程を三日としているが、名古屋・大通院間は約三二㎞ 三日目の早朝帰路に着いたと考えられる。 大通院かその周辺に宿泊し、 二日目に大通 なの

3 私的な旅行 湯治

(1) 榊原温泉

ある。 どの温泉名も散見するが、 名古屋から一番近い温泉でもある。 藩士の旅行の目的で寺社参詣に次いで多かったのが、 『御小納戸日記』には、 ほとんどの記事は伊勢国榊原温泉であった。 飛騨国下呂・ 摂津国有馬・但馬国城崎な 温泉での湯治で

左之願書役懸を以指出候付、 暇被下置候樣仕度奉願上候、 林幸庵申聞、 夫勢州榊原温泉湯治仕候ハ、可然旨奧御医師勝田三香・町医師辻 **積御座候付、** 於私も同様奉存候間 薬服用追々養生仕候得共、 已上 御側御用人方江差出候私儀持病二 何卒往来日数之外二廻り之御 兎角不相勝難渋仕候、 疝

奥坊主

五月

松田伴寿

この申請書の記載事項は次のとおり。

- 1 病気治療のため薬を飲み続けているが、よくならない。
- 2 何廻りかの回数を示し、 医師が湯治を勧め、自分 自分も同意見である。
- 3 往復日数を加えた暇の許可を願う。

(2) 知多郡大野

いた。近く、年寄の成瀬家当主も江戸時代初めから大野で潮湯治をおこなって近く、年寄の成瀬家当主も江戸時代初めから大野で潮湯治をおこなってが知多郡大野の潮湯治である。大野は伊勢湾岸の北部にあり名古屋から『御小納戸日記』によると、榊原温泉と同じくらい治療に使われたの

奉願候、以上於私も同様奉存候間、何卒往来日数之外三廻り之御晦被下置候様仕度候、就夫知多郡大野村潮湯治仕候ハ、可然旨町医師岩井枡貞申聞候、私儀持病積気御座候付、薬服用追々養生仕候得共、兎角不相勝迷惑仕

奥坊主組頭

松永玄以

五月

含んでいる。 この申請の記載事項は、「榊原温泉」で示した①~③の要素すべてを

不相勝難渋仕候、付而ハ知多郡大野村潮湯治仕候ハ、可然旨町医師岩私伜同姓玄弥儀持病積気御座候付、薬服用為仕追々養生仕候得共兎角ニ唯願之趣承届候、尤御側御用人方ヱハ為承知咄置候和八卯年三浦泉悦伜同姓常八「御小納戸詰見習」飛州下呂江相越候例一 左之通願書役懸りを以差出候付、先例及吟味候処近例不相見、明

被下置候様仕度奉願候、以上井升貞申聞候、於私茂同様奉存候間、何卒往来日数之外三廻り之御暇井升貞申聞候、於私茂同様奉存候間、何卒往来日数之外三廻り之御暇

奥坊主組頭

松永玄以

六月

4 私的な旅行 家族の看病

国することになった。が病気になっても看病できないので、次のように暇をもらって尾張に帰して家族を名古屋に残し単身赴任となった。その場合、家族(とくに親)御小納戸役所支配の下級藩士に限らず、藩士は江戸詰になると原則と

定詰奥陸尺

右者親看病御暇奉願、去ル八日江戸発足、東海道罷登候処、昨夜上一番の一次の一次の一次の一下の一下を開かれている。 藤兵衛

二月十七日

着仕候、仍之御達申上候

御庭領

5 女性の関所手形

形が必要であるというの記事はまったくなかった。関所手形の記事があある。「御小納戸日記」中、藩士が尾張・江戸を行き来する際、関所手ある。「御小納戸日記」中、藩士が尾張・江戸を行き来する際、関所手、実際には女性を除き、道中手形で代用されることも多かったようで、実際には女性を除き、道中手形で代用されることも多かったようで、東海道や中山道には、それぞれ今切(新居)・箱根の関所、福島・碓

について今切の関所手形を申請した。 年(一八二七)三月、奥坊主の鳥居分弥が江戸詰となり、本人・妻・養 るのは、藩士の女性の家族・奉公人が旅行する場合に限られる。文政十 子・娘・下女二名の計六名で江戸に下ることになった。その際女性四名

今度江戸江引越申候、以来此女共ニ付出入之儀御座候ハ、、私江可被 頭・御用部屋懸鳥居分弥、妻・同人養子同姓専弥・娘并小女共に而 今切御関所無相違罷通候様御手形申請候、右は奥御同朋格・奥坊主組 女上下四人内鉄漿不附小女弐人、乗物壱挺従当御地江戸江罷下候間 以上

文政十丁亥年三月廿六日

仰聞候、為後日如斯御座候、

梶五郎三郎印書判

広瀬七左衛門殿 高橋司書殿

佐藤源左衛門殿

(欄外)

料紙美濃紙半切」

覚 女手形 梶五郎三郎

女上下四人

内

鳥居分弥妻

右は面体ニ疱瘡之跡御座候

右耳之脇腫物跡御座候

前髮之内刺居申候

前髮之先切居様ヱ届申候

面体贅三ツ御座候

右は鉄漿不附白歯ニ而振袖着用罷在申候

同人養子専弥娘

小女壱人

髮之内中刺御座候

(下女略)

乗物

壱挺

但引戸蓙色ニ御座候

打揚駕籠

弐挺

三月廿九日爰許発足罷下申候

御側物頭

三月廿六日

御小納戸頭取兼

梶五郎三郎

て厳しい改めがあったのである。さらに次のような注意書が出された。 武士の家族といえども女性は、庶民と同じく疱瘡・腫物跡などについ

於道中乍勿論猥成儀一切無之、口論等不致穏和二附添、 旅行セし

め候様精々可有御申渡候、尤右雲平義御目付方おゐて誓詞有之筈

候間、 呼出之儀可相達候

「本文之誓詞之義申達候趣も有之候間、 追而解申談有之候

21

- ても強気威勝成儀無之様可有御申渡候 道中往来繁キ所ニ而は万事心を附片寄通候様相心得、 宿々におゐ
- 様可致申含候 泊り宿之儀メり宜敷、 若出火之節退キ場模通能、 家居見計泊り候
- 其所ニ而取置、 右下女若相煩候ハ、其所之医師相願療治為致、 ハ、令逗留、少にても快候ハ、早速可令旅行候、万一致病死候ハ、 早速罷登候樣可有御申渡候 旅行難成病躰ニ候

趣御広敷御用人ヱ相達、 但両関所をも越候上病死等いたし候ハ、、 亦可有御申渡候 発足方之義も相伺候上罷登候様、 江戸表ヱ罷下右之

(略)

七月十六日

指示していることは興味深い。 人に届けること、とある。 に向かわせること、万一死亡した場合遺体を処置し、江戸の御広敷御用 般的な旅行中の注意に加え、下女が病気になった際の処置について 所の医師に治療を依頼し、 治癒次第江

ついては、まったく問題にされなかった。これは今切・福島の関所にお は中山道で福島関所のみであった。つまり箱根・碓氷の両関所の手形に る記事は十例以上あったが、約半分が東海道通行で今切関所のみ、残り どうしたのであろうか。『御小納戸日記』中で、女性の関所手形に関す ら江戸に向かう場合、 さて、この記事は今切関所手形申請の記事であるが、東海道を尾張か 次の箱根・碓氷関所の手形を発給するか、あるいは通過したこと 箱根関所も通らねばならず、こちらの関所手形は

を手形に裏書したのであろうか。今後検討したい。

料を紹介する。やはり今切関所の手形のことしかでてこない。 心服部四郎右衛門の娘と女中二名が江戸に赴く際の関所手形に関する史 次に時代を百数十年遡った寛文七年(一六六七)、沢井三左衛門の同

尾州より江戸へ指下申候ニ付、今切関所御手形申請罷下候、 服部四郎右衛門・娘・召仕之女、以上三人之内小女壱人・乗物壱丁、 付以来申分御座候ハ、可被仰付候、 為後日如斯御座候、以上 右之女ニ

玉置五郎右衛門書判 印判

寛文七年未閏二月十六日 成瀬豊前守殿

成瀬主計殿 冠土佐殿

おわりに

が、表面的な紹介に終始した感が強い。 本稿を終える。 ここまで尾張藩下級藩士を中心に、さまざまな形の旅行事例を論じた 今後の課題をいくつかあげて、

社参詣は許されなかったのか。 身延山・秋葉山・善光寺・伊勢神宮以外、 上級藩士と下級藩士とで手続き、許可条件等の違いはあるか。 たとえば京都・奈良の寺

他藩の藩士も同様に私的な旅行が許されたのであろうか。

註

- (1)徳川宗勝が八代尾張藩主になった元文四年(一七三九)から始まり、ほぼ毎年分が揃う。
- (2)奥村得義編。『名古屋叢書続編』(名古屋市蓬左文庫刊)所収
- (3) 『尾州御留守日記』(尾2-5-2) 文化十三年十一月二十七日条
- (4) 『尾州御留守日記』(尾2-52-1) 文化九年五月二十七日条
- (5) 名古屋市博物館蔵深津家資料I-一二五。『新修名古屋市史』資料編近世2所収
- (6)(2)に同じ[®]
- (7) 『尾州御留守日記』(尾2-65-2) 文政十三年五月七日条
- (8)身延山を経由しない場合でも江戸・尾張間に甲州道中を利用した例はない
- (9) (7) に同じ
- 寺にも参詣したという記事はなかった。 トで参詣することが多い。しかし『御小納戸日記』には、秋葉山に参詣する藩士が鳳来トで参詣することが多い。しかし『御小納戸日記』には、秋葉山に参詣する藩士が鳳来(10)御油宿に出るコースは途中鳳来寺があり、東国の庶民が伊勢参詣に向かう際、秋葉山とセッ
- (11) 『尾州御留守日記』(尾2-62-2) 文政八年三月晦日条
- 道を通る場合は上街道(木曽街道)を利用しなければならなかった。いわれ、尾張地方の庶民の善光寺参詣によく利用された。しかし尾張藩士が公用で中山(12)名古屋から大曽根・勝川・内津・土岐を経て中山道に合流する下街道は善光寺街道とも
- (1) 『尾州御留守日記』(尾2-54-1)文化十三年三月二十五日条
- (4) 『尾州御留守日記』(尾2-69-1) 天保五年二月十五日条
- (15)名古屋城下から伊勢神宮(内宮)までは一一五㎞ほどなので、片道三日は必要だったと

思われる

- (16) (5) に同じ。
- (17) 女性の関所手形については、次の論文が詳しい。

研究紀要』第二三巻第一号 二〇〇三年刊)所収 明倉有子「近世における女手形の発行と高田藩―関川関所を中心に―」(『上越教育大学

究は多いが、一つあげる。なくりの湯」が榊原温泉とされ、「三名泉」の一つであった。江戸時代の湯治に関する研なくりの湯」が榊原温泉とされ、「三名泉」の一つであった。江戸時代の湯治に関する研(18) この温泉は、「枕草子」に「湯はななくりの湯、有馬の湯、玉造の湯」とあり、この「な

内田彩「温泉情報の流通からみる江戸後期の「湯治」の変容に関する研究」(『観光研究』

二三号 二〇一一年刊)所収

『尾州御留守日記』(尾2-55-1)文化八年六月十三日冬

19

- 会図書館ミニ電子展示「本の万華鏡 第二三回 本から広がる温泉の世界」)(20)湯治は中世から七日を一回りとし、三回りするのがよいと言われていた。(出典:国立国
- (21) 二代藩主光友も大野の北にある横須賀に御殿を所持し、潮湯を行った。
- (22)『尾州御留守日記』(尾2-54-1)文化十三年五月二十二日条
- (23) 『尾州御留守日記』(尾2-53-1) 文化八年六月十三日条
- (24)『尾州御留守日記』(尾2-51-1)文化八年二月十七日条
- 『尾州御留守日記』(尾2-55-2)文化十年三月二十六日条
- (26) (25) に同じ

25

(27) 名古屋大学博物館蔵尾張藩大道寺家資料三六○。『新修名古屋市史』資料編近世2所収

$\langle Title \rangle$

Research note "Tirp of low-rank samurai of Owari Domain"

$\langle Keyword \rangle$

Owari Domain, low-rank samurai, trip, Business trip to Edo, Visiting temples and shrines, Mt. Minobu, Mt. Akiba, Zenkoji Temple, Ise Shrine, Samurai family temple, Hot spring treatment, Sakakibara Hot Springs, Salt bath therapy in Ono, Chita District, family nursing, handprint bill, Diary of Okonando Office

キーワード

二之丸 槽 門 唐門 中井正清 徳川家康 平岩親吉 主計屋敷 孔雀御門

はじめに

るものである。 る基礎的事実を整理し、また初期名古屋城の空間的特質について論及する基礎的事実を整理し、また初期名古屋城の空間的特質について論及す二つ之御門・唐門」の検討を通じて、慶長期の名古屋城作事過程に関す本稿は、霜月七日付中井正清宛藤田安重書状中にある「四つ之御矢倉・本稿は、霜月七日付中井正清宛藤田安重書状中にある「四つ之御矢倉・

の分析などを通して、さらに詳細な成果が得られつつある。 本丸天守が完成し、少なくとも同十九年末には本丸御殿も竣工したとされ、同二十年四月、城主徳川義直と春姫(浅野幸長の娘)の婚儀が本丸れ、同二十年四月、城主徳川義直と春姫(浅野幸長の娘)の婚儀が本丸れ、同二十年四月、城主徳川義直と春姫(浅野幸長の娘)の婚儀が本丸の分析などを通して、さらに詳細な成果が得られつつある。

が解明されている。

「望」
・ 世方、作事に関しては本丸天守・御殿の作事について、主に幕府の大

ついての研究があるものの、名古屋城全体でみたとき、それ以外の曲輪・このように、城郭の中核である本丸の造営に関しては、天守・御殿に

る。 は、築造に関する史料に乏しく、何がどの段階で建造されていたのいては、築造に関する史料に乏しく、何がどの段階で建造されたの建造物が建設されたことが想像されるが、本丸天守・御殿以外の建造物に十年の義直と春姫の婚礼までに、櫓や門をはじめとする城内の様々な建造物の成り立ちが未解明のことに属することに気づかされる。慶長

ている。

でいる。

な、これらを原因とする事実誤認も見受けられる。これらの史料の年代状類については、年代比定が曖昧なまま用いられているものも少なくなまま、、築城期に関する従来の研究で用いられてきた史料、とりわけ書

断っておく。 ■は判読不能文字、□は虫損、[] は複数文字の虫損、[] は割注、最 本稿における史料翻刻の掲載に関して、 なのような史料がある。なお、本稿における史料翻刻の掲載に関して、 ところで、名古屋城築城期に関わる史料として認識されてきたものに

【史料1】霜月七日付中井正清守宛藤田安重書状

仕事候、以上

御懇之御状過分ニ奉存候、如仰此中者以書状も不得御意、乍恐御床

へも此段可申遣候、恐惶謹言け共御座候、是者五三日中二出来可致候、御心安可被思食候、駿符二つ之御門・唐門共二皆々白土付仕廻申候、白土遅参候故、少付か皆々出来致候、御下代衆も頓而可為御上候と存候、四つ之御矢倉・敷存候、其元 禁中御作事方々御気遣共事察候、爰元御普請之儀者、

藤田民部

霜月七日 安重 (花押)

中太和守様

貴報

設されたという解釈が主になされてきたわけである。のまり、従来は慶長十七年に「四つ之御矢倉・二つ之御門・唐門」が建二説が存在するが、従来はおそらくは慶長十七年が有力とみられてきた。状である。後述の通り、本状の年代には管見の限り慶長十七・十八年の藤田民部安重なる人物から「中太和守」(中井大和守)へ宛てられた書本史料は幕府の大工頭をつとめた中井家に伝わる史料群の中の文書で、

に関しては、おそらくこれまでほとんど注目されてこなかったのではなの建造物の成り立ちを解明する一助になりうる。また、とりわけ「唐門」のよがって、「四つ之御矢倉・二つ之御門・唐門」の同定は、本丸以外の 曲輪の櫓が少なくとも一つは確実にこの中に含まれる。れら本丸の櫓を「四つ之御矢倉」の内に数えるにしても余剰が生じるため、本丸以外の曲輪の櫓が少なくとも一つは確実にこの中に含まれる。他・門であるかというと、これまで必ずしも明確な解釈がなされてきた櫓・門であるかというと、これまで必ずしも明確な解釈がなされてきた。では、この「四つ之御矢倉・二つ之御門・唐門」は名古屋城内のどのでは、この「四つ之御矢倉・二つ之御門・唐門」は名古屋城内のどの

いだろうか。

は、本丸天守・御殿以外の建造物の成り立ちにいる思想ない。 のまり、また基礎的事実を一つ一つ再整理していく必要があるという、 がくこととする。 なお、「四つ之御矢倉・二つ之御門・唐門」の内、「二つ之御門」は「白いくこととする。 なお、「四つ之御矢倉・二つ之御門・唐門」の内、「二つ之御門」は「白いくこととする。 のまり、また基礎的事実を一つ一つ再整理していく必要があるという、 なお、「四つ之御矢倉・二つ之御門・唐門」を厳密に解釈していくこ

などは、基本的にこの内に含めないこととする。門」を除き)櫓門であることを前提とし、冠木造とされる本丸不明御門したがって、本稿において名古屋城内の門について言及する際は、(「唐土」が施されたという文脈等から、櫓門の類いであることが想定される。なお、「四つ之御矢倉・二つ之御門・唐門」の内、「二つ之御門」は「白

1 霜月七日付中井正清宛藤田安重書状の検討

年代に作成されたのかという根本的なところから解読を試みたい。それでは、まず【史料1】の内容を読み取った上で、当該書状がどの

(1) 書状の概要

る。すなわち、④「其元 禁中御作事」で色々と御気遣い事があるもの藤田民部安重なる人物が中井大和守に宛てて、主に次のことを述べてい建築に関する書状であることが想定できる。具体的に【史料1】では、料群の一つであるため、宛名の「中太和守」は中井大和守であることが料群の一つであるため、宛名の「中太和守」は中井大和守であることが失述の通り、【史料1】は幕府の大工頭をつとめた中井家に伝わる史

うことである。 うことである。 うことである。 うことである。 うことである。

とが読み取れる。中井はこのとき在京しており、また藤田民部は京都以外の場所にいるこ大和守が「其元」で「禁中御作事」に従事していることがわかるので、大和守が「其元」で「禁中御作事」に従事していることがわかるので、中井を藤田民部が中井大和守へ報告するという形になっている。また、中井を藤田民部が中井大和守へ報告するという形になっている。また、中井を藤田民部が「東京は、東京は、東京に関する箇所で、普請進捗を表現している。

年に比定している。一方、横田冬彦氏は、古屋城』が「慶長十七年ヵ」としており、 るが、その点において特に 解を異にする。しかし、いずれの書籍・論考も比定根拠を具体的に示し 井正清の居所と行動を追う中で、 横田氏の論考が各年の正清の居所・動向をとりまとめることを趣旨とし 名古屋城研究においても多くの基礎的な見解・史料を提供してくれてい ていない。いずれの書籍・論考も敬服すべき優れた成果を残し、 二説が存在する。慶長十七年説に関しては、推定も含めると、 先述の通り、【史料1】をめぐっては、 『名古屋城』 本状を慶長十八年に比定しており、 の影響力が大きいということや、 年代比定で慶長十七・十八年の 近世中井家の初代とされる中 後藤久太郎・山本紀美氏も同 今日の 名

> でいるため、当該論考における本状の年代比定が顧みられにくいという ているため、当該論考における本状の年代比定が顧みられにくいという のたい。

(2) 発給年代の検証

宛名の人物も同人物に比定できる。 この期間に中井家で「大和守」であったのは初代中井正清であるので、 逝去するので、まずは慶長十二年から元和元年の期間に絞れる。 三月十一日より駿府に滞在しており、 ない。家康が駿府城に入るのは慶長十二年七月三日だが、 康が駿府城で隠居生活を送った、いわゆる大御所時代を除いて考えられ がいる江戸ではなく、駿府へ作事報告することがあった時期は、 箇所である。中井家が携わる幕府関係の城郭建築で、 まず注目すべきは、本文末尾にある「駿符へも此段可申遣候」 また元和一 一年 (一六一六) 将軍あるいは幕閣 実際には同年 几 徳川 月に

【史料2】慶長十七年五月十一日付家康黒印状作事奉行衆の一人として任じられた「藤田民部」が確認できる。としては、次に掲げる慶長十七年五月十一日付家康黒印状にて名古屋城の一方、この期間の幕府関係の城郭建築に係わる「藤田民部」なる人物で

一尾州那古屋御城御作事奉行衆之事

長野内蔵允/日向半兵衛/原田右衛門/大久保石見/小堀遠江/村上三右衛門/

上方より罷下候職人作料之儀者、上方にて被下候事寺西藤左衛門/藤田民部/水谷九左衛門

慶長拾七年子五月十一日しはいハ、三河より参候よし

(黒印)

中井大和守へ

持たせて慶長十六年~元和元年に絞ることとする。 時に作事奉行に任じられている「原田右衛門」・「寺西藤左衛門」は、 年代を慶長十七年~元和元年に絞ることができる。ただし、このとき同 城作事に関わるものと確定できよう。 物の従事は名古屋城作事の他に確認できないため、 の件で作事準備に係わっていることがわかっているので、ここでは幅を 長十五年(つまり同十七年の作事奉行任命以前)には「なこや御材木」 作事に係わり始めるのもこの前後と考え、その点において【史料1】の れるのは【史料2】の通り慶長十七年五月のことであるため、 の一人として初期藩政に携わった人物である。安重が作事奉行に任じら 「男の松平忠吉に仕え、忠吉の死後、 慶長十二年~元和元年の期間に中井家が携わる城郭作事で、 義直へ附属され、尾張藩の国奉行 この藤田民部安重は、 (史料1) はじめ家康 名古屋城 同名の人 は名古屋 慶

翌十八年にかけての内裏造営である。年である。すなわち、慶長十六年の新上東門院御所造営、同十七年から作事」に取りかかっていることが確認できるのは、慶長十六・十七・十八た。ただしその中で、指図の作成や種々の調整などを除き、具体的な「御間は、比較的いずれの年も中井家は禁中作事関連の事柄に携わっているに注目するのは「禁中御作事」である。慶長十六年~元和元年の期次に注目するのは「禁中御作事」である。慶長十六年~元和元年の期

たい。 考えられるが、 中作事よりも大和方面のことに言及していてもよいように思えるが、そ のような内容は確認できない。以上より、 11 にもみえ、たとえば、 十一月上旬前後の正清は主に大和方面の寺社作事等に携わっているよう ようにみえ、禁中作事の具体的な進展も確認できないため、蓋然性は低 棟に至った。 所地鎮が催行され、 い。慶長十七年においては、十二月十一日に禁裏釿初を行っているが、 て相談している。仮に 指摘するならば、 この内、 十一月前後で実際に作事関係の出来事が確認できる年を強 慶長十六年については、 確証とはならないため、もう少し他の文言に着目してみ 同十二日より同御所安鎮法が行われ、同十九日の上 慶長十八年となる。 十一月一日に奈良春日社へ赴き、 【史料1】が慶長十七年の書状だとすると、禁 十月下旬頃に正清は在駿府である すなわち、 慶長十八年の蓋然性が高いと 十一月五日に新造御 春日社作事につ

とがうかがえる。日常的な病臥ではなく、少し重めの症状を「伊賀殿」が患ったというこ日常的な病臥ではなく、少し重めの症状を「伊賀殿」が患ったというこはこの知らせを受け、「驚入」ったとある。このことから、風邪などの最後に注目するのは、追伸部分にある「伊賀殿煩之儀」である。安重

十六・十七・十八年それぞれのこの時期の勝重の動向・状態についてみてその前月から十一月上旬にかけてのことと考えられるため、慶長て知らせを受けたのは、【史料1】の書状を発した日付から推測して、取っていたことは他史料からも確認できる。安重が勝重の「煩」につい取っていたことは他史料からも確認できる。安重が勝重の「煩」についとみて間違いない。勝重が正清と書状のやりとりを通じて密に連絡をこの「伊賀殿」は、江戸時代初頭の京都所司代である板倉伊賀守勝重

以上より、「夬斗し」うミントで……を得た様子は確認できず、普段通りの活動をしているようにみられる。(窓)を得た様子は確認できず、普段通りの活動をしているようにみられる。 二十日に勝重は眩暈の症状が得たが、すぐに快復したことがわかり、 ときの勝重の症状については、『時慶記』同年十一月二日条に「板伊賀 以上より、【史料1】の年代は慶長十八年に確定できよう。なお、この いということになる。 は十月下旬の勝重の「煩」とその早期快復については知らせを受けたも 守為見廻以使者申候、未表へ不出由候」とあり、十月下旬の「眩暈」の 料1】の内容に符合する。他方、慶長十六年十月~十一月上旬、 は「板倉伊賀守昨夜眩暈ノ由候、(中略) こしたという事実である。すなわち、『時慶記』同年十月二十一日条に 症状は一旦快復したものの、その後再び病に臥したことがわかる。安重 その上で注目されるのは、慶長十八年十月下旬に勝重が「眩暈」を起 その後の経過については【史料1】発給段階で未だ承知していな 早快気由候」とあり、 十月 慶長 史

めて確認された。名古屋城築城という観点でみると、慶長十八年十一月 を指すのであろうか。次にこの点について検討を加えていきたい たことになる。同作事が始められたのも同年と考えてよいだろう。 、漆喰の施工を一部残してはいるものの)完了したという事実が確定し それでは、この「四つ之御矢倉・二つ之御門・唐門」とはどの櫓・ 以上の検証によって、【史料1】が慶長十八年に発給されたことが改 漆喰が施された「四つ之御矢倉・二つ之御門・唐門」の作事が 門

2 四つ之御矢倉・二つ之御門」 はどの櫓・門か

本章では「四つ之御矢倉・二つ之御門」について具体的に検討してい

倉・二つ之御門」であるのかを確認するために、議論の前提として【史く。築城期の作事がどのように進められた中で建設された「四つ之御矢 料1】の前年にあたる慶長十七年の名古屋城での作事進捗と江戸時代の 城作事の進め方についてのいくつかの事実を整理・確認し、これらを踏 名古屋城に存在した櫓・門、そして【史料1】から浮かび上がる名古屋 まえ「四つ之御矢倉・二つ之御門」の同定を試みたい

(1) 慶長十七年の作事

以下、先学の研究成果に拠りつつ、 程について整理していきたい。 ここでは慶長十七年の名古屋城での作事進捗について確認しておく。 一部補完修正する形で同年の作事過

①慶長十七年の作事対象

が手がかりとなる。

慶長十七年の作事対象として想定された建造物については、

次の史料

【史料3】〔御用帳〕

尾州御城御作事

御ひろま 御殿 御たい

御書院 遠侍 御天守同小天守

右之分材木早々御取、 来年中二皆々出来仕様ニと之

長十六年には未だ小天守の石垣普請が行われており、 天守は同十七年末に出来するので、文中の「来年」は同十七年を指 物を「来年中」に全て完成させるようにとの家康の意を伝えている。 当該史料は、 つほね御長屋ハ遅ク候ても不苦候と 名古屋城の作事において、「御ひろま」をはじめとする建 また後述の通

御

御

少なくとも慶長十六年段階で、 史料中の「御殿」は対面所を指すものと推測される。ひとまずここでは 段階での目下の作事対象は、 の作事完了が目指されていたことを確認しておく。 屋」は現在でいうところの本丸御殿を構成する各殿舎であると考えられ、 ひろま」・「御殿」・「御たい所」・「御書院」・「遠侍」・「御つほね」・「御長 営当初の設計図面と目される「なこや御城之指図」を参照すると、「御 が「御つほね」・「御長屋」であったことが明らかとなる。慶長期本丸造 当該史料は同十六年に作成されたものと考えられる。つまり、 |遠侍]・「天守同小天守」といった建物であり、これらの次にくる対象 「御ひろま」:「御殿」・「御たい所」・「御書院」・ 翌年中の本丸内の天守・御殿内主要殿舎 同十六年

②作事の進捗

ても、 とから、同年五月頃から始められたと推測される。また御殿作事に関し 料2])後、 御殿ともに、慶長十七年五月、家康により作事奉行が任命された(【史 棟梁衆扶持方覚で同年六月から大工が従事していたことが確認できるこ 守作事に関しては、【史料2】が慶長十七年五月十一日付であることや、 城築城で使用する木材等資材の準備は同十五年より進められていた。天 殿の作事が進められた。天守・御殿建造用かどうかは不明だが、 【史料3】で確認した通り、慶長十七年、名古屋城では本丸天守・御 五月頃より本格的に始められたとみてよいだろう。すなわち天守・ 城戸久氏が指摘する通り、 作事が本格的に始められたと考えられる。 慶長十七年正月の家康の 「仰付」によ 名古屋

料5】にみられるように、 示が、家康の下にいる駿府奉行衆から正清へ伝えられ、作事奉行衆も ところが、 翌六月には、 方針転換に迅速に対応した。 早くも【史料4】のように作事方針変更の指 史

【史料4】六月二十八日付中井正清宛本多正純外五名連署書状

以上

急度申入候

御天主斗早々相立可申候事

御天主立候後、御家をハ立可申候事

御天主御家両方一度ニ立候ハ、、 急御天主を立可申候由 人足以下なにかニ付手まハし如

御諚二候、

恐々謹言

竹山城守

何候間、

六月廿八日 正信 (花押

村茂助

直吉

(花押

成隼人正

正成 (花押

安帯刀

直次 (花押

大石見守

長安 (花押)

本上野介

正純 (花押

【史料5】七月四日付小堀政

他三名連署書状

中井大和守殿

書申入候

従駿符御年寄衆如此申来候、 (南、以下同) 貴様へも駿符ら御状参候、 定而右之

こ、もと御普請之様子并御材木之様子、 皆々御家立申候衆、 駿符へも御家之手伝御殿主へかけ申候通御返事申入候事 趣可有御座候へ共、 恐惶謹言 此方へ参候御状をも写候て進之候事 手伝少つ、置候て、 御殿主へかけ申候事

小遠江守

Н 政一 (花押)

日半兵衛

(花押)

長内蔵系

(花押)

鈴左馬介

(花押)

櫓・門や他曲輪の櫓・門等の作事が並行して進められていたとは考えに 時点での作事対象として言及されるのが、天守と御殿の二つのみで、ま るようにとの家康からの指示が伝えられている。注目したいのは、この すなわち【史料4】では、まず天守を急ぎ建造し、その後に御殿を建て で本丸天守・御殿が目下の作事対象であったことも勘案すると、 天守・御殿しか言及されていないことに加え、慶長十六年段階(【史料3】) 先して)加勢させようとするのが合理的判断であろう。作事対象として らば、天守の作事にかける人足は、それらからも(むしろ御殿よりも優 本丸の櫓・門、あるいは他曲輪の櫓・門等の作事を同時進行しているな 足から天守の方へ加勢として廻されたということである。もしこのとき、 た【史料5】で示されている通り、天守の完成を急ぐために、 御殿の人 本丸の

> 殿のみであったと指摘できる。 くいのである。つまり、この時点で作事が行われていたのは、 御

作事は継続して行われたと考えられる。 年寄衆へ天守完成の報せが届いた。他方、 増員が図られ、天守作事が急ぎ進められた。その後、天守については、 九月二十七日に「棟上出来」となり、年末には作事完了し、 天守作事に人足が廻され、八月二十三日前後には上方からの大幅な大工 さて、【史料5】のように六月末から七月初頭にかけて御殿作事から 御殿に関しては、 江戸の幕府 翌年以降も

年における名古屋城作事の対象が専ら本丸天守・御殿であったことを再 ある蓋然性は低いことを改めて指摘しておく。 度確認しておきたい。また、このことからも【史料1】が慶長十七年で ここでは、 以上の通り慶長十七年の作事進捗を整理するとともに、 同

(2) 名古屋城における櫓・門

①江戸時代の名古屋城に存在した櫓・門

櫓十一基・門五基が存在したことがわかる。 世紀に編纂された『金城温古録』を参照すると、少なくとも同時期には 次に、江戸時代の名古屋城に存在した櫓・門を確認しておこう。十九

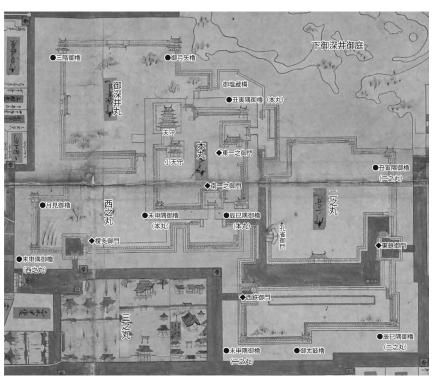
(一六四四) に尾張藩が幕府へ提出した城絵図の控えと考えられる「正 他方、門については、本丸の南一之御門・東 櫓·三階御櫓、 の丑寅隅御櫓・辰巳隅御櫓・御太鼓櫓・未申隅御櫓、 櫓については、 東鉄御門、 西之丸の月見御櫓・未申隅御櫓の計十一基が確認できる。 西之丸の榎多御門の計五基が 本丸の丑寅隅御櫓・辰巳隅御櫓・ 一之御門、 確認できる。 未申 御深井丸の御弓矢 二之丸の西鉄御 隅御櫓、 正 **-**保元年 二之丸 名古屋城調査研究センター研究紀要

且つその他の櫓・ 保四年名古屋城絵図」(徳川美術館蔵) より幕末まで過不足なく存在し続けたといえる 門は確認できないので、 でもこれらの櫓 上記の櫓 (図1参照)。 門が江 ・門は確認でき、 時代前期

る

②慶長十六年時に計画されていた櫓 門

しかしながら、慶長十五年石垣普請前後の名古屋城設計図と考えられ



18世紀における名古屋城の櫓・門 図 1 (「享保十四年酉年名護屋絵図」愛知県図書館蔵、 部分、一部加工、 ※●は櫓、◆は櫓門であることを示す)

御櫓、 わち、 かれているものの、 「なこや御城惣指 江戸時代を通じて存在が確認できる二之丸丑寅隅御櫓と西之丸月見 実際に江戸時代を通じて存在した櫓には、 同未申隅御櫓が同指図には描かれていない。 同指図では御深井丸南西隅と同北東隅 これらは江戸時代を通じて存在が確認できない。 図」で描かれた櫓 (=当初建設が予定されていた櫓 (御塩蔵構寄り) 若干の相違がある。 に櫓が描 すな ま

あったが、 指図に貼られることがなかったということや、 定できる。 こや御城惣指図」 二之丸丑寅隅御櫓と西之丸月見御櫓、 後に剥離し現在に至ったということなども可能性としては想 が貼絵図であることを考慮すると、 同未申隅御櫓については、 あるいは実際には貼って 何らかの事情で同

ため、 して、 れ、 設計段階から計画変更され、 建てられなかったものと理解する。 年の間に撤去されたとは考えにくく、またそうした記録も確認できない された(そして、その後撤去された) 認できない御深井丸南西隅と同北東隅の櫓は、 く幕末まで存在し続けたと考え、 丸南西隅・北東隅) 実際に櫓が建てられた後、「正保四年名古屋城絵図」までのおよそ三十 問題は、 これらを含め築城当初に建てられた櫓はいずれも撤去されることな 同指図にはみられない櫓が、二之丸に一 本稿では上記二つの櫓は建設が予定されていたものの、 同指図に描かれた(貼られた) は実際には建てられなかったという理解である。そ 指図で示された御深井丸二基の櫓 以下論を進めることとする。 つまり、 のかどうかである。 櫓の内、 「なこや御城惣指図」での 基、 築城当初には実際に建設 西之丸に二基建設さ 江戸時代に存在が確 上記二か所に 実際には (御深井

ところで、慶長十六年五月時点で建設が計画されていた櫓・門等につ

【史料6】尾州那古屋御城御矢倉御長屋鍛冶衆入札いて、次に掲げる史料でうかがい知ることができる。

尾州那古屋御城御矢倉御長屋鍛冶衆入札

一六拾八石 二階御矢倉 〔六間二/七間〕 弥左衛門

但、御矢倉三つ有

一七拾九石五斗 三階御矢倉 〔六間二/七間〕

久右衛門

但、御矢倉四つ有

三拾五石 御門二階分 〔拾一間二/四間〕 同

五石五斗 御門矢倉 〔十一間半/四間〕

同人

卅

四拾五石五斗 御門二階分 〔十四間二/四間〕 久兵衛

四拾壱石五斗 御門矢倉 〔十三間/四間〕 同人

一四拾石 御門二階分 〔十弐間/四間〕 久左衛門

| 拾五石 | 御本丸御長や〔三間ニ/十間〕 | /彦左衛門

(清左衛門

九拾五石 二ノ丸三階金手矢倉〔十弐間/四間〕/又左衛門拾弐石六斗 弐ノ丸御長や〔三間ニ/十間〕 同人

彦右衛門

慶長十六 五月十五日

以上

のと考えた方が穏当であると判断される。こや御城惣指図」よりも、江戸時代に実際に存在した建物に対応するもは構造・数ともに、江戸時代に実際に存在した櫓とほぼ符合するので、「ならの変更が決定されていたのか否かは不明である。ただし、櫓に関してこの慶長十六年五月時点で、「なこや御城惣指図」にみえる建造計画か

御深井丸の三階御櫓の四基であろう。とされる「三階御矢倉」は本丸の丑寅隅御櫓・辰巳隅御櫓・未申隅御櫓、深井丸の御弓矢櫓、西之丸の月見御櫓・未申隅御櫓の三基、「四つ有」の、一、大田の田の川のでは、「三で有」とされる「二階御矢倉」は御御を立わち、「二之丸三階金手矢倉」は二之丸の丑寅隅御櫓・辰巳隅御櫓・すなわち、「二之丸三階金手矢倉」は二之丸の丑寅隅御櫓・辰巳隅御櫓・

(御門二階分」を西之丸榎多御門に比定しておく。 「神門二階分」を西之丸榎多御門に比定しておく。 「御門二階分」を西之丸榎多御門に比定しておく。 「御門二階分」を西之丸榎多御門に比定しておく。 「御門二階分」を西之丸榎多御門に比定しておく。 「御門二階分」を西之丸榎多御門に比定しておく。 「御門二階分」を西之丸榎多御門に比定しておく。

におい。 には、慶長十六年五月段階で、後に実際に建設されることとなる 224 にこでは、慶長十六年五月段階で、後に実際に建設されることとなる 224 により 200 に

(3) 名古屋城作事の進め方

な事柄であるので、以下で整理し、先学の見解の見直しを図りたい。 ちばいくつかのことをおさえておく。名古屋城の作事過程を考える上で重要 燐液に、名古屋城作事の進め方について、【史料1】から浮かび上がる 蘇

①諸建築の作事はグループにわけて段階的に進められた

に進められたということである。何グループがにわけ、それら作事対象のグループごとにある程度段階的何グループがにわけ、それら作事対象のグループごとにある程度段階的まず指摘したいのは、櫓・門を含む城内諸建築の作事は、作事対象を

櫓・門全でであったということがわかる。 まず【史料1】における安重の報告では、漆喰施工の完了を以て「爰元御普請之儀者、皆々出来致候」と述べているように読み取れる。すな元御普請之儀者、皆々出来致候」と述べているように読み取れる。すな元御書請之儀者、皆々出来致候」と述べているように読み取れる。すな元の作事対象はこれらの櫓・門のみで、しかもこれらは計画通り出来したの作事対象はこれらの櫓・門のみで、しかもこれらは計画通り出来したの作事対象はこれらの櫓・門のみで、しかもこれらは計画通り出来したの作事対象はこれらの場がであったということがわかる。

屋城 とすると、 期的に) 倉・二つ之御門・唐門共ニ皆々」 は断定は難しい。 意味し、専ら「四つ之御矢倉・二つ之御門・唐門」 と、「爰元御普請」 了するとは考えがたいので、 これらが計画通り出来した櫓・門であることが読み取れるため、 ところで、「爰元御普請之儀者、 の工事、すなわち諸建築の全工事が完了した、あるいはこのとき 「御普請」 の工事が完了した、という二つの解釈ができる。 慶長十八年十一月段階で本丸御殿も含めた名古屋城全作事が完 作事対象に設定していた櫓・門(「四つ之御矢倉・二つ之御門 「四つ之御矢倉・二つ之御門・唐門」の作事完了を以て名古 が ただしいずれの解釈にせよ、 「皆々出来」という意味になり、 は名古屋城普請の中の一 後者の解釈のように思われるが、 K 皆々出来致候」は、 「白土」を施したという報告からは、 部の 先述の通り (短期的 の作事を指すことに 後者の解釈だとする 名古屋城全体 前者の解釈だ 「四つ之御矢 作事計画を 現時点で 名古屋 長 短短

のグループごとに作事が進められたことを指摘できるだろう。城全作事の内でも、作事対象がいくつかのグループにわけられ、それら

もある程度段階的に進められたことが指摘できよう。つかのグループにわけられた作事対象ごとに作事が進められ、 あり、 段階的に作事が進められたといえよう。換言すると、諸建築の作事が 殿の作事が一齊に着手せられ、これ等の作事奉行と一括して、この日大 れていることに関して、 築の作事の進行には時期差 されたことを本稿で再確認した。つまり、 和へ作事奉行を通達したものであらう」との見解を示し、同様の認識 は、慶長十七年五月十一日付の 斉に同時進行で行われたわけではないということになる。 られたことも考えあわせると、作事対象をわけたグループは、 名古屋市の書籍等でも一定程度踏襲されていることがうかがえる。 し先に確認した通り、慶長十七年に進められたのは天守・御殿の作事で また先に確認した通り、 翌年に 「四つ之御矢倉・二つ之御門・唐門」(【史料1】) 「慶長17年5月11日頃に於て、 慶長十七年に本丸天守・ (段階差) があることが明らかであり、いく 【史料2】で名古屋城作事奉行が任命さ 本丸天守・御殿も含めた諸 御殿のみ作事が進 諸櫓、 かつて城戸氏 諸門、 ある程 時期 が建造 的

ある程度段階的に作事が進められていったとみるのが穏当であろう。造物は、天守完成の後、作事対象としていくつかのグループにわけられ、設定され、慶長十七年に実際にこれらの作事が始められ、それ以外の建以上を総合すると、まず優先すべき作事対象として本丸天守・御殿が

②櫓・門作事が天守・御殿に先行した可能性

ではなく、それ以前に行われていた可能性の指摘もある。たとえば、慶一方で、こうした見解に対し、諸櫓・門の作事が天守・御殿作事の後

大方進んでいたという見方も可能である。 長十六年五月十五日付の【史料6】で、櫓・門等の鍛冶衆入札が行われ たことが確認できるが、当該史料に記された建造物の作事がこの時点で

殿以外の櫓・門等の作事が行われたことを明確に示す史料を確認できな 慶長十八年以降に進められたという見方も可能だが、【史料3】が示す 慶長十七年の天守・御殿作事に先行して完了し、残りの櫓・門の作事が 衆入札は作事の進捗に直接的に関係なく、(作事の着手前に)あらかじ それ以降に諸櫓・門の作事が順次行われていったと考えるべきであろう。 いことなどを勘案すると、やはりまず本丸天守・御殿の作事が優先され、 高いクラスの建造物であるということ、また慶長十七年以前に天守・御 れていたということや、天守・御殿が城郭内でも重要度・象徴性が最も ように、慶長十六年段階の計画として、まず天守・御殿の作事が想定さ め一括して行われたということが指摘できよう。また、一部の櫓・門が われたことが本稿で改めて確認された。これにより、【史料6】の鍛冶 とも「四つ之御矢倉・二つ之御門」に関しては、慶長十八年に作事が行 しかし、【史料1】の検討によって、名古屋城の櫓・門の内、 少なく

慶長十八年には、近江国馬淵・岩倉両村の石切が動員され、本丸御殿「け 成したが、本丸御殿の作事は翌年以降も継続して行われたとみられる。 んくわん御敷石并御料理之間御いろり石御用」に従事したことがわかっ 慶長十八年十一月頃に 慶長十七年、天守作事への大工集中動員が奏功して、同年末天守が完 内装に関わる工事も着々と進められていったと推察される。 「四つ之御矢倉・二つ之御門 唐門_ の作事が

③慶長十七年天守完成以降の作事―本丸御殿と櫓・門

完了したことを踏まえると、慶長十七年天守完成以降の作事過程として

門等は一斉に同時進行ではないだろうが-きるだろう。 は、本丸御殿の作事とそれ以外の櫓・門等の作事が並行して―ただし櫓 ―進められていたことが指摘で

(4)「四つ之御矢倉・二つ之御門」 の検討

定を試みたい。 以上整理してきた事柄を前提に、「四つ之御矢倉・二つ之御門」の同

門、(b) 二之丸西鉄御門・同東鉄御門のいずれかになろう。 門というような設定の仕方など―を読み取るべきであろう。その上で、 二之丸の二基、御深井丸の一基、西之丸の一基というように―選り分け 「二つ」の門の候補を考えてみると、(a) 本丸南一之御門・同東一之御 には、ある程度の作為・意味 (括り方) ―たとえば、同一曲輪内の櫓 られてできたグループとは考えがたい。 ループが、名古屋城の櫓・門から無作為に―たとえば櫓四基について、 のグループにわけられ作事が進められたことを指摘したが、これらのグ まず「四つ」・「二つ」に着目してみたい。 したがって、「四つ」・「二つ」 前節で作事対象がいくつか

う。この内、(A) は 丸に存在した全櫓で、 れる櫓である。 同 同辰巳隅御櫓・同御太鼓櫓・同未申隅御櫓、 辰巳隅御櫓·同未申隅御櫓·御深井丸三階御櫓、 また、「四つ」の櫓の候補を挙げてみると、(A)本丸丑寅隅御櫓 三階御櫓・西之丸月見御櫓・同未申隅御櫓の三パターンを想定できよ В は二之丸内の全櫓である。 【史料6】で「四つ有」の「三階御矢倉」と目さ 数の上で計四基となる。 C (B) 二之丸丑寅隅御櫓 C 御深井丸御弓矢櫓 は御深井丸と西之 同

それでは、 櫓・門の組み合わせの蓋然性を考えてみよう。まず、 四四

る蓋然性は高いといえよう。 の組み合わせのみが該当し、二之丸の櫓・門全でと捉えることができる。の組み合わせが最も違和感のない解釈となる。なお、次章の結論を先この組み合わせが最も違和感のない解釈となる。なお、次章の結論を先立の組み合わせが最も違和感のない解釈となる。なお、次章の結論を先の一の「唐門」もこの屋敷に建てられた門と推定できるので、「四つ之御中の「唐門」もこの屋敷に建てられた門と推定できるので、「四つ之御中の「唐門」もこの屋敷に建てられた門と推定できるので、「四つ之御中の「唐門」もこの屋敷に建てられた門と推定できるので、「四つ之御を含まった。」と同じ二之丸にある(B)―(b)である蓋然性は高いといえよう。

象の曲輪の組み合わせとしてもどこか中途半端な印象を受ける。
b)の組み合わせは、蓋然性が低かろう。短期的な計画における作事対おいては、おそらく多門櫓を通じて隅櫓との接続等を考慮する必要があされた櫓・門と仮定してみる。本丸及び二之丸(の一部)の門の作事に次に、「四つ之御矢倉・二つ之御門」が複数の曲輪にまたがって設定

ある蓋然性が高いことを指摘したい。 ず本稿では「四つ之御矢倉・二つ之御門」は二之丸の櫓四基・門二基でに否定しきれないものの、先述の通り「唐門」との関係から考えて、(B)は本丸の二基(a)に絞られよう。この(A)―(a)の可能性を明確は本丸の二基(a)に絞られよう。この(A)―(a)の可能性を明確は本力の二基(a)に絞られよう。この(A)―(a)の可能性を明確は本力の二基(a)に絞られよう。この(A)―(a)の可能性を明確は本力の二

3 「唐門」と主計屋敷

(1) 名古屋城における「唐門」

最後に、【史料1】中の「唐門」について検討を加えたい。一般に唐

等に設けられる格式高い門の一類型と見受けられる。用いられた」とされる。概して、高貴な身分の者が出入りする寺・邸宅門につぎ、棟門より一段格式の高い門」で「寺の子院や上流住宅の門に門とは「屋根全体が反転曲線の唐破風形になった門」のことで、「四脚門とは「屋根全体が反転曲線の唐破風形になった門」のことで、「四脚

われる。
や御城之指図」にはそれらしき門は見当たらず、また現実問題としてもを御城之指図」にはそれらしき門は見当たらず、また現実問題としてもとしてまず想定されるのは、城郭の中核であり、天守や城主徳川義直のかれる。

唐門は、この孔雀御門ただ一つである。門が存在した。そして、江戸時代の名古屋城において存在が確認できる実は、後に二之丸に造営される二之丸御殿には、孔雀御門と称される唐をれでは、本丸でないとすると、次に想定されるのは二之丸となろう。

(2) 二之丸における主計屋敷と家康の御座所

①主計屋敷内の新殿

そのことを示すのが次の史料である。親吉は名古屋城築城期に、二之丸内の屋敷に住していたとされている。なると、幼少の義直に代わり執政として尾張の国務を掌った人物である。平岩親吉は家康の重臣の一人で、慶長十二年に義直が尾張国の国主と

【史料7】「当代記」慶長十七年正月四日条

甚無興し給於病重は犬山へ移、於彼地可相果を、於名古屋死る事不謂の由曰、於病重は犬山へ移、於彼地可相果を、於名古屋死る事不謂の由曰、四日、平岩主計頭、去朔日晩に於名古屋二丸死去、今日大御所聞給、

次のようにある。 同月、駿府を発った家康は名古屋を訪れるが、その際の宿所に関して名古屋城二之丸で死去したことを不当とし、大変機嫌を損ねたという。康は四日に親吉の訃報を受け、親吉が自身の居城がある犬山へ移らず、これによると、慶長十七年正月朔日晩、親吉は二之丸にて死去した。家

【史料8】「当代記」慶長十七年正月二十七日条

殿造作出来御座所とす廿七日、大御所岡崎より至名古屋着給、古平岩主計家に宿給、但新

と同一のものとみてよいだろう。このように、二之丸は大御所家康の御確認できないため、この「古平岩主計家」は親吉が死去した二之丸屋敷去した二之丸の屋敷のほかに、親吉が居所とした屋敷の存在は名古屋で平岩主計家」内に造作されたものと解釈できる。【史料7】で親吉が死事なわち、名古屋へ到着した家康は「古平岩主計家」を宿所とし、新殿すなわち、名古屋へ到着した家康は「古平岩主計家」を宿所とし、新殿

座所としての行殿が存在する空間として意味を持つことになった。

に不快感を覚えたのではないだろうか。 ちなみに、この主計屋敷における家康御座所の行殿は、親吉の死去と に不快感を覚えたのではないだろうか。

②主計屋敷が建てられた時期

二之丸へ移ったのであろうか。いない。親吉は当初清須を居所としていたとされるが、いつ頃名古屋城さて、この主計屋敷が建てられた時期については、明確にはわかって

【史料9】正月二十二日付岡部又右衛門宛佐久間政実書状写』

共、為念■拙者ゟ申進候、以上尚以・上様・御諚之通主計殿へも申遣候、定而可被・仰遣候へ

一筆令啓上候、仍なこや 御城御なわはり之儀付被

之儀、其方へ可申談之旨仰付、今日御器所迄罷上候、然者熱田ゟなこや迄之御舟入水つもり

もなこやへ早天ゟ罷出候間、其元大工衆被召連、早天ゟなこやへ御 活御諚ニ候、明日廿三日未明ゟ平主計殿もなこや迄御座被成候、拙者 嫐

越尤ニ存候、 いつれも以面可申談候間不能■候、 恐々謹

河 文内字不

正月廿二日 尚 (部) 工右衛門様

人々御中

城御なわはり」とあるので、慶長十五年の書状と推定される。するようにという家康の指示があったことを述べている。「なこやするようにという家康の指示があったことを述べている。「なこや だろうが、「御舟入水つもり」のことを熱田大工の岡部又右衛門へ相談 当該史料は、 衛門へ送った書状の写しである。おそらくは堀川の開削に際してのこと 名古屋城普請奉行である佐久間政実が熱田大工の岡部又右 御

親吉が名古屋まで早天より出向くと記されている。この時点で親吉は名 古屋を未だ居所としていなかったと捉えられる。 注目すべきは「未明ゟ平主計殿もなこや迄御座被成候」という箇所で、

みよう。 次に(慶長十六年)三月二十五日付池田輝政宛平岩親吉書状写をみて

【史料10】三月二十五日付池田輝政宛平岩親吉書状写8

猶々、 易思食候、 当地御城御普請御覧被成、 御普請奉行衆何も御伴被仕候間、 御機嫌能御座候条、 尚可被申上候、 可被御心 已

上

猶此表相当之儀可被仰付候、 爰元御留守居被仰付候間、 為入御精御苦身之段、 奉存候、其元万事 急度令啓上候、仍 大御所様就御上洛、 此地御着之刻申上候、 造作奉察候、 罷上不奉拝貴顔事、 恐惶謹言 □分去年於名護[御上之由、御大儀乍恐御尤 御祝着被思食候、 乍憚御残多奉存候, 拙者 被

平岩主計頭

羽柴三左右衛門様二月廿五日 親吉 親吉 (花押影

人々御中

敷と考えられるのである。 親吉はこの前後で家康より「爰元御留守居」を命じられた(傍線部)。 動向等から考えて、慶長十六年とみて間違いないだろう。これによると、 殿が増設されたと考えるのが穏当であろう。 と推測される。そしてこの「御留守居」の屋敷こそが、二之丸の主計屋 えられよう。【史料10】で名古屋城普請のことが述べられている文脈から、 かった「御留守居」は、清須ではなく、より局所的な留守居を指すと捉 の通りすでに清須を拠点としていた。それ故に、このとき改めて仰せつ 親吉は元々義直に代わって尾張の国政を預かる立場であったので、先述 丸に主計屋敷が建設され、同年末から翌年初めにかけて家康御座所の行 当該史料は、 一爰元御留守居」は名古屋、より具体的には名古屋城での留守居を指す 親吉が池田輝政へ送った書状の写しである。 したがって、この慶長十六年三月前後に二之 大御所家康の

③親吉死後の主計屋敷

ては、 写の一つ書きに次のようにある。 城 戸氏がすでに引用し指摘している通り、 (慶長十九年) 十一月三日付成瀬正成・竹腰正信宛志水忠宗書状 親吉死後の主計屋敷につい

【史料11】十一月三日付成瀬正成・竹腰正信宛志水忠宗書状写(88)

前略

公方様昨二日ニ当城へ被成 けの丸何も不残御城廻被成 御覧 御着座、 段御機嫌能御座候、 すく二二ノ丸・御本丸・ふ 御本丸

二被成 と御意にて、 御座候様ニと達而申上候へ共、 主計屋敷二被成 御座、 今三日ニ大垣へ御出馬之事 宰領相談 様 無御移内ハ如何

になろう。 御殿に次いで、将軍の御座所に値する屋敷であったということが明らか 十九年までは存在していたということ、そして同屋敷 敷が「主計屋敷」と称されて取り壊されることなく、 としたということが報ぜられている。本状の内容から、 御移りなき内はいかがなものかと秀忠は遠慮し、主計屋敷に入り御座所 丸を残らず視察して廻ったということ、将軍秀忠に対して、本丸を御座⑻ すなわち、 所とするようにと忠宗から「達而」申し上げたが、「宰相様」(義直) 将軍秀忠が名古屋城へ到着し、すぐに二之丸・本丸・御深井 (の行殿) 少なくとも慶長 親吉死後も同屋 が本丸

門である蓋然性は高くなる 門であることを踏まえると、「四つ之御矢倉・二つ之御門」も二之丸の櫓 敷を除いて考えられない。 ないことから、 に新造されたと結論する。なお先述の通り、 幕府が築くに値するクラスの屋敷等が主計屋敷以外に城内外に確認でき 御所・将軍の御座所として使用されていたということ、また「唐門」を されなかったであろうこと、 以上みてきた通り、 慶長十八年に新造された「唐門」の建設場所は、 当時の指図等から考えて本丸には 本稿では、 慶長末期、二之丸主計屋敷 慶長十八年に 「唐門」が二之丸における 「唐門」が主計屋敷 「唐門」 (の行殿) 主計屋 は建設 が大

御所・将軍が名古屋へ立ち寄る際に、名古屋城の二之丸を御座所とし続 主計屋敷及び同屋敷内の行殿を一定程度の格式を持った御座所とし、 さて、慶長十八年に「唐門」がわざわざ新造されたという事実からは、

> 所 殿で執り行うことを見据え、本丸御殿へ家康が出御するための「唐門_ だ見方をすれば、これ以降に控える義直・春姫の婚礼を名古屋城本丸御 間に天守など他の建造物の作事を急いだことに起因するのだろうが、こ ける意向を家康が持っていたことが読み取れるだろう。 として、城内でも特殊な性格を帯びていたといえるだろう。 新設とも捉えられるのではないだろうか。 本格的な構想が固まっていったとも考えられる。また、さらに踏み込ん 0 古屋城二之丸は大御所・将軍の御座所となる屋敷・行殿が存在する空間 時期に長期的に二之丸を大御所・将軍の名古屋逗留時の御座所とする の建築から「唐門」完成まで一年以上の空白があるのは、 いずれにせよ、この時期の名 新殿 (家康御 主にこの

(3)「唐門」と孔雀御門

のが、 うが、その後、主計屋敷を取り壊して新たな御殿を建てたのか、主計屋 たいのが現状である。 敷の一部を残しつつ、 い。慶長二十年四月の義直婚礼時の滞在で家康が二之丸を御座所とした^(®) れ以前に二之丸に存在した主計屋敷との関係については詳らかではな 七年)に二之丸御殿へ居所を移した。この新造された二之丸御殿と、そ 義直は七月に尾張名古屋へと移った。名古屋城へ入った義直は本丸御 を居所とするが、元和三年に二之丸に御殿を造営し、同六年(または同 元和日 おそらくは(状況証拠ではあるが) 一年四月、 家康は駿府にて死去し、 殿舎を新造し二之丸御殿としたのか、 主計屋敷の間接的終見になろ 家康の膝元で養育されてきた 明確にしが

2参照)、この孔雀御門が「唐門」と同一のものか否か (=「唐門」 先述 の通り、二之丸御殿にも孔雀御門と称される唐門が存在したが **図** が



(「金城温古録」名古屋市蓬左文庫蔵、部分)

状わかっている事柄を整理しておくことは必要であると考えられるの 撤去されることなく、 以下、孔雀御門について述べておく。 明確な答えを出せるだけの判断材料が揃っていない。ただし、 二之丸御殿に継承されたのか否か)についても 現 同

【史料12】 『金城温古録』 。金城温古録』では、 孔雀御門について次のように記録されてい 「御城編之一 御城部 る。

孔雀御門 雄は足下に物無し、 の孔雀一番を打て附る、 厚二寸八分、 丹〇中央扉付の柱丸作り、 の柱角作り、几帳面取指口一尺、根巻・肩巻の金具模様毛彫の牡 四脚御唐門造、 扉長九尺七寸、 中略 仰俯相対して舞ふ体、 惣欅、 高一丈、指口一尺三寸、 巾五尺四寸、 金具赤銅、 唐戸作り、 御屋根銅瓦葺、 其雌は土を踏へ、 方立巾七寸、 外面に彫刻 兀 隅

> 略 今御轅に召させらる、御時は、 するよし聞ゆる如く、爰にも御式事に用ひさせ給ふ所なれば、 御門を設置るゝ親王家・摂家方にては、 古名四足御門、 様御本丸より此御城へ御成の節 御所おは 城 西御構の正中に在り、 しませし時の御門也と云 一名孔雀御門と称ふ、 相伝ふ、 此御門より御出入を遊しける、 御 慶長年中、 或は寛永御上 設の御成門なりとも云 抑、 参内御門などと御内衆称 今世、 爰に神君御行殿 京都に於て四足 洛の御時 a 公方 0

れば、 今に御式正には御出入遊し来らせらるゝ御事にや 初 雖不任大臣、父祖旧亭に令住居云云、 大臣の家也、 足あり、 らせられまじきか、然るに古今御出入遊し来らせ給ふは、い なり、此御門、公義御成御門の御設ならば、常に御出入も有 しませば れなれば、 かなる故かと申に、 得義謹按、 おはしまさば、 の為に、 譲受遊されたる御遺事ある御門なれば し御事なるべし、 敬公御移住の御時にも 定めて四足御門も在しなるべ 中略、 いか程も御潤色は仰付らるべき御事なり、 大臣の御遺格を御伝へあらせらる、所の御門にて、 昔は華族なり、 孔雀御門は皇城の内門に称する処、 経顕公子息大納言経重、 勧修寺経顕公任大臣の後造改宿所の間、 御成御門と申御物にはあらで、 海人藻芥に、居所の事、 其後、 されば爰にも神君御行殿の御所な 公儀御成の御時に至ては 四足御門は其儘に御住居 勧修寺の始は摂家の別 其子中納言経豊以 其御 大臣の御子におは 大臣の家には四 所 心得有べき事 神君の御所を 跡 (b) さやうに 御馳走 成せら 元和 悉以 下

後略)

子は される。 五尺四寸であった。扉外面に孔雀一番の彫刻が施され、それら孔雀の様 の高さはそれ以上であったことがわかる。扉の高さは九尺七寸で、 ていないが、「中央扉付の柱」の高さが一丈とされているので、 金具装飾など意匠の詳細が記されている。 「仰俯相対して舞ふ体、 「四脚御唐門造」 冒頭に孔 雀御門の構造など基本情報が示され、その後に彫 で、 其雌は土を踏へ、雄は足下に物無し」と記 屋根は「銅瓦葺」であった。 それによると、孔雀御門は 高さは記され 門自体 幅が 刻 惣

わち、 じられ、装飾が施されただろうと推測し、故に、 れただろうとしている。そして、 初めに二之丸に義直が新造した御殿にも、 本丸から二之丸への御成に際し、 存在した「神君御行殿の御所」 居住していると「海人藻芥」 は四脚門があり、 次のように私見を述べている しているという。編者の奥村得義はこれら二つの伝承を整合的に考察し、 の家康御座所) 同十 興味深いのは、 本丸より二之丸へ御成するために建てられた「御成門」とも伝承 一年〈一六三四〉)に将軍家光が上洛する途上、名古屋城へ立ち寄っ 孔雀御門は慶長年中、二之丸に「神君御行殿の御所」 父祖が大臣であった所以から大臣家並の格式を備えた邸宅に があったときの門であると伝承しており、或いは寛永期 勧修寺家では経重・経豊以下、自身は大臣に任じられ 直後に記された二つの伝承である(傍線部®)。 に記述されていることを踏まえ、 (傍線部⑤)。すなわち得義は、 にも四脚門があっただろうとし、 この四脚門に その後寛永期に家光が逗留したとき、 その四脚門がそのまま継承さ 孔雀御門は Λ, ___ か程も御潤色_ 「御成御門」 (主計屋敷 二之丸に 大臣家に 元和 すな

が出入りしてきたのではないかと結論している。御門は「大臣の御遺格」を伝えるところの門として、今も式正には藩主ある門であり、且つ義直は大臣(太政大臣家康)の子であるので、孔雀という性格のものではなく、「神君の御所」を譲り受けたという「御遺事」

る二之丸の家康御座所の門に由来するということがこの時期に伝承して 見解は本稿に関して何ら傍証となりえないが、 されているという理解である。現状、得義の見解を検証することは難し うな孔雀御門が出来上がっていったということになろう。つまり得義は、 この四脚門にさらに装飾が施され、 性を指摘するに留めておきたい。 出来した「唐門」 い上に、『金城温古録』の編纂が十九世紀であるため、これらの伝承・ 慶長期とみている。本稿でいうところの「唐門」が孔雀御門として継承 慶長成立説・寛永成立説を整合的に説明しつつ、孔雀御門の成立自体は、 丸の家康御座所(主計屋敷)に四脚門があり、寛永期の家光上洛時に、 いたことは注目に値しよう。本稿では得義の考察を採り、 得義が考える孔雀御門の成り立ちを整理すると、まず慶長年中に二之 が孔雀御門として二之丸御殿に継承されていった可能 十九世紀に得義が実際に目にしたよ 孔雀御門が慶長期におけ 慶長十八年に

おわりに

然性が高いということ、「唐門」は二之丸主計屋敷の唐門であるという 名屋と、「四つ之御矢倉・二つ之御門」は二之丸の櫓四基・門二基を指す蓋 慶長十八年に「四つ之御矢倉・二つ之御門・唐門」が出来したというこ 研究 二つ之御門・唐門」について検討し、諸事実を整理・指摘した。特に、セー本稿では、従来注目されてこなかった、慶長期成立の「四つ之御矢倉・ 『本稿では、従来注目されてこなかった、慶長期成立の「四つ之御矢倉・『本稿では、従来注目されてこなかった、慶長期成立の「四つ之御矢倉・『本稿では、従来注目されてこなかった、慶長期成立の「四つ之御矢倉・『本稿では、従来注目されてこなかった、

あるということを指摘した。 こと、また「唐門」は孔雀御門として二之丸御殿に継承された可能性が

これらの点については今後の研究を期したい。 考察していく必要があろう。 敷から二之丸御殿へどのように変遷していくのか、そして二之丸の空間 帯びる空間として、江戸時代初頭の二之丸は受けとめられたことと推 立ち寄る際は、二之丸主計屋敷を御座所にし、その点において、 する空間であり、それ故にその格にふさわしい「唐門」が主計屋敷に築 なわち、初期名古屋城における二之丸は、大御所・将軍の御座所が存在 事実は、 の御殿(藤沢御殿など)の問題としても捉えていくべきだと思われるが、 は、近世初期に建設が進められた家康 て考えていく必要があり、 的特殊性がその後どのように変遷していくのか、名古屋城の歴史として される。初期名古屋城の二之丸における屋敷(御殿)がその後、 直の居所である御殿が存在した本丸とはまた異なる次元で、 かれた。実際に、「唐門」建造後、 とりわけ、二之丸主計屋敷の「唐門」 初期名古屋城の空間的特質を考える上で非常に重要である。 また特に主計屋敷の家康御座所行殿について この点は全国の近世城郭の御殿とも比較 大御所家康と将軍秀忠が名古屋城へ (あるいは徳川将軍) が幕府により建造されたという 宿泊のため 高貴な格を 主計屋 城主義

註

世前期の公儀軍役負担と大名家―佐賀藩多久家文書を読みなおす―』岩田書院、古屋城』)、及川亘「現場監督する大名―多久家文書にみる公儀普請―」(小宮木代良編『近城戸論文a)、内藤昌責任編集『日本名城集成 名古屋城』(小学館、一九八五年、以下『名、知戸八、名古屋城天守造營年次考」(『建築學會大會論文集』一七号、一九四〇年、以下

2 代表的なものに、 成十七 事 思文閣出版、一九九二年、 年、以下横田論文a)、谷直樹「中井家大工支配の成立過程」(同『中井家大工支配の研究』 料が語る のミュージアム、二〇一五年、 下後藤論文)、横田冬彦「近世初期城郭の作事編成」(『日本史研究』二一三号、 小天守」(『日本建築史基礎資料集成十四 御殿上洛殿」(『日本建築史基礎資料集成十七 以下城戸論文 c)、平井聖・後藤久太郎「名古屋城御殿表書院」(『日本建築史基礎資料集 屋城調査研究センター研究紀要』第三号、 名古屋城調査研究センター、二〇二二年)、 考」(『名古屋城調査研究センター研究紀要』第四号、二〇二三年、以下服部論文a)など。 料編纂所附属画像史料解析センター通信 八七』東京大学史料編纂所、二〇一九年)、 |〇| 九年)、同「靖國神社遊就館所蔵「名古屋御城石垣絵図」について」(『東京大学史 九四一年)、同「名古屋城本丸殿舎建築私考」(『美術研究』第一一六号、 八号、一九四〇年、以下城戸論文も)、同 名古屋城作事を中心に」(『天下人の城大工─中井大和守の仕事Ⅲ』 大阪市立住まい 書院Ⅱ』中央公論美術出版、一九七四年、以下平井・後藤論文)、 名古屋城石垣普請の現場』〈名古屋城調査研究報告三 城戸論文a、同「名古屋城天守と小堀遠江」(『建築學會大會論文集』 初出一九七九~八〇年、以下谷論文a)、同「中井大和守の仕 以下谷論文b)、 二〇二二年)、同「天守建つ・続名古屋城築城 城郭Ⅰ』中央公論美術出版、 「名古屋城上洛殿の造営について」(同二一号、 服部英雄「名古屋城築城考・普請編」(『名古 書院Ⅱ』)、後藤久太郎「名古屋城大天守 『名古屋城』、 服部論文aなど。 史料調査研究報告書一〉 一九七八年、以 同「名古屋城 一九四一年、 一九八〇 更

正等を加えた。したがって、『中井家文書』における翻刻や山本氏による翻刻とは、多少一中井大和守の仕事Ⅲ』所収、以下山本翻刻)九三号。以下、『中井家文書』収載の史料について引用:言及する場合、同刊本の文書番号のみを示す。また、同刊本からの引用(翻について引用:言及する場合、同刊本の文書番号のみを示す。また、同刊本からの引用(翻の史料のでは、近、大工頭中井家文書」(慶應通信、一九八三年、以下『中井家文書』)四○号、

文字の異同があることを断っておく。

- (5) 『名古屋城』二〇九頁。
- (6)後藤論文註五一、山本翻刻九三号。
- 下横田論文り)。

 (7)横田冬彦「中井正清の居所と行動」(藤井讓治編『近世前期政治的主要人物の居所と行動』(7)横田冬彦「中井正清の居所と行動」(藤井譲治編『近世前期政治的主要人物の居所と行動』
- (9)『新訂本光国師日記』(続群書類従完成会、一九六六~七一年、以下『本光』)元和二年四
- (10)中井家及び中井正清の事蹟については、平井聖『中井家文書の研究』)第一編を参照。(10)中井家及び中井正清の事蹟については、平井聖『中井家文書の研究一 内匠寮本図面篇一』
- (2) 尾張藩士の系譜集である「士林泝洄」(名古屋市蓬左文庫蔵)では、慶長期の藤田家の当に徳川美術館蔵)は、元和四年(一六一八)に藤田民部が父母の菩提寺である「三十六歌仙図額」となっており、また藤田民部が発給した他の書状で、諱が「忠次」のものが管見の限りをなっており、また藤田民部の諱が「忠次」となっている。ただし、【史料1】では諱が「安重」

- 品集四 桃山・江戸絵画の美』徳川美術館、二○○八年、一三七~一三八頁)。 午年八月吉辰/藤田民部少輔安重」とあり、諱が「安重」となっている(『徳川美術館名進したものであるが、業平像の裏側の銘文にも「奉寄進/大法寺釈迦堂仏前/元和四戊
- 一九六九年)。 一九六九年)。 一九六九年)。

13

- (15) 以下、中井正清の動向については、横田論文もを参照した。
- 閣出版、二〇〇三年、以下『中井家建築指図集』)表一(二九三頁)参照。工頭中井家の職掌と建築指図」(同編『大工頭中井家建築指図集―中井家所蔵本―』思文工頭中井家文書の研究』第三編「内裏仙洞御所造営関係年表」(三九~四七頁)、谷直樹「大
- (17) 『中井家文書の研究』第三編「内裏仙洞御所造営関係年表」参照
- (18) 『中井家文書』 一五・一六号など。
- (1)』『時慶記 第五巻』(臨川書店、二○一六年、以下『時慶記』)慶長十八年十月二十一日条。
- (20) 慶長十六年については、(慶長十六年)十月二日条・同十一月六日条など)。 市付は確認できず、異常なく来客対応していることが確認できる(『舜旧記 第三』続群 事柄は確認できず、異常なく来客対応していることが確認できる(『舜旧記 第三』続群

- えた。この点については紙幅の都合上、本稿では全て詳述しえないが、今後慶長十七年るので、その場合、筆者が最も蓋然性が高いと考える内容を採用し、あるいは説明を加城』を参照。ただし、当然各論考・書籍で作事過程に関する見解が一致しないこともあ(21)主に城戸論文a・b、平井・後藤論文、後藤論文、谷論文a・b、横田論文a、『名古屋
- (22) 山本翻刻四六号。

作事の諸事実を整理する機会を得たい。

- (23)「穴太駿河家文書」(『名古屋城』史料集成二一六号、二〇四頁)。
- (24) 『中井家建築指図集』三八頁。
- (25) 前掲戌ノ十月朔日付遠山友政・山村良安宛大久保長安書状写。
- (26) 山本翻刻八六号。
- られたとの見解を示すが、後述の通り、この点に関して筆者の見解は異なる。(27) 城戸論文c。ただし、城戸氏は天守・御殿以外の諸建築の作事もこの時期に一斉に始め
- (28) 『中井家文書』一三三号、山本翻刻五四号。
- (29) 『中井家文書』二九号、山本翻刻五五号。
- (30) (慶長十七年) 七月十九日付中井利次書状(山本翻刻六一号)によると、名古屋城天守作(30) (慶長十七年) 七月十九日付中井利次書状(山本翻刻六一号)によると、名古屋城天守作
- (31) 横田論文a。
- 一八号、思文閣出版、一九九六年)。(②)九月二十八日付深町喜左衛門宛小堀政一書状(『佐治重賢氏所蔵 小堀政一関係文書』

 $\widehat{43}$

- (33) 『中井家文書』 一九四号など。
- (34) 『金城温古録』
- (35) 『尾張の殿様物語』 (徳川美術館、二〇〇七年) 一〇一頁

- (36)絵図では、二之丸の迎凉閣等を櫓風に描く場合があるが、それらは櫓としては取り上げ
- (37) 『中井家建築指図集』三九頁。
- 『中井家文書』二四〇号、山本翻刻四五号。

38

- (39)【史料6】では「二之丸三階金手矢倉」となっているが、実際の二之丸の櫓四基は二階造なるが、江戸時代に実際に存在した二之丸の櫓四基とみてよいだろう。 とを内藤昌氏が指摘しているので(『名古屋城』五一頁、注(10))、階数の構造こそ異ことを内藤昌氏が指摘しているので(『名古屋城』五一頁、注(10))、階数の構造こそ異ことを内藤昌氏が指摘しているので(『名古屋城』五一頁、注(10)、階数の構造こそ異なるが、、実際の二之丸の櫓四基は二階造なるが、、江戸時代に実際に存在した二之丸の櫓四基とみてよいだろう。
- (40) 内藤氏は【史料6】にて「四つ有」とされる「三階御矢倉」の一つを、「なこや御城惣絵(40) 内藤氏は【史料6】にて「四つ有」とされる「三階御矢倉」の一つを、「なこや御城惣絵図」に描かれているが、江戸時代を通じて存在が確認できない御深井丸南西隅櫓に比定図」に描かれているが、江戸時代を通じて存在が確認できない御深井丸南西隅櫓に比定
- 「十三間/四間」の「御門矢倉」を二之丸東鉄御門に比定している(『名古屋城』四八頁)。の「御門矢倉」を西之丸榎多御門、「十四間/四間」の「御門二階分」を二之丸西鉄御門、(41)なお、内藤氏は「十一間/四間」の「御門二階分」を本丸南一之御門、「十一間半/四間」
- でも同様の認識が踏襲されている (九〇~九二頁)。(42) 城戸論文 a。同氏が一部執筆担当した『名古屋城史』(名古屋市役所、一九五九年) など

「ある程度」とするのは、たとえば作事対象がA・B・Cグループにわけられたとして、

- (44)後藤論文、横田論文a、『名古屋城』(四八頁)などはかかる見解を示す。 各グループの作事の期間が一定程度重複(同時進行)した可能性は否定しないためである。
- (特別展「変革のとき桃山」実行委員会・名古屋市博物館・中日新聞社、二○一○年)(45)「召遣申石切之事」(岩倉恵比須講蔵)。『名古屋開府四○○年記念特別展 変革のとき桃山』

八九頁参照。

- (46) 『国史大辞典』(吉川弘文館、一九七九~九六年) 「唐門」項(太田博太郎氏執筆)。
- (47) 『中井家建築指図集』三八頁。
- (48)「敬公実録」(名古屋市蓬左文庫蔵) 元和三年十一月二十日条
- 記」の記述は正月朔日未明と解される。 ・ とされているので、「当代名古屋市教育委員会、一九六二年)でも同年十二月晦日に病死とされているので、「当代名古屋市教育委員会、一九六二年)とされ、「編年大略」(『名古屋叢書第四巻 記録編(1)』(紀 新訂寛政重修諸家譜 第十八』(続群書類従完成会、一九六五年、以下『寛政譜』)では
- (5) 『金城温古録』「凡例編之二 御建国部」。
- (51) 『寛政譜』では、「清須城に住し、國務を沙汰す」とされている。
- (52)「張州雑志」(名古屋市蓬左文庫蔵)第五十八所収。
- (53)「当代記」慶長十五年正月九日条では、「大御所(中略)尾張国名護屋江御越、縄張仰付」
- (5)「平田院文書」(東京大学史料編纂所蔵影写本)所収。
- 参照)。 同年三月十一・十二日条)のみである(藤井譲治『徳川家康』巻末「家康の居所と移動表」(55)名古屋城築城開始後、家康がこの時期に名古屋城へ立ち寄ったのは慶長十六年(「当代記」
- するようになったのは同十六年と考えられる。(66)『寛政譜』では、慶長十五年に「義直卿名護屋城にうつらせたまふのとき、親吉は其二丸
- (57) 城戸論文 c
- (58)「竹腰文書抄」(東京大学史料編纂所蔵謄写本)所収。
- 西之丸は「御深井丸」の内として捉えられることもあったので、本状における「御深井丸」(59)「元禄十年御城絵図」で西之丸も「御深井之丸」と称されている通り、江戸時代において

も実質的に西之丸を含むものと考えられる。

60

- 家康が二之丸に宿したのが確実なのは慶長二十年四月のことで、同十日に名古屋へ到着 そらくはこれらの滞在でも二之丸主計屋敷が御座所になったと推察される。この点に関 このとき家康は本丸ではなく二之丸(主計屋敷)を御座所としていた。この他にも同 と考えられる」(一三一頁)と述べられている。この「整備」の一環として「唐門」が建 日条)。また「編年大略」同月十四日条では、 設されたものと捉えられよう 十九年十月や同二十年正月などにも家康は名古屋へ立ち寄っているが した家康は、同十二日に義直・春姫の婚礼を終え、同十四日には 主計屋敷が「親吉死去後も、家康来名の際の御殿としても整備がなされてきたもの 『新修名古屋市史 「本丸渡御」した(「駿府記」〈『当代記 第三巻』 (名古屋市、 家康は「二之丸御滞座」とある。つまり、 駿府記』〉慶長二十年四月十 一九九九年) 第二章 「宰相殿三日之御祝」 (城戸論文で)、お 名古屋開府」で
- (61)『源敬様御代御記録 第一』(八木書店、二〇一五年、以下『源敬様』)元和二年七月
- 実質的に同七年より二之丸へ居を移したことがうかがえる。おける義直の城内を中心とした活動を記録した「旧事帳」(徳川林政史研究所蔵)では、(62)『源敬様』元和六年の項では、元和六年に二之丸御殿へ「御移徙」とされるが、元和期に
- (63) 前掲註(60)。

にご高配を賜った。末筆ながら記して厚く御礼申し上げる。
対謝辞 資料画像の掲載にあたっては、愛知県図書館・名古屋市蓬左文庫

$\langle\!\langle Title \rangle\!\rangle$

"Four turrets, Two gates, and the Kara-mon gate" in Nagoya Castle, which were built in *Keicho* period.

$\langle\!\!\langle Keyword\rangle\!\!\rangle$

Turret, Gate, Kara-mon Gate, Nakai Masakiyo, Tokugawa Ieyasu, Hiraiwa Chikayoshi, Residence of Kazue, Kujaku-gomon Gate, Ninomaru

2 縄張(青写真・基本構想)	1—2 水路•堀川	1-1-3-7 主要道整備	1-1-3-6 東宿・中村の衰退	1-1-3-5 古渡の小栗街道・小栗町	1―1―3―4 下中村・米野の小栗街道	1-1-3-3 上中村の小栗街道と一里塚	1-1-3-2 清須の小栗街道一里石	1-1-3-1 萱津東宿・愛智郡萱津(東)堀江	1-1-3 廃道小栗街道	1―1―2 美濃路・枇杷島橋架橋はいつか・慶長十三年	1-1-1 小栗街道と美濃路	1―1 枇杷島橋架橋と小栗街道(鎌倉街道)の廃道	1 町づくり・陸路と水路	はじめに	目次		け・旧開口部) 日用	越=清須越 竜山石 池田輝政丁場 行合丁場 棧橋 石垣切抜(切開	美濃路 枇杷島橋 小栗街道(小栗海道) 鎌倉街道 萱津宿 名古屋	キーワード
3-4-3 大正十年本丸西南隅櫓修理写真(宮内庁公文書館所蔵)	3―4―2 文化二年御深井丸透門西土居および橋台修理	3-4-1 宝曆修理	3-4 石垣を直す	3-3-2 水敲	3-3-1 地形と埋土	3-3 石を積む	3-2-5 石曳蒔絵盆(東京国立博物館所蔵)	3-2-4 築城図屏風(名古屋市博物館所蔵)	3-2-3 石曳図(大阪城天守閣所蔵)	3-2-2 石切図屏風(小田原市郷土文化館内松永美術館所蔵)	3-2-1 石曳図屏風(下田昌男氏旧蔵・和泉館所蔵)	3-2 絵画資料から	抜	3—1—2 御深井丸→井桁組「昇降式」橋台→大小天守台西側切	3-1-1 池田輝政丁場の竜山石算木積み隅角と行合丁場	3-1 築城時の搬入経路	3 城づくり・石を運ぶ・積む	2-2-1 寺地 2-2-2 名古屋越=清須越	2―2碁盤割と寺地	2―1慶長十四年の進行

4 築城に携わる人

1-1 ヒヨ (日用)

4―1―1 日用の用倒

4-1-2 木曽杣山の日用

4―1―3 元和六年・大坂城に従事した日

用

1-1-4 日用は不可欠

4-1-5 名古屋城の日用

一2 石屋頭・手木者之頭・穴太頭

4-2-1石屋頭(井上長兵衛)

1-2-2 手木者之頭(江戸城美濃屋庄次郎)

4-2-3 穴生頭 (穴太大和)

5 天守完成・補遺

はじめに

したい。

ここでは不十分だった解釈、執筆後に気がついた事実・史料を補填
4号、およびシンポジウム報告にて概略を素描したけれど、未整理もあっ
理・検討してきた。慶長十四年から十七年天守が建つまでを本紀要1~
選者はこれまで名古屋城の築城過程を明らかにすべく、関係史料を整

町づくり・陸路と水路

あった。半年ほどで完成したというのである(旧版『名古屋市史』『大屋城では慶長十五年春に着手し、その年九月に完成とされた時期が長く巨大城郭では、権力の強大さを印象付ける逸話が作られやすい。名古

、。 十六年三月もいまだ工事の真最中であって、建物はほとんど建っていな重目まではできていたとする城戸久説が定説であった。十五年九月も天守についても完成は十七年の年末なのに、これまでは十六年三月に三天 (慶長十五年)、はやくも名古屋城の築造が一段落をつげた」とする。日本史料』)。中村栄孝『清洲城と名古屋城』(昭和四六・一九七一)も「翌

から、準備は前から広域で進められていた。 た文字瓦には「天正十八年五月吉日」および「天王寺」の文字があった 良文書)、斧初めは同年十月(黒田家譜)とされるが、城内から出土し 良文書)、斧初めは同年十月(黒田家譜)とされるが、城内から出土し は、とされていた。名護屋での城 豊臣秀吉による肥前国名護屋城の場合を見ても、唐入り指示ののち直

- 1 枇杷島橋架橋と小栗街道(鎌倉街道)の廃道

―1―1 小栗街道と美濃路

であろう。 『蓬左遷府記稿』(一八一七) で「名護屋御城経営御指図被仰付」とある。 尾張在国中に名古屋城築城の進行に関して直接指示があったという意味 事はいくつかあるが、名古屋城に言及した史料は『編年大略』(江戸前期 構想したのだろう。十四年正月に家康は義利 および清須城という二つの巨大な城下町の移転を前にして、 に入城した。この日が築城の開始と受け取られてきた。親子での国入記 る新尾張・清須藩がスタートした。 慶長十二年(一六〇七)閏四月、七歳の徳川義利 この時初めて提唱されたとはない。 徳川家康はいつ名古屋城への移転を (以下義直とする) と清須 旧名古屋城 (義直)を藩主とす わずか一年 (那古野城

長十三年)七月廿三日 益田玄祥書状(二一九八〇)中には前の開始宣言はいかにも遅すぎて唐突である。実際に吉川文書中の(慶

いい目を、来年ハ尾州清洲之御ふしん之由候、なこやと申へ御とり易候するな

美濃路の整備=枇杷島橋架橋で、慶長十三年以前の開始と考える。 津経由であった京鎌倉街道を廃止して名古屋に迂回させたこと、つまり、 晩藷では早く松平忠吉の時代には調査を行なっていて、慶長十二年から 張藩では早く松平忠吉の時代には調査を行なっていて、慶長十二年から 張藩では早く松平忠吉の時代には調査を行なっていて、慶長十二年から 張藩では早く松平忠吉の時代には調査を行なっていて、慶長十二年から 張藩では早く松平忠吉の時代には調査を行なっていて、慶長十二年から 張藩では早く松平忠吉の時代には調査を行なっていて、慶長十二年から 張藩では早く松平忠吉の時代には調査を行なっていて、慶長十二年から 長満路の整備=枇杷島橋架橋で、慶長十三年以前の開始と考える。

和一 とに支えられてきた。 0 両国府を結ぶ駅馬は、 京から東国への大動脈は源頼朝・宗尊親王・足利義教らが通行した中 「東海道」 (公用) 一年(八三五)の太政官符(『類聚三代格』)では墨俣・草津 清須も通る。 渡船増加を命じており、 である。 清須の繁栄はこの道と五条川水運の交点に位置するこ 名古屋はその利点を継承できるのか。 古代の美濃は東山道に属し、 当初なかったはずだけれど(『延喜兵部式 官道であった。守護所の下津を通過 尾張は東海道に属 (萱 津 承

には遠回りだった。で迂回しており、徒歩一五分ほど余分にかかる。小栗街道を急ぎいく人で迂回しており、徒歩一五分ほど余分にかかる。小栗街道を急ぎいく人よりも直線に近く、図上計測で十三・三キロ、一方美濃路は十四・三キロれた。清須五条橋と熱田宮を結ぶ小栗街道は美濃路・名古屋・本町経由この京鎌倉街道(京江戸街道、頼朝の道)はいつしか小栗街道と呼ば

小栗街道の呼称は架空の人物、小栗判官に由来する。説経節の小栗は、

動と聞き手の共感があった。そして回想の道を思わせる。架空であっても小栗街道という名前が定着するほどで、語り手たちの活峰に向かう。小栗はハンセン氏病患者(「癩」者)の姿が仮託されたもの、でありながら小栗と気づかぬ遊女照手に車で曳かれ、東国から熊野湯の毒殺され一旦は土中に埋められる。蘇生し半ば体が腐っていたが、恋人

橋する。 件を、 よう。 引き入れるか、 東宿 時間は短縮でき、 路は新道ではなく既設で、 的にも、 が浮上した時に、 小 須越にも大量の人と物資の移動に貢献する。枇杷島橋は甘い勧誘策だが ・栗街道の廃道は問答無用で、 為政者は小栗街道廃止、 小 栗街道は清須を南下し、萱津にて五条川・庄内川合流地点を渡河 (稲葉地)・中村より古渡をへて、 むしろそれ以上を与えなければ、 牛馬・荷車も使える。夢の企画を実現させる。 萱津にも橋はなく渡船である。 敵の大軍が名古屋を迂回し通過することがあってはならない。 だった。 小栗道に負けない。旅人は自ずと美濃路に歩みを進め 課題となったのはこの大動脈をいかに名古屋の城下に 清須が受容してきた恩恵、 そして美濃路のみの一本化を決定した。 庄内川に渡しがあった。 いわばオールオアナッシングだった。 宮 引越しするものはいない。 枇杷島橋を自由通行できれ (熱田)に出る。 ここに枇杷島橋を架 新名古屋にも同じ条 来る名古屋越・ 名古屋移転

―1―2 美濃路・枇杷島橋架橋はいつか・慶長十三年

庄内川枇杷島橋はいつ架橋されたのか。

受けてまた『西枇杷島町史』も元和八年(一六二二)架橋と結論した 七三三没) 枇 杷 島 橋 架橋については に記述が あり、 天野 張州 信景 一府志」 — Ł 塩尻』(信 『尾 張徇 景は 行 記 享保 Ŕ 十八年 それ、 を

『塩尻』が元和八年と断定していたわけではないこと、 伝わった、野口市兵衛文書 須越終了後では、 定説化した 際に誤植があり、それに起因する誤解があったことがわかった。 監修者中村栄孝、 (₩EBジャパンナレッジ= あまりに遅すぎよう。 執筆者小島広次)。 (現在は名古屋市博物館所蔵) 今回筆者は枇杷島橋々守の家に 辞典類がこれを踏襲して 『愛知県の地名』)。 活字本への翻刻 を閲覧できた。 しかし清 11 7

『日本随筆大成』塩尻

合て、下小田井村の内古堤古道を以て為料地云々*営し給へるが、酒井文助・河野庄助・藤田忠左衛門、永田清左衛門等立枇杷島橋(中略)、元和八年癸亥村民に掃除の料を賜ふ。此時新橋を

之三十五宝永」) 和五二年版・第三期14〈2〉二二〇頁。塩尻元本は「巻之三十五」「巻半『日本随筆大成』第三期、昭和五年版・巻九、五九四頁、新装版昭

それが徳川 た。 坂冬陣に、 給へる歟」で、「が」ではなかった。 は野口文書で、 本ないし元本)を筆写したものが二点あり、 緒之覚」 料を読んだのではないか。 が清音「か」を濁音 日本随筆大成』 そのため『町史』は元和八年完成を大前提とし、 確かな根拠に基づく断定ではなかった。『西枇杷島町史』は p 義直に伝わ 徳川家康が時の御道奉行川野藤左衛門に架橋をいいのこし、 『塩尻』に依ったとして、 両者ともに該当箇所を再確認したところ、 の刊行 「が」とした。 'n 八年後、 元和八年架橋であると天野信景は (昭和二年・一九二七~) 推定の 歟は濁音にはならない。 元和八年の架橋をみたとする。 慶長十九年 カ 一点は が断定の (一六一四) 以前に、 『敬公実録』、 先入観をもって史 「新橋を営し が 『塩尻』 『随筆大成』 「推定」し 年十月大 になっ しか 由 点 (原

> としており、 種資料を収集できたのであろう。 写されている。 年以前から橋があった。 枇 5 0 1 「ひわ島橋々掃除仕候」とある。 把島留 ながら 帳が収録する元和八年戌之十一月 35 「由緒之覚」にも架橋の記述はない。 -3および同4) 家蔵文書は当時の文書原本ではないが、 八代目の野口梅居は 野口市兵衛家文書は享保九年以前大火があった に、「小多井村古堤新堤土取跡橋詰検 すでに複 『尾張名所図会』 数、 廿三日 橋の記 元禄三 検 多くの記録が書き 述があり、 年 の作者だから、 地 辰 帳 の 十 (古堤諸 二月 元和八 地 帳 改 日

れば すだろう。 を得た。 橋詰近所に罷り出た。 いは文化二年(一八〇五)橋掛け替えに際し、 していた御道奉行河野 留帳 好い家である、 「枇杷島西町並は先年には家一軒もなかった。 (市博31-4) 右の者どもに地方をくれるよう指示があり、 往還の者また橋の用心にもなる。 権現様 収録の天和二年 (川野) (家康) 藤左衛門より お通りの際、 (一六八二) 「畑方壱石九斗」 お尋ねへの回答ほかによ この家をご覧になっ 九右衛門と市兵衛 戍之三月覚書、 この先、 橋詰でお目見え の御除地 家数も増 ある

右記の留帳に

にも 前帳 島橋は慶長十三申年出来歟」 とあって、これは枇杷島橋掃除給高として 五月十三日両橋出来之年暦 下小田 の前は一字が空き、 井新田石之高に枇杷島橋掃除給」 闕字での敬語表現)。 とする。 往還方御役所より御尋ニ付旧 また末尾に 御 前帳」 とあっ 「備前之高、 「右者、 」に載る、とある た、 記 文政二己卯年 取米帳面 略而書上 松杷

を根拠とし、往還方御役所に回答した公式見解であった。ル」としてあるから、御前帳・備前検地(慶長十三年・伊奈忠次検地

いたという。当時は近くにあったらしい。そこには「枇杷島橋掃除給」と記述されて当時は近くにあったらしい。そこには「枇杷島橋掃除給」と記述されてこの地域に関わる御前帳・備前(伊奈忠次)検地帳は残っていないが、「備前検除」という記述は『尾張徇行記』には随所に見られる。今日、

ただし記事には 父権兵衛倅多作」「文化八年」「柴山百助」とある。 可能なのは所有者・収集者で、朱筆には 朱筆にて「此事は書ずともよろし」と注記がある。 給廿石六斗六升が、 所務高になった」と記事が続く。 している。 続いて 「此記正シカラズト心得ベシ」と後世人が異筆で加 「先年船渡シ舟頭給廿三石二斗八升四合、 備前除きの証文にあったけれど、 この船渡し船頭給記事についても、 「我市兵衛」「我が親弥七」「叔 朱筆を含む加筆が 橋ができたので 稲生舟頭 筀

家が橋守給を得た。それを不都合に思う人物がいたのだろうか。ある。野口家に初めて船頭給が付与されたのが元和八年で、以前は別のる。初期には直ちに野口家が橋守の地位につくことは難しかったはずで慶長架橋後も従前の船頭が、権益継承を主張していたことは想定され

前と推定できること、 世東海道) 補になるが、 慶長十四年、 を得ており、 以上から元和八年には野口家の先祖がすでに枇杷島橋「御橋守掃除給 それよりも前、徳川家康の 十六年、十九年、 架橋をしなかったこと、 次に述べる慶長十五年堀川掘削時に小栗街道 および清須越に対する投資効果を考えるなら、「お 二十年(元和元)年がお通りのあった候 つまり小栗街道廃止決定をそれ以 「お通り」以前から橋はあった。 (萱津道 中

> たのかもわからない。 賃は無料としただろう。 清須越直前という大状況に合う。橋守はいたが、 長十三年に出来歟」とする史料の記述に合致する。 にも日比津稲葉地古堤新田のように散見される。 0 が、初期史料では は十三年頃の架橋となる 通 堤は名古屋側 り」の年は十四年義直同行の清須入りであり、 (左岸) 「お通り」のみ)。先に見た往還方御役所への回答、「慶 土を取ったから開田できた。 堤防用の土を取ったのか、 元和の検地対象、「小田井村古堤新堤土取跡. (なお 「お通り」を「入洛」とする史料もある 美濃路優遇策だから橋 その時すでにあった橋 古堤新堤は「徇行記」 小田井側に堤があっ さらには名古屋越

所図会』では稲生は渡船)。 桃杷島橋を渡り、中小田井宿を経由したことを意味するか。『尾張名で、通常の大八車は通行可能である(稲生の船頭給廃止は岩倉街道がらず」とある。異常に重いものを運搬する車は通行できなかっただけとするが、「鬼カミ(鬼神か)、またシユラなどと唱える重荷はあいな*なお『西枇杷島町史』は車止橋だったとして、車が通行できなかった

に 管理は枇杷島村と下小田井村で西半分は下小田井村立会、 に 「大橋懸ケ直し之時、 「橋懸候時、 文村々覚書の下小田井村、 小田井三郷より船橋の手伝い人足出す」、 船橋懸ル。 枇杷島村 其節、 (ともに春日井郡) 舟のあか取り人足出す」とあ 枇 小田井村記事 把島 によれば、 时記事

れるが、 長十三年架橋の枇杷島橋が、 足を出した。 橋は不可欠だった。 船橋で繋いだ。 橋は永久橋ではなかった。 架橋による経済効果と維持を含めた投資効果を測る。 架橋後も 初代の橋ではない。 大雨に左岸では五村から、 小橋を元和八年架橋とする記事もあって(右記留帳)、 船橋は臨時で、 修理や流失があって、その間、 架橋の技術はすでに存在したが、 元和八年ごろに再度架橋された事は考えら 洪水があれば流され、それを繰り返す。 恒常性はない。 右岸もおそらく三郷から保守の 水出 大名通過などがあれば、 ニおもり石置候 清須移転に 橋は流失 事 木

) is 転宣言そのもので、清須の人々は尾張藩の本気度を認識し、準備を開始 | 枇杷島橋架橋なる一大プロジェクト開始こそ、慶長十三年、名古屋移

—1—3 廃道小栗街道

1―1―3―1 萱津東宿・愛智郡萱津(東)堀汀

士記 現在の東宿町 過去の繁栄と道筋について述べたい。 もあるから、 宿」と明記する。川を前にして、 いう。『東関紀行』は「萱津の東宿」の市日の雑踏を叙述しているが、「東 所収の中世資料に詳しい 東海道=鎌倉街道 いずれも「かいつ」と表記しており、 萱津東宿は明治期小字の 両岸、 宿 跡町 東 宿 継 ・小栗街道 (愛知郡) 承されている。 $\widehat{2}$ 渡船前後の宿泊が多かったし、 (稲葉地) 西宿 (小栗海道) 萱津は 13 19 5 29 ° (海東郡 『東院毎日雑々記』『覧富 「東宿」 当地では の沿革は 「宿跡」 があって、 以下ではその道の 「きゃーづ」と 一新川 が 旧 ともに 川留め 地で、 町 史

> あった。 るが、 庄内川の 同三十三年「尾州愛智郡東堀江新長谷寺」とあっ 松院文庫」には、応永十九年(一四 (海部) 郡のみではなく、 ま上萱津 新長谷寺定光院に関わる 東 西に萱津も堀江もあって、 (あま市・ 海東郡) 左岸の愛知郡にも萱津堀江・東堀江、 「北野社経王堂 一二)「尾張国愛智郡萱津堀江定光院」、 疕 側 そこには子院を持つ枢要寺院 に 新川 町 切経奥 て、 西堀江 庄内川右岸・海東 書」 (清 および :須市) つまり があ

--3-2 清須の小栗街道一里石

『尾張の古絵図』 清須の小栗街道の道筋が記される て西市場近くに再び れている。 図」について」・二〇二三)。 また北市場は美濃路の道筋に立地した(鈴木正貴「岩瀬文庫所蔵 土居通と交差するわずか北側に小栗街道一 庫 所蔵清須城図およびB『尾張史・付図』の清須図には小栗街道が示さ 小 栗街道は清須にても近世美濃路とは道筋が異なってい Aでは美濃路に並行していた内堀跡が破線で示され、 清須) 「小栗街道」 で、 Bはやや簡略 林良幹『清須城懐古録』 とある。 (巻頭カラー口絵及び図1)。 (小田切春江製作蓬左文庫藏) 里石が描かれ、 西市場は小栗街道の道筋に、 (昭和一八年) さらに南下 た。 それが |清洲

-―3―3 上中村の小栗街道と一里塚

国書刊行会、 Ш 文化十三年 黎明会・ 津 東宿の東に隣接するのが中村 徳 (一八一六) Ш 九八八) 林政史研究所所蔵、 に に 「此村 「一里塚 (稲葉地村) (上中村) 九上 尾張国町村絵図 が描かれる。 で弘化三年・中 より巽 へ斜めに古渡村ま 名古屋· 『尾張地 -村絵 市域 义 名考』 編

ž 田され に沿う主要道・萱津道=小栗街道にちがいない 接して赤茶色く塗られた細長い とあ 6 中 であるし、 0 キロほど、 村 鎌 倉街道 る \mathcal{O} 東に旧り 里塚山のみ残され、 津 「御蔵入新田」と注記され、 田正生、 \mathcal{O} 渡し船 跡 0 畔のごとくに残れ 里塚あり。 \mathcal{O} 昭 区 和四 間は 古道は消えていた 五年復刻版、 その 筆がある。 里から除 辺 b, の畔名 土民は・ 凡例ではこの赤茶色は 面 かれた)。 兀 積の が、 (あぜな) 兀 (巻頭カラー 小 頁。 御蔵 記載はない。一里塚 栗街道といふな 清須一 一里塚 入地となって開 を - 口絵)。 0 里 里 横 石 山 に隣 から [と呼 「新

が

動

五.

4 · 中 村 米野の 小栗街道

0 細 長く帯状に 続く 「御蔵 入新田」 は下中村にも続いており、

凡例

田三筆 この この 記され、 る。 は鶯色 では ŋ 行して黄色が塗られた一 蔵 る黄色が塗られている。 入新 「如此田」とある通り白抜きで、「御 その東にて、 いて米野村に入り、 極細の道筋は上中村・下中 色は凡例で「如此道」だった。 が、 田 ず (「此色御新田」) れも 「此色往還并他村道」 名小栗海道・古海道_ と注記される。 南 側にも同じく一 古 (=古新田 その北側 米野村絵図 が塗られる 筆が 細長く並 一筆があ あ と注 -村よ ŋ

> 並行 背湿地だった 筆が鶯色に塗ら 距 た形で直 離 のみ Ļ 道筋の 福員 線 \mathcal{O} 0 (巻頭カラー口絵)。 道筋 南には塩田・ふけ、 広 れ 「古」と注記があ 柳 が笈瀬川に向かう。 海道 短筋に いったん入って、 る。 という字名があって、 北側には ここでも北側に一 米野用水 さらに南 筆 海岸砂丘 (米野 下 並 南 行移 側

3 5 古渡の小 栗街道 小 栗

たが、 に至るはずだが道筋は不明 笈 瀬 今はない。 Ш から 東には昭 露橋村 和九年から四十八年まで小栗通という町 のわずかな 部 ついで五女子村を経て古渡村 名が あ

能で、 は山 栗街 とある。 両 はみなされず、 出て橋がない。 一側に並木を備えた本街道で、 王 道」と表題にあって、 対に古渡から西を見る。 小栗町 稲荷と犬見堂 この道は西に向かって行くと、 (小栗街道) 街道生命が絶たれた。 慶長十五年の堀川掘削時に架橋されなかった。 (東林寺) として記憶された。 『尾府全図』 『尾張名所図会』 比すべくもない。 間の細道に 古渡寺町 堀川 ・ (『名古屋市 山 古渡山 下 の短 日置橋と古 王ヨコ -流尾 史 頭 王 道のみは廃絶不可 丁 九巻・ 稲 橋の佐屋街道 1渡橋の 荷社 小 栗丁 主要道と 前に 地 巡 中 間 モ」 小 で は

持ち荷 図でも、 のごとくに残れり」とある通り、 慶 長十五年前 車の 小栗街道らしき道はなく、 す れ違い 後、 名古屋の町 が可能な街道ではなか づくりは進行中だっ 用水路 見、 の側道・ 道らしい直線は見えても、 っった。 畦道であって、 た。 明 治二万 幅 分 員を \mathcal{O}

小栗海道はわず

—1—3—6 東宿・中村の衰退

左岸、 なかった。 カ」とし、 なった。 があった。 ようだが、二ヶ村に減じた。 上下からなる中村は、 右記のような理由 だしも由緒を持つ寺院がいくつかあるが、東宿にはほとんど面影がない。 ている。 張国町村絵図』) に、萱津には多数の遊女もいて猥雑でもあった。 した。木下藤吉郎の出身地を「中々村」とするものがあり(『太閤素性記』)、 (加藤・小出ほか) 萱津東宿は急速に廃れ、 中東宿の 『尾張徇行記』 津島への道 建久四 十六軒屋敷、 中世の新長谷寺は 弘安三年 に再建された場所は、 渡守は村を離れ、 には字外裏に女郎塚一筆(七畝十歩) ·小栗街道撤去、 年 の出身地でもあり、 (藤堂街道) もとは (一一九三) (一二八〇)「春能深山路」 では 元町の地名をあげ、女郎墓と小栗街道を説明 中村は秀吉母(なか・大政所)とその一族 「昔時萱津宿ツゝキ也」「元萱津村ノ地ナル 一愛知郡萱津東堀江にあったが、 「中」中村を含めた三ヶ村からなっていた 独立村でもなく、 裕福だった宿主は名古屋に移転するほ が近くを通る西宿・ 「六百番歌合」 西岸• 廃止があった。 通行者の絶えない小都市の要素 海東郡西堀江だった。 稲葉地村絵図(前掲『尾 0 稲葉地村の支邑東宿と 萱津記事にもあるよう 隣接する中村も衰退 「寄遊女恋」 海東郡萱津にはま がある。 天保三年 庄内川 に「か

—1—3—7 主要道整備

で日 女子一里塚は熱田伝馬町 口に一里塚が設置された。 本橋より九 [伝馬町 十里、 (東海道) 江川は九十一番目で九十一里である。 から4 0) 江戸からの里程が継承され 次に古渡 キロ 強で九十番となる。 (以下美濃路)、そして江川 て古渡は九十番目 これらは五街道 佐屋街道二 須賀

> だった。 街道・木曽街道、 は大木戸があった。 根村にあって、やはり札の辻から一里である ら一里 \mathcal{O} は 辻からの距離ではない 岡崎起点だったようで、 扱 いで幕府管理であろう。 (安井村絵図)。下街道 犬山街道)一里塚は安井村にあって、 両街道は尾張藩管理で、 (札の辻と円教寺は2、2キロ)。 円教寺・八事本町 駿河街道 (善光寺街道・内津街道) 一里塚は (平針街道 0 (大曽根村絵図)。 里塚は城下 里塚は名古屋伝馬町札 · 飯田 街 名古屋札の辻 道 稲置街道 札の辻が起点 岡 |崎 赤塚に 街 大曽 道

日向街道、薩摩街道の全てに一里木が設けられ、並木も整備された。肥後熊本藩では新一丁目門札の辻を起点として、豊前街道、豊後街道、

1--2 水路·堀川

事にあった「去年」 従来、 に起因する誤解 運 記 ンポジウム報告『史料が語る名古屋城普請の現場』・堀内論文ほか参照)。 るのは慶長十五年だけである。また千石夫は正月から計算されていた(シ 欠ながら四月十三日と同十八日の二通の細川忠興書状に記されている 名を提供する千石夫によって掘られたが、 (松井家文書および名古屋大学滝川家文書)。 の掘削が 稿 一般に間に合わない。 堀川について補足する。 堀川慶長十六年掘削説が支配的であったが、 八一七年) 「御意」(徳川家康の意向)として命じられた。そのことは年 誤読で、 (=慶長十五年) のような後世の 十六年説は 慶長十五年正月から助役大名が千石につき一 上記二点の原史料・リアルタイム史料はあく 『事蹟録』(一七六三年)、『蓬左遷府 の二文字を落として引用したこと 編纂物が 当初の堀が浅く、 忠興が尾張名古屋に関与す 『当代記』慶長十六年記 それでは築城、 四月に再度 石

こやまでの御舟入」とあって、 一十二日佐久間政実書状 は潮の干満に従って上下する時限的で一方通行の運河だっ 「去年」「二十大名」 従来慶長十六年のものとして『蓬左遷府記稿』 (本紀要今和泉論考 による「千石夫」での堀川 正しくは慶長十五年掘削を証言する。 史料 9 掘 Ł 削 が 工事を記 「熱田より 扱 0 た正月 堀 な

築城期の混雑は 『義演准后日記』慶長十五年三月十一日に

とあって、 熱田・知多・桑名にあった大半の舟が堀川を上下、 海二依、 ナ ゴヤノ城、 義演のような関白の子である僧侶の渡海にも支障を来たし 舟尽テ失十方移時刻、 西国諸大名トノ普請、 漸々求小船、 群勢更以難分別、 渡七里海路 混雑した。 殊 加藤肥後守 た 渡

拾六間 橋=上 絵図、 造として描かれている。 摩守率いる尾張藩船手は納屋橋直下にあり、 けられないし、 干潮の時間帯にも常時水があることが求められた。 は は果たせたはずで、 治田之真清 隔が極端に長くなり、 水路だった堀川の幅員は十二間ほどで上流も下流も変化はない 一・三メート 湄 、建設は当初は満潮時の水位が上がってくれば、 最低限必要な機能 本紀要所収)。 畠橋の場合、 央が広く長く開いてい 横三間壱尺余 述 ルまで水位が上がる。 築城時期にも橋があったのかどうかはわからない。 あるいは 『美濃路宿村大概帳』 海に通じている限り、 古渡橋にせよ、尾頭橋にせよ、『尾張名所図会』 橋には三本の杭からなる橋脚が四基あった 誇張もあろうが、 橋杭三本立四組」 『名区小景』 て、 かつ太鼓橋のように上に反る特殊構 だがそれだけでは不都合とされ、 (鶴舞図書館蔵 に 複数の絵にあるから、 春には標高 『近世交通史料集』)。 それより下流は橋と橋の間 「板橋 掘削工事中は橋を架 高欄擬宝珠 一メートル、 雨の古渡 そうい 千賀志 (堀川通 橋 附 (五条 計画 秋に 長

はない

開鑿し熱田と繋ぐことによって感潮河川を獲得し、

大きな利点を獲得できた。名古屋には水路がなかったが、

慶長十五年、

その堀川に分断されて、

小栗街道は廃道

になる。

地

理学・

大坂城・

帆をかける外洋船 から、 れていた。 運河に入る。 Ш 帆柱を立てた での風は支障だった 通行する場合、 を 船往反の混雑、 邪魔にならぬよう、 荷揚げの時は作業に して柱も倒したが、 があったし、 嫌ったか。 橋 所収古写 の形だと認 当然帆をおろ 狭い川 堀 · 真)。 (『堀 橋桁 れば Ш



物資を大量に運べるのは今も昔も水路 清須城いずれにも周囲に干満のある感潮河川=海域があ 地政学的には海城と定義でき、 物資の運搬で、 尾張名所図会(古渡橋) (海路) だけである。 それ以外の城に 江戸 0 城 た。 小治田之真清水 (尾頭橋) ともに橋脚は川の中央を開ける。

張 (青写真・ 基本構想

2

(尾張) 名古屋城の場合、 最初に用地の獲得、 すなわち名古屋村 0 移

を得 Ш

堀

海城同様の機能

では、 ずれて大規模な村である。 転が始まる。 後に上洛する徳川家康 行は三千人ほどだった 旧名古屋城の大堀が見つかり、 名古屋村には天正十四年 行が宿泊した (『多聞院日記』)。 今年度進行中の愛知県による三ノ丸発掘 規模の大きさが確認された。 (家忠日記·同年十月二十日条)。 (一五八六)、 分宿したとしても、 長久手合戦 なみは 0 調 和 杳 睦

費がかかるし、 誓願寺が、 ならない。 神・天王・荒神・若宮・浅間の六があった。 街道の北側に興西寺・ 社仏閣、 被移立」とある。 鶴舞中央図書館蔵や『金城温古録』 尾張藩 悉く引越し」(天王を除く)、同じく 早期に着手されたはずである。 街道南に養蓮寺・ 城下の (清須城主) 寺 区画整理の開始以前に移転が終了していなけ は建物の規模が大きく、 天永寺 が助成したであろう。 万松寺があって寺院は六、 (天王社神宮寺)・安楽寺 収録の 同書の 自力での寺院移転は不可能に (旧) 名古屋古図には、 「御縄張内之神社仏閣 移転には相当な月日と経 「御城地取 神社は山守・ (若宮神宮寺)・ には れば 神 外 天 古

--1 慶長十四年の進行

フレット 終段階の慶長十五年であるという認識が強く、当センターでも当初 書がある。 藤肥後守」 高ノ覚」と記された、 2村半右衛門尉ら三名が、 熊本大学図書館 しかし十五年では前後の状況に矛盾が多く、 『名古屋城誕生!』(二〇二一) とあった。 見出し一行につづいて「御天守」、続いて石高、 文書・松井家文書の冒頭に 従来、 (年欠) 国元の松井佐渡守 天守台石垣構築が加藤清正に決まるのは最 「卯月十八日」付けの細川 に慶長十五年のものと記して 「名古屋御城御普請衆 (康之) ら三名に宛てた覚 十四年に比定し直す 藩名古屋城奉行、 そして「智 リー 御役

> ずれかの一日だけである。 た及川氏はシンポジウム記録(『史料が語る 陽氏は十四年 は十五年を前提にした立論が複数ある。 0 補論で慶長十五年説を補強している 《念ながら当日は十分な討論時間が確保できず、 きだと考え、 (服部説)・ センター 内で提案し、 五年 (及川旦氏説) シンポジウム当日にも報告した。 (57 頁)。 むろん覚書が書か 名古屋城石 ほかにもシンポ記録に 0 報告の総括にて稲葉継 両論併記とした。 垣普請の現場』) れた日 は、

それ は一正 事 するが関与できなかったし、 目十七箇条に明記がある通り、 姓 井康之らに宛てて報告した。 長十五年三月一 に生死や名前・官途の使用時期から、 比定は史料操作の初歩で、 る決定で、 がかりとなる。 武家官位を得て「松平土佐守忠義」となっている。 \mathcal{O} 「土佐守」 例は $\check{+}$ 時 いまでもそうだが、 ・一字及び官途授与は自らの家に関しても影響のある重大事だった。 五年であれば よりも早く四月に本丁場割図にて使用)。 間帯を手掛かりとして推定していく。 ない で、 は大名にとって唯 直ちに反映される。 慶長十五年三月十八日に逝去、 (土佐守に関しては九月二十八日に この細川家奉行人はおそらく駿府にいて、 日に徳川秀忠から松平賜姓と編諱 月半も経過しながら、 書状に年までは書かない。 外的分析では文中に登場する人物の 大名が秀忠御内書が出ても使用しなか 中央の情勢には敏感で、 の主君・将軍秀忠が発給した御内書によ 主君は幕府で朝廷ではない。 武家枠があって、 内的分析では書かれた内容・事態 「山内対馬守」 以上の二点が反映されていな 前者でいえば 四月十八日の注進は、 追認の官宣旨が 幕府専権で朝廷は追 年欠史料における年次 この二点が下限 (忠の とり は康豊で、 国元の家老松 「生駒讃 わけて松平賜 字、 禁中方 出 「るが、 つた 守

V

ており、 れがましき所」を望んだ(後述)。決定までに複雑なやりとりと調整があ 事面積の割り出しからくる端数の扱いもあったし、 成の段階でその案は消えていた。 されていたらしいことは四月十八日覚書から推測できるが、 生駒左近大夫らも、それぞれ本丸の石垣を築いた。よって本丸・二ノ丸 紀伊の浅野紀伊守 は本丸辰巳櫓台を、 に御本丸衆としての名前のなかった中国大名羽柴三左衛門尉(池田輝 垣ではなく外側低石垣 すればそれ以降になるが、 を主張するし、 きな課題で、 丸衆」なる実態はないに等しく、 -四年に篠山城を助役した大名 負担区分は慶長十五年三月・四月段階のものではない。 に担当したのは二ノ丸であった。 内容では (加藤嘉明)は本丸辰巳櫓続多聞櫓台を、おなじく山内土佐守 また丁場割図の作成時期は細川家覚書が慶長十五年四月十八日だと 丁場 ・浅野宝・ 場は決まっている。 ・~~、すでにこの日 「御本丸衆」とされている松平筑前守 前 いわゆる本丸内郭は一ヶ所もなく、 縁戚関係で昵懇の家同士は隣接を望む。 田家のように長い石垣を負担する大名は仕事のしやすさ (幸長) 羽柴左衛門大夫 (水敲)、 は本丸丑寅櫓台を、 御深井丸や塩蔵構を積んでいる。「御本 (中国四国大名) 持ち場大半からは二ノ丸衆だった。 実際に丁場を決める段階では調整が大 二ノ丸石垣は北、 (福島正則) 日以前 に鍬始 四国大名である賀藤左馬 は本丸北側多聞櫓台を、 は二ノ丸を担当すると 本丸堀ではあるが本石 、池田輝政ら多くは (前 (起工式) 東、 田利常) 石高に応じた工 南の大部分を 当初、 丁場割図作 がじ が (忠義) 終わっ 慶長 0 政 逆

鍬初」で忙しかったとある。御深井丸と天守台が地続きとなっていた丁四月十九日浅野幸長書状(浅野三原文書)に、直前まで「御縄張・御

工式、 られることはあるまい。 を踏まえない廃案・旧案が遠い小倉 十八日でそれよりも前に公表され、 割図 掘削開 始 の日)は四月十九日の 旧案) 変更がすなわち御縄張で、 進 (もしくは中津) 一行中の丁場割案があるのに、 直 前であった。 そして鍬初め 覚書の日付は四月 の細川家中に伝え $\widehat{\parallel}$ 起

として、 た古い知識を、 なかった。 ことが多かった。 月十日書状)。 図が意識にない。 情報しか頭になかった。すでに示され、 三月下旬での忠利の認識もずれており、 名古屋に回ることになったのは が多い。 きの国衆が入ると認識していた(「後跡」 丸はのこらず九州・北国・みの衆つかまつり、 れた子忠利だったが、三月二十二日の段階でもこの旧案しか知らず、「本 から推測できる。流動的状況はあるにせよ、すでに三月段階の忠利 右衛門を手打ちにした。 川忠興は閏二月に石切場を離れ、 二ノ丸は「後跡」、 後継、 半右衛門が忠興寄りだったことは、 自分たちだけで積み上げると自負していたのだろうか。 一ヶ月後、 後続の意)。 このあと五月十三日に、 忠利は忠興から引き継ぎしたが、 異常な事件で、 奉行が国元に知らせる必要はな つまり篠山城を助役していた中国・四国 細川忠興は篠山 「俄のことで各迷惑」としていた 伏見を経て帰国する。 位署もほぼ終わっていた丁場割 普請奉行との間に意思の疎 ほぼ一年前に伝えられた覚書の は「子孫の後跡」という用例 忠利は普請奉行である岡村半 組が丹波亀山城ではなく 二ノ丸は後跡の衆が入る_ 忠興に対する忠利の釈明 石切現場に出ている あとを託さ (閏二 通

、慶長十五年亀山城普請の石切場に「三さ内」(池田輝政)「あさのき ち文書)に書かれた丹波亀山城に御普請があるとする丹後衆からの情報 購及川氏は前掲補論で、慶長十四年五月十六日の山内家普請奉行書状(山 蘇

内

府の構想に存在し続けた。 篠山組が翌年に名古屋を助役する案は、 十四年中、 は亀山城助役が決まった時に備えて、 を含めた処分があった 失態があって、 |築城規模の大きさからいって、彼ら中国四国紀伊の力は不可欠である。 (浅 野幸長) 当初の構想通りに順調に進むことはたしかになかった。 徳川家康が激怒し、 と刻字されていることをあげた。 (『山内家史料』・紀要前々号)。 普請奉行の高野追 石切場を確保し、 名古屋築城計画がある限り、 篠山 境目に刻印した。 放 池田家、 城では何ら (「両人改易」) 浅野家 しか カコ 幕 \mathcal{O}

世史料 運び、 竜山 紀伊からの石で積んでみせた。 と「はれかましき」(元和六年・三月二十九日細川忠興書状・大日本近 姪の夫婦が住む名古屋城助役を終始、 であった。 子三人は家康の孫であり、 が春姫である。 [鉄御門(二之丸正門枡形)・本丸辰巳櫓台、 御門から二之丸を経て本丸に至る要所、 Щ 岩で、 I陽道• 二之丸東鉄門や丑寅櫓台など、 「細川家史料」) 亀山城助役ではなく肉親の居城を、 播磨=中国大名の池田 黄金色も鮮やかに見るもの むろん浅野幸長は我が子春姫が徳川義利 ところばかり、 妹が浅野幸長に嫁して産んだ女子、 輝 政 を驚かせていた。 強く希望した。 同じく「はれかましき」 は徳川家康次女督姫を妻とし、 その隅石は 二之丸未申隅櫓台·多聞櫓台· さらには御深井丸戌亥隅 池田輝政の場合、 播磨 事実輝政丁場は本 浅野は尾鷲石を 姫路から運 (義直) つまり姪 所を領内 義弟と の許嫁 んだ 男

十四四 という疑問からだったと考える。 が模や 慶 [年正月に徳川家康・義利が新城建設を宣言したば 長十四 石垣の 年四月とする私見に違和感を持つ人が多かったのは、 面 積が坪 · 分 ・朱・りんの単位でわかるのだろうか、 また 「縄張」 が慶長十四年十一月だっ かりなのに、 慶長 城の

> 期に作成され、 旧名古屋村移転があったと想定した。 が 連絡して準備・ \mathcal{L} たと記されて、 :名古屋移城を知っていた(前掲吉川家文書)。その年には枇杷島橋架橋 「張り」の意であり、 の単位まで机上で計算できた。 用意させた。 堀の面積も割り出し可 覚書よりも後になる。 それ以前 「縄張」 .四月に基本計画の情報を得、 能で、 構想は早くからあり、 しかし慶長十三年七月に諸 は現地での 各大名の石高に応じて「り 「縄」・丈量・道 青写真 国元に 玉 行も早 |大名

2-2 碁盤割と寺地

2-2-1 寺地

商が配置され、 十六年今の所に移る」、 出 囲まれた一区画 亚 側六十四間、 きがそれぞれ二十間だと十間が、 町 である皮革を扱う豪商が優遇されて店舗を得ていた。 には用水池や火の見櫓ができ、 江引移候」、 入り ・野・八幡・天満・大坂 名古屋の碁盤割りは北端を除き五十 (『新熊本市史・ その中の細工町は天正十九年加藤清正印判のある町建て図で知られ |本城下の方画地割は名古屋に先行する。 0 町 東側六十間に 延寿寺を (通 またかわや (四つの町・通り) 別編第 *b* に属 また 「慶長十六年、 \bigcirc 一・地図絵図』)。 (かはや) 「大坂や」のように、 していた。 一軒)と畿内周辺の都市の名を屋号とする豪 小規模寺院も置かれ、 新熊本市史』 十五間だと二十間が余る。 0 が三軒もあって、 熊本御城下ニ引移候」とする なかに中小寺院があって、 -間五十間だったから、 一肥 後国 細工町は通りに面して、 熊本古町はやはり碁盤割 は西光寺を 誌 堺·播磨·奈良 最大に活用された。 に護国寺は そして四方の通に 武具馬具 「天正年 その 軒 (二軒): 参道 の素材 空閑地 Fの奥行 一天正 肥 西



熊本城下図 『新熊本市史』絵地図編・くま もと文学 • 歴史館

寺院を訪ねる人

後も続いた。 が誘致され、

を目指す。

商家の

の多くは目標の寺

と同時に多くの寺

その

豊社寺本末」

記

を引く。

古町形成

盤割りの方格中心の空間に寺院を置く方法であれば、 置くこともなかった。 では正方形街区中央部に寺院を配置する例はなく、 く設置し、 有効活用できた。 生活史研究所・玉井哲夫氏によれば、 町人地の中に寺院を その分、 ればよかった。 商家を多 江戸

る。

寺は通路があ

基

で客になって入 場合は通りがかり

2 2 名古屋越=清須越

2

とを示すため、 設では天守、 れてきた慶長十六年ではなく、 年名古屋検地帳割に見える 文禄三年四月三日条 名古屋越 =清須越の典型は町名である。 黒木書院が解体移築されたし 四方に千鳥破風を付けたことは紀要前号)、 (五五七~五五八頁) (名史三二七、 元和四年とすべきこと、 名史は『名城集成』)。 や『蓬左遷府記稿』 清須での (清須城天守解体が従来いわ 町 名は 天守であったこ 『駒井日 ほか樹木所 慶長十七 城の施 記

> む地域、 がある。 する玄海むらがあって、清須にも名古屋近郊にも同じ呼称 県部落解放運動連合会・二〇〇二、服部『河原ノ者・非人・秀吉』)。 があった。 があった。 でも防げず、 にあったとする絵図 合戦で城主織田信友方が柴田勝家らの攻撃を山王口で防げず、 犯罪者を拿捕する必要から武力に優れていた。『信長公記』首巻・ 舎は人通りが多いところに設置される。牢屋敷で働く人は刑吏であり、 まもなく広小路に面した場所に移る。 清須では本町筋東にあったとする絵図 人通りの多いところに獄舎・牢獄が設置され、近くに「乞食村」「乞食町_ 『能が三ノ丸に移された(蓬左文庫・三ノ丸御樹木屋敷図)。 兵力としての資質、身分を示す。 名古屋では牢獄 いっぽう貧窮者・病者(ハンセン氏病=「癩」 清須越は社会組織の移設である(『近世尾張の部落史』愛知 町口大堀まで攻め入れられた、 (蓬左文庫清須図) (獄舎) は当初には別位置にあったようだが、 公開処刑・さらし首があって、獄)、地図 (岩瀬文庫絵図) 清須でも名古屋でも、 と記しているのは刑吏の住 (林良幹 『清須城懐古録』) と新五条川 患者) (ゲンキャー) 牢屋敷は 「乞食村 街道筋 を救済 清須 右岸

城づくり・石を運ぶ・積む

3

築城時の資材搬入路

3

3 池田輝政丁場の竜山石算木積み隅角と行合丁場

段ほどの算木積み隅角が視認できる。 現 遊就館所蔵・ \mathcal{O} 場 南に続く石垣 深井丸北側東面石垣 所収) によれば羽柴三左衛門仕口=池田輝政丁場であった。 名古屋御城石垣絵図・『史料が語る の途中 に輝政領地 (御弓矢櫓台下部石垣) である播州から 石垣の表面に痕跡が見える。 は丁場割図 0 名古屋城石垣普請 竜山石を使用した五 (靖国 出 神社 角 0



よる算木積が視認できる。

博物館所蔵)。

算木積みは上部

 \mathcal{O} 市

建物を全く意識していない。

隣接する御深井丸北東入角

多

聞櫓台)

から東

(多聞櫓台)

が丁

割図では行合丁場になってい

る。 場

(矩の手

および御本丸御深井丸図・名古屋

垣 \mathcal{O} す \mathcal{O}

の長さ全てを櫓台とした

/ぎて、

間にさえ足りない。

勾配を上に伸ばしても天端は狭

ちに建てられた弓矢櫓は南北

本では境を示すT字のマークが入角にあった。のちの写本である金城録 る石垣の下部に 直角に折れ曲がる二本線) 場請取絵図 (『巨大城郭名古屋城』 「五間」と記している。 Ł, 続く行合丁場との境は、 12頁)では弓矢櫓が建つことにな 羽柴三左衛門仕口 靖国神社遊就館

行合丁場は入角の北および東、 下であった。この代筆は丁場割確認の代行の意味のみであったと考え わりに山田久兵衛・渋谷長兵衛が連署している。彼らは松平土佐守配 丁場に続く 石が積まれた。 丁場は慶長十五年に積まれ、 この箇所の石積みでは年次の前後を窺わせる形跡はなく、 (生駒家は当主讃岐守の逝去があって、 そこに直角に上に被るかたちで、 と矩の手状にあって、 位署ができず、 生駒左近太夫の のちに 生駒 代

> 役大名が積んだ。 助役大名ではなく、 算木積みが説明できない。そうではなくて、 いない二之丸堀石垣(三之丸側) は石垣が積まれずに、数年は隅角が機能していた。 力のある大名が積んだのだろうと考えていた。 る。これまで「行合丁場」は慶長十五年、 辞書での「行合」は「打合せなしに行なうこと。 同様である。 彼らが用意した石を利用しながら、 あるいは三之丸門の石垣は慶長十五年 諸大名が名古屋にいる間に余 この算木積みの隅角より南 しかしそれでは竜山 丁場割図に描かれて ぶっつけ本番」とあ 十六年以降の助 石の

まま、 「行合丁場」は当面は石垣がなく、 堀までスロープで繋いでいた。 なぜなのか。 熱田 (名古屋) 台地の 末端 面

3 2 側切抜 御深井丸→井桁組 「昇降式」 橋台→大・小天守台西

すぎる。 門か、 ここより北側 合丁場から天守までは、じつは外部から直線で最短の距離だった。 困難になる。 完成すると出入り口も少なく、 は東一之門がルートになる。 '堀があった。 城は防御拠点であるから天守までは遠い。 堀川から巾下門近くに荷揚げした資材は、 東ならば二之丸西鉄門から搬入し、 さらに御天主へは小天守内部を通過したのか。 しかし建築途上ならば白紙でフリーハンドである。この行 堀は船が使えた。 (御深井丸) に搬入したと想定する。 はたしてそこを経由したのか。 屈曲部が多くなって、 資材運搬に最も有利なのは舟運である。 本丸へは南の表一之門、また 複数 南からなら西之丸榎多 の門を潜って長い 大型資材の搬入が 城石垣 距離があり (城) 道

な搬入法・搬入路を考えた。最も容易に搬入できる。しかし堀割りに変更で断ち切られたから、新た直接御深井丸の地面より天守台を築き、資材を運び入れる手筈だった。

A (81 頁

井楼・棧橋・足代仕様

(略)

3(5頁) 渡し、馬踏五寸六寸之角木置並へ、両側手摺杉丸太取附、大小 銯 かけたし、馬踏五寸六寸之角木置並へ、両側手摺杉丸太取附、大小 銯 かけ橋台組立、長三間之角木・四間五間之松丸太等を以、六通りツゝ登桁置一 北ノ方ニ而井楼上迄、長弍拾五間巾四間之棧橋壱ヶ所、各角木を以

|切抜之所築方 | 戌八月九日より同九月三日迄]

出来此所計明ケ置、追而荒仕事無之時節見合、築塞キ申侯西側御石垣切抜之所、ほくし方之節より御土蔵内通用道ニ相成、御石

垣

また本年刊行の『御巡覧留続編』中の藩主宗勝宝暦四年(1754)巡(口絵6-2)に北の棧橋の横からの立体図が描かれている(本稿写真7)。渡之図」(紀要1・口絵6-1)に西の棧橋が、同「平之方ヨリ見渡之図」棧橋については同書に図面もある。「御天守御修復仕様妻之方ヨリ見

ただし 覧図 とあり、 在したようだ。 材木橋」、 に朱字で「北棧木階」、西に黒墨で もある がわかる。二つの棧橋が同時にあった。 して巡覧する藩主がそこを通ったこと (同書図版5) には、 「西之方切抜より南の井楼」と (81頁)。 北と西の棧橋の平面位置、 一西、 朱墨で いくつかの井楼が存 御天守北側 御 そ

いずに井桁形に箱を積み重ねて橋台に宝暦の棧橋は規模が大きく、柱は用

れた。 装置だった。この棧橋は工事の進捗につれ、 出す場所がなくて、 抜 $\bigcup_{i=1}^{n}$ 礎とし、 にはだんだん下がり、積み上げ時にはだんだん上がっていく。 垣解体時から利用されたとあり、塞がれた石を除去すれば使用できる「切 していた。 に四列ほどあるから、 方之節より御土蔵内通用道ニ相成」とあって、「ほぐし方」つまり石 がすでにあった。 で崩れないようにしたかもしれない。「西側御石垣切抜」 高所での作業になるから、 登桁が「六通り」とされた。築城図屛風に描かれた梯子段は横 橋台は「長三間之角木」・「四間五間之松丸太」で組みあげら 天守台内部はすぐに石で埋もれてしまう。 もしこの この場合は六列だった。 「切抜」と棧橋が使えなかったら、 縄で結ぶだけではなく、 当初は高く積まれ、 木組 不可欠の 橋台を基 は (継手仕 石を

れている。切抜底までだから、高さは最高で14・5メートルほど。上げ 塩立面図で数えると、高さは十三段あるいは十七段、井桁が組み上げら 嫐



天守台西側切抜(旧開口部)



う。 なる。 のだから、何百倍もの資材搬 七間四方程度 複線の足場が作られたなら、 た。 太の柱と通

長さ五間の井桁の周囲に 転落防止の馬踏みもあっ

を絶するような構築物が設置されていた。 入を必要とした慶長には想像

天守台」でもなく、 ならず、 距離に石垣列が検出されている。 告書』2023)、 る二本の線で西側でもそれに直交する石はなかった。 天守台西側では堀底が発掘調査されているが より南と北にそれぞれ12・5メートルの並行石垣があった。 並行線で、 切抜から鉛直に下ろした線を西に伸ばした南北 建物構築を前提にしない。 二状に閉じてはいない。 25メートル間隔の平行線で、中心線(東 むろん櫓台でも幻の (『本丸内堀発掘調 つまり長方形には 並行す 「西小 の等 査 報

れるという。 ら手を離せるように二本の丸 理の際の仮設棧橋が写真にあ 長さ15メートルの檜材が使わ 相撲の触れ太鼓の櫓では 大正十年西 段 路があっただろ 0 作業の足場だか 足 場 が [南隅櫓修 2必要 学術的用語とはいえない。 真)。この場合、 である(『史料が語る名古屋城石垣普請の現場』 御深井丸透門橋台につながる堀である。 ことも考えられる(現在橋台を鵜の首と呼ぶ人が多い 天守への最短路はもう一つ、 トも重視された。 橋台石垣西側が積まれずに、 小天守西側の切抜き 後述)。 西側にあった。

る。

あった。 下げに

増

頑丈な階段 場所から搬入し、 宝 行合丁場は資材搬入の最短路だった。 一暦よりは慶長の方が搬入物資の量が飛躍的に多かった。 (棧橋) がいくつも作られて石も柱材も搬入され 今次の木造天守再建工事でも同 宝暦以上に

堀に設けられた台より資材を搬入する。

3 | 2 石を引く

の構築物があったことに

(12 ・6メート

宝暦に利用されている

石曳図 石曳蒔絵盆 絵画資料にみえる石引には石曳図(和泉館所蔵)、石切図 (大阪城天守閣所蔵)、 (東京国立博物館所蔵) 築城図 がある。 (名古屋市博物館所蔵) (松永美術 各屏風

3 2 1 石曳図屏風 (下田昌男氏旧蔵・ 和泉館 所

厚い木板が敷かれて、 び岩と綱で結ばれている。 統世界のようである。 に壮大な絵が画材集 箱 そこで動力のない船 根町指定文化財。 (粉本) としてあった可能性があって、 シュラ 船は二艘を横につなげているように見える。 制作年は不明。 べべ 綱には数人がつき、海中で調整する人もいる。 ージ・ (修羅・すら) 艀) 石工が技術を語り伝え、 に積まれる。 によって海岸まで石引され 船は海岸の杭およ 描かれ 絵師 左舷 た伝 の元

天守台地続き構想が消え、この

西之丸と御深井

丸 0

間

(旧開

口部)

に繋がる搬入路

65 頁、

原史彦コラム写

土の斜面のままであった

が

、近代の造語で、



石切図屏風 (和泉館所蔵) 8

画

艫で受ける。 石 準語 男たちが一本の手子(棒)に一人がついて時計 泊して作業する石船の方向を調整した。 調整する。 7 ŧ ように声をかける。その前の石切り出し 手を揚げながら、 回りで押し回して綱を引いている(奥側はやや 男たちが引く。綱の先は神楽棧で巻き上げられ、 本の綱が左右にあって、それぞれ二十人ほどの 舳先のわずかを除いてほぼ全面に敷かれる。 の上に乗り甲板のようである。コロは船の上 石状の石が積載される。 をなす。 側にみえるのは船 いる。 像が不鮮明)。 一人が石の前に、三人が扇子を手に声 石の近くには手子をもった男が方向を 船に反りはなく、 舳先の船枻に乗る男は竿をもって停 石は板に乗せられ、 陸側は詰まって石の荷重を後方、 音頭を取る男が三人ほどいて 一種で、 「そうれ・えいやぁー 構造材でもあって骨格 船枻の間 平らで面積の広 その板はコロ 隔は明らかに 戸をかけ 場面 \overline{O} 0

が二巻き。 る船上の て、 らは台の上に乗る。 前方で石に掛けた綱を引く時に微調整する。 石のすぐ後に手子を持つ男が五人ほどい 大きな木の板を左右で二枚、 板を押している。 海上には陣笠を被る人物数名を乗せ その後に別の五、六人が 石の上には予備 それで石が乗 の綱 る。

> ろう。 動 た船が二艘いて、 かないので、 石はコロの上だから不安定に見えるが、 そのまま神楽棧と後方の綱で固定した。 艘には鉾槍がみえる。 指揮者· 数十 監督者が乗る船 人がかりでなけ であ れ

で、 三十人ほどで回す。 異なって、 れ 二艘ともに両舷で外している。 だった。 がないから、 に結ばれ、 \mathcal{O} いるはずで、 沖合にいる大きな母船に積む。浜は浅いが沖は深く、喫水に耐えうる船 二艘は左右が繋がれたまま帆掛船により曳航されたらしい。 横に下ろした帆布。 奥の船に石を引き載せることが任務・仕事だった。 船に 明らかに二艘が並行する。 この神楽棧は手子 端がかかる。 一本の手子 棧がある以上、 石を積み込むことができた。 神楽棧は船の中央にあって頑丈に船体に固定され 沖合に帆掛船が二艘いるのは曳航補佐 (棒)を七、八人が押している。 石に結ばれた綱は手前側の船中央にある神楽棧 巨石は載せられない。 (棒) 曳航船から石が載る板はやや持ち上げら を一人が押していた前者とは大きく 格子状のはぎ付け 手前の船はいわばウィンチ船 奥側の船には神楽棧 (落下防止か)を 二艘とも 計四本だから そのまま

子百五· よれば、 昌書状 +九 5 間半の石を引き、「ケ様成石世上ニ有之物ニテ候哉」「右之石一つニ付銀 間半=17メートルにも及ばず、 描かれた石は極端に大きくみえ、城郭でもこれほどの石は必要としな 一間ほど、 5 大坂築城に関する薩藩旧記増補所収 十貫目程入申」とある。 m (『大日本史料』十 池田宮内 横 11 横幅も四間はあるように見える(なお銀子百五十貫目は現 7 (忠雄) m おなじく肥後石は は長七間 |編三十三、六〇頁) 池田忠雄が運んだ蛸石 間ほど。 • 横 (元和七年) 間、 5 絵では にある大坂城築城記事に 加藤肥後守 5 m 手の 六月廿八日伊勢貞 14 • (桜門) 幅を (忠広) 0 mだから、 は、 間として は九 名古屋城調査研究センター研究紀要

代 価 「格に換算すれば、 およそ二千~四千万円ほどか)。

2 石 切 図屏 風 小 田原市郷土文化館 内松永美術 館

築城時 相州 望で制 所 有者の の光景を描 0 作された。 伝統技術は 石切場であった湯河原吉浜の光景とされる。 祖である鈴木太吉氏 仮に五〇歳の時として一 いたか、 語り伝えられ 粉本 (元絵) ていた。 (大工棟梁一八五七~ があったか。 巨石運搬方法の具体を取 九〇七年、 左の入江 吉浜の石切は 近代絵画であ 一九三七 (あ) 材 継 \mathcal{O} 希

全体は https://odawara-digital-museum.jp/selection/definition/50/ か。 石 所に陣 来 長浜には すでに石が積まれている。 る船がいて、 る 山だからそれ自体が石切場 である。この入江の は準備されているが待機 積みは始まっておらず、 船 旗には 向 陸 とあ その右手、 カコ 侧 けがあり、 0 にも同じ文字のあ が三艘いて帆掛 る。 て 二 (V) 陣 「西之丸普請 幕が張られ 船の前半分に (あ) 方 <u>ۇ</u> それぞれ海 長浜が始ま 向 元に竹矢 では石 Щ 二力 御用 には岩 石 中 船

松永美術館(おだわらデジタルミュージアム)の石切図屏風

は沖に帆掛船が 艘、 浜

> がつく。 書かれた旗が立 作されながら堀留近くまで上がる。 囲まれ、 れぞれ石を搬入してきたところで、 名古屋でも堀川に入る。 おそらく長い航海には適さない 船と桟橋を繋ぐ大きな板の上を石が移動中。 後方にて鏡石を積み込み中。 綱で岸の杭に繋がれている点は先に同じだが、石は前方が角石(隅石)で、 九七〇、 物がいる。 では牛が二頭、 大久保家の家紋に似る。 渡辺 船は舷側が低く、 <u>ۇ</u> $\overline{}$ 孟・二〇二一)。 幕の紋は では陣幕の張られた入り口左右に <u>ۇ</u> 熱田で母船から切り離され では牛または人が引く両 人間は略式描写の点描。 「大」または ひらだ船に見え、 この大きさの 献上」 『石垣が (V であれば助役ではない。 では車の 火 先頭には 叓 語 先頭に波切板 (航石 る の字が丸 江 周囲にたくさん 側 岸に棧橋があって、 船なら、 操作用の竿を持つ 潮に乗って竿で操 戸 献上御用石」 輪 城 一の荷車 (足付き) があるが、 そのまま 内 田 が、 船が の人 清 で そ

ウ 工 ブ 「おだわらデジタルミュージアム」

3 石曳図 (大阪城天守閣所蔵

3

あって、 背中には立髪があって腹 乗るから平面 大きな牛が そこからも綱が伸びて車台を牛が引く。 0 を押す。 車 図は右下に 彦根城普請の光景とされてい 輪の横には帯刀する人がつい 積は二畳ほどである。 車 牛は異様に角が巨大だが、 台から轅で繋がれたクビキを引きながら 「江州佐和山 (足) E 普 請 に掛けられた綱で背中に 荷車の て、 る。 井伊采女石曳之図」 切ら 車 石は人間 車輪は背丈と比較すると二M それとは別に車台に結ば、 -軸に付属する手押し なければこうなる。 の背丈ほど、 鞍が結びつけら 前進を試 とい う墨書が いみる。 頭

した。 それぞれ五人、その後方に綱を繰り出す男が三人、左右合わせて十六人 風・洋服で、 ひかず、 が牛にあわせて綱を引く。 た太い綱を左右それぞれに綱が伸び、 女である。 は引かないから、 帯刀するものは一名が手押し(ハンドル)を操作するが、 長いテコ その後ろは帯刀するが若衆髷つまり元服前の若者で、 日 の丸の扇で指揮を取る。 指揮する側にいて侍である。石の上の男の上着は南 (手木) のような物を持つ。 その後ろに三人いて、 前に肩がらみで綱を引く男が左 墨書きを信じれば、 車が動かなくなっ 帯刀するが、 彼が井伊采 一見女 直 接綱 接綱 蛮 押



石曳図 (大阪城天守閣蔵)

由」とあった。

その横には背丈が低

特

も太鼓・鼓・笛、

女人なとはやし候

伊勢貞昌書状

(前々頁)

には

何

段の動作はせずにただ座って眺めて く少女のようにも見える女性が、 性のように描かれ、

太鼓を叩く。

先

れ 若衆で一 竹 も大小帯刀する人物で、 これも南蛮衣装だった。 心人物は中腰でおそらくは床机に座 この棒を持つ。 7の手カギのついた槍を持ち、 路上には見物する一群がおり、 肩に黒と赤の袋を担う。 大小二本差しで、 見すると女性のように描 番右側も帯刀する 帽子は 右はさらに その右も左 左端も 帽 中

一本差しの若衆二人である。

|城図屏風 (名古屋市博物館所

3

どが引いた。 11000)° 三ないし四尺立法、上に人は乗らない。二台は牛が引き、うち後の一 ち五人は道化風で、 石の直後では四本に見えるが、 を含むものを敷いた ではなく、 その後にも手子組が控え順繰りに交代した。 鼓が鳴る間、 らかがむ男は太鼓を叩く。 をたたき、 の四人の内二人は面を被っている。 曲りはなくなって、 に運ばれる。 調子を合わせなければ石は動かない。石の後には手子を持つ男が三人、 木の底は平滑になる。 下面が平らなシュラが必要だった。諏訪の御柱は山から里まで引く間に、 貫三本でつないでいる。 にシュラが置かれる。 されていたが、 城図屛風は 摩擦を減じ、 隣の男がホラ貝を吹く。 綱引きは左一 右手には二輪 のけぞりながら綱を引き、 絵では必ずしもきれいな円柱ではないから、 根拠はなく、 広く知られたもので、 摩擦係数を減らす。 先頭で踊る男は南蛮風で髪型も日本風ではない。後 シュラは右に切り口が見えており、 シュラは地面に接しないが、 一西 上を滑らせた。 石は不陸があるからコロで円滑に引くために上 扇 0 ホラ貝の合図で引き始め、 車 特定の城の情景ではない。 から二扇全体、 ケ谷恭弘「石曳き」『月刊歴史と旅 が三両い 第二扇では五本に見える。 奇抜で人目を引いた。 手持ち太鼓 過去には「駿府城」 る。 アラメやヤツデのようにぬ 音が止むと一息入れる。全員が 石の上には六人が乗り、そのう V コロは石の通過で後から前 ずれ、 部三扇まで及ぶ長さで、 (小太鼓・うちわ太鼓か) も積載は石ひとつで、 コロは多少の節目 貝、 築石はコロの上 二本の木材を 回転するほど 大太鼓・小太 手前の石上か 築城図 全体で百人ほ 名古屋城調査研究センター研究紀要 第5号 (2024年)



11 築城図屏風 (部分、名古屋市博物館所蔵) 全体は https://www.museum.city.nagoya.jp/collection/fine_portrait/lineup/index.html

83 キ ロ 半身は裸で下半身も裸体に近く、ともに が くま新書・一九九九) それぞれ先頭に女性のように見える人物 よほどに流布していた。二つの井桁には るシャツを着たものもいて、 乗って、 道化役風の男がつり下げられた石の上に 仮に二トンあったとすると、一人の肩に 組みに大きな石をつり下げる。 車なら三人、車なしなら十人が必要だっ が引く荷車なら人は一人、 人で引く。 三十六人持ちの井桁があって、 . る。 もの |みに耐えた。その前方には六人×六人、 んどしだが、 の石を二本の綱で十人ほどが引く。 、それが四列あるから二十四人である。 前にある柱に手を延ばして、 一方、中間には井桁に組んだ木の枠 は一人もいない。 先ほどのように前の柱に手を伸ば 北 笹のようなもので指揮を執って 重量が掛かる。偶数列の人は全 原糸子 その横ではそれよりやや大ぶ なかには前にボタンのあ 『江戸城外堀物語』 は女性とする。 ほとんど着物に 人だけが引く 南蛮衣装は こちらは 一本に六 限界の 5

> 風に描かれることが多いから、 異な帽子を被っている。 物、 ケンカ、 物乞いなどが描かれており、 女性であれば相当人目を引い その可に 能 性もある 祭り・群衆・狂騒があった。 る。 屏 風には演芸者や見 た。 若衆も女性

は人が後押しする。

先頭の一台は人が三

5 石曳蒔絵盆 (東京国立博物館所蔵

をする。 綱が延びて、 える若衆、 どこの現場か、 mの車の轅^{ながえ} 後には手木をもった二人がい また床机に掛ける人物がいる。 それぞれ三人以上で引く。 (長柄) いつの時代かもわからないが、石が数多く積載される。 を左右それぞれ一 て、 一人の男が引き、 上には小柄な男が乗って、 路上には大小帯刀する侍と控 その前に左右の

輪

併用があった。 名古屋城の石引図は 台上に乗って指揮することも多いが、 『尾張名所図 つねにではない。

上から荷車の場合は二輪でそれ以上はない、

牽引は牛、

人間、

また

どの巨 師が描いたものではないし、 二百三十年も後である。 正 (一八三八) 正だけでなく福島正則も木遣を好んだ 石引きは『続撰清正記』にみえる。 一伝説は今でも拡大されており、 兀 ただし 加藤清正のものが名高 輪の車も例がない 一石は名古屋城に使わ 彼らは好んで石引の石に乗っ 『名所図会』 〜十二年の 実景を見た絵 間の は (後述)。 天保 れていな この絵ほ 制作で、 九年 本丸 清正 清



石曳蒔絵盆 (東京国立博物館) 12

石垣 てら 别 御 人の功 は百五十年ほどで ñ 菛 宝 た。 暦に尾張藩が積み替えたものなのに、 枡 形にある石も古写真によ 積にすり ここは黒田 替 こえら 崩れる手 長政丁場であり、 れた。 前となって解体され 正しい れ ば 昭 評価を望 筑 和 前 戦 あまり知られていない。 人の苦労の 前に ます。 た。 清 加 結果が 今見る石垣 藤清正の 正 石 0 天守台 無 札 は 関 が 係 建

3 石を積む

場では 急坂で転倒もしているが、 !面を持った男から賃金を得ている光景もある。 手子・ 城 クリ石を背負う人たち 石 図 垣の 屏風 手 彼らが「ひよ」(日用)と考える 木 隙間穴に木材を入れ、 3 | 2 | を持って石積み 4 運搬要員として多数が参加している。 は、 には大勢の 特段の技術を持っているわけでは の補正をする人が 、それに板をかけて足場とし、 働く 、人が描え (後述)。 1 っぽう石垣を築く現 かれている。 る。 高 所作業の てこ 算盤と 綱引 (挺 技

地 形 (じぎょう) と埋

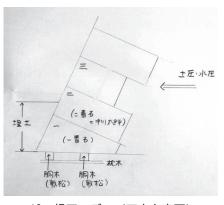
に

守の すことができない。 7 耐えうる に排水される。 石 屋根 垣 地 排水口は苔が生えてい が崩壊す 山とクリ 石壁が (雨落ち) 側 大雨の は 必要である。 る要因は地震か大雨である。 0 前 から外、 間 その築石は上から何石も重なっている。 面 に溜まっ 日には天守台北東部二ヶ所からの排 に 塞がる石を上に るから普段 扇の 石垣の多くで雨を受けるが、 た水と土の圧力を受ける。 勾 配で一 持ち. の目視も可能だ。 0 上げ 0 後者の場合、)築石 なけ は れ 外 側 ば築石を押 石 が高 可及的 天守台では天 同時に圧力に 水が観察でき 垣は 内 |側 く傾 背 速や 0 後 土圧 斜 分 出

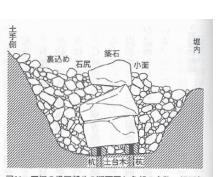
> 逆が造石して、 配が 積まない)。 的な積み方ではなく、 初心者が誤りやすい、 石と 圧 維持できなけれ は 呼ば ク IJ 0 構造 右 れる状態、 築石 \mathcal{O} 故に (T) ば崩壊した 間 経年変状である。 積んではいけない積み方である。 水平もしくは外側が下を向く状態になって扇 石 から排水が容易だった。 垣 を内 側 (逆石はウ から 押 職業的 し出すことができな ェブ検索でもわかるように、 な石積み技術者は絶対に ただ全面的に変形 逆石状態は人為 強 して 構

から れば崩れることはなかった。 台は水平が重視された。 置かれれ 上に胴木 物理的絶対安定が適用できなかった。 内 雨が入らず、 側から押し出す ば、 (土台木) 普通なら移動は考えにくい。 水はたまらず、 力 を置くから水平になる。 が あっ 石は上から押さえられ、 7 扇の勾配でも上端 ŧ 水圧・ 石 0 そこで慶長期に築城された多く 土圧は生じにくい。 傾 斜 L かし 安定上、 部 扇 凹凸もあるし、 は \mathcal{O} 扇 水平になる。 勽 配 \mathcal{O} また施行上、 勾 が 維持さ 配による力 根石も枕 胴 れ 木上 7

 \mathcal{O}



根石モデル(天守台南西)



石垣の根石部分の断面図と各部の名称 分の石同士の接する面を大きくして、上の石積全体の 重さを支える工夫がされている。周辺に詰め込まれて いるのが栗石。土台木の杭は地中に打ちこまれてい

14 根石モデル (江戸城外堀・北原前掲書)

同時代 要三号で本丸石垣 前面を埋めている」とあること、 していること、『金城温古録』 名古屋城に関する(慶長十五年)八月二十三日庄野文書 がその埋土に該当することを述べた。『金城温古録』 はや水たゝきも無之候、 (リアルタイム) 史料に、 この根石の 各面 前 !面を埋めることで根石の移動要因をなくした。 .に刻まれた三、二の数字が根石からの石の数を示 に 堀うめ地形迄被仰付 埋土を採用したという同じ記述があっ さらに発掘区全体で検出される「慶長 「根石の下には敷松 (胴木) のほかにも があって、

ほか熊本城宇土櫓の前面堀の発掘調査でも埋め土が確認されている。であると記されている。また着手しなかった水敲のことが併述される。とある(紀要四号)。ここでは堀を埋めることが地形(普請の基礎工事)

が若干あって、水平ではない。 と根石を入れ、 法は片斜面 石が検出されるはずだが、 外堀ゆえの略式といえる。 (前掲北原一六二・一六九頁)。二本の胴木は杭で固定され、 石を詰めた。この方法をとった場合、 根石は枕木の上の並行する二本の土台木 5メートル掘り下げて「地形根切り」とし、その溝に土台木 (胴木)を入れる溝を深く掘る方法をとり、 岩盤上の山では採用できない。 小面 (表側) 名古屋城本丸・二之丸では検出されない。 調査をすれば小面前面 と石じり(奥) 枕木はないし、埋め土も不要となるから、 並行する二本の胴木に高低の差 (胴木) に置かれる。この方 の両方をクリ石で充填した また江戸城外堀では、 根石の両側を巾3、 (胴木の堀側) にクリ その間は (胴木) 土台 3

を詰めて高石垣の基礎としていた(本年度調査)。 熊本城備前堀では狭い根切りに土台木を入れず、石のまわりにクリ石

名古屋城では根切り(床掘)は堀底から浅くとどめて枕木と二本の土

台木 かる。 盛土する工法は費用と時間がかかりすぎて採用できなかった。 おそらく根石が動いたのであろう。 止目的で前面を盛り土した。 (胴木) 文禄伏見地震 を敷設し(二之丸東門)、 (地震による改元で慶長になる) 地震時に根石が動くことを恐れてい 周縁部 水平を確保し、 (江戸城外堀) にて天守が崩壊、 地震時 では、 0 たとわ 移 動防

─3 ─ 2 水

3

の場合には施工順に時間差ができる。た。もし堀底高さが決まってから、水敲工事に着手できたとすると、そ合わせて、水敲記事があったように、連続する工事となる場合が多かっ上記引用ではこの後に水敲き記事が続く。名古屋城でも堀埋め地形に

線溜池・駒込間遺跡調査会、 と江戸城図 紙に使用)https://housa.city.nagoya.jp/archive/pdf/housa101.pdf) うち外側、 jp/material/files/group/2/edojosotobori-02.pdf′ 七五頁、 水敲について、 一部は 低い方を指したとわかる。 (柳川文書館寄託 二条城図(蓬左文庫所蔵、 『牛込御門外橋詰』帝都高速度交通営団・地下鉄7号 一九九四) 「立花文書」https://www.edo-chiyoda. によって、 雑誌 堀を形成する石垣 『蓬左』 前 掲 1 北 0 原 1 著書 0) 表

ている。 タゝキ橋台共ニ」ともあった。 水タゝキ」とある箇所は二之丸地籍ではなく、 水タゝキニテ六拾九間弍尺三寸」など随所に「水タゝキ」が記される。「水 拾九間四尺七寸水タゝキ 蓬 左文庫二条城絵図では二之丸西堀に続く位置に 「水タゝキニテ」という表現もある。 尾張様御町場」、 「合九拾間三尺 その北側には「是ヨリ南へ 本丸・二之丸はほとんど 「本丸」 尾張様御町場 此クヰより南へ八 堀の一 部となっ

V) 西 「水タゝキ」と注記があるが、 および普請対象ではなかった古堀には注記がない 本丸南 側 の雁木より西 北 側 0 雁 木よ

あるいは「水敲」 「立花文書」の江戸城図では「水敲此間五十」 が堀外側のおおむね直線に何か所も記されている。 三間 一尺一寸立花飛騨守分」

姫路城の場合、 万治二年 (一六五九) 十月九日史料に

Ł 垣」「二之丸側の低い水敲」「外堀の石垣」とし 曲 跡姫路城跡石垣総合調査報告書』 此外絵図門北、]田九州男は「石垣上に多聞・塀、 [輪の門で、南北の水堀があった。 つ石垣を本石垣という」とした(『大坂城の諸研究』一九八二・ !掲の北原糸子『江戸城外堀物語』では水敲は「水際・堀端の 水敲石垣式ヶ所・北勢隠門東、 12 頁 外側の石垣である(現在動物園 櫓等をもたない石垣」「上に建物を とある。 水敲壱ヶ所」 絵図ノ門は三之丸東出 (24 ・70 ・73 ・79 頁)、 (『特別史 低い石 帯)。

角入角を多用して、横矢掛けを作る。 あって、敵は外というのは城の縄張りの大前提である。 する両側石垣で外側に建物が建つことはない。 3 6 4 頁)。二人の説明は異なるものではなく、 意図的に屈曲を作って防御の足掛 城内側にいるのが味方で 同じ現象で、 堀の城内側は出 堀を構成

ときのみ出角・入角がある)。 み=出角・入角も不要だから単純な直線になる 設定することはなく、 かりとした。対して堀の外 防御施設である建物も建てないし、 (二之丸側端・本丸に向く側) 台地縁辺を利用することが多い城では (堀巾確保の必要がある に攻撃装置を 横矢・折れ歪

大坂城水敲の具体

堀の

外側はもともと低いから、

低い

石垣となる。

国文学資料館・阿波国徳島蜂須賀家文書中の寛永五年八月十五日 寛

> 猴石 は 伝 永五年大坂二ノ丸南輪御石垣・水敲御石 軒下 音請 は (さま石・猿間石)、 の雨だれに並べた石で、 0362では、 ウ エ ブ・https://archives.nijl.ac.jp/G000000238700/ 水敲は 水通、 石の種類、 ハサミ石、 土留と並 垣坪数指引ノ御 んで書かれ、 カズラ (葛) 仕様に関わっていた カズラ 帳 石、 (27 01 御 ガンギ石、 (葛) (文書画

data/00736)

松平新太郎自分

本御石垣築坪

一三百四拾壱坪五分二厘

分高金ニ拾五間三尺反入テ拾七間三尺五寸

地口拾九間三尺五寸

七拾坪七分七厘 片入角反坪

片入角反坪

三拾坪壱分九厘

築坪四拾四坪六分四 厘

一式拾九坪七分六厘 御矢倉台地口折返

拾四間式尺四寸高金二三 一間六寸

築坪三拾五坪二分五厘 式拾三坪五分

ノ丸西ノ仕切口ツ内

築坪百七拾八坪二分四 厘

一百拾九坪一分六厘

水敲御石

垣 地

 \Box

拾六間四尺七寸高金二拾

九

間五尺反入テ拾間三尺九寸

築坪四拾式坪六分

式拾八坪四分

水敲両入角反坪

築坪式拾壱坪三分

拾四坪式分

水敲出角返

間数式拾四間壱尺壱寸

一三拾坪式分三厘 猴石一間ヲ壱坪

二分五厘ニシメ

間数百五拾六間壱尺三寸

五拾弍坪七厘 かんき石三間ヲ壱坪ニシメ

れている。 沢城調査研究所・二〇一二) 京橋口北と玉造門北の記載がなく、 B国立国会図書館蔵大坂御城之図 A大阪市役所所蔵丁場書付 (池田幸隆=光政) 両者は同 一図ではなく、 の丁場はAでは六ヶ所、 は大坂城、 (『大日本史料』十二編三十三) (『城郭石垣の技術と組織』 Bでは桜門南の井戸がない。 建物の有無など差がある。 寛永五年頃の丁場割図と推定さ Bでは七ヶ所で、 松平新太 あるいは 石川県金 Aには

直な石垣が水たたきと呼ばれるのか。江戸城の呉服橋門のまえは平川 するために設けられる床版 角一、「水敲両入角」か)、二之丸南(入角一、出角一、「水敲出角」か)。 隅周辺(「御二ノ丸西ノ仕切」、角なし)・京橋口土橋周辺(入角二・出 櫓台 (「御矢倉台」)、 たたきと呼ばれていた。 が大半だからそう呼ばれたのか。 本橋川)で、 7堀など対岸の石垣は決して低くはないが、 たたきは一般には庭の滝の水の落ち口などの平らな石、 須賀文書記述との対応は、 外側の石垣は低い。 当然対岸の石垣はきわめて低い。二条城も盛土が主体のよ 本丸桜之御門西側 水との距離が近いからか。堀の中になる部分 (護床) 京橋口北 台地をほりこんだ部分の大坂城は、 をいい、 (水敲御石垣)、二之丸追手土橋 (「本石垣」入角二)、二之丸南 蜂須賀文書にある通り、 水平な語感がある。 洗掘から防護 なぜ垂 南 水

場合、そうした配慮は不要だったようである。全機能を付して水タゝキと呼んだ可能性も想定してみたが、低い石垣の石の上部)に入る。それを好ましくないとして、クリ石幅に何らかの保建物がなく、屋根・雨樋・排水路もないから、雨水が築石裏側(クリ

候由」 た。 日本近世史料』 城加藤左馬 加藤左馬 水敲に関する史料は、 (『八代市立博物館報告書』5―758)、「水たゝきふくれ申」(『大 (嘉明) (嘉明) 細川家文書10 の丁場は蓬左文庫図によって天守西側堀とわかるが、 殿町場水たゝき少くるひ候由候、 シンポジウム記録に掲載した。 485) とあって、低位でも失敗があっ 上石を取のけ被置 寛永元年の大坂

3-4 石垣を直す

3-4-1 宝暦修理

と「仕様ノ大法」、 守修復』に木曽御材木奉行兼御作事奉行以下が列記され、 内亮介氏が詳細に検討した(〈史料紹介〉 名なものは宝暦天守台修理で、 名古屋市教育委員会文化財保護室・名古屋城管理事務所)。 石 垣修理の記録は多い 本紀要1)。この時の役人については (『名古屋城石垣災害・ 具体を記す 名古屋城天守宝曆大修理史料 「仕様ノ大法」については堀 補修 覧 『国秘録 最後に 平成14年 もっとも著 度•

(宝暦三酉四月ゟ)

(中略)

同

石屋頭忰見習

石屋頭

井上長兵衛

黒田文右衛門

井上恒治

とある。 石屋頭の井上 長兵衛はこの後の文化修理にも名が見える。

2 文化二年 八〇五) 御深井丸透門西土居および橋台

修理

高三間者無傾危、 石垣北上巾十七間及東上巾十五間破損、 不及修繕 加重修也、 北東隅下巾四間半、

文化二乙丑歳七月

黒田文右衛門 杉浦忠太郎

小山清兵衛

鈴木五兵衛

天野佐助

加藤治平 大工 藤右衛門

松□□之右衛門 * 「以下日雇の頭なり」)

治右衛門

津村源吾

鷲見只八

羽田野弥三郎 太兵衛 一一郎

井上長兵衛 鉄四郎

を町人も含めて石垣に刻して記録した。筆頭の黒田文右衛門が五十年余 ているが、 名前である 宝暦三酉四月より木曽御材木奉行兼御作事奉行を勤めた人物に同じ :深井丸南側石垣 名古屋城以外、 (川地拓本は紀要4号に紹介、 (堀北側石垣)・透門橋台の修理で、 城にその呼び名はなく、 橋台は 「鵜の首」と通称され 当然『金城温古録』 奉行は 従事者

近代の新命名)。

とあるから石屋グループを統率した た人物に同じ名前で、襲名であろう。 の武士最後尾が井上長兵衛で、宝暦(一七五三前 段が苗字を持つ武士で、下段は苗字のない町人 (後述4-2-1) 士分で石屋(町人)ではないが、「 後 (職人) である。上 に石屋頭であっ

屋頭」 事主体であり、 郎までの四人に「以下日雇の頭なり」と注記している。 化十五年の三重県三縁寺本堂があって棟札には 右衛門」 拝彫物積帳に「名古屋下材木町 店の前身)当主だった藤右衛門 8 9 9 大工と注記された藤右衛門は、文化当時、宮大工・竹中家 原碑にはないが、 と同様に日雇グループを統率していた。 とある。 1 9 8 9 9)° 功労者として刻銘され、 ほか藤右衛門の作例は多い(『竹中工務店九十年史 奥村得義は『金城温古録』中で、 ただ宝暦修理の記録にその名前は登場しない。 (九代目)である。 大隅屋 永久に名前が残った。 藤右衛門」、書状に「竹中藤 侍・大工・日雇の 「竹中和泉掾正敏」、 同時代の作例には文 治右衛門以下鉄四 「日雇の頭 (竹中工務 う頭が工 一は「石

石垣施工で、 ・門などの建築がなされるからで、 垣土木工事で大工と日用が登場するのは、 高所にて勾配を確認する丁張り・井楼も設置した 建物の基礎工事だった。さらには 構築される石垣の上には (後述)。

3 4 3 大正十年西南隅櫓修理写真 (宮内庁公文書館所蔵)

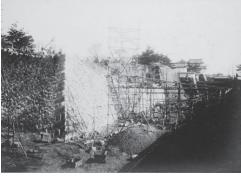
枚ある。 れた。 上から下ろす方法と、この写真のように三又で下から現場まで吊り上げ 後に豪雨により西南隅櫓台と、続きの多聞櫓台石垣が崩落して積み直さ 大正十年の本丸西南隅櫓 柱だけになった櫓写真もある。 石垣を積む際に築城図屛風のように人足が築石を台まで上げ、 (未申櫓) 台の修理写真を見る。 写真は南からが三枚、 濃尾震災以 西からが二













宮内庁所蔵本丸西南隅櫓台修理写真 15

ヤグラは本丸西側の櫓台延長線にも置かれた。移動は可能である。二基 させることによって決めた。 残っていた隅下部 道糸が張られた。 れなかった箇所に丁張りが置かれて、 る方法があった。 でなければ、 ことが前提になる。 従前からある堀底は当然平らであった。 本装置である。 とも写真に写る。現在進行中の搦手馬出し修理でも丁張りとヤグラは基 の丁張りから見通しか、 石の運搬は難しかった。 堀底にはトロッコの軌道が見え、築石の移動に使用した。 西南角は崩れている。指標となる原位置 石垣東端に丁張りが写っている。 (根石)と北および東からの多聞櫓台推定天端を延長 築城時も石垣築造 (石運搬) 道糸延長などで勾配決定か。 その西に木組みヤグラ 勾配の基準となり、 堀をまたぐ棧橋が二本あって、 石の運搬には堀底が水平である 開始までに堀底が水平 石垣の東側先端、 (井楼) 足場による木組み ここを起点に (旧位置)は、 を建て、 先 崩

> いる。 壁面には斜面にたって作業する人がいて、 く 本は水平である。写真には天秤を担って行き来する二人の人夫が写って 旦堀底に下ろしてから、三又を使用してそこから上げただろう。 クリ石はこの橋で運んだようだ。 築石運搬は写真の棧橋では難し 築城図屏風に似る。 ヒヨか。

築城に携わる人

4 | 1 ヒヨ(日用)

义

用 二二〇頁、 ことから、 名古屋城史料に日用頭は石屋とみえる(後述)。大坂城再築の丁場割 (国会図書館蔵)で、本丸堀 (「日用」) と記されている (『城郭石垣の技術と組 それが五面になった寛永七年以前のものとされる。また生駒 A表 102)。この図は本丸南堀南面 (壁面番号 146) 二十八間の丁場に「費 (水敲) が四面である 織」二〇一、

ある。 技術を持たないが、 店・今井豊和氏、 職である。名古屋にはトビという言葉(職人の名称)はない は二タイプがあって、 杣山にも登場し、 先に築城図屏 大坂城丁場に記録されたのも日用頭であろう。 この二つの用例の区別は以下の『日本国語大辞典』にも記述され 両者は江戸時代には日用頭の配下であって、 風 建設会社経営田中暁美氏よりのご教示)。 (T) 労働力が不足した現場で、 高木を扱う高所作業にあたった。もう一つは、 右 一つは高所作業を専門とする人、江戸でいえば鳶 垣に取り付き作業する人を日用と考えた。 日々雇用される人たちで おなじ言葉で呼ばれ 彼らは (竹中工務 日用に 専門 木曽

―1―1 日用の用例

だった。 ヒヨタビは筆者も聞き覚えがあって、 仕事場を渡り歩いた。それで日用・日雇と呼ばれていた。 ら得るという雇用関係ではないが、 名古屋周辺では日用はヒヨと発音し、 母が 日 雇 ヒヨトリという言葉もあった。 「今日はヒヨカタさんが来る」といっていて、 日傭、 日用などと表記され、 仕事はいつでもあって、 子供の時、 ヒョウとはいわない。 辞書では 給与・報償費を決まった主人か 建前の日だったと思う さん付け・敬称 古文書では日 需要のある ヒヨカタ、

 $\widehat{1}$ 付を受けて日雇稼ぎをする者。 $\widehat{4}$ 2 林業地帯において小屋掛け・山出し・管流しなどの運材労働に従 略、 3 江戸時代、 日用座の支配下にあって、 鳶 口・車力・米春・軽籠 持 日 内などの 用 札 の交 類

とある(『日本国語大辞典』)。事する人夫の総称。方言(3)木材を川流しする人夫。木流し人夫

る。 または三升五合という賃金は、 百七人が動員された。一人別に三升、 日養は高所作業である屋上葺の「手伝」をし、 □」とあった(文中子年で閏五月とあり、 「壱石五斗 日養五拾人一人ニ三□ 壱石五斗二十年徳禅寺庫司上葺納下帳他では「三升五合 侍が五合であったことと比べすこぶる高額で、 天正期の徳禅寺文書(大徳寺文書・大日本古文書2―四 連の仕事の請負額 (総計) もし一日分であったとすると、江戸時代 かもしれない。 壱石五斗」「日養五拾人一人ニニ または三升五合であった。三升、 天正十六戊子年・一五八八)。 一つの工事で五十人とか 日養 六倍、 屋上葺ノ時手伝 ないし七倍であ 八一

-1-2 木曽杣山の日用

運

材圖會』

(嘉永七年・一八五四、

高山町

九一

七

には杣

Щ

川に於木

『付知川

しの沿革絵解』 (付知営林局、 昭和二八)は支 稲がを含む木曽川 流域での木材搬 出の状況を絵画 で表現したもの



||6 日用の姿図『付知川に於ける ||材木伐出の沿革と繪解 上』 ||牧野彪六

に移り、 とあり、 小ハアレトモ造方ハ同シ の迫力に引き込まれる。 む」とある。杣山では木に登ることも多く、高所作業従事者の彼らが活 川狩では詰まった木を流し、 日雇代人は一同を指揮して先づボサヌキを一部の人夫に行は 「ボサ抜き」という項に「杣検尺が終わると始めて日雇組の手 後者の 杣人一組几十五六人 「杣小屋之図」に 川の材木に乗った。 日 「杣小屋日雇小屋ノ大 雇人夫一組三十人」

3 元和六年、 大坂城に従事した日用

ある。 用分は 25870 匁 匁のうちに道具代一貫 352匁 (「石堀ハリ鉄道具入目」) を除けば、 どの作業も不可欠だったが、 日用分は2898匁(33%)とある。 日用分は31、498 匁 元和六年大坂城築城での黒田藩野村家の支出は、全体67、936匁のうち、 普請作事では大工・左官・日用の組み合わせが基本である。 五月十九日、 脇田修『日本近世都市史の研究』(一九九四・「役人と日用」)に、 屋根、左官は壁塗り、 二十日の根石置きも役人と日用が行った。 (100%)、クリ石9坪6分は8694匁のうち (46%)、石垣用の石52個は全体支出27222 人数がもっとも多く必要だったのは日用で 日用は建築材料の運搬・用意・組み立てで、 築石用の石を用意したのは全て日 大工は木 日

閣所蔵文書)に =大阪市役所文書(『大日本史料』十二編三十三·七十四頁、大阪城天守 元和六年大坂城では角石 (隅石) の調達に日用頭が関わる。 京極文書

A すミ石弍つ請取申候

此銀子合八百四拾目わたし申候、 但嶋忠右衛門殿· 赤尾半右衛門殿 直

相渡申候

元和六年十二月六日

ふるてや 久衛門

ますや

茂左衛門 (花押)

日 比五兵衛殿まい る

 $\widehat{\mathbf{B}}$ 請取申銀子之事

合八百四拾目者 但丁銀也

右銀子 ハ日用頭茂左衛門、但角石弐ツノ代也 久右衛門両人より請取申候所

如

元和六年 嶋忠右衛門

十二月七日

数□

赤半右衛門

長 (花押)

斉藤庄左衛門殿

日比五兵衛殿

渡し、 両名は とある。 屋勘右衛門は九月二十九日に土台木とすり板の代金四貫六百目を受け 代銀三貫文の一部を受け取ったから、 担当で嶋・赤尾は実務者、 代金・銀子合八百四十目を京極家嶋忠右衛門数□と赤尾半右衛門長□に 取ったと斉藤らに報告している。十月十二日には江戸堀材木屋の少二郎 伏見の木や五郎兵衛は、伏見御城鉄御門三つ、 日比五兵衛らに報告した。一連文書の中で関係者は京極家の出納 (B) に「日用頭」とあり、 (A) を発給した「ふるてや久衛門」と、「ますや茂左衛門」 斉藤・日比は責任者である。 \widehat{A} \widehat{B} 五郎兵衛が日用を雇用した。材木 御番屋三つを壊す日用の の記述により角石弐ツの 同じ年の七月、 0

子六十匁は金一両で米一石 までは京極藩が段取りし、 目安で71万円換算となる。 値があったと考えて、現代の貨幣価格換算を仮に一石10万円とすれ 赤尾に渡したとしている。 茂左衛門の二人は角石二つを受け取った代銀として、 も土台木五本の代銀を受け取っている。 匁は 1 7 0 0 円弱、 八百四十目は石二つ分だからひとつが大雑把な 築石は55万円だった(七八頁)。 以後は日用頭が代金を支払って作業した。 日用は運び、 (京枡) に相当する。この時代の米は希少価 積むのが仕事だから、 対して日用頭の久 八百四十目を嶋 (右 この段階 衛門 ば銀 銀

4 日用は不可欠

ともあった。 (*元和 用 は雇用主と固定的な関係にはなかった。よって低く評価されるこ 六 細川忠興は次のように、 年 • 四月十八日 細川忠興書状、 日用への批判に反論し有効性を説 松井家古文書7

あって、 候由、 候へ共、 として、 編之三十三、元和六年正月二十三日条、 土佐山内家では「百姓ノ外ニ毎日日用弍三千人やとひ不申候而ハ不罷成 日用奉公人程役ニ不立之由、 満足二候、 必要だが前からの日用銀を使う、 前かとの日用銀八九十貫目御座候ニ付、一 日用がいなければ城は築けないのだから、 奉公人程役二不立候者、 是もわれ~~なとハー切不知 一三四頁)。 役二立程人数をやとうへく候_ とある(『大日本史料』 切日用入不申候」と 数を揃えろとある。 候、 □申越 <u>+</u>

究』は以下の 田 九州男 囲 は『熊本県史料 「本格普請に先立って行われた日用普請 「徳川期大坂城再築工事の経過について」(『大坂城の諸研 近世編三点 中村博志『大坂城全史』 |を紹介する(二〇二 は 「綿

> 世 世史料・ "輯録" からの引用と記述するが、 細川家史料』 八•一一一頁)。 それらにはないようで、 『大日本近

○年欠正月十五日付細川内記 (忠利) 書状

せ出され候 て、 坪数まし壱万石ニ、五十坪ほどのあたりにて御座候、 大坂御普請、 只今迄日雇之仕立分、 悉く御築き直し成さるゝに付 昨日右之段

〇二月五日内記 (忠利) 宛細川. 忠興書状 同 右

大坂御普請日用にて被仰付候分御つきなをしの由候、 まへかとより

其つもりに石用意候間 (中略) 可御心安事

請打ち崩し西国大名衆に仰せ付けられ候 大坂御普請三度かと御聞き成され、 ○延宝三年(一六七五) 八月二十八日西島八兵衛之友書状 御縄張仰せ付けられ、 (藤堂式部家文書 最 初之日 用普

よって積み直されている。 寛永五年 (一六二八) の大坂城石積みは崩壊しており、 先に見た費用丁場なのかは不明 七年に大名に

4 5 名古屋城の日用

収に 内亮介氏作成の「石屋頭井上長兵衛に関する史料」(二〇二二年十二月 修復之次第并御用懸之輩姓名掛札之留」(「国秘録 十日石垣シンポジウムにおける報告資料)によれば 名古屋でも状況は似ていたと思われ、 のように大坂城では元和築城での 文化に主役だったことは見た。 日用の活動記録が顕著であ 御天守御修復」) (宝暦) 「御天守御 0 た。 堀

作 :事奉行支配 石屋頭 井上長兵衛

同 屋 演 條件見習 井上恒治

普請方作事方職 人日用 肝 煎 日 用 頭 石 屋 源六

石 切 肝 煎 儀右衛門

同 庄八

同 同

同 六左衛門

とあるので、 日 用肝煎 日 用頭はすなわち石屋で石切肝煎もいた。

名古屋築城期の日用史料は多く残されていない。 八月二十三日黒田長

政刻印状 (庄野文書23) に

此方より可出候 其元石出候儀 其組々二、 日 用にても出し候へと可申付! 候、 日 用 銭

また『蓬左遷府記稿』慶長十五年十二月 (名史 155) に

とある。 名古屋御城御取建の節、 七文は侍の一日五合より多いようである。 人足壱人二付日雇代永楽七文谷田家覚書全文 これらは雇用関係が

"日向記』 (名城集成・名古屋城・ 史料、 以下名史 11 8 に は

限の日用のイメージだった

十五年庚戌正月人夫上ル、二月ヨリ取付

とあるので、 村人の名古屋出国を禁じ、 したことはすでに見た 夏)。 視調達で、 八月六日条に 町 国本から人夫が上がったように読めるけれど、 方の日用頭に依頼し必要な人数を揃えた。 「日雇頭黒鍬頭」 (『(本) 藤堂高虎が村から出ていく農民を厳しく統制 紀要』 3号-23頁)。『尾州御留守日記』 が見える (『(本) 津 • 紀要」 藤堂藩では 実際には現 2号

2 石 屋 • 手木者之頭・穴生 頭

2 | 1 石屋頭 (井上長兵衛

4

堀内亮介報告資料)。 上長兵衛) 頭井上長兵衛由緒書并石屋共山 ると、石屋長兵衛の祖である十兵衛は寛文六年には御用に懸わっていた。 国秘録 名古屋城の宝暦修 御普請奉行石場役往還方扣」 が登場していたことは二ヶ所で紹介した。 理、 文化修理の双方の記録に襲名らしき石屋頭 入御国奉行証文写」 所収「延享三年寅十一月 はより詳しい 『藩士名寄』を見 (前掲 石屋 弁

領仕、 三人分被下置相勤申候、 石頂戴仕、 代寛文三卯年、 私先祖曽祖父井上長兵衛義、 無足二而弐拾六年石御用相勤 都合弐拾石・御扶持三人分被成下、 御城内石檣為御用右十兵衛被召抱、 石垣御用出精相勤候二付、 源敬公様御代寛永 度々御褒美頂戴仕候、 十四四 寛文九酉年御加増拾 御切米拾石・御扶持 五. 年、 瑞龍院様御 家屋敷拝

るから、 で引用を割愛)。 中之門石垣修築には石屋久兵衛が関わっていた(『千代田区の文化財』 連資料がさらにある 公儀御普請 本県史』 資料編)。 江戸城でも石屋又蔵・ 近世3)にも二点が収録されている。 清算段階か。 寛永十六年 寛永十六年ゟ万治四年迄」 (『県史』 (一六三九)、 その原史料は熊本大学永青文庫・「文下四六 久兵衛らが活動している。 七一三頁収録の 久兵衛の活動は『部分御旧記』 (後藤典子氏御教示) (ア) (イ) 普請は十五年完成とされ 熊本藩細川家による は紙幅の都合 にあって関 (『熊 | |四

(ウ

ギ石被成御上ゲ侯、 寛永拾六年七月ヨリ 請払之目録 公儀江戸 御城御普請付 前 殿様より平石角石カン

千三百拾八本者

殿様ノ御石前 かとより御座候分内 角六 石本 也者

七百 「本者、 被成御買候平石

二口合式千拾八本者但六本之角石共二

六本角石水上 ノ時讃岐様衆よりかり切手御奉行所へ上ケ申候

六本者 拾二本者 平石 角石 松平越中様 酒井讃岐様へ払分 へ払分

五百三拾九本ハ 平石 青山大蔵様へ払分

払三口

合五百五拾七本内

百三拾六本ハ 前かとより御座候石之分

一百四十四本ハ 御かい被成候分 又蔵石之分

百七拾七本ハ 御かい被成候分 久兵衛石之分

テ千四百六拾壱本ハ平石也

右ノ内

千百八拾式本 ハ 殿 様 ノ 御石、 前 かとより 御座 候 分内

角三 わ本者

百六本者 しや又蔵払残之分

百七拾三本者 同久兵衛払残之分

右之残石、 我等替り安藤菊太夫天野猪左衛門矢野少兵衛ニ払切手有之

五百本者 かんき石

式三拾本払之 但公儀御用

式百七拾本者 寛永拾七年四月晦 御さい 島 日 御 取 候 石屋久兵衛石 屋 又 蔵 り分也

牧源右衛門殿

かゝ山与左衛門殿

にも 浜藩) とある。また彼と松平越中 併記される。大川原・服部も含め、みな細川家臣である。石は雁木石が 辞書』では切手は「Qitte 大雑把な目安をいえば一つ55万円となる。石屋は酒井讃岐守 で支払った。 戸城の石奉行に石(六百六十五両分)を渡し、 詰か)に渡すので、 分けて石屋の三人が受け取った。石は自分たちで直接御石奉行(江戸城 六百六十五両のうち三百両を十月六日と年末の十二月二十八日の二度に 五百本、築石が七百本で、寸尺たがわず注文通りに納品した。全体 牧に替わる。このうち牧源右衛門は の三人に宛てた受取書である。宛先の三人は(イ) (ア) は石屋の又蔵・吉右衛門・久兵衛の三人が、 「払分」があったから、 の衆に対しても角石六本分の「かり切手」を出していた。『日葡 長さが必要な雁木の方が高価だったろうが、内訳がない。 御手形を遣わしてほしい、とある。 ある物を引渡しさせる証となる紙、 (定綱·桑名藩)、青山大蔵 複数藩を掛け持ちした。 (ウ) にて、 代金は細川家が江戸小判 か ゝ 山 では大川原・服部・ 大川原・服 (幸成・尼ヶ崎藩) 石屋の三人は江 (細川家臣)と (忠勝・小 部 文書」

屋が請け負っていた。 れど、 川藩は名古屋城の丁場では藩主自ら石切現場に赴くことが多かった 切り出し・運搬は藩士ではなく、 前掲の阿波国徳島蜂須賀家文書には多様な石積み 藩主・奉行の監督のもと、

渡され、実際に石に紙を貼り、 ものが多く、字体は似通っている。 が見える。 史料があって、 屋を抱え込んだのではないかと推測する。 配下だっただろう。やがて宝暦・文化の頃になると、 対法が逐 名古屋城での石垣刻字には蜂須賀家など奉行の名前を書い 一記録され、 寛永二年の記録は石垣石を買い入れたときの帳簿で、 商人らしき京屋・八幡屋・小倉屋・塩屋らの 鑿で写し取った石工は、こうした石屋 奉行人から刻字の下書き 藩士としてその石 (原稿) た を 石 0 名

--2-2 手木者之頭・江戸城美濃屋庄次郎から

垣解体修理時に 江戸城では石垣修理の刻銘に美濃屋庄次郎があった。汐見坂近くの石

□□元甲申年 □月十九日 (美) 濃屋庄次郎 築之

東京から見た熱海の石丁場遺跡の魅力」WEB)。 して登場、「ミのや庄次郎」が「手木者之頭」として参画した(「江戸・綱紀に命じられた江戸城天守台修理では戸波駿河・三河・丹後が穴太とは宝永元年(一七〇四)である。明暦大火(一六五七)後、加賀藩前田と彫られた石が出土した。元年でかつ甲申年で、江戸城普請があったの

れているが、名古屋では「てこ」で梃子に同義、現在のバールである。「お さすこともあったし、 「おてこ」町)。「てぎ」と読まれやすく、辞書類にはそちらのみが記さ はてこまち、 九九七)。 手木者は「てこのもの」である。 は藩主御用の土工・石工、 無双の剛力、 おてこまちであって、 庭園管理も行った(竹井巌・二〇一九、 大力がいて、 土木普請従事者で大名お抱え火消しを 名古屋城下・上宿の手木町 おてこ公園に名を留める 石のような重量物の扱いに長け 佐藤宏一· · 御手 (金沢も 木

州の後に古瀬戸茶入、置紋大海を所有したという(『大正名器鑑』)。之頭」であった豪商・美濃屋庄次郎は財力が大名並みにあって、小堀遠城図屏風」に梃子をもつ男達が多数描かれていることは見た。「手木者ていて、築庭にも関わった。鳶と同じ組織にいるが、別扱いである。「築

2 — 3 穴生頭(穴太大和)

録』)。 御普請も無いとして知行を返上したとある。 その功績によって穴生頭の山戸五兵衛が小判拾両を得た 二〇二二年十二月十日石垣シンポジウムにおける堀内 されてわずかの後だった。 の三年後、 ば、寛文五年二月六日に「(名古屋城) 二之御丸升形御南門并石垣出 太は慶長の 穴太は国の名を名乗るので穴太大和であろう。『藩士名寄』にそ 寛文八年三月十五日に安生頭知行三百石の山戸五兵衛が石垣 石 垣築きに参加し 7 、おり、 石屋井上長兵衛の祖が登用 以 前 に | 亮介氏報告によれ 紹 介し (『瑞龍 7 公実

5 天守完成(補遺)

状 研究会編・思文閣出版・一九九六、 わ かる記述が 以 (一八号文書) にある。 下は一部、 『佐治重賢氏所蔵文書 本紀要収録の今和泉大氏論考による。 所収) 小 堀政一関係文書』 の年欠九月廿八日小堀政一 天守上棟の (佐治家文書 日 付

の「其元大水」は『当代記』「美作国此時大水出」記事から慶長十七年「当年は名古屋御天守」「こゝもと御天守之畳面之事」とある。史料冒頭とある。棟上だから柱・梁が組み上がった段階であった。その前段には一 こゝもと御天守、昨日廿七日ニ棟上出来候状(一八号文書)にある。

(1) 鍛冶職与助由緒書」(ほぼ同内容が「瀬戸物町万屋与三右衛門由緒書」)鍛冶職与助由緒書」(ほぼ同内容が「瀬戸物町万屋与三右衛門由緒書」)である。従来天守については城戸久『名古屋城史』が紹介した「伊勢町

申候節、権現様御上洛被為遊御立寄当御城御上覧云々当御城御普請鉄者御用相勤申候其節御天守過半出来、三重目之垂木打

造御所十一月記事にある。

ザ 閣 とし、『談海』 規に鋳造したことをいうのであって、構造自体は慶長以来のものである」 城温古録』は 窓敷居溝に、 といって、窓戸からの雨漏りの原因を中井大和守の設計ミスとしたうえ 井大和守代棟梁である大工源右衛門が、「不可如此造、 府記』記事なので、当然駿府城のものであった(紀要前号二四頁)。 (3)天守の不具合、雨漏りを記した『名古屋城史料集成』二六七は、『駿 文庫史籍叢刊)。 名古屋城殿主では是正した、 W E B を引用する。 入子水抜きがある。 「宝暦修理の記文に新規入子を拵えたとあるのは材料を新 参照 なお 「木岡敬雄の雨が育てた日本建築」 『駿府記』 とある。 他の城にても多くは見かけない。『金 も『談海』 名古屋城では天守にも櫓にも も同文同内容である(内 如此則可為曲 (雨のみちデ 事

史料集に替わる新・史料集成が必要とされよう。題もまた多い。文献に関していえば、助役大名家の史料も精査し、既存設立五年を経過し、センター職員は多くの成果を出してきたが、残る課以上これまでの考察につき、再整理した。名古屋城調査研究センター

注

- 行事であった(『御前落居奉書』『新川町史』資料編2、67~72、82~87)。 野万部経会は十月五日から千人の僧が十日間参加して北野社で行われた毎年の幕府主催 日東国山田庄が壱万部御経料所となっており、その中に「堀江郷」も含まれていた。北
- 2 例だが、 陽曆 **鳅初めは吉日を選ぶ。とりわけ土用を避けた。土用の土起こしは土公神の祟りを呼ぶと** 月廿七日御鍬初 でに夏の土用は終わっていた。慶長四年十月十九日鍬始 陽暦で二月四日)前十八日、夏の土用は立夏(太陽暦で五月五日)前十八日で、 七日江戸城御鍬初、 して、工事に従事する民衆が恐れた I 鳅初 (旧暦) (肥後熊本城)、 土用での鍬初めは避けられている。 では毎年日が違う。 (信長公記)、去年 元和六年三月一日(大坂城・山内文書)など、管見でのわずかな事 慶長十三年三月一日 慶長十五年は立夏三月十二日で四月十八日であればす (天正十年) (服部『河原ノ者・非人・秀吉』)。春の土用は立春 (太 (江戸城市ヶ谷土橋鍬初)、寛永二十年一月 正月鳅初 (醍醐寺新要録)、 (三原城)、 慶長六年八月十五 太陰太 二年二
- 豆。 内家史料では十五年段階で美濃十八大名及び伊勢八大名を書き上げている。同書24·九二 一所家史料では十五年段階で美濃十八大名及び伊勢八大名を書き上げている。同書24·九二 一究(3)忠利の認識に美濃衆助役とあった。美濃衆は実際には翌慶長十六年に助役になるが、山 紀
- 近江出身ではなく穴太でもない。 三九、二○○九)、播磨国矢野庄小河·オウゴ出身で黒田家とともに筑前に移住した大身で、 城へ4) 筑前黒田藩にいた小河・オゴウ、オウゴを白峰旬氏が穴太だとしているが(『史学論叢』 研

主な関係文献*紀要既刊分1

|新川町史|| "西枇杷島町史』 西枇杷島町

鈴木正貴 「岩瀬文庫所蔵 「清洲図」 についてー 清須市

文化財センター研究紀要』二四号、 1|\(\)| ||||)° http://www.maibun.com/DownDate/PDFdate/

清須城下町の復元に関連して―」

『愛知県埋蔵

kiyo24/2405Sus.pdf

尾張国町村絵図、 名古屋市域編』 国書刊行会、 九八八、 徳川黎明会・ 徳川 林政史研究所所

"近世尾張の部落史』愛知県部落解放運動連合会・二〇〇二" 『江戸城外堀物語』 北原糸子 ちくま新書・一九九九 『大日本史料』

とくに十二

一編三十三

東京大学史料編纂所

"河原ノ者・非人・秀吉』 服部英雄 山川出版社・二〇一二

西ケ谷恭弘 7中和夫編『石垣が語る江戸城』 「石曳き」『月刊歴史と旅』二七―九・二〇〇〇 「新聞社・二〇〇七 同成社・二〇〇七

の歴史学』

服部英雄

朝日

田清 「足柄・ 小田原産の江戸城石垣石」『小田原市郷土文化館研究報告』七・一九七〇

2 辺孟 「湯 河原 町 0 採石丁場 跡 現 況とその考察」 小 田 原市

竹井巌

「加賀藩手木足軽と氷室に関する覚書」

『北陸大学紀要』四六、二〇一九

佐藤宏一「手子の系譜」『仙台藩白老元陣屋資料館・館報』三号、一九九七

鄉土文化館研究報告五七

《Title》

Building towns, building castles, and the people involved Third study on the construction process of Nagoya Castle

《Keyword and Abstract》

There is a question as to whether the Biwajima Bridge was built before or after the move from Kiyoshu to Nagoya. The theory proposed here is that it was built in Keicho 13.

Destruction of the main national roads, namely the Kamakura kaido and Oguri kaido

Setting up a temple site within a board division

When the castle was built, the shortest distance was transported, and for this purpose, materials were brought in from the north side by crossing the moat by boat. The daimyo who were building the stone wall had decided where to build the stone wall, but there were places where they did not decide, and those places were left as slopes without piling up the stone wall, and were used as delivery routes for materials. The drawing depicts this area as "Yukiai-choba" Scaffolders, high level workers, and masons did a great deal of work in the construction of the castles.

〈資料紹介〉「堀川通絵図.

服部 英雄・堀内 亮介

キーワード

堀川 御材木場 明治時代初期 土地利日 町人地 用 名古屋城下町 千賀志摩守 千賀信立 熱田 蔵 屋敷 尾州茶屋家 御船手役所 伊藤次郎左衛 御船蔵

《解題》

縮尺

が、 このように複雑な構成の史料であり、 概要 史料は付箋の下に文字が書かれている場合も多いが、紙幅の関係で付箋 細図である。江戸時代の堀川の様子はいくつもの名古屋城下図によって 地所有者・管理者が記される。 れている。 を下げた状態で写真を撮影して、末尾に図版として全編の写真を付けた。 城に関わる史料を紹介してきたが、 報が得られる。 間壱尺」、すなわち縮尺 600 分)であることに全く同じで、 名古屋城総合事務所には、 記載された情報は興味深い内容であるため、後ろに翻刻文を付けて (あらまし) はわかるが、これほど詳細な図はなく、豊かな歴史情 付箋が糊付けされたところは剥がせず、透かし読みしかできない。 堀川両岸の 名古屋城調査研究センターは発足以来、 「法通」(法は寸法) 表紙に「堀川通絵図」とある冊子が保存さ 周囲の施設も素描されており、 分1図である。 きわめて精度が高く、丈量ならびに土 今回はこの堀川史料を紹介する。 文字だけでの紹介には限界がある を実測した大縮尺図で、「百 地籍図が分間図 少しずつ名古屋 貴重な詳 (一間を 本

内容を少しでも伝えられるようにした。

制作時期

来」、 後の状況を反映する。 があったことがわかる。また「大幸川堀割 に新・愛知県(明治五年四月設置) 者を記しており、 本絵図制作の上限は一応文化五年で、 本史料は藩政時代に作成されていた原簿に、 営繕懸り江問合」という記述から、 「悪水除 文化五辰年 移行期の様子がわかる。 (一八〇八) の組織となった営繕懸とのやりとり 実際には幕末維新前と明治五 出来」という記事があるから、 壬申年=明治五年(一八七二) 凡例の付箋、 天明五巳年 (一七八五) 出 付箋で明治以降の新所有 「壬申五月廿八

3 伝来

されている宮内省引き継ぎ文書ではなく、戦後の収集となろう。なく、今は不明である。本史料の番号は 500 番代なので0番代が付名古屋城総合事務所に所蔵された経緯については史料カードに記載が

4 起点と川巾・橋

場・材木揚ケ場があった。これより下流は納屋橋下まで雁木はない。

る。 渡橋・尾頭橋 架橋で間隔も狭い。 =五条橋)・ それより下流に橋はなく、 濵 絵図は堀留から始まって白鳥・ (佐屋街道) 中橋• 納屋橋までは通り三本、 伝馬橋まで橋の間隔は碁盤割の東西街路二本に一 で、 熱田で茅渡しになる。 橋の間隔は上流部に比べて極端に長くな 熱田に至るが、 それより下流は日置橋・古 上畠橋 (うわばた

巾ハ分間を除く」という記述があって、実測が難しいところがあった。間、下十一間半、日置橋十一間半とほぼ画一的である。ただし所々「川間半、中橋十二間半、伝馬橋上十一間二尺、下十一間半、納屋橋上十四設計図通りに掘削された川だから、川巾は上流部十三間、上畠橋十二

5 御船手

付箋が 摩守を称し、藩政期最後の当主は信立だった。信立は文政五年(一八二三) 生まれ、 摩守とあったが、付箋が重複し、 紙張りの下には倉廩方、 長十五間幅の左岸土地に御船手と書かれて、異筆で「元」と加筆される。 お 大参事。 止後の様子、それぞれがわかる。 「千賀家文書」 屋橋下流は見開き三枚に及ぶ広域が御船手であった。 「千賀信立」 慶応三年(一八六六) 志摩守という官途名が廃止されたから、付箋で与八郎とした(な が鶴舞図書館に所蔵される)。 で、 千賀志摩守は尾張藩船奉行で、 普請方があった。 家老、 上記の隣接地は当初の用紙には千賀志 すぐ上の付箋が 明治二年 藩政期の御船手の廃止前と廃 (一八六九) 名古屋藩権 「与八郎」、 代々与八郎・志 線引きされた その上の

なって付箋糊付けで隠された。御船手より下流に長さ十五間の船繋場や御船手より堀川へ向けて雁木を下った位置に番所があったが、廃止と

屋では船の修理が行われただろう。あって、これらには付箋がなく、現用のままだった。木挽小屋・大工小船杭がある。その間および前後に土蔵、木挽小屋二棟、大工小屋四棟が

されていた。この個所を別の城下図でみると、にまたがっており、長大で小沢近十郎他七名またもう一筆が三名に分与長さ四拾一間と広大な土地が元御船手役屋敷であった。船手は料紙二枚それより下流は天王への小路を挟んで長□(六か)拾五間、つづいて

小道・御水手屋敷・水路・御水主屋敷御蔵・三蔵筋・御蔵・御船屋敷・御船御用屋敷・千賀孫兵衛・天王

ス収録)。 となっている(個人蔵「御城下絵図」、蓬左文庫高精細画像閲覧データベー

6 沿岸の所有者―伊藤次郎左衛門・岡谷惣助・志水・竹腰・石河ら

の名が見える。数筆の付箋には岡谷惣助の名も見える。なって、天王構の外は茶屋万右衛門が二筆、その下流部も茶屋の関係者その上流の広い土地は伊藤次郎左衛門、付箋にみる新所有者は五人にその対岸右岸には石垣で築かれた台に、目印のような工作物があって、

(多が基盤とおぼしき商人の土地もあった。)尾張に搬入される重臣の管理地があった。また師崎屋・内海屋という沿岸には高須御蔵や志水・竹腰・石河ら美濃などに領地を持ち、年貢

知が

7 江 ĴΠ 捨水と水車

南は 岸に池、 明治初年に再使用されていたようだ。近くには水車町という町名があっ 十年ほどにて廃止されたとの記述があるが、本史料にも描写があるから、 差があった。 流に捨て石のようなものが描かれている。 に苦しむことがあった。 下之図」 道の北側に木戸のようなものが描かれている。また水路末端の堀川本 水路がある。 付箋はこの水車水路を境として旧来(時期不明)は北が雑税係 水車は描かれていない。 熱田まで営繕係 留から至近 (あるむ、二〇一 あるいは (蓬左文庫蔵、 江川からの水路は両者ともに他の城下図にも描かれている 江川は庄内用水東井筋であるけれど、 一の距離に江川捨水があって、 「御池」 (懸) 四 後者の場合は水車が設置できるほどの大きな落 前掲データベース収録) が描かれている。一帯は湿地帯で、 の持ち、 によると、 伊藤正博・沢井鈴一 と記す。 貞享元年 納屋橋下にも右岸江川 水車の東に橋があって、 ほか多くの絵図には |堀川 (一六八四) 「尾州名古屋 歴史と文化の 過剰な水 の設置で (懸)、 御城 カン そ 右 5

にも少し小ぶりで同形の建物がある。 置 1橋の西側付け根には石垣の上に小屋のような建物があって、 下はその道が続くように上下路がある。 日置橋周辺の右岸は上部に階段が 下流

8 無三杁

庄内川. 戸 描かれている。 、杁または無三殿杁として『尾張徇行記』 悪水杁は両岸 左岸の 高所を流れてから、 無三杁は庄内用水西井筋 からいくつも流入する。 この 位置にて堀川 日置橋下流には無三杁の末端が (惣兵衛川) の押切・ に流れ込んだ。 栄(生)・日々津よ のことのようで、

> 柱 はが残る。 露橋・ ・図書康久に由来するとされ、 高須賀・五女子までの各村に記述がある。 露橋には 「むさんどはし」と彫られ 無三を法名とした松

亚

9 河戸

もある。 豊臣秀吉は「清須ミツノガウ戸の生まれ」 雁木があるものもあって、そこは荷揚場か。 宮河戸のような渡船場があったから、 ソノ・ミスノ=御簾野) 河岸にはところどころ河戸がある。木曽川の起宿渡船場には船橋河戸、 排水口を持つものもある (日置橋下流)。 河戸であろう。 船着をさすのではないか。 となっている。 固有名詞が付いているも 『祖父物語』によれば、 清須御園 河戸は

10 水稽古小屋 見取所

たが、 下 水稽古小屋と注記される。 流部の柵で囲まれた一 貼り紙があるように、 角に切り妻で窓のあるりっ 明治になって廃止された。 その対岸には旧藩時代には見取所があ ぱ な建 0

11 羽柴屋源七材木場・船江堀

で十の堀割りが連続する。 ていた。 それより下流左岸には羽柴屋源七材木場があって、 四つには口があって、 つには口がない。 その 五. つの 下流が船江 水溜に 堀 な

12 白 鳥役所構 御 船蔵

そ の下流は柵の仕切りに番所があり、 左岸は白鳥役所構、 続いて御 船

「御」に付箋が貼られて、敬語のない「材木場」となっている。もあった。右岸は岸辺に並木があって番所もある「御材木場」だったが、蔵があり、門の下には雁木がある。距離が長く両端に番所があり、木戸

13 大夫堀

白鳥材木場のすぐ上に堀があって、

大夫堀 長八拾「五」間

大夫堀 分間不抱

とある。大夫堀については『事蹟録』(名城集成二〇八)に

衆ト平岩主計頭時々不和之事アリトナシ・慶長記白鳥辺ハ今ニ大夫堀ト云伝、是ハ福嶋左衛門大夫被申付ト也、普請之

三号二五頁・同「天守建つ・続名古屋城築城考」『同』四号八頁)。によるものではない。(服部「名古屋城築城考・普請編」『(本) 紀要』据削されたことがわかる。西国北陸大名全員による普請で福島正則のみ割の呼称であった。堀川は二通の細川忠興書状によって、千石夫によりかわると思いがちだが、通絵図によれば、大夫堀は白鳥にある一本の堀とある。一読すると堀川白鳥辺の掘削が福島左衛門大夫正則の工事にか

14 御船蔵・船作事場

それより下流は左岸が熱田白鳥町を経て、熱田材木町に連続し、右岸

田新田で終わっている。熱田の道には木戸が描かれている。は竹矢来で囲まれた御船蔵だった。最下流は左岸が船作事場、右岸が熱

15 橋脚

壱尺余 左文庫) ては『美濃路宿村大概帳』 この絵図では各橋の橋脚は省略されている。 にも橋脚は描かれる。(『(本)紀要』本号55頁図版) 橋杭三本立四組」とある (『堀川』二三頁)。 に 「板橋 高欄擬宝珠附 五条橋 長拾六間 尾府名古屋図 (上畠橋) につい 横三間 (蓬

(文責 服部)

《翻刻》

凡例

- る場合は□、推定できない場合は [] で示した。 箇所を除いて翻刻した。判読できなかった箇所は、文字数が推定でき・「堀川通絵図」(名古屋城総合事務所蔵)全編を一部判読できなかった
- けて翻刻し、図面と対比できるようにした。図版の上部(西岸)、中央部(堀川)、下部(東岸)の順に見出しを付・【 】で示したのは《図版》で示した図版番号である。原則として各
- 一つずつ「 」に入れて示した。・付箋上に書かれた文字は、(西岸付箋)・(東岸付箋)と見出しを付け、
- 付箋や朱書によって抹消された部分は、(抹消)「」として示した。
- 出しを付けて、当該文字を隠していた付箋の後に示すようにした。西岸・東岸のうち、付箋の下にあった文字については(付箋下)と見

(文責 堀内)

表紙

(表題) 堀川 河通絵図

図 1

(付箋) 壬申五月廿 八日 営繕懸り江問合

堀川河岸間竿延有無之事 六尺二寸五卜

外郭内外開居地同断 六尺貮寸五

所々開拓地同断

六尺五寸

(*白) 堀川法通之内東側木挽町より納屋橋迄西側小船町上大吉構本家 ゟ納屋橋下モ迄両法通り税取立市井掛持

但大吉構北家ハ土木掛持之地也

図 2

(*紫) 此色広井村地内

(抹消) 「大代官方支配 川縁法通扣主より□圓銀上 納

 $\widehat{*}$ 橙 (抹消) 「此色御船手支配道廻屋敷方支配

但聖運寺南境より下も小川町悪水落土場迄町屋前 後 通

扣主ゟ地代銀上納

(*朱) 此色五女子村地内「元」大代官方支配扣主ゟ年貢上納 番所地内より上之「元」林藤八知行所本田之内四畝拾歩證文引 元船

(抹消) 「掃部頭樣御構內道通川縁共地所ニ付上納方不払分寺扣

之分ハ借主ゟ地代銀其寺江上納

(*灰色) 此色熱田神領地東側尾頭橋

図3

より下もハ外面家居土台ゟ法通り三間神領地扣主ゟ年貢上納

(抹消) 「但白鳥三朝屋前法通 り扣境不相分

(*縦線) 此印銘 扣 境

(*横点線) 此墨星を以書顕彩粉無之分法通之外川内縁場其所扣ニ属ス

(*深緑) 此色日置村地内道通 元 町方支配

(抹消) 「東西法通御作事方支配屋敷構之分東西共道巾 中 央を

境ニ構ニ属シ半分ハ屋敷方支配法通銘々扣地代銀御作

事方江上納

(*黄) 此色古渡村地内東側古渡橋迄道通 元 町方支配

(抹消) 「法通御作事方支配次キ尾頭橋迄東側大代官方

図 4

ニ構江属シ半分ハ屋敷方支配法通扣主ゟ地代銀御作事 通御作事方支配道通町方支配屋敷構之分道巾中央を境 支配夫々扣主ゟ年貢代上納西側古渡橋ゟ尾頭橋迄 法

方ニ上納_

但古渡橋より上ミ横井十郎左衛門境迄法通御 作

事方

ゟ裁許前へ草刈取

但地所違ひの分は彩を以分之

間数大方百間壱尺之割川巾間ハ分間を除く

図 5

(西岸付箋) 「七十八間半長坂左馬五郎」「拾五間長坂左馬五郎

木造場材木揚げ場」「拾七間四尺奥原禮次郎

八間志水武雄

(堀川付箋) 「大幸川堀割 天明五巳年出来

図 6

(西岸付箋)「壱間半 志水剰太郎」「四間 文助」「六間 木屋松兵衛.

「弍間 大伝馬丁清吉」「弍間 木屋太七」「四間 内家」

「三間 大和屋代吉」「是より下モ水車上迄市井科支配

(欄外付箋)「是より北限壱丁程元営繕掛持

「一是より水車筋迄南凡拾四五丁程町家住居土

蔵等取立旧来雑税掛り持_

(東岸付箋)「中畔悪水杁」

図 7

(西岸付箋)「江川捨水井筋」

(東岸付箋) 「六間 なや徳次郎」 「三十八間 車屋庄七」

「三間半 車屋庄七」

図8

(堀川) 巾拾三間

(東岸付箋)「矢来ゟ上三拾間程惣河戸」「悪水落」

「三間 庄七 五間 権蔵」

(欄外付箋)「是より北凢四丁程元営繕掛持」

「一是より南納屋橋迄凡拾町程材木薪置場等旧

来雑税懸持」

図 9

(堀川) 上畠橋 巾拾弍間半

図 10

(堀川) 中橋 川巾拾弍間半

(東岸付箋)「山田屋前悪水」

図 11

(西岸付箋)「宮尾新左衛門表」

(堀川) 巾拾壱間弍尺 伝馬橋 川巾拾壱間半

(東岸付箋)「悪水落」

図 12

(西岸付箋)「岩間勘兵衛」「内海屋伝左衛門土蔵」「師崎屋長兵衛河戸」

皆川屋庄蔵」

図 13

(西岸付箋)「戸田道河戸」「奥田河戸」

(堀川) 川巾拾四間 納屋橋

(東岸) 河戸 長六間

長二拾九間半 物置

物置

道通り

(堀川沿い) 釜ヤ 法通り

(東岸付箋)「七間 安田佐吉」

(欄外付箋)「是より北旧来雑税掛り持」

「一是ゟ南熱田出先まで元営繕懸り持

図 14

(西岸)土蔵三間 物置二間 物置三間 土蔵長十間

土蔵長十間 土蔵長七間

水車

土蔵三間 土蔵三間 (抹消) [

(西岸付箋)「瀬戸物河戸」

「八間二尺 柴田竹三郎」「九間二尺 内田経三郎

(付箋下) 拾四間

(欄外付箋)「是より北地券区中南区外」

「七間 伊藤由三郎」「九間半 熊谷庄二郎

(欄外付箋)「是より北旧来雑税懸ノ持」

「一是より南熱田出先迄元営繕懸ノ持」

「拾間壱尺 岡谷惣助」「三間半 西水主丁 定八」

(付箋下) 拾間 鉄炮町しやう扣

「五間二尺 伊藤相馬」「五間壱尺 伊豆屋久兵衛

「壱間一尺 伊豆や久兵衛」 「弍間 安藤善祐」

「九間 中嶋屋 政吉」

(付箋下) 長五拾四間 尊寿院扣

(堀川) 巾拾壱間半

(東岸) 長百二十一間半 長三拾二間

(東岸付箋)倉廩方 (抹消)「御普請方」

図 15

(西岸)(堀川沿い)道通り (抹消)[] 法通り

〔西岸付箋〕 「八間二尺 瓦屋惣八」 「三間半

「三間半 茶屋(勘蔵」「三間 指物屋与八」「五間 源蔵

指物屋与八」

五間半 甚助」「五間 茶屋万右衛門」

「八間五尺 茶屋万右衛門」「十間五尺 太兵衛」

(付箋下) 長四拾一間 茶屋町 次郎左衛門扣

「八間 天王構」「六間 船大工新助」「三間 西水主丁仙九郎

「九間四尺 左蔵」「弍間半 甚九郎」「壱間五尺 東や甚九郎

(付箋下) 長五拾四間 納屋町 大野屋ちか扣

「三間 乙吉」「十七間(抹消)「半」五尺 正吉.

「廿一間 長円寺前明地」

(付箋下) 長式拾二間 長円寺

(堀川) ●船杭 ●同 ●同

(サリ)(舟村)(同)(同)

東岸)長拾五間 長十五間 元御船手 長九間

(堀川沿い) 土蔵 (抹消)「船番所」 木挽小ヤ 大工小屋

大工小ヤ 大工小ヤ

巾五間

木挽小ヤ 長十五間 船繋場 大工小ヤ

(東岸付箋)「四十七間 千賀信立」

(付箋下)千賀与八郎(抹消)「志摩作等)「四十七間「千賀信ご」

「四十四間 武野昌治郎」「拾間 服部儀兵衛

「五間 三輪嘉重」 「五間 いせ屋治右衛門」

(付箋下)長拾五間 天王 元御船手役屋敷

天王崎悪水落

図 16

(西岸) (堀川沿い) 草生 草生 畑 畑 畑

(西岸付箋) 「三間 大野屋仙左衛門」 「六間半 大の屋徳次郎

、付箋下)長四拾四間 内田善蔵(抹消)「渡邉半蔵」(付箋下)長弐拾二間 大野屋徳次郎(抹消)「成瀬豊前守」

「弐間 下條対馬」

(付箋下)長拾五間 下條主馬(抹消)「瀧川豊後守」

「五間 石河典則」「八間 滝川彦次郎」

(付箋下) 長拾五間 滝川彦次郎 (抹消)「 肥田口口」

「三間 津田平十郎」

(付箋下) 長拾五間 津田平十郎 (抹消) ш

(堀川) 悪水除 長二十二間 文化五辰年出来 定井

(東岸) (堀川沿い)草生 船繋柱 同 (抹消) 同 同 「御船方□船繋場」 同 同

同

(東岸付箋)「三間 今川屋惣兵衛」

「十一間半 小沢進十郎」「拾間半 馬瀬四三兵衛

(付箋下) 長四拾壱間 「元」御船手役屋敷

「十二間 岩井金之助」「十間 岩井金之助

「十四間半 鈴木吉兵衛」 「五間 小物屋継兵衛

「六間半 吉田重右衛門」

(付箋下) 長四拾七間半 聖運寺

(欄外付箋)是ゟ北地券区中南区

「弍間半 安兵衛 弍間半 利八」

利左衛門 | 式間半 庄九郎]

初蔵 吉左衛門_

伝吉 要吉」

「
定
間
半 左吉 伝兵衛

吉田重左衛門 **芝間半** 忠吉」

(付箋下) 長三拾六間

図 17

(西岸) (堀川沿い) 畑 畑 畑

(西岸付箋)「七間半 佐藤喜内」

(付箋下)佐藤喜内(抹消)[]

一八間 岩村利八」 「五間 佐藤庄十郎

(付箋下) 式拾式間 明地

水野孫一 (抹消)「小笠原三郎左衛門」

四間 石工善助」

八間 成田権十郎

(付箋下) 成瀬権十郎 (抹消)

「七間 津田三十郎」

(付箋下) 津田三十郎

(付箋下) 水野孫一 (抹消) 「石黒丹下」

拾四間半 津田三十郎」

(付箋下) (抹消) 「石河主馬」

津田三十郎 (抹消) 「紙屋市兵衛」

「四間 石河太八郎」

(付箋下) 長弐拾六間 松井藤兵衛

石河太八郎

(東岸) (堀川沿い) (抹消)「長二十二間 借主木ヤ惣左衛門 薪□方_

(抹消) [日置猟船繋場

抹消) [日置猟船繋場

(東岸付箋)「「二」 拾間 大野屋林蔵」「十一間半 大野屋林蔵

「弍間半 平吉」「三間 九吉」「三間 忠蔵」「九間 忠治_

「二間半 甚七」「二間半 清八」

(付箋下) 長三拾二間

「三間 板橋」

(付箋下) 小川町悪水落

十二間 齢助初五人」「五間 浦野松兵衛

「二十七間 嘉七初九人」「拾壱間 甚介」

四 拾壱間 権右衛門

(付箋下) 長六拾間

「十三間半 山澄龍吉」

「「一」拾間半 清兵衛

図 18

(西岸) (堀川沿い) 畑 河戸 六間 日置甚蔵 河戸 葭生 河戸

(西岸付箋)「八間 間宮六郎」「(抹消) **弐間半** 三間 藤七」

「十二間半 万屋清吉」「四間半 甚蔵持」「六間 日置橋.

(付箋下) 長四拾壱間 間宮六郎 (抹消)「間宮善八郎

拾四間 万屋清吉」

(付箋下) 長三拾六間半 万屋清吉 (抹消) 「寺尾□□□

(付箋下) 長二拾九間

石河群十郎

(抹消)

「石河□□」

十四間 万屋清吉」

(堀川)

巾拾間半

川巾拾壱間半

日置橋

(東岸) (堀川沿い) 借主 竿ヤ権左衛門 (抹消) (抹消) [

巾四間 巾三間

(東岸付箋) 四間 柴田屋庄兵衛」

(付箋下) 長二拾二間 山澄達吉 (抹消) 「将監

「九間 □□屋重助」「「二」三間半 藤七

七間一尺 万屋仙右衛門

(付箋下) 長三拾四間

日置橋」「五間半 橋台」

拾間 万屋仙右衛門」 四四 九間四尺 文四郎_

(付箋下) 長拾七間

(付箋下) 長式拾七間 阿部左膳 (抹消)

四間 新七」

付箋下)長拾壱間半 (抹消) 「成瀬半大夫」

図 19

(西岸) (堀川沿い) 葭生 河戸

(西岸付箋) 「
之十五間半 (付箋下) 長弐拾九間半 鈴木寅三郎」「五間 鈴木寅三郎 渡邊万右衛門 (抹消)「嘉十郎

「十間 生駒頼母」

(付箋下) 長四拾壱間 生駒頼母 (抹消) 「□□

「五間 鮎川信寿」「弍十三間半 丹羽佐市郎

(付箋下) 長弐拾五間半 丹羽佐市郎 (抹消 「野崎□□□」)

小寺惣右衛門」

(付箋下) 長六間 (抹消) 「棚橋丈蔵

長拾壱間(抹消)「大口屋清兵衛_

(東岸) (堀川沿い) 巾四間 巾三間

__

(東岸付箋) 「三間半 六番屋重助」「五間 六番屋重助

八間 久家屋清次郎」「七間 大道寺勢次郎

九間 船大工庄兵衛」「「二」七間 船大工庄兵衛

(付箋下) 長四拾四間 大道寺新四郎(抹消)「大道寺□□」

「拾五間半 宗義」「(抹消)「四間半」五間 徳次郎

西尾七助」「八間 船大工庄兵衛

「三間 瓦屋軽吉」「十間 山形屋 太郎兵衛

·拾弐間 幸吉」「「四」十三間 葭町炭清

五間 同 炭 (抹消) 「清」之丞」「三間 明地 天王境内_

(付箋下) 長七拾六間 大道寺玄蕃扣

図 20

(西岸) (堀川沿い) 葭生 草生

〔西岸付箋〕 「三間 小寺(抹消) 「宗兵衛」吉蔵」 「拾弍間 山田甚蔵

(付箋下) 長三拾八間半 小寺吉蔵 (抹消)「大山屋辰二郎

「七間 林昇兵衛」

(付箋下) 長拾五間 林昇兵衛 (抹消) [

元鋳造場

(付箋下) 長三拾二間 兼松源兵衛

「長拾七間 徳刑」「三間 □角太郎_

(付箋下) 長拾七間 杢兵衛

「八間 無三殿□□橋台」

(付箋下) 橋長五間半 巾二間 無三杁

道巾三間四尺

(東岸) (堀川沿い) (抹消) 「長十五間 材木河岸 草生

三ヶ町船作事場 ヨシ丁船入大船

「八間 白木屋惣右衛門」 (東岸付箋)

「
之
間

賀嶋竹三郎」「拾間

新兵衛」「十九間

松蔵

「四間 (抹消)「御鉄炮方」竹内兵六」

(付箋下) 長五拾間 (抹消)「野崎□□」

「廿四間四尺(抹消) 「横井伊折介殿」横井半助」

(付箋下) 長二拾九間半 横井兵吉 (抹消) []

「五間半 服部与三治

「弐拾八間半 服部与三治 (抹消) []」

一壱間 惣兵衛□□□□

(付箋下) 長拾七間 服部与三治 (抹消) 「成瀬大内蔵

「壱間 山王横町吹出し」

(付箋下) 長十三間

「弍間 石橋」

(付箋下) 悪水路 道巾弐間

(付箋下) 長二十一間

図 21

(西岸) (堀川沿い) 河戸

(西岸付箋) 「拾間 矢野惣之丞」

五間 佐藤兵四郎」「(抹消) 「返上」五間 西尾曽六」

「壱間半 横井万之助」

(付箋下)長屋三左衛門

(付箋下) 長六拾七間 横井万之助 (抹消) 「十郎左衛門

四間 竹腰従五位」「五間 右同人」

「五間(抹消)「古崎真次郎」戸崎詮

(付箋下) 長百五拾五間 竹腰従五位 (抹消) 「山城守」

(東岸) (堀川沿い) 巾六間 借主 船津屋七郎左衛門木場

巾五間 借主 船津屋七郎左衛門木場

(東岸付箋) 「
之十七
間半 成瀬従五位_

六間 大丸屋庄之助

拾三間式尺 服部与三治.

(付箋下) 長七十八間 野 崎 (抹消) 「主税

道巾壱間

「八拾五間 船津屋七兵衛.

(付箋下) 長三拾九間半 小瀬□吉 (抹消)「□□」

図 22

(西岸) (堀川沿い) 法通 葭生

(西岸付箋) 四間 木屋惣三郎」「廿 五 間 木屋惣三郎

十間 木物屋敷彦七」

(抹消)「山城守殿扣悪水路

(堀川)

(東岸) (堀川沿い) 巾五間 (抹消) 「鵜飼屋与次兵衛木場

巾五間

(抹消) 「垣間長三十四間 竹腰山城守船小屋

(東岸付箋)

四四

廿七間

(抹消)

「葭丁□□」

炭屋清左衛門

五間 (抹消)「□□」炭屋屋窯之助

(付箋下) 長三拾弐間 田辺(抹消)「彦四郎

(付箋下) 長三拾八間 井野口 (抹消) 「六郎左衛門

四拾八間 三河屋藤助」 (抹消)「三藤」

(抹消)「四十七間 三藤

(付箋下) 道巾壱間

三間 瓦屋平蔵」「弍拾間 竹腰

(付箋下) 長四拾四間 茶屋 (抹消) 「長意

図 23

(西岸) (堀川 沼沿い) 長百五拾間 (抹消) 「下材木町源太郎木場

(西岸付箋)「六間 空地

(付箋下) 道巾三間

八間 古渡橋」「弐拾間 惣三郎」 一廿四間 彦七」

「六十五間 材木屋惣兵衛_

(付箋下) 長百六拾間 (抹消) 「内方御小納戸持

(堀川) 古渡橋

(東岸) (抹消)「巾七間」 巾三間 杁方木場

(抹消) 「長拾五間 上材木町与兵衛扣

(抹消) 「長七間半 元材木町文左衛門扣.

抹消)「長三拾六間 志水甲斐守扣蔵屋敷」

(東岸付箋)「六間 橋 壱間半 内地

(付箋下) 古渡り悪水落

長五拾三間 圦橋木造物 (抹消) 「杁方役所

- 圦方境より尾頭橋迄弍百三六拾間堀川此内と唱え年々拾貮

石余大代官方ト山納 法通無運上」

図 24

(西岸付箋) 「六間 圦上」 「六間 鈴木泰彦」「五間 都丸□□□

(付箋下) 長二拾間 悪水落 (抹消) 毛利源内

八間(朱書抹消) 「返上」加藤弥八」「弐間 鈴木芳三郎

(付箋下) 長三拾二間 藤田友吉

(東岸) (堀川沿い) 巾六間

(抹消) 「長拾四間 下材木町武兵衛扣

(抹消) 「長拾四間 上材木町九兵衛扣

天王 長十五間 下材木町源太郎扣

巾四間

(抹消)「長五十間 上材木町善右衛門扣

(町屋沿い) 長弐百三拾六間

本材木町 上材木町 下材木町 三ヶ町扣木場

図 25

(西岸) (堀川沿い) 長七十間 (抹消) 「古渡り 長右衛門扣 木場」

長二十間(抹消)「要助扣_

(抹消)「長三十五間 羽柴屋弥七扣

「九間(抹消)「返上」寺尾泰五郎.

(西岸付箋)

「弐間半

惣八」「弐間半 天王境内」

「壱間 寺尾才吉」(抹消)[]

「四間 彦七」

「三拾間(抹消)「カギヤ八郎兵衛」材惣」

「六間 圦上」「六間 長嶋町(抹消)「明地」甚七郎」

「三間 徳三郎」「四間 徳三郎」「三間半 米屋 甚九郎」

(付箋下) 長九拾間 尾頭橋迄

悪水落

「五尺 橋台 五間 橋 五尺 橋台」

(付箋下)「往還通り」

「七間 忠四郎」「三十(抹消)「六」二間 藤屋武七」

「拾間 木屋惣太郎」

(付箋下) 長三拾五間

尾頭橋

(堀川)

(東岸) (堀川沿い) 巾五間 巾二間半 畑

(抹消) [

(東岸付箋)「九間 橋台溝共」

「九間 平井屋新七」

(付箋下) 長弐拾間半 (抹消) [

(抹消) []拾三間三尺 中井や善之丞]

(付箋下) 長弐拾間 石川忠治

図 26

(西岸) (町屋沿い) 長弐百間

(堀川沿い)長弐百間(抹消)「川方屋彦右衛門扣

《岸》(堀川沿い)巾三間半 畑 同 同 同

巾四間半 畑 同

同

同

畑

巾五間 畑 同

(抹消) [

(東岸付箋)「四拾四間 (抹消)「半」壱尺 野尻や理右衛門

「弐間半(付箋)弐間半 秋葉社」

(付箋下)長拾五間 野尻屋利左衛門

「(抹消)「弐拾間」十七間(抹消)「半尺」五尺 伝右衛門.

「拾(抹消)「間九尺」三間五尺 角三衛」

(付箋下) 長拾三間半 田中町扣権左衛門

「壱間一尺五寸 新尾頭丁久兵衛」「三間五尺 新尾頭丁文吉_

「八間 新尾頭丁 善兵衛」「九間半 六間 六太郎」

「六間半 安兵衛」「三間 弐間 与八」

(付箋下) 長弐拾三間半 古渡り 要助扣

(抹消)「五」拾間 地蔵堂」

(付箋下) 長四拾壱間半 住吉扣

図 27

(西岸) (町屋沿い) 従是 上 弐百間 下 九拾間

(堀川沿い) 巾一間

(抹消)

悪水杁

(東岸) (堀川沿い) 巾五間 河戸 間 住吉

葭生

巾四間

長十五間 (抹消) 「川方屋善右衛門扣木場

河戸

(東岸付箋)「拾五間 妙安寺」

(付箋下) 長七拾五間 妙安寺

三間半 渡辺半蔵」

(付箋下) 長四拾三間 渡辺半蔵 下屋敷

図 28

(西岸) (町屋沿い) (堀川沿い) 長九拾間

巾八間 葭生

長拾三間 畑

長十二間 水稽古堂

巾六間

(堀川沿い) 河戸

(東岸)

巾五間 葭生

五間 馬場三十郎」

(東岸付箋)

五十間 小出彦七」

(付箋下) 長五拾三間 掃部頭殿御下屋敷

図 29

(付箋下) (付箋下)

悪水落

道巾弐間半

長弐拾壱間 長拾三間

悪水

御勘定所 亀屋河戸

小屋

お旗屋町

珠林寺扣

(西岸) (町屋沿い) 長百八拾間

(堀川沿 巾四間

(東岸) (堀川沿い) 巾八間半 羽柴屋材木場 同 同

同

長六拾八間 羽柴屋源七材木場

巾九間 船江掘割 同 司 同 同

同

(町屋沿い) 長七拾八間 妙安寺扣

長五拾七間

雲心寺扣

新船繋場

長五拾七間 雲心寺扣

図 30

(西岸) 長百弐拾八間 内法川通共 (抹消) 御 材木場

(東岸) (堀川沿い) 巾九間 畑

葭生

番所

(町屋沿い) 長弐拾八間 白鳥三新 屋

長拾式間 広井村扣

長三百六拾四間 白鳥役所構

図 31

(西岸) 長式百三拾四間半

図 32

(西岸) 番所

白鳥 (抹消) 「御材」 木場

(*水路) 大夫堀 (付箋)「大夫堀分間不抱」

長八拾五間

図 33

(西岸) 番所

惣長弍百四拾間 御船蔵

(東岸) (堀川沿い) 番所

巾七間 畑

(抹消)「船作事場」

巾拾間

長拾四間 岐阜屋河戸

(東岸付箋)「拾八間 白鳥木場 南門外御役宅」

(町屋沿い) 白鳥役所

「(抹消)「拾三間壱尺」三十二間一尺 キフヤ左兵衛_「五間 御船手河戸」

「十一間五尺九才 古田佐左衛門」

(抹消)「四拾壱間 古田屋治兵衛」

"弐間四尺 師崎屋善三郎」

(抹消)「八間半 田辺や源兵衛」

(付箋下) 長六拾五間 熱田白鳥町

(付箋下) 熱田材木町

図 34

(東岸) 長三拾間 番所 熱田中嶋

(東岸付箋)「九拾間 井村屋五郎三良」

(付箋下) 長九拾九間

貝屋権左衛門 小嶋市左衛門 小嶋屋彦左衛門

図 35

(西岸)(町屋沿い) 堤長五十間 熱田新田

(堀川沿い)渡場所戸

(堀川) 茅渡場

(東岸)(堀川沿い)渡河戸

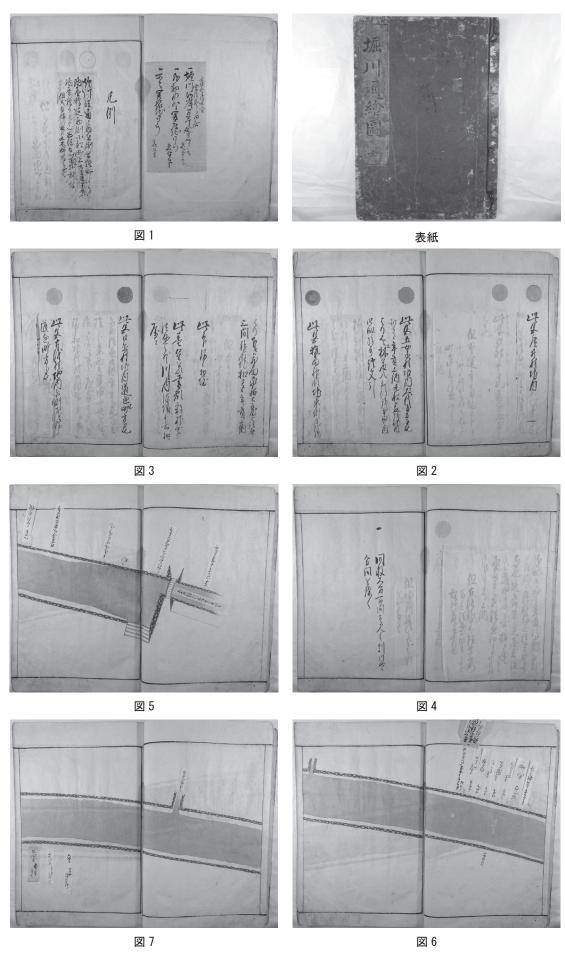
船作事場

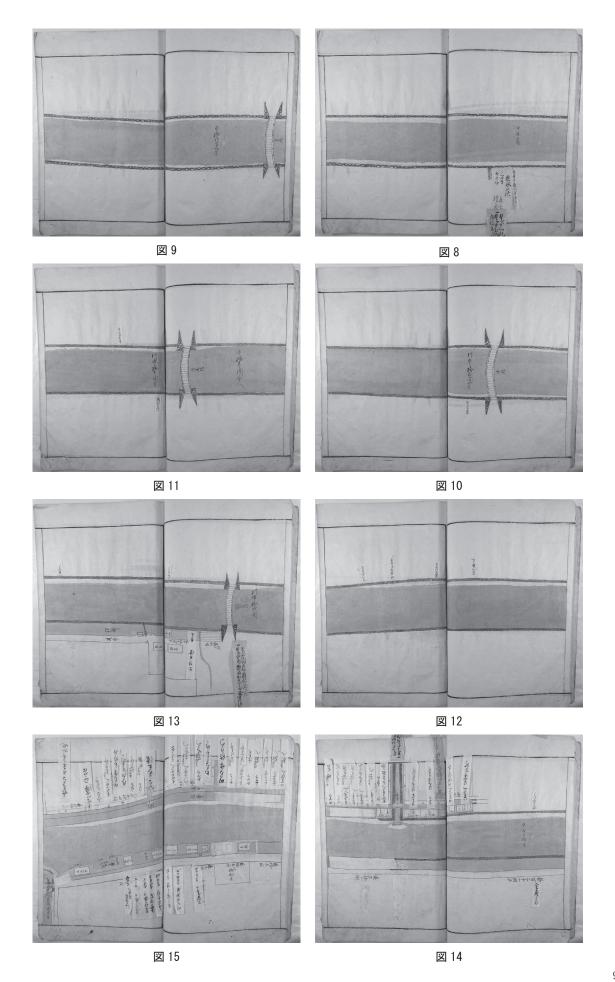
(町屋沿い) 長弍拾間 同人扣

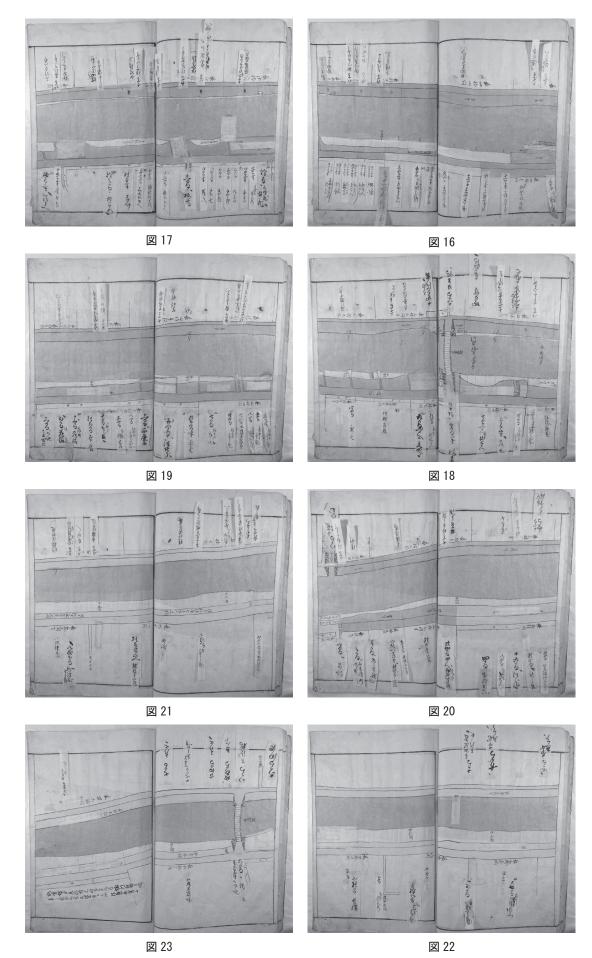
長三拾間

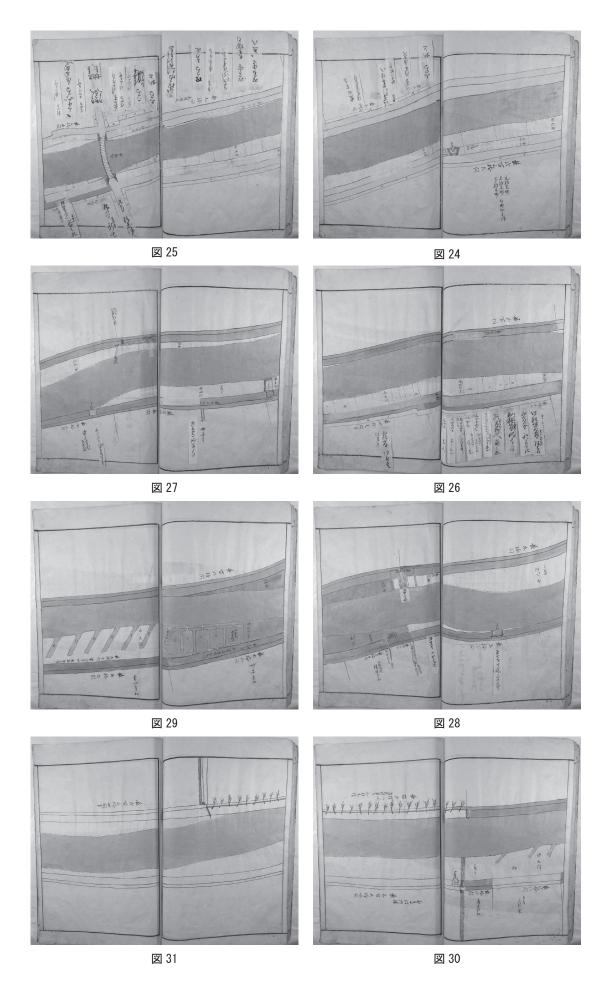
同人扣

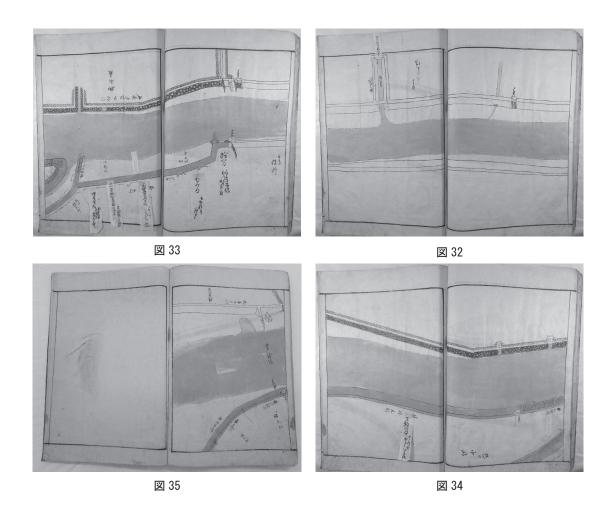
94











 $\langle\!\langle \text{Title} \rangle\!\rangle$ Historical materials introduction of Horikawa river map

≪Keyword≫

Land use around Horikawa river, Nagoya castle town, Atsuta Kura-yashiki (rice storehouses) Ofunate-yakusyo (ship office)

Funagura (ship warehouse), Senga-Shimanokami, Senga-Nobutatsu, Bisyu-Chaya family, Itou-jirouzaemon, Early Meiji period

「山下家覚書」から読み解く浅野家相続問題

キーワード

蔵の旧記」 名古屋城普請役 | 「山下家覚書」 山下氏勝 徳川家康 徳川義直 浅野幸長 浅野長晟

はじめに

が、この人物の経歴及び本覚書の現時点での所在は不明である。書が撮影された一九一九年当時の所蔵者は名古屋市西区の村松六助氏だで、『名古屋市史 人物編第一』における山下氏勝(一五六八~で、『名古屋市史 人物編第一』における山下氏勝(一五六八~一六五四)の事績紹介で引用される「山下道山覺書」に該当ないしは類一方五四)の事績紹介で引用される「山下道山覺書」に該当ないしは類に山下家覚書」(以下、「本覚書」という。)は、東京大学史料編纂所の「山下家覚書」(以下、「本覚書」という。)は、東京大学史料編纂所の

下氏倫の家に継承された記録だろうことを前号で指摘した。本覚書は全七十丁にわたり、氏勝の事績や山下家の由緒に関するた。本覚書は全七十丁にわたり、氏勝の事績や山下家の由緒に関するに、本覚書は全七十丁にわたり、氏勝の事績や山下家の由緒に関するに、本覚書のいては、拙著「「山下家覚書」から読み解く徳川光友生誕背景」下氏倫の家に継承された記録だろうことを前号で指摘した。

本覚書の内容概略は下記のとおりである。

①「覚(徳川光友生誕に関する)」。

②「覚(山下道智事績に関する)」。

の譲渡に関する)」享保元年(一七一六)五月十九日。③「中村勝時筆山下一問多(氏倫)宛譲状(山下道智所持刀等遺品類

所持刀の譲渡に関する)」明和二年(一七六五)五月十九日。「山下氏倫筆山下一問多(氏植)宛譲状(家督相続に付、山下道!

4

(以上、前号で翻刻。)

氏勝と浅野家との関係を詳述した覚であり、内容は後述する。
⑤「(紀伊浅野家取次に関する山下道智事績覚)」。製作年未詳。

氏勝の末子・道山が、兄・氏紹の子で尾張藩士中村家の養子と書上及び家督譲願い)」(元禄十四年・一七〇一)八月廿四日。

なった勝時の二男・兵五郎

名跡を譲ることを、

御国老中・織田貞幹へ打診した願状である。

(後の一問多・氏倫)

山下家の

関する)」(年未詳)戌夘月日。
⑦「山下道山(時氏)筆山下兵五郎(氏倫)宛書付(山下道智遺品に

未詳)戌卯月日。 ⑧「山下道山 (時氏) 筆山下兵五郎 (氏倫) 宛 『道智老御器量之覚』」 (年 氏勝の遺品を、道山から養子・兵五郎へ譲る際の譲状である。

道智老御器量之覺」と題した氏勝の事績書上である。他者か

原 史彦

らの聞き取りとして道山が詳述する。普請において伊豆での石切差配を成功させた経緯を兄・氏紹から聞かされた氏勝の評価の他、寛永六年(一六二九)の江戸城

⑨「(山下道智事績書上)」

氏勝の事績を漢文調で記す。

及び書物覚」宝永三戌(一七〇六)十一月二日。 (図)「山下道山 (時氏) 筆山下兵五郎 (氏倫) 宛申送状 (創業録に関する)

めに再編集・清書した経緯を記す。れ九)が同書の上覧を希望したが、内容に不備がある恐れがあるとして断り続けており、自分の死後に遺物として献上するたいに送った申送状である。尾張徳川家三代綱誠(一六五二〜山下道山著「創業録」の取扱いに関して、道山から養子・兵五

一件記録)」文化元年(一八〇四)二月晦日~十一月廿六日。⑪「(山下一問多宛等創業録御用指出に関する書状三通及び御用指出

朝(一七九三~一八五〇)への上覧と考えられる。び返却の経緯を記した書上である。年次から尾張徳川家十代斉山下一問多(氏植)へ送られた書状三通と、同書の差し出し及文化元年に行われた「創業録」の上覧について、藩関係者から

⑪の史料を翻刻する。 後の同家相続問題における氏勝の関与について考察するとともに、⑤~をの同家相続問題における氏勝の関与について考察するとともに、⑤~本稿では⑤を中心に、紀伊浅野家初代幸長(一五七六~一六一三)歿

一山下氏勝と浅野家の関係

奉姫(一六○三~三七)が選ばれている。
たことで、家康の信頼も厚く、家康九男・義直の正室には幸長の二女・和歌山城を居城とした。父・長政ともども徳川家に対する忠節を尽くしの功績により、同年十月に紀伊国三十七万六千五百六十五石餘を賜って、の嫡男で、慶長五年(一六○○)の関ヶ原前哨戦である岐阜城攻めなど表野幸長は、豊臣政権の奉行職を勤めた長政(一五四七~一六一一)

後継問題が起こり、ここで山下氏勝が関与することになる。去した。幸長に男子はおらず跡継ぎも決めていなかったため、浅野家のして携わったが、同十八年八月二十五日に和歌山において三十八歳で死幸長は慶長十五年(一六一〇)からの名古屋城の築城に公儀普請役と

金の家譜 配の家臣団に割り当てられ、 録巻第百二十三 甲之部断絶家系によれば、 之百間長屋」は津金支配の家臣団、三之丸の「外之百間長屋」は氏勝支 一六二〇)も加えられて三人で「御守役」を勤めたとする。ただし、 田家旧臣の津金修理 (当時は五郎太)の 「五郎太様衆」と称する家臣団をこの二人で支配した。駿府城二之丸の「内 |四歳時の同八年としており、⑥の記述と齟齬がみられ 氏勝は⑥の記述によれば、義直三歳時の同七年に家康より直々に義直 『士林泝洄』 「御守役」とすることを申し渡された。この時、 (胤久・一五四七~一六二二) も「御守役」となり、 巻第六 甲之部二及び成瀬の家譜 『士林泝洄』 後には成瀬内匠 津金・成瀬両名の附属は義 (勝吉・生年未詳

り、その際に「御守役」だった氏勝が取次をした関係で、浅野父子と氏 *** を深めるため、駿府城内と思われる「右衛門督御部屋」へ出入りしてお *** | 浅野長政・幸長父子は、当時「右衛門督」と称していた義直との関係 *** | 番

とは、 初は だった関係で、氏勝はこういった内證の話にも関与する立場にあったこ を密かに氏勝へ打診した。氏勝の正室がおかめの方の妹 側室のおかめの方 「御大名之衆息女御三人」 前号でも紹介した通りである。 一御念頃」になったとする。 (後の相応院・一五七三?~一六四二) が候補になったという。 その間、 義直に婚礼の話が起こり、 義直生母で家康 は、 (隆正院慕茶) この一件 当

の関係を深めていったと記す。勝の内々の働きを教えたため、義直との取次役である氏勝もまた幸長と決まったことで、「紀伊守殿」(幸長)は「不大形御満足」となり、さら決まったことで、「紀伊守殿」(幸長)は「不大形御満足」となり、さらで、氏勝はこれまでの関係から浅野家の姫・春姫を推し、これを

卿の旧事なり〕被進度之由 他 記されており、 殿御存生之内 美録」巻之六に「山下平八郎某所蔵の旧記」 来の家臣が路頭に迷わないよう、 という記述である。幸長には跡継ぎがいないため、 在を確認していたが、それを史実として認識していたようには思えない。 相談していたという。このことは、 本覚書で興味深いのは、 の浅野家関係の記録 (一八一八) 「山下平八郎某所蔵の旧記」 御継子者無御 時点で、 少なくとも同記録の第一期分が一応の完成をみた文政 ・図書で、 浅野家としてはこの幸長の考えを示す記録の存 紀伊領を義直に譲渡する幸長の意思があった 座候間 常々被仰候間」(〔 は この考えについて触れられていないた 浅野家の身代を義直に譲ろうと氏勝に 紀伊国を右兵衛督様 浅野家の家譜記録である「自得公濟 一種の参考事例のような扱いだった からの引用として 〕は割註・ 自分の歿後、 〔尾張宰相義利 以下同) 「紀伊守 長政以

能性が高い。

可

とほぼ同文であるため同一の記録とみて差し支えない。 なった十兵衛氏利 行い得たのかという疑問は残る。 0 をしたという仮説も一つの可能性として提示しておく。 録を得るため浅野家の編纂方が、尾張藩の一家臣の家にまで史料調査を 「自得公濟美録」に載せられた「山下平八郎某所蔵の旧記」 山下家当主が平八郎を名乗っていたかは現時点では確認できないが、 自得公濟美録」 (生年未詳~一六四九) の編纂が開始された文化年間 あるいは氏勝の弟で浅野家の家臣に の系譜の家が、 (一八〇四~一 ただし、この記 何らかの関与 は、 八 本覚書 頃

二 浅野家相続問題に関する氏勝の関与

行っており、 していた。 を拝領したとしても、 成 譲渡の希望を家康に打診する事を勧められた。 一六二五) · 竹腰正信 候『ハ御座有間敷候 申し出を危ういと考え、「紀伊国御拝領被成候へ『も 氏勝は義直の名代として高野山 その際、 尾張領を収公されてしまっては意味が無いと危 (一五九一~一六四五) 左候へハ遠国と申 後に尾張藩附家老となる成瀬正成 で行われた幸長の葬儀に参列し焼香を 如何 しかし、 両名から、 御座候」 と、 氏勝はこの幸長 名護屋を御明被 幸長の紀伊領 (一五六七) 仮に紀伊 領

め、氏勝は幸長の申し出には乗るべきではないとし、むしろ幸長の弟にろう。そうなってしまうと、江戸より遠国となり諸々不都合が生じるたいを考えれば、尾張領に紀伊領が加算される見込みは薄いと考えたのだ伊領三十七万石余と拮抗していることから、他の徳川家一門との釣り合当時の尾張領は備前検地によって四十七万石余と算定されており、紀

持することで、浅野家が義直の強力な後援者に成り得るのならば、 御座候」と記されているように、 は紀伊領を拝領したと同じことという考えである。 方が良いとする見解だった。つまり、 但馬守」(長晟・一五八六~一六三二)・「采女正」(長重・一五 六三二)の二人の男子がいるならば、そのどちらかに家督を継がせた 有力大名・浅野家との昵懇な関係を維 「御拝領御同事 右兵衛督様御力 ニ 八八八 それ

的な状況を示している。氏勝はこの不利な状況下において、 ありながら、江戸に拠点を持たないのは、豊臣政権健在中における過渡 あることを確かめ、 なりが知られていたのに対し、 れた立場に差があった。長重は江戸詰で江戸や駿府の御側衆にその人と 承していた長重と、備中国内に二万四千石を領していた長晟とでは置か 義直の為になるということを「随分情を出シ」て両名に語ったとする。 てくれた恩義があるとして、 大きすぎる事案であるとしつつも、 利用する算段であったことは自明であろう。氏勝も自分が差配するには は長晟への家督相続を願い、 ねて来て、氏勝を通じておかめの方への執り成しを依頼してきた。 臣・木村石見と片岡道二が、 人物を知る者が少ないという不利な状況だった。二万四千石の大名で 御側衆へ接近し、 浅野家側にとっても浅野家一門への家督相続を望んでおり、 しかしながら、当時、父・長政の隠居領である常陸国真壁五万石を継 勝算を見出していった。 長重の評判が高い中でも長晟を評価する声が一 長晟への家督相続を請け負い、そのことで 氏勝とおかめの方、そして家康との関係を 駿府在中だった氏勝の元へ「御内證」 長晟は京都詰だったため、 幸長が自分に対して懇ろに目をかけ 幕閣周辺でそ 家康・秀忠 長晟の家 定度 で訪

そして、浅野家の家老衆が家督相続の「訴訟」 のために駿府へやって

の後援を考え、

長晟への家督相続を認めるという家康の内意がおかめの

少子 "一御座候 紀伊守弟之儀" 御座候間 してもよいという考えであることを確認し、 存之由被申候」と、 た。家老衆はいずれもどちらかに加担するわけではなく、「両人共弾 来た際、 氏勝は一人ずつ家老を呼び出して家督相続に対する見解を糺 長晟・長重の二人であるならばどちらが家督を継承 何を跡目『被仰付候へ』も忝可 氏勝は長晟を推す自論を展

紀伊守殿御跡職を御望可被成儀『『ハ無御座候』と、 隠居領を相続しているので、紀伊領の相続は望んでいないと氏勝は決 ないとの懸念を示した。また、長重は 敷候」と今後、兄弟間の争いにもなりかねず、これは義直の為にもなら 引に長晟の人となりが長重より上であるとし、 つけて、 し置いて家督を継ぐのは「不順」であり、 氏勝は、「御行跡 長晟への家督相続を理由づけしている。 采女正殿¹ハはるか上¹||御座候由」であると半ば 「弾正少殿御跡職を御拝領被成候 「御兄弟之御間柄宜御座有間 弟の長重 すでに父・ が兄の長晟を差 長政

忠へ計るとしつつ、この件を請け負ってくれたことが氏勝に伝えられた。 わちゃ殿」 お万の方・一五八〇~一六五三)・「おかち殿」(英勝院 た。その後、おかめの方の部屋へ氏勝が呼び出された際、家康側室の 方へも話を通し、おかめの方も「被入御情」て、家康への執り成しを行っ 人で家康へ申し入れたこと、この申し出に家康は応え、現将軍である秀 一五七八~一六四二)が同席しており、 次に氏勝は、義直にとっての長晟の有意性を説いて義 家康の側室四 (雲光院阿茶局・一五五四~一六三七)・「おまん殿」 人の働きかけにより、 これまでの浅野家の忠節と義直 おかめの方の願いとして側室四 直 一の母 にお梶の ・おかめ 「お 方 第5号 (2024年)

おいても現職の将軍より大御所の見解が優先された事例の一つである。でいたようだが、家康によって翻意させられたとしている。家督相続におかめの方より聞かされたこととして、秀忠は長重への家督相続を望ん浅野家は「大キ」悦申候」と安堵を得ることができたわけである。後に氏勝から長晟家臣の木村石見・片岡道二両名にも内密に伝えたことで、方へ伝えられた。そして、おかめの方はこのことを内密に氏勝へ伝え、

紀』卷二十四では十月十八日の項に長晟の家督相続記事を載せる。氏勝への折衝はこの一箇月の間に行われたことになる。『台徳院殿御實五日、そして九月二十四日には家康の内意が伝えられたとしているため、(氏重・生年不詳~一六一九)の二人の家老が和歌山を経ったのは九月によれば「浅野右近」(忠吉・一五四六~一六二一)と「浅野左衛門佐」幸長の死去は慶長十八年(一六一三)八月二十五日で、「自得公濟美録」

たちも氏勝を頼りにするのでよろしくといった意味の事を言われて困 も無御座候」 大キ成事取持被申候御手柄 すなわち氏勝に感謝していたことが伝えられた。 ので氏勝は退席したが、この面々が散会した際、 ろへ、森忠政・細川忠興・黒田長政・加藤嘉明・有馬豊氏が入って来た 家康は伏見城の御広間へ長晟を呼び出し、 た、といった一種の手柄話である。 今回の家督相続は 本覚書には事後談も載せられている。 と遠慮して返答するも、 偏 一一御座候」 「信州取持被申候由故」だと長晟が 一と褒めたたえられ、「いや左様ニニ 「何も諸事御頼可被成」と、 氏勝同席で話をしていたとこ 家督相続が決定した後、 他の面々からも「是ハ 森忠政より声をかけら 「信濃_ 自分

| 任されたようで、幸長が亡くなって「巷間に流言あり、婚儀既に破れこういった経緯から、尾張徳川家における浅野家との取次役は氏勝に

れる。 屋へ立ち寄り、 敷を訪ねている。この時、家督相続の詳細を知らない家老の上田主水(重 至迄必如在有間敷候」と諭しており、 主之恩」・「此亭主之影」と氏勝に感謝し、 家側の使者を勤 たりと。」という噂が流れた春姫との婚儀が整 [宗箇]・一五六三~五〇)に対し、 長晟が嫡子・岩松 三之丸南屋敷に逗留した際、 めた他、 (後の三代光晟・一六一七~九三)を伴って名古 祝言儀式も家康の命で氏勝が取り仕切っ 長晟の氏勝に対する感謝の程が知 自分が家督を継げたのは 岩松に対しても「子々孫々」 重臣を引き連れて氏勝の屋 った際、 氏勝が 尾 た。 張徳 ま \prod

三 名古屋城普請役請負に関する氏勝の関与

衆も引き連れて行ったことで、 おり、 普請場へは、 得られたため、幸長は「不大形御満足」だったという。 り成してもらったという。その甲斐あって諸大名が駿府城 と考え、このことをお亀の方に相談したところ、 る 家康から幸長に対して特に 無下にも出来ないので、家康が自発的に浅野家へ下命してもらえないか 依頼された。氏勝としてはあまり露骨なことはしたくはなく、とはいえ も自分に普請役を命じてもらうよう、 屋城築城が発令された際、 氏勝は名古屋城築城時においても浅野家への便宜を図っている。 その際、 義直の使者であると同時に、 普請役の諸大名からは 義直の居城建設であるため、 「御念頃」 幸長からも 氏勝を通じて家康への執り成しを 0) 「一入御馳走」を受け、 「上意」があり普請役の下命を 家康の使者としても出向いて 「一入御馳走」を受けたとす お亀の方から家康へ執 氏勝は名古屋の 幸長から是非に へ出仕した際、

個人が取るべき姿勢として、積極的に役負担を申し出ることが、当時の わけにはいかないが、こういった公儀普請は一種の忠義性を試される場 通例だったのではなかろうか。 でもあるため、家中という組織体としての本音は奈辺にありとも、 た記述であり、徳川家臣団の視点であるため、 秀忠に対して嘆 付被下候様"といつれも御望御座候」と役を得るためにこぞって家康 公儀普請役が発令されるに及び、 、願を行ったとする。 諸大名は「名護屋之御城普請被 本覚書はあくまで氏勝の立場からみ 全てを客観的記述とする 当主 仰

側の一方的な負担でもなかった。 たように、徳川家側からも経済的援助として石高に応じた扶持米の給付 が行われていたため、軽い負担ではなかったものの、少なくとも大名家 負わせたと解釈されがちだったが、堀内亮介氏の研究でも明らかにされ 公儀普請は大名統制策として大名家側に一方的に経済的負担を

ころに攻め滅ぼすと恫喝したことで、たちどころに二十万人の人夫が集 られて話は終わったものの、 正則が、 殿御實紀』卷十二の慶長十五年閏二月八日の条の福島正則の逸話の真偽 められて名古屋城普請が完了したとする。 を集めた際、不平不満があるならば謀反を起こせばよい、自分がたちど の執り成しを頼んだという逸話である。この時、 が疑わしくなる。丹波篠山城と名古屋城の普請役を連続して命じられた そうすると、従来大名側の本音を示す事例として紹介される 加藤清正・池田輝政との会合で不平不満を述べ、輝政に家康へ このやりとりを伝え聞いた家康が、 正則は清正にたしなめ 諸大名

といつれも御望御座候」という状況になっていたならば、 本覚書が伝えるように 「名護屋之御城普請被 仰付被下候樣 公儀普請は徳

> 柄とはいえ、 しているが、この『台徳院殿御實紀』の記述は、 度と見られ自分の信用を落とすことになりかねない。この逸話は して普請役を得る行動を表向きにはとったはずである。 0 Ш な印象を利用して家康の偉大性を強調するため、 大成記」:「烈祖成績」:「慶長見聞集」といった複数の記録からの引用と が暗黙の約束事だったことになり、 政権への忠誠心発露の場として、 多分に脚色された話ではなかろうかと考える。 普請役を受諾した上で不平不満を言うことは、 負わされる側から積極的に申し出 福島家も浅野家と同様に自ら出 正則の 創作とは言えないまで また、 「卒忽」 表裏ある熊 親しい (粗忽) 間

他記録からみた浅野家相続問

几

とも注意しなければならない。 ういった記録は、創作は無いにせよ、多分に我田引水的な解釈があるこ を喪った山下家にとって、 家祖・氏勝の事績は最大限に喧伝しうる家の名誉である。そのため、こ る経緯である。 以上は、 あくまでも本覚書に記された範囲で記した浅野家相続に関 氏勝歿後、 藩政どころか幕政にまで影響を及ぼしていた 短期間に二度の改易を経て重臣としての立場

サ 但馬守長晟へ御直ニ懇願ノ上意ヲ以テ紀伊国相続仕マツルヘキ旨仰セ出 家譜」では、「兄左京大夫幸長死去、実子コレ長晟の家督相続については、「享保元年十月 存念ノ通リ仰セ付ラルヘキ旨御内意ニテ御尋コレアリ、 シヲ聞召サレ、今度跡目ニ付テ但馬守長晟并ニ采女正長重両人ノ内後家 院様ノ上聞ニ達シ、其節弾正少弼長政カ後家 ル」とあり、 家康・秀忠が、長政の正室であり幸長・長晟・長重の生 実子コレナキニヨリ権現様・台徳 〔長生院ト号ス〕存命 公儀『上ル 後家願ニヨリテ 御 扣書 浅 御

母である長生院からの願いで長晟への家督相続を認めたとしており、『広母である。本覚書を信じるならば、幸長の遺言はなく生前の意思は義直明である。本覚書を信じるならば、幸長の遺言はなく生前の意思は義直県史』・『和歌山県史』等でもこの記述をもって長晟の家督を説明していの紀伊領譲渡だったわけで、遺言があったならば本覚書の内容と相違する。

孝」の言葉を使用して長晟の素行をたしなめている。他の条文でも「不 記されている。長政は長晟の散財ぶりや分別が足らないことに苦言を呈 はこの認識ゆえに、 の文字を使用しているため、 「其方ハ我等」むさと賄をさせ、 慶長十五年 長重の方を徳川家に近侍させたのかもしれない 長晟の父・長政は、 (一六一〇) 自分の隠居領を次子・長晟ではなく第三子の長重に 年発給と推定される「淺野長政意見状_(56) 長晟に対しては厳しい評価をしていたこと 相当に憂慮していたのだろう。 氣遣させられ候間不孝一候」と、「不 あるい 13

断を見透かされるだけである。 それぞれどちらかに加担して一方を推した上で「訴訟」を行うことは分 るが、これはありえない。 十一月十六日の長晟による左衛門佐誅殺の遠因となったとする見解もあ があり、左衛門佐が長重を推していたことが、後の元和五年 に出向いている。 家老は浅野家 浅野家が改易ないしは徳川家に吸収される可能性がある中、 家督相続では家老の浅野右近忠吉と浅野左衛門佐氏重とで対立 一門への家督認可によって家の存続を目論み駿府へ「訴訟 当然藩論を統一して臨んだはずで、 本覚書や「自得公濟美録」でも記されるよう 氏勝が両名を尋問して得た「何を跡目」 この時点で両名が (一六一九) この両

> 电 着せがましく語っていたという長晟自身の証言がそれを裏付けている。 長晟へ家督が認められたのは自分の功績で、 衛門佐一人之才学を以拙子"被仰付候、 した(元和五年) 5 つの罪状の内、 0) 被仰付候へ『も忝可奉存之由」と長晟・長重どちらかに家督相 選択肢だったはずである。 れたならばそれで良いとする両名の言質が、 従上様私へ重畳之御恩をもかやう"申かすめ候間_ 第五条に「先年紀伊国を拝領仕候儀従上様被下候を、左 十一月廿九日付 左衛門佐を誅殺した後、 「浅野左衛門佐不届条々」 左様之恩をも不存なと、慮外を それを常々長晟に対して恩 当時の浅野家が望む唯 長晟が幕閣へ提出 とあるように、 で示した七 続 が認 8

おわりに

交渉を読み解くことができた。 先述したように本覚書は、山下家の家祖顕彰を目的とした記録のため、 を観性を欠く記述があることに注意を要する他、当事者の子息の筆記と を観性を欠く記述があることに注意を要する他、当事者の子息の筆記と を観性を欠く記述があることに注意を要する他、当事者の子息の筆記と

が、 にして、 0 いても同様だろう。 際まで後継者を指名しなかった理由に一 浅野家相続問題にかかる氏勝の役割につい 幸長が義直 おかめの方という強力な係累を利用した家康への働きかけにつ への紀伊領移譲を考えていたという記述は、 浅野家側の史料では参考程度としか扱われていな 定の説得力を与えている。 ても、 その 影響力の 幸長 が臨終 程 は

長晟・長重という二人の候補がある中

氏勝が長晟を積極的に推した

限り、 うごめく多彩な動きの一端を知り得るという意味で、 長晟への家督が決定されたわけではないはずだが、歴史的事象の背景に 動いていたはずの長重側の動向は全く記されていない。長晟側に付いた 野長政正室・長生院の嘆願については触れられておらず、当然水面下で 役という判断によって家督継承者として推薦したわけである。この義直 としては、兄弟の順番を違えないことと、義直を後援する上で長晟が適 関係が存在していたことを彷彿させられる。 諸大名から当然のように接待を受けている記事からも、 権的な約束があった可能性も捨てきれない。名古屋城普請現場において 根拠は明確ではない。 定度の評価を与えても良いのではなかろうか。 康に嘆願したという図式は、家康への影響行為の一端が見えて興味深い。 ために動き、そのおかめの方が家康の側室を動かし側室四人の連名で家 の後援が得られるという利点を基に、義直生母・おかめの方が浅野家の ただし、あくまで氏勝が知り得る範囲のみの限界ある記録のため、 知り得る立場には無かったのだろう。もとより氏勝の行為のみで あるいは最初に接触を試みた長晟家臣を通じて利 しかしながら表向きの理由 本覚書の内容に そういった利権

註

- (1)請求記号二〇七五—一〇五八。謄写本。七十丁
- (2)『名古屋市史 人物編 第一』名古屋市役所(昭和九年五月二十八日発行。
- 究紀要』第4号 二〇二三年三月発行。
 (3)原史彦「「山下家覚書」から読み解く徳川光友生誕背景」名古屋城調査研究センター『研
- (4)『寛政重修諸家譜』巻第三百九(『新訂 寛政重修諸家譜』第5 続群書類聚完成会 昭和

- 三十一日発行。 (5)『名古屋叢書続編 第十七巻 士林泝洄(一)』名古屋市教育委員会 昭和四十一年一月
- (6) 『名古屋叢書続編 第二十巻 士林泝洄(四)』名古屋市教育委員会 昭和四十三年十一
- (7)個人蔵。広島市立中央図書館寄託。書き起こしは東京大学史料編纂 所蔵の影印本による。
- 名古屋市教育委員会《昭和四十三年一月三十一日発行。(8)「士林泝洄 卷七十三 庚之部 御外戚家 山下」『名古屋叢書続編《第十九卷》士林泝洄(三)』
- (9)『新訂増補國史大系 德川實紀』第一篇 吉川弘文館 昭和四年十月二十五日発行
- 収。) (10) 『淺野莊と淺野氏』(『尾張志料著作集』東海地方史学協会 平成二年一二月一日発行

所

- (12) 註 (9) 参照。
- (1)個人蔵。(『広島県史 近世史料編Ⅱ』広島県 昭和五十一年三月三十一日発行に翻刻所収。
- (14)『広島県史 近世1 通史Ⅲ』広島県 昭和五十六年三月三十日発行
- (15)和歌山県史編さん委員会編『和歌山県史 近世』和歌山県 平成二年八月三十一日発行。
- (16)『大日本古文書 家わけ文書 第2 浅野家文書』東京帝國大學 明治三十九年十二月十八日
- 発行に翻刻所収。
- (17)『山梨県史 資料編8 近世1』山梨県「平成十年三月一日発行。
- 日発行に翻刻所収。)(8)「自得公濟美録」巻十二上(『広島県史 近世史料編Ⅱ』広島県 昭和五十一年三月三十一

史料「山下家覚書

本文

- (5) 浅野弾正少弼殿曰 遊候筋目之趣 此末々/書申候 紀伊守殿 同但馬守殿御代/々山 下道智亞御念頃被
- 東照宮様道智を召 候様」と御念頃之 源敬公御三歳之御時御守/"被 仰 付 能 々守立由

御念頃御座候 度々御出被成候 上意 御座候 其以後彈正少殿 御取 、次仕候 其時道智儀ハ信濃と申候 紀伊守殿御両 人 右兵衛督殿御部屋 御父子別而

殿へ 事ハ古ゟ 女御三人之内ひそかに御尋候 年月過候て右兵衛督殿御母儀相應院殿 御縁与御座候様 / "被成度候 其時信濃申 何をか可然候哉と御大名衆之御 信濃/一被仰聞候ハ /候ハ弾正少殿 紀伊守殿 右兵衛 息 督

院殿をおり 御出入被成候間 紀伊守 (『韓』)・綾丁然之由信濃申候 其大御所様『御心入深ク御座候 其上右兵衛督/様へも御懇』 相談被仰聞候 其以後紀伊守殿御 かめ殿と申候 信濃事ハおかめ殿妹 / 息女様 右兵衛督殿へ御輿入申候様 /遊可然之由信濃申候 「嫁申候 其時節ハ相 故 内外之御 旌

殿具 皆信濃仕候 色々 大御所様被 娘 (儀を右兵衛督様へ/被召仕候様"との 被仰聞候 御聞被成 是又信濃 右御縁与之時信 仰出 其以後ハ猶以御部屋へ御出入被成 紀伊守殿不大形御満足被 被仰聞御満足被遊候由 濃 おかめ殿へ 遊候 申候趣誰申候哉 上意 紀伊守殿被 候 御座 誠難有思召候由 内外之御取次 紀伊守 仰 候

帹

御旗/本ゟ五人被遣候

此衆中之内二三人

其以後紀伊守殿被仰候ハ 被仰聞候之由御座候 様へ差上ケ申度候 層樣被召仕被下候樣 弾正 被成度思召候 /少時ゟ骨折申候者共不便 御継子ハ無御座候/間 此段何/茂御頼被成候由 紀伊国をも右兵衛督 御座候間 右兵衛 度々

候間 之折節 衆亞御使相勤申候 濃儀 も普請 申入候へハ 紀伊守殿被仰候趣御尤/ 伊守殿も可被 衆御普請被 尾州清須之御城 衆一入/御馳走被成候 色々御礼被仰聞候 上意:/『御首尾能御座候』紀伊守殿不大形御満足〉 被 様迠御内證 成事御座候 と申上候儀も/何とやらん 味方くるしく御座候 又不申上候/儀も不 其節紀伊守殿信濃へ御頼被成候ハ 候ハ名護屋之御城普 大御所様へ可被仰上候由"で早速被申上候/へハ 紀伊守被申候趣尤" 思召候 駿府 名護屋御普請奉行衆 可被 一入普請被致度可被存候 大御所様被 /ゟ両度名護屋へ罷越御普請 '御懸り候 十九/人之御大名 御直一一可被 哀 /申上くれ候様"と色々御頼被成候 /致候由御満足"被 仰付 仰上儀"御座候へ共 右 大御所様

を被 名護屋へ御引被成候付 實ハ 其以後名護/屋御普請中 右兵衛督殿御使として信 被下候樣 仰出候ハ 今度/名護屋城普請被 /請被 大御所 かこひなと御立被成 仰出之由『諸大名衆駿府之御城へ/御出仕 仰付被下候様"といつれも御望御座 ع 仰付/候様『被成度候間 思召候 紀伊守儀ハ右兵/衛督城之儀 間 様被 名護屋/御城普請之儀"付 両御所様へ何も被申上候 普請を御頼可被成之由 御座候 / 兵衛督様御城之御普請を仕度 仰付御使一罷越申候故 諸大/名衆両御所様『被仰上 御次而三 何も御手 則おかめ / 被成 仰付候之處 此趣をおかめ /前二二御茶被 /殿へ信濃 信濃方へ 御念頃之 依 御大名 諸大名 一/候 何

敷候 念頃故 采女正殿御座候間 候ハ紀伊国御拝領被 国を右兵衛督様へ被 此以後紀伊守殿御逝去被遊 宛相伴被 如何と被申候 竹腰古山城守其外列座之者/共如何と申候処 左候へハ遠国と申如何 信濃御: 人正申候ハ 紀伊守殿御存生之内御 /致候 其節も紀伊守殿ハー入御馳走被遊候 使 罷 ,御両人:御跡職被 / 進度之由 /成候へ呱も 名護屋を御明被成候™ハ御座有 越 右兵衛督殿御名代 高野山 御座候 常々被仰候間 宣言 御. 其上/紀伊守殿御舎弟但馬守殿 仰付候へハ 法 事御座 /継子ハ無御座候間 信濃御焼香仕候 此儀を被仰上候へ『/ 一候節も 御拝領御同 由 御 座候 ? 信濃申 其 紀伊 砌 間 事

右兵衛督様御力ニ゠御座候と信濃達゠・申〉

候

偏御頼 御懇 弾正少 守逝去無是非儀御座候 越 其以後但馬守殿ゟ木村石見并片岡道二両人/を御内證 成事ハ不被存候 采女正/殿御事ハ江戸 "御詰被成候故 為『是程宜儀 之者取持申儀『『ハ無/御座候 様"と存候 是ハ大キ成/望近頃不似合儀如何敷御座候へ共 申候儀不便迷惑仕候 入候 、申候ハ 是ハ御尤成思召共御座候 、御跡職を御つき被成度候間 信濃方へ右両人/ひそかに被参 但馬守殿被仰下候ハ 被懸御目候 被成候間 然共但馬守殿 紀伊守迄度々骨 無: 才覚仕 御座 若又此御事思召之通 常々京都 候間 何へ成共跡目被 継子無御座候故 家中 /をも折申候者共多御座候処" 散々"罷成 、候之様"と色々様々信濃方へ被仰下候 随 然共別。御頼被仰下候 おかめ様へ御内/證申入相調申候様 分情を出シ 御座候 然共大成御 相 故 仰付 可申候由 駿 調候へい / 之者共迷惑至極仕 /家来之者共安堵仕 府 事 江 御座候間 紀伊守殿より 石見并道 戸之御側衆も具 江戸 駿府之御 右兵衛督殿御 『『駿府へ御差 今度紀伊 紀伊守殿 信濃躰 候

、側衆中も御行跡宜様''常々申候 依之

^二御座候由 殿へ被 事を不存候 此比承合候へハ 但馬守殿御 殿御事ハ常々京/都 正殿ハ江戸「御詰 衆中ハ別儀も無御 尤御 然共色々「御才覚 跡職を御拝領被成候 候事ハ無御座候 御座候間 中多御座候故 ハ、右兵衛督様御 **ゟ被仰下候趣具''申入候 其上''信濃申候/** 信濃方へ一人宛呼候て 但馬守殿 采女正殿 紀伊国を御添御拝領御同事御座候 、不順 守殿御跡目被 御 ひそかに承候へ/ハ 所様 行跡能御座候 仰付候へ/ハ右兵衛督様御為"宜事不過之存候 只今之/尾州 滋仰上 一御座候間 御側衆なと かなたこなたと信濃承 何を跡目 及/承申候 先以一段之御事と奉存候 /但馬守殿 采女正殿御行跡之趣承合申候處 仰 /御座候由 御旗本衆と常々御参 然 /座候 此上ハおかめ殿へ申入可然と存 、為"も成申間敷候 被仰付候へ而も忝可 紀伊守殿御跡職を御 御兄弟之御間柄宜 御座候故 /付被下候様"と訴訟 、共但馬守殿ハ猶以御行跡宜御座候由申 両人共弾正少子三面御座候 其上采女殿へ紀伊守殿御跡目被 此比取沙汰御座候間 駿府 江戸之御側衆御行跡宜御 右/兵衛督様御力"ハ是"増申御 其上采女正殿ハ弾正少殿 其内 /會候故宜様 仰 /行跡 釆女正殿"ハはるか上 /望可被成儀 ニボハ無御 御座有間敷 、ハ紀伊守殿御跡目 、奉存之由被申候故 一駿府へ何も被参候之/故 /何を御跡目"と被存候哉 . "紀伊守殿御家老衆 合申候処 少も早ク 紀伊守弟之儀 御願御 候 申成候 彩女正 左も御座候 但馬守 尤御 仰 尤/采女 但馬守 但馬守 御 候 /付候 /座候 座候 家老 殿 殿 御

かめ殿も被入御情 早速 大御所様へ被/仰上候 能々御聞届被成○御 takk(の)右兵衛督/様御為:此上ハ無御座候由 具:申候へハ 旁/以お 臓臓大御所様 3被仰上 何とそ但馬守殿へ被 仰/付候様:御願御尤御座候 無

軍様泣被 おわちや殿後 座 奉存候由 右四人御寄合被 其後おかめ殿御 此 信濃申候 仰進候間 四人として申 おまん殿後養珠院へ 定而頓而能御返事可参/と被仰聞候 /由御座 仰聞候 , 部屋『信濃』 上候へ 此比おかめ殿迠 ハ御氣色 殿 参候様"と被仰候故罷越申 おかち殿後永昌院殿 應シ申と相見へ申候 /被申候紀伊守殿御跡 おかめ殿後相應院殿 早速被仰上忝 下候/ 将

候 殿御人柄も能御座 大御所様思召ハ 被 付可然と被 弾正少殿ゟ紀伊守迠度々/御忠節御座候 / 候由 思召之由 右兵衛督樣御為色々御引合被成 おかめ殿 、信濃゚゚そと被仰聞由 但馬守 其上但 馬守 御 殿 座

然共 聞候ハ 所様

合
但
馬
守

、 将軍様御意"ハ采女"被下候様 守殿 由 右之趣石見并道ニエひそかに申聞候へハ 大御所様な 無相違紀伊国 将軍様思召 /『可被下と被 能 冷被 御拝領被成候 紀伊守殿御跡職 仰進候之故 仰下候故 可被 仰 扨其後おかめ殿 但馬守殿へ御立被成候 無是非思召候と/御意御 采/女正殿へ被下度 /進と兼々 大/キ『悦申候 思召之内 信濃へ被 其以 思召候 後但 大御 座候 仰 馬

追々 作殿 御座 候哉 濃其所を立去申 伏見之御城 大御所様ゟ遅ク被 座候之故 何も御出被成候 細川 但馬殿御仕合 越中 信濃 殿 大御所樣被成御座候 帹 黒田甲斐殿 、罷出候へハ 仰進候ハ /とおかめ殿信濃 但馬守殿 / ハ 何も其儘居申御咄仕 加藤左馬助殿 大形采女殿 御側 美作殿へ被仰 但馬/守殿も御出仕被成御廣間 御呼御咄被成候 ひそかに被 有馬玄蕃殿御越候故 御立被成儀も可 |候様| 候 仰聞候 今度紀伊守跡職 被仰候 其所へ 其以 森 美 後 信 座

> 被仰候 作殿 被 候 何も諸事御頼可被成なと被仰 仰付 初何も是ハ大キ成事取持被申候御手柄 信濃申候ハ/い 候ハ 偏'信州 や左様」語も無御座候なと御挨拶仕候由 、取持被申候故言院由色々被仰入候 あまり **/ "たへかたく有之由申** 、 論御座候なとい つれも 美 御 座

扨其後紀伊守殿御息女様於名護屋宰相殿へ/御輿入申候 大御所様被 信濃一人一被 溜親 被為成候 仰 仰付候て 付 右 御首尾能相済申 / 兵衛督殿を其時ハ宰相殿と申候 御首尾能相調申候 T 由 御 座 、御祝言之御儀式も信濃 双方之御使 付 但馬守

仰付候 申 尾張殿江戸上御屋敷初之火事御座候時 候 後居申候所へ度々御 言殿御立腹被成候 屋敷之内 ·付候儀 但馬守殿色々御念頃之由御座候 其時ハ信濃を/豊後と申候 豊後御断申上候ハ加様之御作事 終二無御座候間 引籠罷在候 其 越被成 時 此儀但馬守殿御聞 ハ宰相殿を中納言殿と申候 御免被成被下候様/『と達『申候へ 色々御肝煎被遊 其以 /被成 首尾能相済申由御 後豊後 御笑止 豊後儀ハ江 作 被思召 事奉行被 中 戸 納

今加様 子々孫々"至迄/必如在有間敷候由被仰 二能存候間 衛并 供「ハ上田主水正 馳走共御座 扨其後但馬守殿 岩松殿 殿仰二八主水者具成事被存間敷候 へ御下向之折節 片岡道二被召 両国被 候 聞可被申候 其 /下置候事ハ 浅野摂津 時節御父子様 / 連候 名護屋 岩松儀ハ幼少 〔後安藝守殿〕 扨かこひ て豊後御茶立申候折節 寺西将監 御立寄 悉皆此亭主之影 豊後屋敷へ申請 此亭主 南 竹 /紀伊守殿] /:候へ /之恩をハ大キ 御請被成候 色々御懇之仰共御座 / 本外記 屋敷 で一候 共 一御逗留被成 能此事聞置 御膳差上申 木村石見 を御同道 此委細之/ 枚田 於御城 但 被成 亭主并 馬 候 候 ハ道 新兵 宇 其 御 御 江

も右之仰之趣/被承候由申候時豊後儀ハ忝御意共"御座候由申上候/御相伴"被罷出候御家老衆中時豊後儀

- 護屋豊後方へ御差越被成 色々 '御懇''御座候/由申候候 其節も但馬守殿御/笑止''被思召 山下十兵衛を為御使 藝州ゟ名/一 於尾州大納言殿鹿狩被遊候時 山下市正儀申/事出来候て 尾州立退申

御座候へ共 有増書付/申候右之通"御座候故 御代々被懸御目 忝奉存候/由申候 道智申聞候品々

- ⑥ 一筆致啓上候 弥御息災 "御勤仕被成之由及/承目出度奉存候
- 座候へ 故 申上儀「御座候/ヘ共 泰心院様御部屋之時 御座候"付 推参をも不顧御直 、共 数十年/乍慮外御なしミ御座候 御手前様へ私願之趣申上/候 此儀可然縁を求 御内證 貴宅ニーも私宅ニーもノ "申上候 御意彼是「遠慮御座候 /緩々と得貴意候事終『無御 其外之御仲備衆へハ 私法躰衰老之/身 /其縁 候
- 尓今御座候私亡父山下道智儀ハ 権現様"御奉公仕候/江州""御知行被下御墨印
- 源敬様御名五郎太様と申候『御三歳之御時 権現様御直 "山下道智を被為屬候 、御守役相勤候由 哉 五郎太様衆/罷在候 内之百間長屋ハ修理支配 内之百間長屋 駿河御城二 又御三ノ丸ニ候哉 権現様被為成御座候時 其前津金 /外之百間長屋 /修理を被為屬 外之百間長/屋ハ 此 御二ノ丸/ 一百間長屋 道智と両

計頭殿連状なとも私*今所持仕候私も承候 其/後成瀬内匠被仰付 三人'**相勤候由 右三人/へ平岩主道智支配仕候由 古キ衆'拙者ハ駿河''/**道智支配''逢申候と被申候方

御人多成候由"御座候源敬様御四歳之時 甲斐国を被進 御八歳之時/尾張国を被進候 追々

被思召 清須ノ城を名/古屋へ御移被為遊候由様へ山下道智申上候処 其趣相應院様 権現/様へ被仰上候へハ 尤□候 御城を古渡か名/古屋か小牧へひかせられ 乍憚可然趣 相應院/権現様尾張国を 源敬様へ被進候時 清須ノ/城ハ水攻之地≒如何世

- 之事 于今人~~申唱候/天王寺之小屋割等迠仕 権現様 道智を御褒/美之由 其節ノ小屋割被仰付 道智ハ駿河ゟ/御先立 名古屋へ罷越 諸事相調候由 冬御陣っ 大坂冬夏両御陣共。 源敬様諸事之御陣用意/ハ 権現様 山下道智へ
- 一巻 権現様悉ク山下道智へ被仰付 諸事/相調申候由之城 "被為成御座/御前様御輿入候を御待請被為遊候 其節御祝/言一 大坂夏御陣之節 源敬様於名古屋城御祝言/御座候時 権現様名古屋
- 権現様上意『『御加増拝領仕候者 此時尾州/之諸士之内』道智一人之 紫冬度御陣中能相勤候/由』『 為御褒美御加増五百石拝領仕候 第一大坂夏御陣落城候て 権現様御帰陣被為遊/於二条ノ御城 山下道智 号

由

道智常々申候

- 源敬様之御前様御輿入候て十ケ年過候へ共/御子様無御座候『付 相 気

候由 然所 "被召仕候方御懐胎 "候應院様ゟ゙東福門/院様へ被「仰上「東福門院様ゟ貞松院様を/被進

誕生之御沙汰御いや「被思召候ハ、 様々僉儀仕候 と下との儀。候へハ 不及力候とて不大形 共 覚不被遊候間 なき物 処 無 御出生候 申出候へハ 源敬様大乳ハ 人之事委細物語之由 承候 '然御生付''候ハ/、 御家来''成共被遊様''と色々申上候へ共 細座候処 ハ道智一 御意少も替不/申候 此段大乳并御袋様へ申候へハ 源敬様下々の腹"/御子様御出生を御いや"被思召候哉 少も疑敷儀無御座候 依之其時分御用 人申上候ても不苦儀と存 彼是異儀 幸之御事 御次男 矢崎左京母ニ 、如最前御子様¨無疑候故 / 然共道智無心元存 成共 「仕候様」と /と申候由 有之由 又ハ御家来 右之儀能存 道智ハ とかく取持可申人無御座候故 御意二 私才 御子様御 成/共可被遊候 御前様并二ノ丸様 知 御懐人之方へも逢候て 候 / 覚言語かくし置 重高御前へ罷出御子 御落涙一候 / 達候衆中連座之時 Ш 其時道智種々申上候へ / 懐胎之趣委細申上 下 道 智 此上」も道智ハ 方 御袋様ハ/上 八被参 今迠御子様 御成人被遊 御子 曽 御 様御 道智 此 直 御 懐

替事無 御覚候ても 儀ハ女性之頼申候とて無筋事 今度誕 御意替儀無御座候 然共道智覚悟を以 京屋敷へ 道智 、ハ私も覚悟仕候と申 御座候故 御前へ罷出 御移り 、生之男子をも急度被仰付 諸人御子様二点 寛永二/年丑七月廿九日午刻" 其時道智 若君様御誕生 又彼是申上/候処 上候へハ /申上候ハ 女性偽申候者 有間敷と申候由御聞及ヒ成候間 一申上候と諸人之嘲及承無面目次第 男子之父をも御僉/儀被遊様 少御思案被遊 御袋様/ ハ大乳と一所 若君様御誕生被遊候 /たとへ御子様之 女性之儀ハ勿論 最前之通 只今御 矢崎左 御意 候 私

様とハ難被仰出候 急キなき者"仕候様"と

故==御座候御意 | 候故 道智申上候ハ 諸人ハ 殿様曽=/御覚無之由 御意承傳候

座候内 殿様 助祖母清正 屋敷ら道智屋敷へ奉移候道智 事ハ成程 哉と種々様/々強而申上候へハ 御意之趣候て (若君様道智屋敷 姪 女/高候故 躰仕/隆正院と申候 右隆正院 ○かくも仕候□と御意御座候 /女之方 [論候 (若君様御二歳君様御 御子様と 矢崎屋敷之向 /穏便-'仕 又横井伊織方/へも御慰 是へも御越御慰メ申候由 御意御 私方二可奉入置と申上候て 山/本内蔵助罷在候 座候者 右/其時道智難有忝奉存候 誰 左候ハ、むまれ子ハ信濃/ 若君様を御守仕候 /女房ハ んの竊 人か "被為成候由 御城へ被為入候 一歳之時 御 道智江戸/ 相應院様之御妹言 子 内蔵助女房ハ右隆正院 様ニニ無御 御前様 若君/様を矢崎左京 是皆隆正院伯母 / 畄守之内 矢崎屋敷 陸と申 ん道智方へ 御子様 _ 被下候間 後年寄法 竹 被成 候 泊押源 或 姪

上候 も御子様 委ク書記置申候 私も/写ケ今所持仕候 右御懐胎御誕生前後之御首尾 私兄山下佐左/衛門父道智へ委細 物語被致人御座 も仕候 候 其節之儀語傳を聞及候衆 右ハ佐左衛門書記申候内 道智一人之覚悟を以 于今道智御子様 あらまし書出シ 御誕 申 候様 生 相

存候哉 兵衛 私三人之子共/へ御分被下様 山下道智眼病二而目不見一 三人之兄弟へ被下 候 次男権之助ハ叔父平左衛門名跡を継キ 権現様

方道智 、成候御知行御切米ハ指上ケ申候 付 御知行被下候御 其身隠居知行/千石を末子佐左衛門 道智奉願候處 墨印 / 申候右支配分ハ願不申候 私へ譲り 願之通御分被 其節道智如 于今所持 下 何 郎

仕候 和と申候 〔此節 ハ道智俗/名半三郎と申〕 〔候 後二信濃 又豊/後 又大

思深/ク罷成候 此段ハ十七年以前 私江戸下り御免/被遊候時書付候 意¨候布 私も落涙仕 それゟ/たとへ身ハ何様¨成候共 此上ハと存 役人二/被申上ケ候様」と 候 達 是申上候へ共 私申上ル役人 流無御/座候 上候 泰心院様御九歳之御時 私被為屬候 御十四歳/之御時 て 土屋庄左方を頼申上候 庄/左覚被居候哉と奉存候 誠御若年之 上候處 | 御落涙被遊 主人/と成内之者と成候へ共 只今迠其方志を立 意"ハ御身之上"悪/敷儀御座候*申上候様"と仰" 「悪敷儀を御聞被成度との「思召乍恐/奉感 それゟ時々密々」「乍憚申 然ハ還而御為一如何一候 /上候事御満悦"被思召候 以来共"御免ハ不/被遊候との 御耳候/哉と御不審"可被思召候 老中も御守之者も/無心元可存 御十六歳/之御時 泰心院様へ申上候ハ 任 向後/ハ御免被遊候様「御守之者ハ申上候 御意御座候* 思召様/々可有御座候と申 大殿様被為聞何様成儀を 候 御意只今/迠ハ彼 御幼少之/御心 私を被為召 御 殿 弥 御

様太/平之御時代「御身之悪を御聞被遊度との

右道智次男権之助せかれ仁左衛門 四男一郎/兵衛せかれ半平 此両人 智儀ハ右之通舊功之者。候 之せかれ一人/御座候 行末難頼 又三男佐左衛門せか/れハ中村夕雲名跡 思召奉感候 私智徳も御座候者 と同宗門『『浄土宗』『半平一人道智宗門/』『御座候 後々ハ不調法成事 十四/五歲"罷成候者被召出被下樣"乍恐奉願候 /共右御機嫌をもそこなひ申候と奉存候 今之中村又/蔵次男 御益"も可成/候へ共 下懸短慮 然ハ道智骸所既及断絶候ハ/ん 道 電成候 二歳 右仁左衛門ハ父/ 半平病氣這幼少 電成候 /益々被 山下之 候

名字を相續

奉願候 恐惶謹言 せかれを只今/名跡"とハ不奉願候 行末之儀を私存命之内/"と奉存 同姓之内一無御座候 又蔵せかれも/幼少二 懸御心御執成奉頼存候 私七十三歳之/衰老!"-明日之命も難計 加様『申上候とて》 そたちも難知レ事なから奉頼置候 /不及申事 "御座候 へ共 三歳之 此 / 外ハ 候

下道山

八月廿四 \mathbb{H}

織田宮内様

右ハ元禄十四年巳八月

右 道山 **I様御手 跡也**

下 問多

7 之候 御手前儀成人被致候ハ、 道智老御名字相續/御奉公之儀奉願候処 人候ハ、願之通相應/ "可被召出旨被 仰出候 依之左之書付之通 遣 成

慶長七年

三郎名を書添 達 助 意承候方聞違!『千/石之地一通計所付を書及 権現様御旅立之前日 大原主殿助 山下半三郎/≒御知行被下候 山下半三郎両人三可被下 崩 左候/ハ、右千石之地両人之宛名 右御黒印両人並被下/候之故 御年寄衆御黒印 上意之処"/明日御旅立""早速難成候由 一仕候へと 上覧候處 大原主 上 ハ鬣 / 意『高半 右 一 取

老御物 仕候様でと/の事で 語 候 右御黒印ハ我等へ被 道智老鬮 御勝 /下候 御黒印ハ道智老御 御手前五只今遣候之間 取 候由 道 御 頂

も御越 肥前忠吉之刀者鍋嶋信濃守殿ゟ国打之刀之/由 之御言葉有之/故此度遣候 由 褒被申候 右忠吉之刀"/"切申候 土段迠切レ候 きれあぢよきとてい 木八左衛門切申候 者被致見物度由二而 し者拝領ニ 時 候 右忠吉新身『/候へ共 物切 ちいさく仕 道智老御咄 道智老被下候故 我等も 右刀砂引之儘這年久敷指 竹 一候 赤銅゚゚゚゚ふちを取申候/忠吉刀新身゚。候へ共 /参候 此時ためし者三人有之 虎之助殿見物 "/" 宇津 /腰山城守殿 道安老拝領之ため/し者一ノ胴者我等もらひ候て 右之ためし者虎/之助殿下屋敷へ遣 常々此刀を指申候 大鍔=
一ふちうすく候之故 後々我等ふ/ちをす 未虎之助殿と申候時 下屋敷 候指料 /申候 鍔ハヘち孫四郎すり申候 /我等廿歳余之節 道安老ため '仕候様''とて 我等十 二而 道智老五参候由傳承 佐左衛門殿 ニニノためし 道智老右 /つれも / 六歳之

をはなし 玉のたまり申候ハ此方" 畄置 有之候 うら"少もわ/れめ候へハ 枚"玉二ツたまり申候も有之 壱ツたまり申 貫目何程と定出来/候て 三匁五分玉十五間 == | かるためし具足ハはりた大和作ニー族 畄 、来候て大和持参候 此方之畄書取出 其所々之/板引合大サ両目違不 達申候分ハ 如此之両目 請取候て打申 さしゆるし候之様。覚申候 仕ぬけ /候板も出来之節 一所"持参仕候様"申 、候 然とも切々ぬけ申候故 ぬけ候内 成田 ぬけ 毎度/右之玉薬 /藤右肝煎がて具足も甲も 定候 悉打仕廻びやう / 候分ハ両目一ツ / ~書 、候も有之 又ぬけ申候も 枚〈 後一ハ少之両目の -打申候 后打 付 如約 壱 出

> 之候 之も見分如何"候故 よき程残/シ 其外玉跡打出させ申候 取放/具足之ことく一枚・ らミ候て打申候 候 も糸も古ク成申候 束幾度も仕直させ申候 悉 彦十郎/ 'おとさせ申候 数年江戸往来 其上久敷成候 /をよき程残シ 其外ハ玉跡打出させ候 甲も初 玉のたま 具足ひつハ/道智老被下候右具足びつ"入日記有 <─打申候 是又たまり申候/玉跡こと‐有 /出来候て びやうしめ "仕 /り申候も 又ぬけ申候も有之候 /ハ 具足のことくか /故 唯今ハぬり 筒之内たまり申 祖父具足屋 びやうを

御頼出来申候 春屋墨跡懸物ハ道智老被下候 表具取合せハ/道智老ゟ金森宗和老

間遺候 又御 諸大名衆
ら道智老へ
之書状。我等人々へも
/らひ集つき立 請取可有候 又道智老御 讃 *堀勘入記之被申候 / 影ハ佐左衛門殿御仕立 以上 表具迠被成被下候 巻物 是 仕 候

戌 夘月 日

Ш 下道 Ш

Ш 下兵五郎 殿

8 道智老御器量之覺

智老御器量之覚

御 應院樣者半三郎儀 上意一山下半三郎両御陣中能情 様 元和元年夘五月大坂落城 加 御前 増 先少計被下候様 被成御 座 / 番御心安者 成瀬隼 権現様 被申上 人殿 候 入候 候 安藤帯刀殿も 一条ノ城立 先其分一と御時宜之由 ハハハ 御加 /何程と存候哉と /増可被下由仰"候處 角帰被遊候以後 御前へ被出 隼人/殿ハ 上意一候 應院 相

之処 先少被下/重『又御加増被下方可然と申上候間 然と被申上候 『『も望』取被申候様』と御申候故、 かと御加増被下可然と 上意之処 五百石程可被下/哉と申上候へハ それハ少分 "候 宰相か為"/候 道智老 上意一候 御物語 相 /應院様"ハ猶以少計と被仰上候故 候 隼人殿道智[□]其方/へ一かと御加増可被下 /愛智郡之内古井村五百石望 隼人/殿先少被下 又重"被下様 尾州之/内何方 左候ハ、 取候 上意 五百

被申候事度々之儀「候由聞傳ヲ 佐左衛門/殿其外兄弟衆御申候人殿ハ道智老何そ/理強ク御申候事候へハ 又壱万石か鼻「出候/と奥州ノ伊達正宗ハ道智老を壱万石」「高呼申/度と被申候由 元祖成瀬隼

可有と佐左衛門殿御申候 此下戸ハ臆病"なくハとの事/"て候 たれの咄と申/事ハ失念申候 此下戸ハ臆病"なくハとの事/"てはいなるならハ今の世"ハ有間敷也と褒/申候由 佐左衛門殿御物語"丹波ハ三万石之身代/之由 此人尾張之山下殿ハ下戸ならハ不知 一/

と被申候方も御座候中村芳隆御意を承/候由 我等へ物語"候 其外右之御意ハ度々之/事中村芳隆御意"山下道智か様成者ハ今の世/"ハなきと御褒被遊候由瑞竜院様御意"山下道智か様成者ハ今の世/"ハなきと御褒被遊候由

部少と取替候ハ、 佐左衛門殿 老ならハ治部少ゟ能候ハんと御申候 を企 天下之大名小名手 "付候 有時我等佐左衛門殿/≒向 悪敷と存ル者。候 一郎兵衛殿ハ道智老之御事御申 如 /此あいさつ"て抜群成道智老之御器量と存) 何と問候へハ 関ヶ原御陣之事申出 其大志可申様 親之事 佐左衛門殿御あいさつ / - てもよきハよき /無之候 出 石田治部少輔謀叛 候てハ無類 此時道智老を治 道智 御褒候

頭≒御旗本≒被/居候 不及是非候所≒加州大聖寺ノ城之番手≒被居 大坂両/御陣之時ハ→源敬様之大番候 関ヶ原合戦之時/考道智老ハ寺西備中殿と所縁有テ 備中守/殿一佐左衛門殿又勘弁有間敷人ぶて無之候時/分 悪敷節御出生残念成事

何様丈夫成者 『『一/人もゆるし申候者之由聞傳候 平岩七兵衛 『/我等平岩弥左衛門弟平岩又右衛門ハ御使番』『『/候 此人ハ我等ハ見不申候り 『人ハなき様』 見/へ候と小菅宗鑑へ被申候由 宗鑑物語 『候 ねた 権現様之御代ゟ之人 『候 右了倉 尾張之山下/殿之おられ候へハ あた紀州對山様御守を被仕候伊達源左衛門 後法/躰了倉と申候 此人者

我等へ物語"/候 抜群之御器量故"候 氣強成人終見不申候由 又右衛門申候と/て以前之物語之次""監物殿候 此又右衛門志/水監物殿へ申候ハ こなたの伯母聟之山下殿/程之及右衛門事尋候へは 兄之弥右衛門ゟ氣/強成者之由 七兵衛も褒咄"又右衛門弟平岩又右衛門ハ御使番""/候 此人ハ我等ハ見不申候平岩弥左衛門弟平岩又右衛門ハ御使番""/候 此人ハ我等ハ見不申候

処 道智老御挨拶 "おれか道理故と御申候/由人殿ハー岳殿事"候/一郎兵衛殿此事道智老へ不仁物語之趣被申/候隼人殿今脇指ぬき被申哉と見合せ候 道智老/丈夫成事感 物語"候 隼道智老 成瀬隼人殿と/以前口論之時 不仁も其砌"居候て致難儀候/岩田長右衛門殿 後法躰不仁と申候 此人我等/兄一郎兵衛殿へ物語"

由 佐左衛門殿御物語 "候 富士山宮上り可見合と可申人也と被申/候 爆 屋旗本衆名ハ不承候 尾張之山下ハ何事"も/成間敷と思ハぬ人也 天 酥

老御咄 あのごりよの上也と思ふ。あからぬとい 上り可申哉と道智老/エ御申 酒 ふへ竜虎之作物上ケ申筈『『作立候 町 御 楽頭殿 屋 候 敷御作事之時 其外御 老中御越之時 道智老奉行 候 上野介殿ハおれをひいき『思ふ人 竜ハ八/間有之候 候 御作事場 御 /ふ事なしと被申候由 作 /事見廻 這智老御出合 雅楽頭殿此竜 本多上 野 道 介殿 は 故

寛永六巳年

御作り 申候由 出候由 同豆州 ぬ様 成瀬 参申候由 智老御咄言族/則書畄置候 候所ゟ舩場迠之道を作せ 丁場何程隔り候事 人多ク 同心衆迠参候由 上ケ候一付 ん御持参之由 大猷院様御代々江 両人之居所二里/程隔り申候由 又紀州台ハ大崎玄蕃惣奉行"/"" に居候へ 岳老物 候 被遣候 此時紀州之舩ハ千二百艘 上下之/家具都合千人前江戸 候由 覚左衛門物語 公儀合も数多之役人来集り 尾州

台

八山下豊後物奉行。被 共 語 武野瑞月物語 不残御遣候由 彦坂九兵衛是又玄蕃へ為/相談被遣候由 それさへ伊豆じ 亓 「豆州がて山下殿ハ金子多遣被申候 /ハ不承候 御城御普請有之 成 候 自分才覚之金子彼是都合千 松 瀬隼人正ハ豊/後為相談被遣候由 道智老伊 道智老ハ先家作事被成座敷 候 小川吉 石切并人夫両方共一山工上ケ石を 、木二派下ゟ積重 道智老伊豆 尾州之/松者漸九十三艘有之候由 、千両計遣申候由御申候を其座 / 兵衛 一篇 /豆へ被遣 尾 被居候由 / 張様 一流ハ松 中村覚左衛門申候 中村覚左衛門 仰付 土石砂を以成程道をよ 候時 紀州様ゟ石垣石を御 毎日道智老がて料理 伊 豆山 /木を切せ石を出 おれ 一何百 殿様ゟ五百 尾州 其外/所 被遣 伊 /は何もせ / 両とやら 於豆州 /豆亞持 紀州之 後世 /切せ 候役 道

> 之内 舩積 と/の事ニ而 り申候由 敷かた/まらぬ故 を肝要とて仕事也 雨降ナハ弥損せん 然ハ重『道作申候共 か/たまらじと心付るハ 先道 候 書畄置/候 候とて終かり不申候 紀州方/致迷惑候由 蕃方へ/御申遣候 ケ石仕廻申候 切置候石有之候 衆久/敷及難儀候由 くつ/かせ山
>
> ら
>
> 松場へ
>
> 之往来
>
> 之者共
>
> 一数日
>
> ふミか 石を舩積 完 出 人夫之往来も難成候由 天 紀州様。も大崎を/御撰出候半 /江戸へ遣 其比雨降り多ク之人夫往来故作り 舩積無之候 紀州方言 台徳院様西丸 福嶋殿身代果候て/大崎を 江戸へ遣 大崎玄蕃ハ本ハ福嶋左衛門大夫殿衆ニー/備後三原城を預 紀州がて七千石被下候由 彦坂 おくれ / 佐左衛門殿牢 追々舩積御/上ケ石数相済申候ニ 尾州方ハ道ハ能石ハ切置 手廻 被成御座 大崎返答 石数着舩すくなし /ハ山 合舩場へ之道を作り / 氣上り道作り候ても地かたまらす 、間三千程かさんと彦坂九兵衛 ハ 尤借申度候へ/ 人已後伊豆二元之道智老事御 大崎新道:"大石積車力"道損 武功多ク 公儀ゟ 道智老御咄ニ飛我等も承 依之道/智老此方ハ上 紀州様 /才知も有者と聞 /ためさせ /候道損シ 車力不 /能候之故 、共 国之ひけ ゚成 紀州方『ハ 石を切り へ被召抱候様 石 候て / 道久 物語 シ へ申 則

之内 頭殿 候て 嘩を仕出候 相應院様西丸へ御登城被成候処 相應院様ゟ道智 道智老/ハ築方"よき様"石を御切せ候 衆 紀ノ字 酒井雅楽頭者/と土井大炊頭者と右之石をうはいあらそひ 請取方衆へいつれの石 豊後石'念を入候間 尾州之石舩ハちいさき、 /老垣御文を被下候 一一一も参次第請取候て渡候 上意二 褒テ遣被 紀州之石舩ハちいさき四/半一丸 /もめんの四半 山 依之渡方雅 申 下豊後 一候様 「丸之内」「尾ノ字」 伊 كے / 楽頭殿 上意 請取 石能 喧

牢人已後御/申候之故 我等作大夫方≒先年申遣候へハ 衛門殿御覧候 然共覚よく御人一候之間 方衆 ん も往来早ク/候由 へ候へハ 右 尾州/ 相應/院様ゟ道智老≒之御文ハ 岡村作大夫所持申/候を 佐左 いつれも進ミうはいあい 、石ハ早速請取 紀州石ハ請取かね候故 道智老可被下様無之/候 我等'取置候へと佐左衛門殿 佐左衛門殿御咄 其節御聞 /候事御覚候半 又語傳も御聞候ハ / 申候由 候 其節者佐左衛門殿 依之尾州之舩少とい 尾州石/之舩印見 /十歳 一候 へと

御書計越申候故 巻/物之内へつき入候 御覧可有候 相應院様御文ハ無御座候 源敬様之御書ハ/御座候とて伊豆≒被下候

正院殿 佐左衛門殿ハ幼少ゟ道智老御側 度由 智を 候者居不申候由 事 随分守立候"とて 畳をたゝき/大"御腹立之由 佐左衛門殿御物語" 隆正院/殿を大¨御しかり 殿のお達ケあきはてめさ/れ候 悪敷人(~と一 源敬様道智老を御六ケ敷被 左候ハ、/一倍之御加増"候ハんと御申出候 領之茶壺見度と被申候御見せ候事いや「/思召候哉 終二聞不申候 咄 右御聞候と道智老以之外/氣色損シ それはたれかいハせ候とて 宰相様汽御 殿様御意となし"隆正院思寄/之様"申候へと 道智 候 / 老垣御申候ハ 所 御挨 唯一/ツ虚言と存事ハ 道智老≒見廻≒被参候衆 /屬被成度候 一はいの御加増 ""四千石"被) 御座候事も如 拶 候 宰相様ハこなたの御守立。候/其上間柄 思召候故 隆正/院殿』 御意被成候ハ 其者いかがも屋敷に居申候と佐左衛/門 |御置御遣/候由 道智老虚言らしき /何"候 宰相様『御奉公被成候 其座"佐 /左衛門殿も御 仰之由 右茶壺預ケ置 御幼少ゟ / 成被遣 依之隆 御 候 道

道智老御正直 御慈悲ふかき御人一候 是ハー/類方いつれも被被存候

若輩之我等式迠左様/『存候

右之外道智老勤行才知物語"成事多候

然候 之儀とて美目らしき/ 道智老之御器量 以上 其子孫たる人ハ大躰知被申 、事人前で咄被申候事 ハ必無用 、候様゚と書付申候 候 人聞不 先祖 一可

夘月 日 下道山

戍

下兵五郎殿

Ш 下 問多

書物

山下道智繪像之讃 山 下佐左衛門依所望 / 堀勘兵衛貞高書之

9

寫

所 或冒シ 日___、 掾政光 |、政光従ヶ||源頼朝卿 | 而小山氏/支—別也、 官『日川信濃守』 子朝政號」、小山上、 Ш 一而知ラル 下氏勝 」居之地", 生。一/於飛州荻町城一、壯歳奉、仕, 東照大神君一、於江州 `...小山氏", 、或易"\其. ル其名ッ、 姓藤原、 稱"山下氏」、 |、又改ゞ||豊後守で| 時慶小即 幼、名,,萬壽丸。,、漸長、,而字、,,半三郎。,、 爾來代—々/稱」小山上、 小山氏出ッ /氏勝 / 父也、 7分號ラ、 |有||軍|| "」自二大織冠鎌足/十—五—世孫下野大 到 |改二大和守一 二大和守時慶 、氏勝先祖曽移゙;|飛騨國゚゚|依デ|其 氏勝以 /功 |、食 s | | 邑 "野之下州 = 其子孫分一,處、群國二,、 永禄十一 一、其先飛騨/國/ 餘 年戊辰四月六 一飛州 浦

地罗 勝先す 勝日々、 則逆 流横 尾張 忍城っ 而三— 改築ヶ以爲/」城ヶ則可ヶり也、 之主—用一、 氏勝/爲,一—隊)長 潮乾キ盈ッ、 不利ラー、 母之姖婭二 也、 生郡賜っ —以事/無」大小。、 行也豊臣族滅云、 城 國 」義直卿 自」駿府到 帯 神君大三—喜曰?、 ・難波、兵又起ル、 行`浸、」清須城。」是水— 此時尾州 同州古渡名護 /名護屋二,、 氏勝無シス不ト云フ 翌年義直卿守學明 彼一地斥一國卑濕ナリ也、 到り西南に 是義直卿嫁 以デ 西 下」法一令ラ、 以 [為] 一次隣ョ -地ッ、 ン其一幼っ故令、 |清須 義直卿者 き割修っ 士依 ッ美濃、 屡 築」石-兼」濃/水ッ合― 城 /屋小牧/三—所、共"是高—陽之地"、 |淺野幸長女" 神君凱-悉與一聞辨 被ル 統 神君自 /尾― 為 分 __甲斐國二, 神君一季子也、 神君 レ尾州 __ 領 義直卿待っ | 壁ッ、 /而河— / 本營下、 配 ン汝爲っ 或 「騎士" |、及鳥―銃、 |従世義直卿二|、 旋ぐ 軍士ラ 一征ぶ焉、 ノ之命ニ -- 遇っ、 / 攻 / 之地 ナリ 也、 「有」拒っ者、 督シ 氏勝/潜ニ憂っ、 一次で焉、 浚ジレ塹湟ラ 水環リ |レ調―護焉、 而後感云 同 |軍卒/之規―則" 流、以入、上海に、 慶長七年 夫尾張國南、對沙伊勢一、 神君」台駕二、 鍾— 義直卿発心駕、 賜 一十二年 神君大賞ハ二、 慶長甲寅冬難波、之役、 曲ル 、食/邑ョ者、 同 神君遂用ヶ /愛最·--多、 而移っ 其勞ッ、 而爲」本營一、 氏勝-北 憑 神君命、曰、 且―又掌ル 蓋氏勝/依テナリ 八年義直卿賜 神君封ジ 有 √母─公'説 洪— 而陣で _、整^;;兵 |城||-|

| -| -覺知 其節—/ 二木曽川 /氏勝執 ||氏勝之言"|、 加 水汎 而古壘ナリ也、 故出-演義直卿 氏勝只一一 ^_天/王子 、而説」其 |國一務" 神君命レ 倍 義直 /制ョー、 矣、 而海 御り 馬 三, 氏 則必 峻 生 干 氏

> 顔っ 旨二、 饗 築ヶ江戸 有光義卿,之降/誕,、 舊功」、故 岩ッ、 一置で焉、 — 應っ、 相國 |爲ス規模ッ |、 蒙 一、雖」其法、 義直卿享る 載 外外 大樹っ 鞠__ 後相國褒义 」巨舩"以ヶ達/江戸"、幕下有」喜-| 郭ョ 一之時、 - |養スルフ/ 世以稱一美ス/焉、 近—年絶元 取ルル 後相國于江戸 旅館 、 、 氏勝嘗 。造) / 」 夫將軍家享燕 氏勝以爲,、 氏勝無沙 一始亟 私家一二二年、 石"於豆—相 /而無ジュコ知レ之ッ者 ; 、 成ルヲー 不上去フ 實力的則爲」家嫡子矣、 初義直卿無」子、 |賜レ物若― 遂爲」令-/ 之式、 之山二、 預り知っく 一色、 自 氏勝温メン故ッ追し 焉、 氏勝到」彼, 嗣人 義満公 氏勝有 氏勝深ヶ憂」之、 爾 毎度奉」拜二 台― 寛永己巳改 虚ナラハ則可 後義直卿饗スル 到了一秀吉公 殿舎が、 傳 地 出 -護/之 レ例ョ 管ス 大 適

神君ョリ 享年八十六歳、 褒/之祭 _ 湯 | -沐一之邑ョ 已來、 | 者 ナリ 相國 號ス 也、 剃 光遠院日賢 寛永壬午譲ル -薙名 大樹懇詞屡—下 道智さ - 采 承 レスコ 恩-地 應二年癸巳/十一月廿日棄」 於氏紀二 | 賜 居多、 義 誠 直卿 可 別 謂 賜っ = 至 世

10

我等撰書創業録ハ堀勘入と致相談記之候 然所先年

文盲言書續申候故 何ヲおしミ て并河自晦我等廣井之屋敷 事言無之趣申上候 泰心院様此書之事被為聞 様 二ハ上ケ申間敷と 亍 申哉 書違又ハ相違之事共ひた/もの書置申候故 其後も度々 加様之物御数寄 御意之由被申候故 指上ケ候様 被参被申聞候 / 御意候へ共 右之通申上候 ع 御意有之候 御覧も被遊事 近頃 右書物 御 意致迷惑候 我等申 候ハ、 道山 我等隠居候 妃 及清書申 たとへ 元候ても 私

神君來」尾州

行

が婚禮で、

氏勝監ス

〜其事ヲ、

其

儀不」惑べ、

最協

賢

下書/言も乍憚入御披見可申候 御披見申候者御家中衆何と老耄之取沙汰 拙者文盲之身這書申候書物存生三人入 候半兼

り候故 す順々『書之 安土 次可申とのよし 御意"候ハ、 追付指上ケ可申と申候へハ 自晦も尤候/指上ケ候様 御意も候間 是迠一類"仕度存 外題*創業録と書直シ 外題ノ/一二三ハ別録"かまわ 我等右書物者おしミ申ニーハ無之候へ共 右之通"清書も下書も仕 則清書ハ指上ケ 私相果候て乍憚遺物 右書物 難波 武江 安土 慶長の趣 難波 指上ケ候半と存 武江 慶長創業/録と皆別 小書二脇 /申候 御機嫌之御意共 清書も/仕置候 、書之候へハ 其品わか 中候 御取 右之

殿様へ上ケ申書物之下書故 今迠他見*憚申候 我等相果候てハ 心次第一候 此書物清書いまた指上ケ不申候 其後山澄了雲殿一覧之望有之故 前入魂之方/一両人二見せ申 御/手前

趣 誓文状を以御望候故 泰心院様へも不入御披見趣申候へ共 達『被申他見 又書写候事 不得止かし申候 其後 / 有間敷

き申度と被申候 り之趣申入候て 實録と候ても多キ内"ハ/相違之事有之もの"候 まして 他家へ遣之見せ申候事ハ 我等存命之内ハ遠慮も 泰心院様へ指上ケ申候 其後山澄風残殿一覧被申度御親父/了雲殿 録ハ遣之不申候 其元家来方見申候分ハ不苦候 秘書 ニハノ無之候へ共 老も望言写申間敷御誓文言かし、 色々御申候 "至テ我等縁者親類方/彼是被申方にて廣クあなたこなたかし申候事も 上立/右下書廣ク他見の聞へ候てハ如何と甫水老へも断申候高/慶長 候 是又他見書写仕間敷御誓文状 ハ相違も可有候 /然共なくさミ"も成事ハ のそきかね申候事も所々有之 動入も餘り /申候 然共是ハ三創業録ハ見終 慶長録 /御越候故かし申候 書候 /候へかしと存 ヘハ相違有物 松井甫水 候 以前よ

候と/覚申候 以上

寶永三戌 十一月二日

山下道·

行年七十八歳

山下兵五郎殿

書物覚

創業録 三十八冊

武江追加 冊

考異 二冊

引證

冊

目録 冊

(11)

越 山下道山著述之創業録/道山末葉一 */*\ 侵候間 此節 、可相成旨をも申来候 此段/一問多≒可被申渡候 以上 右創業録 /御用"付 當分之内 、指出候様御用人ゟ申来候 為指出 組 /候様"との御事候旨 山下一問多/所持いたし候由 /尤御用相済次第 江戸 /表ゟ申 右

一月晦日 富永内左衛門

山

本九郎左衛門殿

猶々本文一問多所持/有之候創業録ハ至『/精撰之由 一門外不出之/ 書

『申傳秘蔵之由』/相聞候間 其心得盡被/申談候 以上

先刻引合申候本箱鍵共/請取申候 以上

山下一問多殿

三月三日

富永内左衛門

旨/申聞候 依之申上候 以上之趣奉得/其意 則内左衛門≒差出申候処/請取 及御答候付不及御出申昨日御出被仰聞候創業録入/候箱并右鍵 別紙御書付共/被遣之 御紙上

用達

亥

加藤六郎

三月三日

山下一問多様

成田貞之右衛門為用達/平野俊九郎口上『清為持来ル相渡り/廿六日夜貞之右衛門宅』『直』逢 引渡され/右本ハ翌廿七日文化元子十一月廿七日 創業録本箱/御用人衆ゟ成田貞之右衛門方へ

田宅≒行候≒ハ/及不申候本相戻り候≒付 冨永内左衛門殿ゟ受取手紙/成田用達≒相渡候付 成

山下一問多殿 小瀬新右衛門/申談儀有之候間/追付評定所≒可被罷

出候

以上

十一月廿六日

之通 文化元年子十一月廿六日御用人/小瀬新右衛門方被申談候/御書付 左

山下一問多

出候 此段可申渡旨/御年寄衆被申聞候下候 右ハ代々致家蔵/今度御用''も相立候付/銀壹枚被下之旨被/仰先祖道山著述之/創業録御用''付 差出/写被 仰付候付 本書ハ/被返

十一月廿六日

拝領物之御礼

右在尾州御年寄中宅/不残≒可相廻

以 上

で便宜的に分類した文書区別のための数字で、筆者による補記である。*改行は「/」、割註は[]、抹消は抹消線で示した。丸数字は本文中

《Title》

An Analysis on the succession to the headship of the Asano family, from the Memorandum of the Yamashita Family.

《Keyword》

Yamashitake-Oboegaki (The Memorandum of the Yamashita Family)

Yamashita Ujikatsu (Senior vassal of the Owari domain)

Tokugawa 1st Shogun Ieyasu

Owari Tokugawa 1st Yoshinao (First feudal lord of the Owari domain)

Asano 2nd Yoshinaga (First feudal lord of the Kii domain)

Asano 3rd Nagaakira (Second feudal lord of the Kii domain)

Asano 1st Nagashige (First feudal lord of the Makabe domain)

So-o-in Okame-no-kata (Mother of Owari Tokugawa 1st Yoshinao)

Haruhime (Wife of Owari Tokugawa 1st Yoshinao)

Jitokuko-Seibiroku (Records on Asano 3rd Nagaakira)

Old documents owned by the Yamashita Heihachiro family

Site supervisor of Nagoya castle

名古屋城大天守台西側の石列を巡って

村木 誠

キーワード

名古屋城 天守台石垣 石列 西小天守 縄張 の計画変更

はじめに

名古屋城では、天守台及びその周辺石垣の現況把握のため、各種の調査を行ってきた。これらの調査の総合的な報告は現在作成中であるが、天守台周辺の内堀内で実施した発掘調査については、既に2冊の報告書を刊行した(木村・西本2019)(二橋他2023)。この発掘調査の大きな成果として、大天守台西側の内堀内で検出した2条の石列がある(二橋他2023)(以下「報告書」とする)。

この石列の評価については、発掘調査の成果に加えて絵図等の歴史資料の検討など、総合的な調査研究が必要である。本論は、研究史の再整理も踏まえ、発掘調査成果を含む遺構の検討を行い、今後の総合的な検討にむけて課題を整理するものである。

1 大天守台西側の石列について

石列は、検出された当初から、中井家文書「な[©] こや御城惣絵図」に記された小天守風の建造物にあたるものの可能性が検討された。しかしながら、一方でそれを否定する意見も存在する。現時点ではまだ不明な点も多く、それに対する結論が得られるわけではないが、今後の検討を進めていくための基礎的な整理を行う。遺構の詳細な図面等は前掲報告書を参照されたい。なお、本稿は報告を前提とする筆者個人の見解である。

石列は、天守台石垣や内堀の対岸(御深井丸側)石垣の地下部分の状況を検討するため、堀底のレーダー探査、それを踏まえた発掘調査などを進める中で発見された。レーダー探査では、

現地表下 119cm 以下で堀を横断するような溝 状の反応が見られた。大天守台北面では、その ような強い反応は確認されていない。この反応 が強い部分の発掘調査の結果検出されたのが問 題の石列である。石列の概要を報告書の記述に 従い、簡潔に整理する。なお、調査目的上、発 掘調査は近世面の検出までにとどめている。 〈石列の概要〉

天守台西側の内堀内で東西方向に約26mの間隔を持ち、平行して延びる2条の石列が検出された。北側の石列の石材はいずれも北側に面をなし、南側の石列は南側に面をもつ。

石列を構成する石材は、いずれも築城期と判断している盛土内に設置されているか、その盛土の造成前に設置されており、「構築時期は築城期に近い時期」と判断されている。大天守台西面の直前から、内堀御深井丸側石垣の前面まで内堀を横断するものと想定され、その長さは北が16.0m、南が15.3mである。石列は大天守西面の石垣とは組み合っておらず、また西端は内堀御深井丸側石垣に接していない。いずれの石列も西端で折れるような様子は見られない。

平面的な位置としては、天守台石垣の西面に 見られる「切欠き」は、この石列のちょうど中 央部付近にあたる。

石列は、宝暦期の天守修理の際の整地土とその土に含まれる礫群によって覆われている。報告が述べるように、宝暦修理の際に、堀底も改変されたとみられ、築城期盛土の上位には、宝暦期とみられる層が堆積している。そのため、宝暦期以前の状況は不明である。

2 遺構の検討

ところでこの石列に関して、平行する2条が 検出されたことが今回の調査の新知見である が、この内の一条は、戦後の現天守閣再建工事



図 1 内堀内石列平面図 (二橋他 2023 一部改変)

に伴うボーリングの際に、天守台西側の堀で確認された、「石垣の基礎と思われるもの」(城戸1959, p.118)である可能性が高い。ボーリング実施地点は、石列が検出された調査地点と一致しないが、各トレンチ内で現天守閣再建時とみられる攪乱が見られ、攪乱が石列にまで達しているトレンチもあることから、石列の存在が確認されたものと思われる。

城戸は、その石列を天守周辺の縄張り計画の変遷を示す根拠として理解した。縄張りの計画変更の研究との対比は、西小天守の問題とも関連するため後述するが、まずは、そうした議論に向けて、この遺構に関連する事実を、報告を基本とし、今後のために更なる検討をしておきたい。

この石列はいずれも、築城期の盛土内に設置されている。この築城期の盛土は、暗褐色土中に、名古屋城の基盤層である熱田層の土塊を多く含む特徴的なものである。城内の各所で確認されているが、熱田層を大きく掘り下げた内堀内の各トレンチでも確認でき、厳密な同時代性を示すとはいえないものの、築城期に大規模に、おそらく堀の掘削土を用いて整地されたとみられる。

平行する2条の石列が石垣をなす可能性を検討する。各石列の背後(面をなさない側)は、宝暦期と思われる円礫の集積面までの掘削でとどめており、栗石やその背面土等の石垣としての構造を持つのかどうかは確認できていない。この2条の石列の南北の中間地点で東西方向に堀を横断して行ったG区においても、ほぼ宝暦期の包含層((木村・西本2019)の10層)までの掘削としているため、築城期の石列間の堆積状況は確認できていない。石列の背面構造(2条の石垣間の堆積状況)は不明であり、石列間の構造の面からは、これらがそれぞれ石垣の一部かどうかは確定できない。

G区内サブトレンチ内の12層(木村・西本2019)は、近世包含層の下位で、御深井丸側の石垣面に接していることから、築城期の盛土の可能性があるが、他と大きく異ならない盛土であり、石垣の背面盛土と積極的には言いにくい。

また、この盛土が築城期の盛土であるとした場合、石垣面から 2.5m ほどのところの近世包含層の落ち込みがあるが、W区、Y区の石材の西端とは一致しておらず、石材の抜取り痕とも考えにくい。G区内では、石列の存在をうかがわせる痕跡は見られないとしてよいだろう。

報告が指摘するY区北側東西トレンチの所見 と合わせて、内堀内には、2条の石列をつなぐ 南北方向の石列はなかったと判断してよい。

石列と両端の石垣との関係をもう少し検討しておこう。先に、天守台側石垣と近い時期であることを想定したが、両者は組み合っておらず、同時に積み上げられたとする根拠があるわけではない。

X区においては、天守台石垣直前は石材が2段になっているが、上段の石材は近世の包含層中に埋まっているため、石列を構成するものではないと判断されている。下の石材 X-6 は、天守台石垣との間に約10cmの隙間があり、現状では近世の包含層とみられる土が埋まっている。また石材 X-6 の形状が、他の石材とやや異なっていることも指摘されている。

W区については、石材東端と大天守台の間は 1.5m 程ある。土層の状況から、天守台前面の石材が抜き取られた可能性も想定されており、X区の状況が本来の姿に近いとみられ、天守台石垣築造後に、それに接するように築かれたものと判断する。

また天守台側において、この石列は天守台石 垣とは組み合っていない。このことの検討材料 として、小天守との間の橋台の状況を参考に見 ておこう。

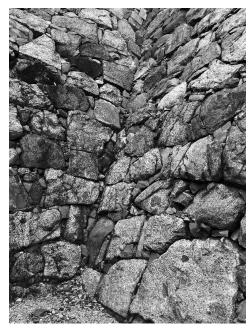


写真 1 大天守と橋台東面入隅部 (右:大天守南面、左:橋台東面) すべて大天守南面が先に築かれる



写真 2 大天守と橋台西面入隅部 (右:橋台西面、左:大天守南面) 矢印部分までは組み合い、それ以 上は大天守が先に築かれる

橋台と大天守がなす入角部は、本丸側(東面)では先に築いた大天守台の前面に石材を積み上げ、その隙間を角礫等で埋めている状況が確認できる(写真1)。一方で、内堀側(西面)の

入角部を見ると、標高 15m 以下の下半部分(概ね大天守台の本丸側石垣の基底部の高さまで)は、それぞれの石垣面の石材が互いに入る部分があり、組み合っているように観察される一方、上半部分については、本丸側と同様、組み合っておらず、天守台石垣の前面に礫を詰めている。

大天守台と入隅をなす石垣面はこのほかに、 大天守台東面から東に延びる内堀石垣がある が、こちらも下半部は組み合っていると思われ る一方、上半では大天守台石垣の構築後、築い ているように観察される。

こうした事実からは、内堀内で天守台と入角 をなす石垣面を築く際には、本丸側基底部程度 の高さまでは同時に築き、それ以上はまず天守 台石垣を積んだのち、接続する石垣を積んだ可 能性が考えられる。

また、内堀内に築かれた遺構という点では、 不明門北の土橋があるが、こちらの石垣は、レーダー探査の結果から、内堀構築後に築かれていると判断されている(名古屋城 2022)。現地観察でも、東面は内堀に石垣に当てる形で築かれており、西面は濃尾地震により崩壊し積み直されているが、積み直しは内堀内だけで完結しており、堀の石垣とは組み合っていなかったと思われる。

一方御深井丸側については、石材が確認されたのは石垣面より 1m 以上手前までであり、石垣までの間は、石材が本来存在しなかったのか、抜き取り等されたのかは確認できていない。そのため、石列の東西の規模は確定できず、現状の堀を前提とすると最大でも 20m 程度である。

この石列がこれまで述べられたように西小天 守の石垣の基礎であったとした場合の検討を行う。切欠きの高さまで積み上げた場合、天端は どのような規模になるだろうか。

二条の石列間(南北方向)は検出面では

26m ほどあるが、仮にそれぞれの位置に石垣が築かれたとし、内堀内から立ち上がる小天守と大天守をつなぐ橋台石垣と同様な勾配で築かれたと考えてみよう。堀底面から橋台石垣上端までの水平距離は概ね5.5m ほどであることから、この石列の場合に当てはめると、天端の幅は14m程度ということになる。なお、橋台の石垣面の基底部付近の角度は、60~65°程度で、石列石材の角度の中では上限に近い。

橋台の東側石垣は本丸からたちあがっているが、内堀から立ち上がっていると仮定し、西面の勾配を参考にすると、橋台の内堀地表面レベルでの幅は概ね 20m 程度、上面の幅は 9m、小天守の場合も同様に仮定すると、内堀地表面レベルで南北 30m、東西 40m 程、上面では南北 18m、東西 26m となる。

石列が石垣の基底部付近であり、その石垣の 上端の高さが切欠き底部ほどであったと仮定す ると、上面の幅は橋台と小天守の中間的な規模 になり、南北方向に関する限り小規模な建物で あれば設置することができると言えよう。

本丸北辺の不明門北の土橋は、現状の堀底の石垣で幅約9m、本丸南辺の表二之門南の土橋は約10.5mであり、検出された石列よりははるかに小規模である。

ここまで述べてきたように、この石列が石垣の2辺である可能性は、遺構の平面形態でも、背面構造の面でも明確な根拠は得られない。しかしながら、積極的に否定する根拠もなく、位置関係や規模から考えても、石垣の二辺である可能性は高いと判断する。

3 石列評価の前提 研究史の検討

この石列の評価を巡っては、すでに様々な意見が示されたが、中心はこの石列が、築城期に 絵図に示された西小天守のものか等、築城期の 縄張りの計画変更に関わるものであった。 本稿も、検出遺構の評価を通じ、その議論に 備えることを目的としており、それに向けてこれまでの研究の成果を概観しておく。

この石列については、先述の通り、城戸が「石垣の基礎と思われるもの」(城戸 1959, p.118)と同じものの可能性が高い。城戸がここに「石垣の基礎」を想定したのは、自らが示した本丸の縄張りの計画変更(城戸 1941)があったことを前提としている。城戸は、絵図の分析をもとに、次のように縄張り計画の変遷を述べた(I~Vは筆者が便宜上つけたもの、資料名は現在の一般的な名称に改めた)。

- I 「なこや御城惣指図」(中井正知氏・中井正 純氏所蔵)は「由緒正しい信じ得べきもの でなければならない」として、創築の計画 図とする。当初は天守西側堀を幅広くし、 その中に天守西側から続く橋台、櫓(本稿 の西小天守)を設ける計画
- Ⅱ 「徳川侯爵家所蔵名古屋城古図」、主図合結 図が示す通り、櫓を中止して、代わりに枡 形を築く計画
- Ⅲ Ⅱの枡形も中止し、天守西北隅と御深井丸 は地続きとする、いわゆる丁場割図に示さ れた計画
- IV 天守と御深井丸が地続きでは、防備上遺憾 を感じられるので、何時の時にか現状のように、この部分に堀を掘削
- V 当初計画では小天守南側に存在した小天守 登段を北面に変更(現状)

城戸のこのような先駆的な研究を踏まえ、更に詳細に検討したのが内藤昌である(内藤1985)。内藤は、絵図類を①中井家蔵「なこや御城惣指図」、②「名護屋初築之図」などの兵学図、③「名古屋城普請町場請取絵図」などの普請図、④中井家蔵「なこや御城之指図」に分類したうえで、絵図に示された縄張り等を比較

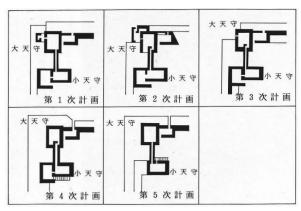


図 2 内藤氏の第 1 ~ 5 次計画模式図 (高田 2001 より転載)

検討した。現状遺構との比較の上、①~④をそれぞれ第一次計画~第四次計画とし、現状を第五次計画とする計画変更があったとした。

内藤の変遷観は城戸のものを基本としており、西側に小天守を持つ第一次計画、小天守にかえて枡形を構える第二次計画、枡形をなくし、御深井丸と天守を直結させる第三次計画、天守北西部にも堀を巡らす第四次計画、小天守への入口を北側へと変更した現状の第五次計画であり、その後の研究はこの内藤の5段階の変遷案を基本とすることとなる。

近年になり、第三次計画の根拠資料とされた 丁場割図について研究の進展があった。内藤の ③を示す資料の中でも、原本と判断される絵図 が発見され、新しい知見がもたらされた(及川 2019・2022)(原 2022)。

及川は、靖国神社遊就館所蔵の絵図が、名古 屋城公儀普請の際の丁場割を示した絵図のオリ ジナルであることを示し、これまで知られてい る絵図はこれを写したものであることを示し た。あわせて、原図には色紙を貼るためのヘラ の筋が残り、色紙の脱落が確認できること、写 しには、脱落が補修されている部分もある一方、 脱落のまま写されている場合もあることを示し た。原は更に、同絵図の本丸北西部分にもヘラ の跡があることを述べ、それを復元すると本来、 内藤が第二次計画とした、兵学図に示された桝 形を築く縄張りに類するとした。そして、天守 北西部に何も築かない第三次計画が存在しな かった可能性を示した。

第三次計画が本来無かったとすることは、検討の当初よりこの計画には防備上の課題があることが指摘されていた(城戸1941)ことを考えると、妥当であると思われる。以下では、大天守北西部に堀を掘らず、枡形を築く計画として第二次計画と一体として扱う。

こうした縄張計画の変遷は、絵図等の歴史資料の検討に基づいており、実際の遺構等と整合させるため、計画と施工を分けることで説明がなされてきた。この点も整理しておく。

城戸の議論のスタートは、大天守西面に見ら れる切欠きを、第一次計画に示された西小天守 の入口と解釈することであり、西小天守が計画 だけでなくある程度実施されたと解釈した。一 方で、同じ論文中で「天守西北隅と御深井丸は 平地の地続きに完成された」(城戸 1941, p.78) とも述べ、その根拠として、丁場割図に示され た間数の合計が、現在の堀の長さより短いこと、 堀の外側石垣面に、当初築かれた石垣と、後に 堀を掘ったのちに築いた石垣の手法の違いを示 す目地が見られることを述べている。西小天守 入口を作る第一次計画は、天守北西部の堀を伴 う計画であるため、地続きに完成されたことと 両立しないが、同文献中で、地続きに完成され たものを堀で囲繞した縄張に変更した修築工事 について論じており、実際の施工は、第二・三 次計画によると考えていたと思われる。

施工が第二・三次計画に基づく点は、丁場割図の性格上、基本的に後の論者によっても維持されている。後藤久太郎は、「なこや御城惣絵図」で、西小天守のみ名称・規模が記された付箋がないことから、計画で終わり、実際には作られなかったとしている(後藤 1978)。また、当初

は本丸と御深井丸が地続きであったことを示す 「石垣を積み足したと見られる部分」(同, p.63) の存在を指摘する。

内藤も第一次計画は、まったくの計画図に過ぎず、大天守北西部の堀は、慶長十六年から十七年の幕府穴太による普請としている。内藤は、その理由として「泥田に接して構築した」本丸西北部の地盤問題を挙げた(内藤 1985, p.43)。

千田嘉博は2012年の段階で、天守台の切欠 を西の小天守への出入り口とし、ある段階まで 第一次計画によって石垣工事が行われたとす る。また、実際の施工では、第三次計画の丁場 割図のようなものであったと考えねばならない とし、その後、幕府穴太により小天守西側の枡 形をなくす工事と大天守北西に堀を掘る改修が なされたとした(千田 2012)。千田は今回の石 列の発見を受けて、第一次計画の「「幻の西小 天守」」について、「堀底に西小天守台石垣の基 礎石を発見したことで、実際に着工していたと わかった」とし、それは「家康の意思で取りや めたことが確実」、「大天守がそのまま御深井丸 に接する設計段階を経て、最終的に現在私たち が知る名古屋城の大・小天守のかたちを家康は 選んだ」とした(千田 2023)

高田祐吉も第二・三次計画によって施工されたことについては異論を述べておらず、大天守北西部の改修の施工者は前田利光であったとしている(高田 2001)。

一方、原史彦、服部英雄もいずれも第三次計画とされた丁場割図に基づいた施工を前提としているが、天守台北西部について、一度地続きの状態で築造した後、その下部に石垣を積み足すという改修を行ったことには懐疑的であり、第三次計画の策定後、実際の施工前の短い期間の間に、堀を掘るように計画変更された可能性を想定している(原 2022)(服部 2022)。

これまでの整理により、第一次計画が実際に施工されたのか否か、第二・三次計画に基づいた地続きの案が施工されたのか否かという点に議論があることがわかる。

小天守への入口を変更する第四次計画から第 五次計画への変更については、絵図が共通して 示す状況と現状が異なること、現天守閣再建時 に、西側の入口の痕跡が発見されたことから、 改変自体は意見が一致している。その施工につ いて、城戸は「穴蔵の内部では、その跡をのこ しているが、外面では、他の部分と一体に積ま れて、その跡をのこしていないことから、それ はおそらく工事の途中でおこなわれたもの」(城 戸1972)としている。これに対し、高田祐吉 は石材に見られる刻印の検討を根拠として、こ の変更は、加藤清正の築造後、慶長16年(1611)、 戸波駿河によって実施されたとする。千田は、 穴蔵内部の出入口痕に加え、小天守台南西角の 角石に刻まれた「加藤肥後守内 南条元宅」の 位置から、加藤清正によって完成された小天守 台が、慶長16~17年(1611~12)に幕府穴 太により改修されたとしており (千田 2012)、 第五次計画の施工のタイミングは議論が分かれ る。

天守付近の縄張り計画の変更の議論では、遺構等の具体的な根拠に乏しく、議論が分かれている点がある。次のように整理する。

- A 第一次計画の西小天守を一部とはいえ施工 したのか、或いは単なる机上の案か。
- B 丁場割図(第二・三次計画)を実施に向けた計画とする点は一致するが、実際に、天守北西部と御深井丸を地続きで実際に施工したか否か。第二・三次計画から堀で囲繞する計画に変更されたタイミングは論者によって異なる。
- C 小天守西の出入り口については、計画が変 更された点は一致するが、改修のタイミン

グと施工者については意見が分かれる。

本論で取り上げた石列の評価に関わるのは主としてAであるが、Aは天守北西部での堀の有無にも関わるため、その議論がBとも関連する。そのため、ここではA、Bについて合わせて検討する。また、Cについては適宜触れることとする。

4 計画変更の根拠検討

天守周辺の縄張り計画変更について、その検討の歩みを見てきた。そこでも言及した通り、 実際の遺構の調査が多くなく、文書・絵図等の検討に基づいて議論が行われており、それぞれの見解を裏付ける実際の遺構等の根拠の提示、検証は十分とは言い難い。まず、その根拠とされているものについて検討する。

天守付近の計画変更の根拠として、実際の遺 構として示されているのは、次の通りである。

- a 大天守台西面に残る切欠きの存在は、西の 小天守を造ろうとしたことを示す
- b 内堀内の石列は、天守北西部が地続きで施 工された根拠
- c 内堀御深井丸側石垣で確認された目地は、 堀を新たに掘削した改修の痕跡
- d 小天守南西隅の穴蔵側での入口痕跡は小天 守出入口が存在した痕跡

aの切欠きについては、宝暦期の積み直し範囲内にあり、また戦後の工事による影響も受けているため、遺構そのものは本来のものではない。しかし、これまでの論者の指摘通り、宝暦期以前から存在するものである。絵図上では、第一次計画の西小天守または第二・三次計画の桝形を形成する案において示されており、必ずしも西小天守と直結するわけではない。いずれにしても、石垣の最上部にあるため、これを築いた時点では石垣下部の形状は確定しているは

ずである。第三次計画を変更して堀を掘った場合には、切り欠きは不要ということになる(原2022)。

bの内堀内の石列は、これまで第三次計画を 実施した根拠とした城戸の論があったが、今回 の調査で2条存在することが明らかになり、そ のような説明の根拠とはなり難いことが確認さ れた。

次に c は、城戸や後藤が示した内堀御深井丸 側石垣に見られる目地らしきものである。

城戸が示した写真(城戸1941, p.80) は鮮明 さを欠き、後藤のもの(後藤1978, p.48) との 比較が難しいが、近い地点を示している。

城戸によると、この目地は「水抜き」の北側にあたるという。「水抜き」は、現在も見られる石樋のことと思われるが、現状では、立面図(図3)に示した通りその位置に明確な目地を認めることができない(名古屋城2023)。

一方、後藤が示した写真では、遠景ではあるが、右に向かって下がる目地らしきものが確認できる。しかし、現在当該の地点付近には、写真に示された目地は認められず、築石が同一かどうかの判断も難しい。後藤の写真についての情報は現時点で得られておらず、築石そのものが変わっている可能性も想定しなければならない。

いずれにしても、現在の石垣面では、城戸、 後藤が示した目地らしき痕跡は確認できない。 当該地点付近での現代の積み替えなどは把握で きておらず、この間の事情は不明である。

なお、この地点は木子清敬による濃尾地震の 記録(東京都立図書館蔵)では、「孕ミ」、「崩壊」 とされた部分に近接する。城内で木子がこのよ うに記録した箇所では、概ね積み直しが行われ ており、「崩壊」の部分に加え、「孕ミ」の部分 まで積み直された可能性が高い。現時点では、 濃尾地震後の積み直し痕跡を現地の石垣で明確

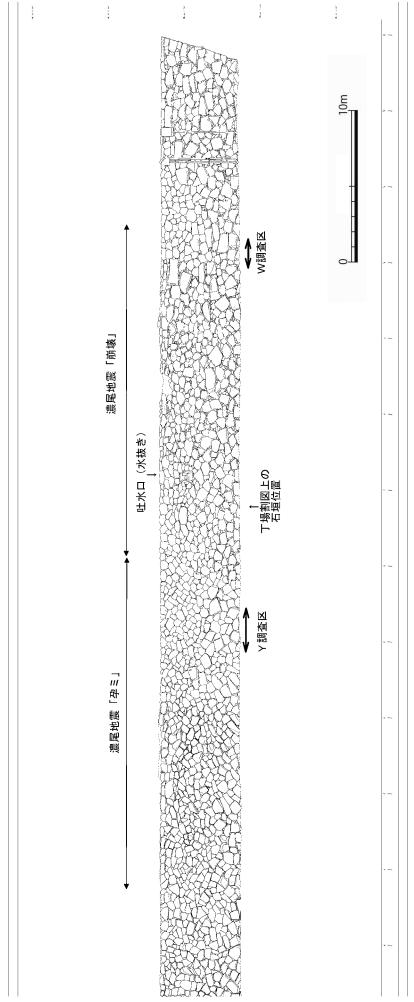


図3 内堀西辺御深井丸側石垣立面図 北部 (1/250)

に特定できないものの、図の中で、落し積みで間詰石がない部分は濃尾地震後の積み直しの可能性が高いと思われ、城戸や後藤が目地らしき痕跡を確認したと思われる段階でも、当該部分に近世期の石垣は残されていなかったと考えられる。

また、そもそも城戸、後藤が示した目地らしきものの位置は、南側の石列の検出地点より10m程北にあたると思われ、石列と関連した目地とみることも難しいように思われる。

すなわち、城戸、後藤が示した目地は、縄張りの計画変更に伴う石垣の積み足しにかかわる ものではない可能性が高い。

続いて、本論の趣旨からは外れるが、本丸付近の計画変更という観点から、小天守南西の出入口痕跡も検討しておこう。小天守の穴蔵石垣西辺の当該部分は、天守焼失後の写真を見る限り直線状となっており、近世には出入口痕跡は全く露出していなかったものと判断される。そのため、この部分については、現天守閣再建に先立つ穴蔵石垣修復のための積み直しの際にも手が加わっていないと思われ、戦前の姿=近世期の姿を残していると判断される。なお、この部分については戦後の積み直し工事の記録写真が残されているが、その際にどの範囲まで石材が変わったのか、明確には確認できない。

また、その出入口痕跡の外面は、大天守台の 切欠き部分とは異なり、明確な痕跡を残してい ない。そのため、外面は完成することなく、一 連の工事の途上で計画変更されたとの解釈もな された。

しかしながら、現在の当該部分の外部石垣を 周辺部分まで広げて検討してみると、確かに出 入口の明確な痕跡は認められないが、本来出入 口部分の算木積みに用いた可能性がある、加工 度が高く直線的な辺を持つ石材が平石部に点在 している。小天守の平石部では他にあまり確認 できない特徴であり、外部石垣も出入口を築き、 算木積みがなされたとの想定も可能な状況であ る。その場合、その改変にあたって、宝暦の改 修の時点でも維持された大天守台の切欠きとは 異なり、本来の形を残すという意図がなかった ことになるが、改変の時期は、「工事中」(前掲 城戸 1959) に限ることはできない。

5 内堀内石列の解釈を巡って

以上までに行った遺構の検討と、研究史の再 検討を踏まえ、石列をどのように解釈できるか について整理する。なお、本稿では遺構の議論 に集中し、それ以上の解釈・評価は機会を改め ることとする。

石列の石垣の築造に先立つ堀の掘削の問題から検討する。

冒頭で整理した発掘調査の成果と、前項のb及びcの検討から、天守台北東部を陸続きに施工した後、堀を掘削し天守台下部に石垣を積み足したと考える根拠は現時点ではない。前述の服部や原が想定する通り、実際の施工の困難さから考えても、施工の当初から堀を掘削したと考えるのが妥当であろう。

次に、内堀に築かれた2条の石列である。天 守北西部が地続きに造られたことの根拠とはな らないことはすでに述べた通りである。当初か ら堀を掘削したうえで、平行する2条が築かれ たと考えられ、更に大天守西面の切欠きを中心 に対称であることや、切欠きの高さでも南北方 向には建物を築くことができるだけの天端規模 を持ち、土橋などとは明らかに規模が異なるこ とから、何らかの建物の基礎となる石垣の2辺 の基礎部分である可能性は高いと考える。

しかし、この石列は天守台石垣とは組み合っておらず、下半では組み合っている小天守につながる橋台や内堀に続く石垣とは異なり、西小天守に対する否定的な論拠となりえる。しかし、

こうした築き方の理由として、橋台の西側入角の状況から推測される天守台石垣の構築段階による違い、すなわち、下半を築造した段階までは、その計画がなく、その後、石垣の上半部を築く段階で築かれたとする説明は有効であろう。その場合は、当初計画は、堀は掘るものの堀内には何も築かないというものになる。

遺構の検討に基づいたここまでの想定は、

- ①天守台を堀により囲繞する
- ②大天守台石垣を本丸面の高さまで築造。この 時点で、石列は築かれていない。
- ③大天守西面に石列を築く。
- ④石列と並行して天守台石垣の上半部分を築造する。大天守台西面最上位には切欠きを造る。 この時点で、石列の上位がどこまで築かれたかは不明。

⑤西側の構造物築造中止

遺構の検討からは、石列の構築を上記のように整理すると、確認した事実と整合的な説明とはなる。これに当てはまるものを既知の絵図資料に求めるならば、現時点では第一次計画の西小天守のみが候補となる。しかし、問題となるのは石列の東西方向の規模である。内堀の幅が現状である限りは、東西方向は20mを超えることができない。

本丸西辺の内堀は、いずれの絵図でも南北が一直線で描かれているが、そのような形状とすると、西辺の中央付近で水堀が大きく入り込んだ「鵜の首」がある以上、内堀にこれ以上の幅は期待できない。内堀の北西部が当初幅広く計画されたとする根拠は、絵図上だけでなく、遺構上にも現状はない。とすると、堀を掘削した時点で規模的に築造が困難なことが明らかな西小天守を、あえて築造し始めたことになり、説明としては難しいものになる。

6 縄張り計画の変遷についての予察

さて、以上まで検討してきたことを踏まえると、今回検出された石列の遺構からの検討を、 絵図などの情報と整合的に理解するのは難しい。また遺構の検討からは、城戸に始まる天守 付近の縄張り計画の変遷もあわせて再検討する 余地があるように思われる。

すなわち、石列が仮に第一次計画に表現された西小天守であっても、それとは関連しないものであっても、遺構の構築状況は今回の検討の通りとならざるを得ず、いずれも城戸に始まる天守縄張りの計画の変遷とは一致しない。

すなわち、西小天守でないとすると、絵図資料上は未知の構造物が施工されたことになり、 現在の計画変遷案そのものが成立しない。

一方で、第一次計画の西小天守の基礎の一部だとすると、第一次計画としてその計画があり、 実際にそのように施工されることになるにも関わらず、第二・三次計画として大天守と御深井丸を地続きとする丁場割がなされたことになる。

また、計画変更の順序についても、具体的な 遺構の上では確認できないことが多いことは述 べた通りである。

こうした遺構の状況と、計画変遷が矛盾する 原因の一つは、本来、目的や性格の異なる丁場 割図や中井家伝来の絵図類を、計画の順序とし て、一連の流れの中で理解しようとすることに もあるように思われるが、この点については、 本論の趣旨を超えるため、今後の検討課題とし ておく。

また、こうした説明のつかない事象に対し、これまで知られる絵図にはない構築物が築かれた可能性や、記録にない計画変更なども想定すべきではあるものの、まずは、遺構の面でも、歴史資料の上でも、根拠のある議論を進められるよう、現在ある情報をより整合的に理解する

ことを目指して、今後計画している総合的な天 守台石垣の報告書に取り組みたい。

〈参考文献〉

- 及川亘 「靖國神社遊就館所蔵「なごや御城石垣絵図」について」『東京大学史料編纂所付属 画像史料解析センター通信』 第87号 東京大学史料編纂所 2019
- 及川亘 「「名古屋御城石垣絵図」を読む」 『資料が語る 名古 屋城石垣普請の現場』 名古屋城調査研究センター pp.45-71 2022
- 城戸久 「名古屋城本丸創築縄張に関する一知見」『名古屋高 等工業学校学術報告』第7号 名古屋高等工業学校 pp.73-82 1941
- 城戸久 「名古屋城築城の経過と規模」『名古屋城史』 名古屋 市役所 pp.74-135 1959
- 城戸久 「名古屋城本丸天守の配置について」『城と民家』 毎日新聞社 pp.213-225 1972
- 木村有作·西本茉由 『特別史跡名古屋城跡 天守台周辺石垣 発掘調査報告書』 名古屋城総合事務所 2019
- 小寺武久 「名古屋城の土木と建築」『新修 名古屋市史』第 三巻 pp.108-133 名古屋市 1999
- 後藤久太郎 「名古屋城大天守・小天守」『日本建築史基礎資料集成』十四 城郭 I pp.59-77 中央公論美術出版 1978 千田嘉博 『天下人の城 - 信長から秀吉・家康へ』 風媒社 2012
- 千田嘉博 「西小天守「幻」にする決断」『読売新聞』2023 年 11月16日朝刊 2023
- 内藤昌 「名古屋城の歴史」『日本名城集成 名古屋城』 小学 館 pp.34-60 1985
- 名古屋城総合事務所 「御深井丸側内堀石垣の保存対策について」『特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議石垣・埋蔵文化 財部会第48回資料』 2022
- 二橋慶太郎他 『特別史跡名古屋城跡 本丸内堀発掘調査報告 書』名古屋城調査研究報告 5 埋蔵文化財調査報告書 4 名 古屋城調査研究センター 2023
- 服部英雄 「名古屋城の築城」『史料が語る 名古屋城石垣普 請の現場』名古屋城調査研究報告3 資料調査研究報告書1

pp.21-42 2022a

- 服部英雄 「名古屋城築城考・普請編」『名古屋城調査研究センター 研究紀要』第3号 名古屋城調査研究センター pp.5-49 2022b
- 原史彦 「天守台の設計変更」『資料が語る 名古屋城石垣普 請の現場』名古屋城調査研究報告3 資料調査研究報告書1 pp.62-65 2022

注

- (1) ここでは仮に、現在しばしば言及される「西小天守」と いう名称で表すこととする。
- (2) 大天守台西面上端の目地は、これまで「水抜き」「塞込部」 など様々な名称で呼ばれてきたが、ここでは「切欠き」 で統一する。
- (3) 城戸が確認したのは南側の石列と考えられるが、南側石 列の検出地点は実際のボーリング実施地点とは一致しな い。
- (4) 発掘調査以外の各種石垣調査の成果に関しては、現在総合的な報告書を作成中である。
- (5) 内藤が述べる通り (内藤 1985)、(城戸 1941) 段階では、「なこや御城之指図」の「現実性を十分に確認できない時代的な制約」があったため、IVの記述が曖昧なものとなっている。
 - なお、内藤の検討は、絵図に示された名古屋城全体の 縄張りや遺構の配置を比較対照する包括的なものである が、ここでは天守台周辺の議論のみを取り上げている。
- (6) 以下では城戸の論考に触れる際にも便宜的に内藤が用いた第〇次計画と表現する)。後述するように、この一~ 五の順の再検討は必要である。
- (7) 今後の調査により、石列の西端が御深井丸側石垣によって切られているような状況が確認できれば証拠となろう。

《Title》

Discussion over the stone rows discovered next to the foundation of Oo-tenshu (the Large castle tower)

《keyword》

Nagoya castle, stone walls of the castle tower, the western small castle tower, alteration of the layout of the inner citadel

〈資料紹介〉二之丸庭園余芳出土の漆喰片

花木 ゆき乃

キーワード

名古屋城二之丸庭園 漆喰 たたき 余芳 手 水

はじめに

二之丸庭園は、特別史跡名古屋城跡の二之丸 北側に位置する。

当初の二之丸庭園は中国風の庭だったようで 『中御座之間北御庭惣絵』(名古屋市蓬左文庫所蔵)にその様相が描かれている。その後、10 代藩主斉朝によって大きく改変され、回遊式庭園となった。その様子は『御城御庭絵図』(名古屋市蓬左文庫所蔵)に描かれている。明治以降は軍事施設や大学施設として利用された。

二之丸庭園では平成25年(2013)から保存整備事業を実施しており、発掘調査も継続的に行っている。平成27年(2015)の発掘調査では余芳の手水跡が確認された。本稿では発掘調査で出土した余芳の手水跡の一部である漆喰片について報告する。

1. 余芳の概要

余芳は庭園内に複数設けられた茶亭の一つであり、文政6~10年(1823~1827)頃、10代藩主斉朝による庭園改変に伴い設置されたと考えられている。北池の東側に位置したことが『御城御庭絵図』等の絵図から確認できる。『御城御庭絵図』では、建物は四畳半で建物南側には濡れ縁があり、軒先手水が配置されている。建物の西側に飛石、建物の東側に築山と石組が描かれていることから、東側は視界を遮断し、西側に視線を向ける空間構成となっていることが読みとれる(口絵13)。

ほぼ真南から14代藩主慶勝が余芳を撮影した古写真(徳川林政史研究所所蔵)には、建物南側に手水鉢と灯籠が配置され、建物西側には

沓脱石が設置されている様子が収められている。

明治になると庭園内の建物は順次撤去されていった。余芳は同じく庭園内の茶亭の一つであった風信と同様に民間に売却され、移築や増改築がなされた。昭和48年(1973)には名古屋市の有形文化財に指定された。平成23年(2011)に所有者から名古屋市へ寄附され、市が名古屋城内にて解体部材を保管している。

二之丸庭園整備事業の一部として移築再建を 行うための調査等を経て、現在は原位置(図1) への移築再建工事中である。

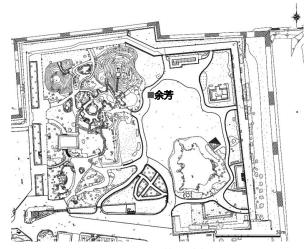


図 1 余芳移築再建位置

2. 余芳発掘調査結果

二之丸庭園の基本的な層序は、表土―現代層 ―近代層―近世層である。明治期になると二之 丸は陸軍省所管となり、陸軍の施設が建てられ た。施設の基礎は、近世の盛土層とほぼ変わら ないレベルもしくは近世の盛土層を削平してい る。終戦後は陸軍の施設の多くが除去されたが、 一部は大学等の校舎や学生寮として利用され た。その後、公園整備に伴う造成が行われ、昭 和期の発掘調査を経て一部の遺構は整備され、 二之丸庭園は現在の姿となった。 余芳周辺にはレンガ造りの陸軍兵舎が建設された。近現代層は明治期以降に兵舎跡の基礎や 撹乱坑を埋めた盛土で、その下層に近世の盛土 層が一部残っていた。

調査区のほぼ全域で陸軍期の兵舎跡を検出したが、兵舎跡の石敷き廊下の下から、たたきと石を用いて鉢状に造られている遺構を検出した(口絵14、写真1)。東西約1,150 mm、南北約850 mmが残存する。遺構の北側では近代以降の鉄管が検出され、南側の一部は兵舎跡によって破壊されているが、概ね楕円形であったと思われる。たたきで鉢状に構築され、北側と西側に石が配置されている。内面は緩やかに内湾している(口絵15)。内面全体に赤いたたきを厚さ4~8 mmほど塗り重ねている。鉢状のたたきの底面には直径約60 mmの排水用の穴が穿たれている。石を据えてから石に沿わせてたたきを施工したと考えられる。石質は、北池の護岸石に用いられている石に類似する。

遺構の出土位置や石組の様子、現存する北池との位置関係を『御城御庭絵図』と比較した結果、検出した遺構は余芳の手水跡であると判断した。鉢状のたたきの南側に手水鉢が置かれていたと推定されるが、手水鉢とたたきの一部は兵舎建設の際に除去されたと考えられる。

手水跡の北側では長さ約400 mm、幅約300 mmのほぼ正方形の石を検出した。発掘調査報告書ではこの石の性格については触れられていないが、余芳移築再建の検討を進める中で、手水跡との位置関係や標高、石の形状から余芳の礎石である蓋然性が高いと判断した。

3. 余芳出土の漆喰片について

手水跡の周辺で大小合わせて12点ほどの漆喰片が出土した。漆喰片は材質、出土位置から手水跡の一部と考えられる。小さいものは10mmほどで大半が100mm程度の小片である。

本稿で報告する漆喰片は、出土した漆喰片の うち最も残存状況がよく、余芳移築再建におけ る手水跡の復元根拠資料の一つとして、その形 状や製作技法等の検討に用いたものである。

破片は遺構とは接合しない。漆喰片の出土位置や原位置を保つ石の配置から、漆喰片は手水跡の東側の一部であったと考えられる(写真2、丸印部分が漆喰片)。

白漆喰で全体のベースを作り、内面と上端部、外面の上部を赤漆喰で上塗りしている(口絵16・17、図3)。外面の赤漆喰と白漆喰の境目あたりから内側に屈曲している。赤漆喰部分には粒径約2~6mmの黒色や灰色の小礫が混じる。漆喰片全体の厚さは均一ではなく、側面部では白漆喰部分の厚さは約30~90mm、赤漆喰の部分の厚さは約4~8mmである。上端部は平滑に仕上げられている。小礫を混ぜた赤漆喰で上塗りして仕上げていることから、赤漆喰部分のみが露出していたと考えられる。



写真 1 手水跡の検出状況(南東から)

『御城御庭絵図』では二重線で囲まれた範囲がたたきと考えられる(図2)。漆喰片の上端部の平滑仕上げは二重線で表現されている部分に相当すると思われることから、絵図の表現とも合致する。ただし、赤い着色はされていない。絵図では東側に小石が配置されているようにみえるが、遺構の状況や漆喰片の割れ口から推定

することは難しい。また、手水鉢が台石の上に 据えられているように描かれるが、台石が存在 したかどうかについては、兵舎基礎によって該 当部分が破壊されていたため遺構からは判断で きなかった。

遺構と漆喰片の検討から、手水跡は鉢状で内 面底部中央に排水用の穴が設けられ、上端部は 平滑であったと考えられる。さらに、内面と上 端部および外面の上部半分ほどが小礫を混ぜた 赤漆喰で上塗りして仕上げていることから、赤 漆喰部分のみが露出していたと推定できる。



写真 2 漆喰片出土状況(北東から)

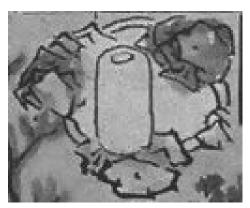


図2 『御城御庭絵図』余芳手水部分拡大

5. まとめ

余芳の発掘調査で出土した漆喰片について、 形状や製作技法等に関する所見を遺構の概要と ともに述べた。余芳の移築再建事業において二 之丸庭園時代の様子は解体部材、発掘調査結果、 古写真、古絵図等の資料から各種検討が行われ た。そのうち、余芳の位置は手水跡や礎石の遺 構から特定できた。手水跡の形状や製作技法に ついては余芳の手水跡の遺構と漆喰片の検討を 総合し、手水跡は鉢状で上端部は平滑、小礫を 混ぜた赤漆喰で上塗りして仕上げている部分の みが露出していたと推定した。

二之丸庭園では発掘調査により多春園跡や権 現山北西部の園路跡等でもたたきが検出されて おり、露出展示となっている北池や南蛮練塀も たたきで造られている。しかしながら、一口に たたきと言っても製作方法や色味、硬さ、劣化 程度は様々であり、漆喰やモルタルとの判別が 難しいものもある。成分分析等の自然科学分析 も活用して、たたきや漆喰、近現代のモルタル 等について整理を行い、二之丸庭園のたたき構 造物の整備検討に活かしていきたい。

手水跡は保護層を設けた遺構直上に復元されることになっている。建物とその周辺の茶庭が一体となり、かつての二之丸庭園の風景が感じられる整備となるよう努めていく。

註

- (1)名古屋市『名勝名古屋城二之丸庭園発掘調査報告書 第1次(2013)~第3次(2015)』2017

たたきの材料は、石灰・苦汁・水・砂(細骨材)・土である。「地面に敷いて木槌でたたき固めたもの。また、その作業。砂利のない時は砕石を用いる。三種を混ぜるので「三和土」の字を当てることがある。商家の土間、また数寄屋の軒回り、露地(ろぢ)の飛び石の間、炊事場、便所など、水のかかるところに敷く。略して、叩(たたき)とも。」とある(『角川古語大辞典』)。

漆喰片は手水の一部として作られていることから用途としてはたたきの範疇に入ると考える。遺構と漆喰片は一連のものであるため、名称はどちらかに統一すべきと考えるが、二之丸庭園内の他地点出土のたたきの成分分析結果も含めて、漆喰とたたきの明確な違いを整理しきれていないため、名称は名古屋市『名勝名古屋城二之丸庭園発掘調査報告書 第1次(2013)~第3次(2015)』(2017)の表現を踏襲した。

(3) 口絵 15、口絵 16は(1)の報告書より転載。

参考文献

角川書店『角川古語大辞典』第四巻 1994 彰国社『建築大辞典 第 2 版<普及版>』 2007 土木学会関西支部 編 井上晋 他著『コンクリートなんでも小 事典 固まるしくみから、強さの秘密まで』講談社 2008

《Title》

About the plaster of Yohou at Ninomaru Garden

$\langle keyword \rangle$

Nagoya Castle Ninomaru Garden, plaster, Tataki, Yohou, Hand washing

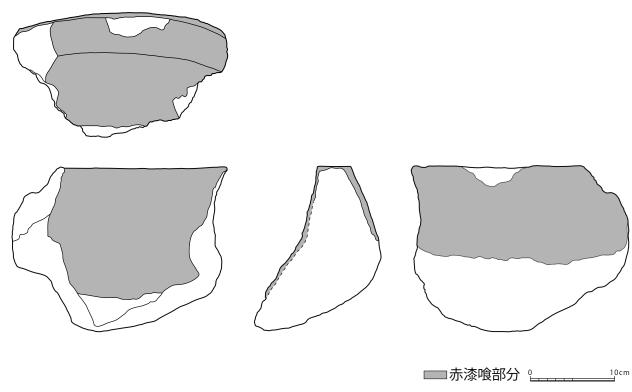


図3 余芳出土の漆喰片

長久手市猪鼻堰跡残石群測量調査報告

キーワード

築城 石垣 残念石 香流川 石丁場 矢穴 刻印 GNSS フォトグラメトリ

1 はじめに

名古屋城の石垣は公儀普請で集められた20 大名によって築かれた。石垣石材の採石地は尾 張・美濃地域を中心として各地に点在しており、 その採石地及び名古屋城の周辺には採石したが 石垣には用いられなかった残石(残念石とも言 う)が今でも多く残されている。

愛知県長久手市の猪鼻堰跡残石群(以下、本 稿の「残石群」はこれを指す)はそのひとつで、 色金山南東の香流川河岸に残石が密集している 筒所があり、残石には矢穴や刻印も見ることが できる。有志によってこの残石群の測量図を作 成し、石材や矢穴、刻印の調査を実施した。ま た、合わせて長久手市内に所在する残石も調査 した。本稿ではこれらの成果を報告し、この残 石群の位置づけについて考察を述べる。本稿の 執筆分担については各章末に記した通りであ る。(大村)

2 名古屋城石垣用材の採石地について

名古屋城石垣用材の採石地はこれまで様々な 視点から検討されており、多くの研究成果が蓄 積されている。まずは研究史を整理し、現時点 で推定されている採石地の一覧を提示する。

(1) 名古屋城石垣用材の採石地研究史

採石地に関して最も古く指摘しているのは城 戸久で、名古屋城の通説全般を再検討するなか で築城時の文献資料を取り上げ、その記載から 採石地が美濃・三河・尾張・伊勢(篠島)・紀伊・ 摂津・播磨・讃岐・肥前に分布するとした(城 戸1943、1959)。80年前ほどの論考であるが、

大村 陸、川出 康博、木村 有作、田口 一男、二橋 慶太郎、高橋 圭也、服部 英雄

典拠としている資料やその解釈は今も大きく変 わってはおらず、城戸の研究が基盤となって研 究が進んできたといえる。横井時綱も最初期に 研究を行った一人で、岐阜県海津市行基寺付近 でみられる残石から「河戸石」を命名したほか、 南知多町篠島や小牧市岩崎山の残石を報告して いる (横井 1954、1959、1966)。

続く研究として挙げられるのが高田祐吉によ る刻印・残石の研究である(高田 1989、1999、 2001、高田・加藤 2013)。高田は名古屋城内の 石垣にみられる刻印の調査を長年実施するとと もに、名古屋市内及び周辺一帯に散在する残石 を調査報告している。膨大な労力と時間をかけ た踏査によって収集された刻印・残石の情報は、 採石地を検討するにあたって大いに参考とな

こうした体系的な調査のほかに各地の採石地 でも分布調査等が進められてきた。これまでに 調査されているのは、岐阜県本巣市船来山、愛 知県蒲郡市域、愛知県西尾市幡豆地域、岐阜県 海津市域、愛知県南知多町篠島である(船来山 古墳群発掘調査団1999、松下2006、加藤 2008、海津市教育委員会 2012、石橋 2014、加 藤2019)。それぞれで調査の具合は異なるが、 山中や島内における矢穴石の分布が調査される ことにより、詳細な採石状況が明らかになって いる。

近年では岩石学からの視点によって採石地研 究が大きく飛躍している。田口一男は名古屋城 石垣中の花崗斑岩に着目し採石地の石材と同様 に蛍光X線分析をして産地推定を行ったほか、 各採石地にみられる石材の岩石記載の報告、名 古屋市守山区東谷山及び愛知県瀬戸市山口で新 たに確認した石丁場の報告などを行っている (田口・鈴木 2015、田口・佐藤 2015、田口・佐 藤・中野 2019)。西本昌司は本丸搦手馬出石垣



• 典拠資料

A-1:岐阜県海津市教育委員会 2012、後藤 2022

A-2:田口・佐藤・中野 2019、後藤 2022

A-3:加藤 2019、内藤編 1985 A-4:石橋 2014、内藤編 1985

B-1:船来山古墳群発掘調査団 1999

B-2:田口・佐藤・中野 2019

B-3:田口・鈴木 2015

C-1:城戸 1959 C-2:後藤 2022 C-3:城戸 1959

C-4: 内藤編 1985



図 1 名古屋城石垣用材の採石地(推定)

の修復工事に伴う調査成果を用いて、石垣石材 の岩石学的特徴を整理している(西本・市澤 2018、市澤・西本 2018、西本 2020)。

また、文献資料の研究でも近年新たな知見が得られており、後藤典子は整理調査が進む細川家史料等から築城時の採石過程の実状を明らかにしている(後藤2022)。このように新発見の石丁場や文献資料、石垣の解体工事などによって採石地研究は着実に進展しており、より実態の解明に近づいてきている。

このような先行研究の一方で名古屋城では長年にわたって各所で石垣の修復工事を行ってきた。1989年刊行の塩蔵門跡石垣修理工事報告書以降は解体石材全点の産地が調査報告されているが、採石地研究とは対応しておらず、調査内容も不明なまま多種多様な石材産地が報告されている(名古屋市1989、1992、1994、1997、1998、2000、2002、2006)。岩石学による研究

が蓄積された現状では参考とすることができず、再検討が必要である。調査状況が変化したのは本丸搦手馬出石垣の調査以降で、現在では過去の石垣修復時の調査のように石材を産地で区別することはほとんどなく、岩石種によって判別している。

(2) 名古屋城石垣用材の採石地の整理

ここまで名古屋城石垣の採石地に関する研究を見てきたが、現状で推定されている採石地を調査状況によって4つに分類し、整理しておく。分類基準は下記の通りで、全13箇所を整理して分布を図1に示した。

A 類 分布調査等及び文献資料があるもの

A-1 美濃 津屋・駒野・河戸

A-2 尾張 山口

A-3 三河 幡豆 (三河湾沿岸)

A-4 尾張 篠島

B類 分布調査等のみあるもの

B-1 美濃 船来山

B-2 尾張 東谷山

B-3 紀伊 曽根

C類 文献資料のみあるもの

C-1 尾張 岩崎山

C-2 尾張 瀬戸

C-3 尾張 石仏

C-4 土佐 古満目

D類 可能性のみ指摘されているもの

D-1 播磨 高砂

D-2 讃岐 小豆島

本章では名古屋城の採石地について整理を 行ったが、全国各地で調査が進む石丁場と比較 すると名古屋城の調査状況は全く不十分であ る。新たな石丁場の発見も視野に入れつつ、詳 細な測量調査や分布調査、史料調査、岩石学的 調査などを総合した調査を進めていく必要があ り、こうした課題意識のもと長久手市猪鼻堰跡 残石群の調査の実施に至った。(大村)

3 猪鼻堰跡残石群の位置と環境

猪鼻堰跡残石群(いのはなせきあとざんせき ぐん)は、愛知県長久手市岩作壁ノ本の香流川 湯ノ花水門の南西に位置している。

現在湯ノ花水門として管理されているコンクリート製の水門は、少なくとも戦前まで猪鼻堰という名称であった。この水門は、1934年に地元の郷土史家浅井菊壽氏が著した『長久手村誌』によれば、1933年2月に国の補助と地区の資金で建設され、それまでの棚下の水門から棚上から水が落ちる仕組みに作り替えられたとある(浅井1934)。また、同書によれば、1933年より前の1922年に当該地域の常設委員の浅井延太郎氏と土木委員の浅井庄太郎氏により、木材を巨石に換えてコンクリート製として頑丈にしたという記述がある。1922年以前には、猪鼻堰は木材で作られており、その起源は『香

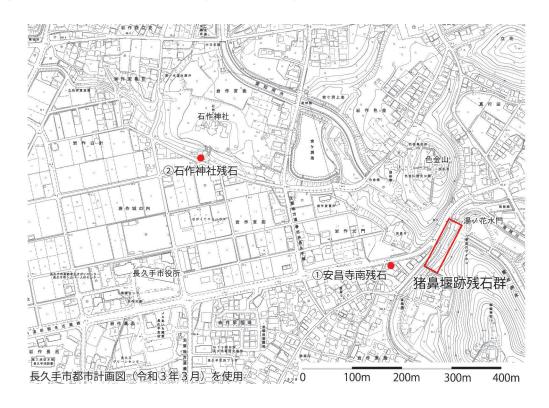


図2 猪鼻堰跡残石群の位置

流川物語』によれば、江戸時代初期にまで遡る とされている(小林1977)。その事を示すよう に『尾張名所図会』にも猪鼻堰は描かれている が(図3)、現在のような立派な堰ではなく猪 鼻堰が古くから岩作(やざこ)地域へと香流川 の上流の上郷村から水を引き入れるという役目 を果たしていたことが窺える。その水量は『長 久手村誌』によれば、岩作村に田の必要の約半 分の水量を供給していたと記されている。それ だけこの水門は岩作村にとって大切な水源であ り、水神が祀られていたが水神は現在色金山の 中腹に祀られている。この場所は水の通り道で あると同時に、現在のように大きな道路ができ る前には、香流川沿いの細い道が唯一の人の行 き来ができる道であった。猪鼻という名前は地 域では、水が勢い良く落ちる様から猪の鼻と名 付けられたといわれている。

現在の水門の状況を見る限り 1933 年に建てられたものがそのまま立っているとは考えられない。尾張建設事務所と長久手市に確認をしたが、現在の堰が建てられた正確な年代はわからなかった。確認できたのは、1981 年に傷んだ箇所の補修工事があり、その後 2000 年の東海豪雨で傷んだ箇所を翌年に補修していることだけである。



図3 『尾張名所図会』色嶺、御床机石、安昌寺を拡大

今回調査したこの地域の歴史的背景として、 古代から石材加工や巨石に関する歴史が多数 残っている点が注目に値する。猪鼻堰のある一 帯は、現在は岩作区と呼ばれ、1889年までは 岩作村であった。市内随一のこの難読地名は『尾 張国地名考』によれば、岩が縮まった「や」と 坂が転じた「さこ」が由来であるとされている。 小林元氏は『香流川物語』にて岩作の「ヤ」を 岩、「ザコ」をサクやハザマと同じ谷の一部が 迫って狭くなっている地形の事とし、まさに猪 鼻付近の地形を指すのではないとしている。ま た、岩作区の氏神を祀る式内社として石作神社 がある。石作氏はその名前の通り石材加工を職 能としており、『新撰姓氏録』の項において、 垂仁天皇の皇后である日葉酢媛命の石棺を作り 献上した功績により、石作連の姓を賜ったと記 されている。

加えて、色金山の山頂には、1584年の小牧・ 長久手の戦いの際に徳川家康がこの色金山で軍 議を開いた際に腰掛けたと伝わる「床机石」が 残っている。そもそも色金山の山頂には古墳時 代後期の円墳が存しており、色金山において床 机石も磐座として信仰されてきたとも考えられ ている。

香流川の由来についても、古くは「金連」という字を当てることもある。そのため、小林氏は鉱山や製鉄との関連性を指摘している。(川出)

4 名古屋周辺の水環境から見た香流川と採石 環境

香流川は、現在では一級河川庄内川の支流である矢田川のさらに一支流として位置づけられる。江戸期資料には「金流」・「金連」と書くものがあり、上流を鴨田川、もともとは野田川が本名という。

現在の長久手市域の最南東域にある、標高

180 m級の三ケ峯丘陵を水源として、北熊・前 熊・大草・岩作を経て、名古屋市域の藤森に至 り、猪子石で矢田川に合流する。途中、高根山 塊に当たり古生層の丘陵を横断し、10 mほど の落差ができる。そこに作られたのが現在の湯 ノ花水門(かつては猪鼻堰)であり、下流右岸 の地域用水の供給源となっている。

北熊・前熊・大草・岩作の各村では、江戸時代後半から明治時代にかけて村絵図が作られ、居住域・生産域など村人の活動範囲が印されていた。岩作村絵図のうち「愛知県岩作村絵図」(年不詳・徳川林政史研究所蔵)には、堰とそこから延びる用水路が描かれている。一方、北熊村絵図には村の最奥に「石場」の名がみえる。絵図に特筆があるわけでないものの、石材の生産地としての命名が類推される。

名古屋城の採石地に関しては、主に島嶼部や 半島部の海岸や村落近くの里山域から採石され ており、採石後の石材搬出には海・河川等が活 用されている可能性が高い。香流川流域におい ても、香流川が石材搬出路として注目されたこ とに疑念はないと思われる。香流川は、前述の ように、瀬戸市域方面から流れてくる矢田川に 合流し、矢田川は現在、次に一級河川庄内川に 合流して伊勢湾にそそいでいる。ただ矢田川に ついては、おそらく、近世初頭以前は庄内川に は合流せず、独立した一河川として伊勢湾に 至っていた可能性が高い。

矢田川から伊勢湾に至るルートの下流域は、 弥生時代以前は干潟性の浅い海であり、かつて の海中の澪筋が、古墳時代以降の陸地化に伴い 河川化(旧・笈瀬川)していったと考えられる。 このかつての矢田川に関しては熱田干潟を経 て、山崎川・天白川水系ともつながることで、 古墳時代以来の人と物資の往来の主軸となって いたと考えられる。(木村)

5 測量調査成果

本稿で報告する調査は、執筆者を中心とした 有志によって 2023 年に 4 度に分けて実施した ものである。本章ではその内の調査の経過及び 測量調査の方法について取扱い、他の調査を次 章以降に報告していく。

測量調査の概要としては、GNSS 測位によって基準点を取得後、フォトグラメトリによる3次元測量を行った。並行して LiDAR を用いて広範囲を簡易計測し、両者によって平面図を作成した。

(1) 調査の経過

調査の経過を整理すると、第1回調査は 2023年7月29日に実施し、残石群でGNSS測 量を行った(参加者:大村、二橋、高橋、田口 及び名古屋城調査研究センター 濵﨑健)。第2 回調査は9月24日に実施し、残石群でLiDAR による簡易計測を行い、長久手市内の残石を調 査した(参加者:大村、二橋、高橋、川出、木 村、田口及び名古屋市文化財保護室 山田暁)。 第3回調査は10月15日に実施し、残石群周辺 の清掃と3次元測量のための写真撮影、左岸の 石材調査、右岸の矢穴調査を行った(参加者: 大村、二橋、高橋、服部、川出、田口、山田及 び名古屋城調査研究センター 村上慶介)。第4 回調査は11月5日に実施し、右岸の石材調査、 両岸の矢穴調査、刻印調査を行った(参加者: 大村、二橋、川出、田口、濵崎)。

(2) 測量調査の方法

残石群は河岸に位置しており、下半部が水に 浸かる残石も多くあったため、測量調査は困難 を極めた。まず、基準点の設置ではトータルス テーションを使用しなかったため既知点は用い ず、GNSS 測位によって残石群の範囲内に新規 の基準点を設定した。GNSS 測位には2周波

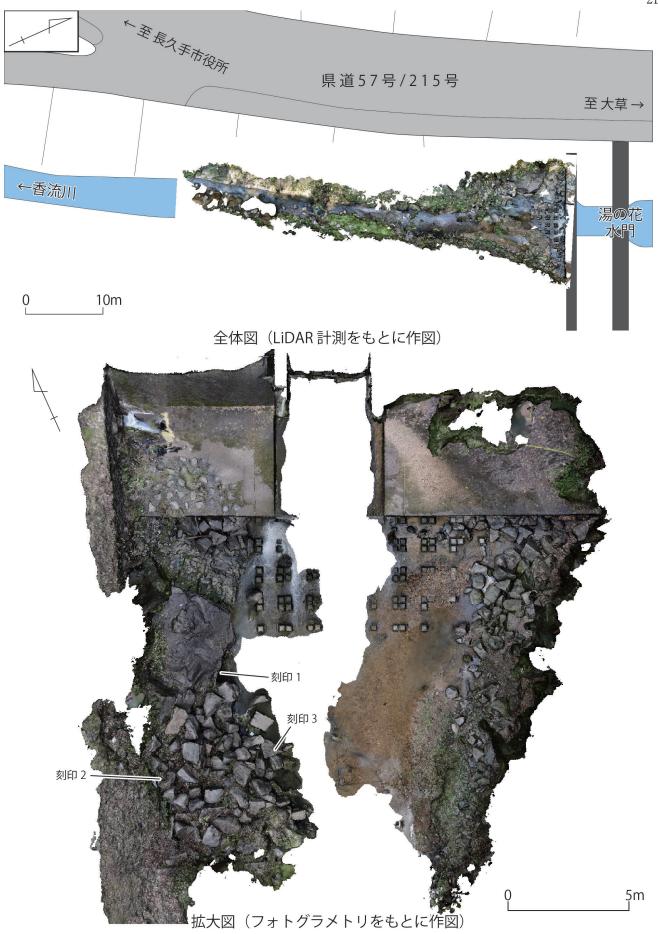


図 6 猪鼻堰跡残石群 平面図

RTK-GNSS 受信機のマイゾックスGEO WALKERをレンタルして使用した。測位は1点ごとに3回実施し、その平均値を座標とした。8点の基準点を設置し、計24回の測位を行ったがどれも誤差は1cm未満であった。

フォトグラメトリによる3次元測量には、Agisoft Metashape Professional (ver. 2.0.4)を使用した。写真撮影はNikon D3300を用いて、903枚の撮影画像のうち793枚がアラインメントしたが、撮影範囲の大半が3Dモデル化されず、水門付近と陸地に所在していた残石に限定された。原因としては河川の水面が強く影響していると考えられ、水面近くの残石はフォトグラメトリでは記録することができなかった。モデル化した基準点も4点に限定されたが、座標補正の誤差(RMS値)は0.1mm以下であったため、精度は担保されていると考えられる。

当初よりフォトグラメトリによる残石群の測量調査は困難であることが想定できたため、事前に LiDAR による簡易計測を実施した。LiDAR の機器には Apple iPhone12 Proを使用し、abound Labs Metascan のアプリで 3D モデルを作成した。LiDAR では残石群の全域をモデル化することができたが、基準点による座標補正ができないため、LiDAR によって計測されたスケールに依拠した。計測範囲が約 400 ㎡と広範囲にわたったため、誤差も大きく出ていると考えられるが、おおよその残石の位置は記録することができた。

なお、残石群は庄内川水系香流川の河川区域 内に位置しており、尾張建設事務局に作業届を 提出して除草及び測量調査を実施した。測量調 査に伴って設置した基準点は調査後に全て撤去 した。

このような測量作業によって、2種類の3D モデルを作成した。前者がフォトグラメトリに よって作成した範囲が部分的なモデル、後者が LiDAR によって簡易的に作成した全域のモデルである。これらの記録によって残石群の図面を作成した(図 6)。(大村)

6 石材調査成果

(1) 石材総数・石質の割合

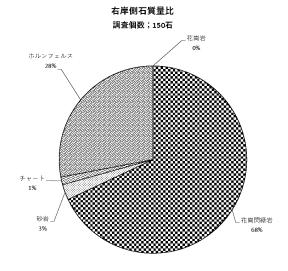
猪鼻堰跡残石群に見られる石材について、最大長30cm以上のものをカウントし、それぞれの石質を調査した。その結果、石材の数量は左岸で222石、右岸で150石、総数は372石であった。石質別に集計すると、花崗岩が1石、花崗閃緑岩が188石、砂岩が19石、チャートが12石、ホルンフェルスが152石であった(表1)。水門付近に露出する岩石はホルンフェルスであり、これが一番多い石質と思えるが、一番多いのは花崗閃緑岩で全体の51%を占めていた。花崗岩や花崗閃緑岩は長久手市域の表層地質図(図7)を見ると露出がなく、水門下流にこれだけの花崗閃緑岩が存在すること自体が人為的にこの場所に集積されたことを示している。

水門の左岸と右岸にグリッドを設け(上流から下流方向に2m幅で設定)、各グリッド内の石材の石質を調べることで、特徴が見られるか確認した(図8)。左岸と右岸では石質量比に違いが認められた。左岸はホルンフェルスが一番多く、110石で全体の50%、次が花崗閃緑岩の86石で39%、この2つの石質で全体の89%を占めた。右岸は花崗閃緑岩が一番多く、102石で68%を占め、次がホルンフェルスの42石で28%と右岸でもこの2つの石質が全体の96%を占めていた。

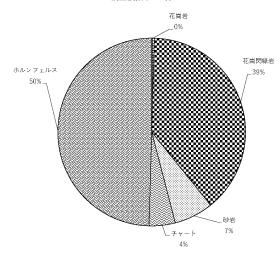
左岸側ではコンクリート護岸はなく、竹林や草地となっているのに対して、右岸側は上に道路があることもあり、水門近くまでコンクリート護岸となっている。石材はこの護岸がされていない部分に集積された状態で存在している。

グリッドごとにみると、左岸側では水門近く

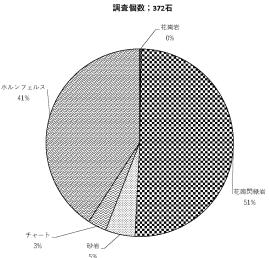
表 1 残石群における石材総数・石質の割合



左岸側石質量比 調査個数;222石



左右両岸合計石質量比



のLAからLEにかけての範囲とグリッドの中央部であるLPからLQの範囲に石材の集中が確認できる。LAからLEまでは花崗閃緑岩が多いのに対して、LPからLQはホルンフェルスとチャートが多いという石質の違いが見られる。右岸では石材はRFに集中して多く、RAからRIまでのグリッド内に92%の石材が存在する。

(2) 石材背景の検討(在来と搬入)

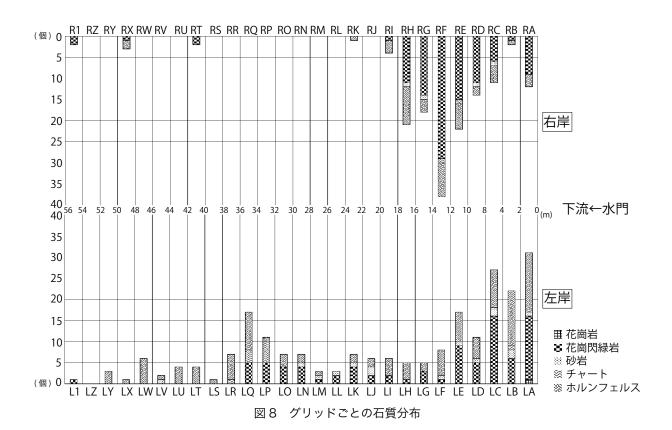
水門下流の右岸にはホルンフェルスの露岩を 見ることができる。周辺の地質概査でもホルン フェルスが露出していることが分かっている が、花崗閃緑岩の露出は見られない。右岸のす ぐ北西方には色金山があり、頂上部には小牧・ 長久手の戦いで徳川家康が腰を掛けたと言われ る「床几石」があるが、これもホルンフェルス である。

周辺に花崗閃緑岩は存在しないとなると、どこかから搬入したことになる。この花崗閃緑岩は優白質で片理が乏しく、カリ長石がやや大きい特徴があり、10~20cmほどの暗色包有物が見られる。領家帯花崗岩では「伊奈川花崗岩体」に属するものと思われる。

『長久手町史』には愛・地球博記念公園内に



図7 長久手市域の地質図



風化した花崗岩の露出があったとの記述があり (長久手町 1983)、現地を実際に踏査したが、 地表面が整地されており、花崗岩を確認するこ とはできなかった。何回か付近の地質調査をし ている際に、リニモ公園西駅南側のロータリー の景石中に残石群と同様の岩相で矢穴列をもつ 花崗閃緑岩を発見した。この石材がどこから 持ってこられたのか長久手市土木建築課に問い 合わせたところ、公園西付近の宅地造成の際に 地中から割石が多く出土し、その一部を景石と してロータリーに設置したとの情報を得ること ができた。この石材の計測値等の詳細は 10 章 で報告している。

宅地造成地の地名は「石場」といい、荒れ地であったというが、名古屋城の石垣用材としての採石地であったという伝承も存在している(長久手町1983)。この伝承が事実とすれば、水門にある花崗閃緑岩はこの「石場」で採石されたもの可能性がある。(田口)

7 矢穴調査成果

(1) 猪鼻堰跡残石群に残る矢穴痕について

石材を分割、加工する技術の一つとして、「矢 穴技法」がある。石材表面にミシン目状に複数 の穴(矢穴)を掘り込み、その中に「矢」と呼 ばれる楔状の工具を打ち込んで石材を任意の大 きさに分割する。分割された石材には、割面に 矢穴痕が残るため、これらを分析することによ り使用された矢の個数、割面の設定など、過去 の採石、加工技術の一端を垣間見ることができ る。矢穴痕は時代ごとに形状が変化することが 明らかになっており(森岡・藤川 2008)、石材 が分割された時期を推定するための手がかりと もなりうる。

猪鼻堰跡残石群では多数の残石に矢穴痕が残るため、これらを分析することにより採石、加工がおこなわれた時期の推定を行う。

(2) 矢穴痕を有する石材の分布

調査によって全372石のうち37石に矢穴痕の残存が確認された。これらの石材は右岸側に多く見られる傾向にある。矢穴が穿たれているのはすべて花崗閃緑岩であり、ホルンフェルス、砂岩などには一切確認されなかった。

(3) 矢穴の大きさ

残石群に残るすべての矢穴、矢穴痕について、

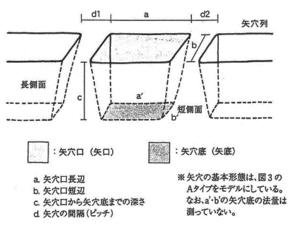


図9 矢穴の各部名称(森岡・藤川 2008)

先の森岡・藤川らによる研究を参考に各部を計測した(図 9)。このうち、矢穴の大きさ(矢穴口長辺×深さ)を示したのが図 10 である。大きさの分布には傾向があり、大別して矢穴口長辺3~7cm、深さ 2~7cmの比較的小型の矢穴、矢穴口長辺8~16cm、深さ 4~11cmの比較的大型の矢穴の2種を確認した。個別の矢穴形状に目を向けると図 11 に示す通り、小型の矢穴は矢穴口長辺に対し矢穴底短辺が狭く U 字状となるのに対し、大型の矢穴は矢穴底短辺が広くコの字状となる。大型、小型の矢穴は一つの矢穴列上に共伴しないが、図 11 右では短辺側面に大型矢穴、長辺側面に小型矢穴が確認され、同一石材上に共伴する例もみられる。

(4) 石材の形状

石材の形状は、石材上に設定される矢穴列(2個以上の矢穴が一直線に並んだもの)により左右される。各石材の矢穴列の本数を見ると、全石材37石中22石は一列のみであるが、13石では2列、2石では3列がみられた。複数の矢

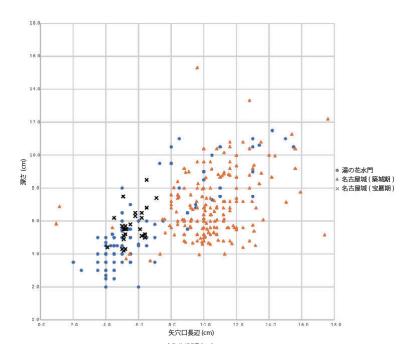


図 10 猪鼻堰跡残石群における矢穴の大きさ

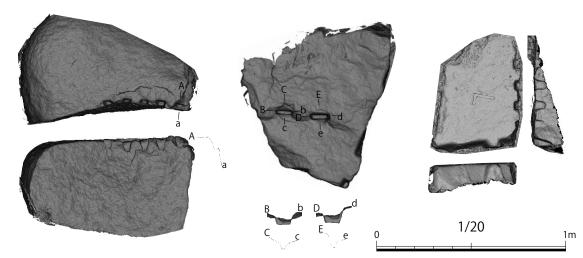


図 11 猪鼻堰跡残石群の矢穴 3D モデル

穴列がみられる石材は、石材の複数の側面を矢 穴列によりカットするため図12のように比較 的小型で方形に近い形状となる。しかし、本遺 跡ではこうした小型石材だけでなく、一辺が 1m近くになる大型の矢穴石も確認されている。 名古屋城搦手馬出では解体工事に伴い築石の寸 法を計測したが、表面縦長約40cm、横長約80 cmがその平均であったとしている(名古屋市編 2006)。先に示した大型の矢穴石はこの範囲に 収まり、築石面の規模は近世石垣にも使用でき る大きさである。本遺跡内の残石は大半が埋没 し、特に控え等の長さが不明瞭なため結論付け ることはできないが、近世石垣にも使用可能な 矢穴石が複数分布することは、残石の性質を考



図 12 2 列の矢穴列がある残石(石材番号 RD4)

えるうえでも重要な点であると考えている。

(5) 矢穴が穿たれた時期の推定

残石が採石、加工された時期を明らかにするため、名古屋城の石垣に残る矢穴痕との形状比較を行った。名古屋城は残石群から最も近い矢穴技法による石垣を備えた近世城郭であり、石材供給先の候補となること、史料により石垣の構築時期が明確であることから、時期推定の手がかりとなりうる。名古屋城を対象に検討した研究(二橋 2022)で示した慶長 15 年(1610)頃の築城期石垣の矢穴 66 例のほか、大天守の天守台石垣にみられる宝暦 2~5年(1752~55)の「宝暦大修理」に伴い積み直された範囲に残る矢穴10 例を抽出し、残石群の矢穴と比較した。

上記のとおり、両者の矢穴の大きさを比較したものを図10に示した。残石群の大型矢穴は名古屋城築城期(慶長)の矢穴と、小型矢穴は宝暦大修理時の矢穴と大きさが類似する。また、森岡・藤川らの矢穴編年(森岡・藤川2008)を参照したとき、前者はAタイプ(近世初期に広く普及)、後者はCタイプ(江戸中期~現代)に大きさが類似する。

以上の点から、残石群では江戸時代前期と江

戸時代中期以降の2時期にわたる石材加工の痕跡を見出すことができた。ただし、Cタイプ矢穴については慶長期に出現、元和・寛永期には多用されていた可能性を示す指摘(坂本2019)もあり、この場合採石、加工時期を1時期とすることも否定できない。

いずれにせよ、矢穴形状の変遷には一定の振れ幅が存在するため、本稿では周辺地域における残石の散布、刻印の存在、尾張名古屋城との矢穴形状の類似を重視し、江戸時代初期と江戸時代中期以降の2時期にわたる加工があったことと推定しておきたい。(二橋)

8 刻印調査成果

(1) 猪鼻堰跡残石群の刻印

猪鼻堰跡残石群で露出している石材をすべて 確認したところ、刻印がついているものを計3 石発見した。どれも1石につき1個の刻印がつ き、写真撮影と拓本によって記録した(図13)。

刻印1は「銭」と呼ばれるものの一種で、水門下流の右岸にあるホルンフェルスの露岩に刻まれている。平面位置は図3に示す通りで、刻印の大きさは幅約23cm高さ約24cmである。ノミ痕は輪郭に沿って点々と刻まれているのみ

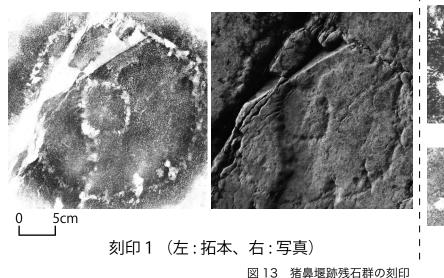
で、中央上部から左下部にかけては石材形状の 凹凸に影響されてノミ痕が省略されていた。

刻印 2 は「八」と刻まれており、右岸の花崗 閃緑岩で確認した。大きさは幅約 8.5cm 高さ約 6cm で、ノミ痕は深さ約 1cm と深彫りされて いた。刻印 3 も 2 と同様に「八」で、右岸の水 面近くの花崗閃緑岩で確認した。大きさは幅約 8cm 高さ約 4cm で、ノミ痕は深さ約 0.5cm で あった。

(2) 他事例との比較検討

残石群で確認した「銭」と「八」の刻印について、それぞれの特徴から他事例と比較することで刻印の評価について検討を行う。

刻印1の図柄は高田祐吉が「銭」としている 刻印の一種と考えている(高田 1989)。ただし、 名古屋城で確認できる「銭」には多くで紐の表 現がされており、銭の穴に紐を通すように斜線 が入るものや銭の外側に斜線がつくものが大半 である。それに比べると刻印1には斜線が入ら ず、銭のみを表現したものとなっている。名古 屋城にも類似した刻印はごく一部で確認でき、 本丸内堀西南隅外側石垣 [015H] に1点(細 川忠興丁場)、本丸内堀東南隅外側 [026H] に



刻印 2 刻印 3 0 3cm

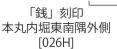
150

1点(池田輝政丁場)、西之丸外堀榎多門土橋東石垣 [253W] に1点(福島正則丁場)・2点(毛利秀就丁場)のように数点確認したのみである。また、名古屋城の採石地を流用したと考えられている豊橋市吉田城の石垣でも類似する刻印を確認できる(高橋・柳1972)。ただ、これらの刻印は大きさが15cm角程度で、刻印1と比べると一回り小さい。これらのことから名古屋城で完全一致するものは確認できておらず、様々な大名が用いていることから大名の特定も難しいと思われる。

他城事例を参照すると、刻印1の図柄は黒田家の家紋「裏銭紋」と類似する。江戸城では黒田家の刻印として用いられており、赤坂御門石垣では多数確認することができる。黒田家の採石地とされる真鶴半島では「ししどの窟前」の残石に見られるほか(菅野2011)、沼津市戸田の鍋島藩丁場でも類似する刻印がある(鈴木2014)。大坂城でも黒田家の刻印として黒田家丁場や採石地とされる小豆島天狗岩丁場で確認できる。一方で名古屋城の黒田長政丁場では、小豆島で見られる「丁」や「#」の刻印が共通するものの(高田ほか2018)、「裏銭紋」の刻印は確認できていない。

刻印2・3の「八」は、文字自体に注目する とどちらも払いの表現がされており、「八」で







「八」刻印 本丸内堀西内側石垣 [005H]

図 14 残石群の刻印と類似する他事例

あることは間違いないと考えられる。彫りの深さや字体がやや異なっていることを考慮すると同一工人ではない可能性がある。この「八」の図柄が名古屋城で確認されているのは1箇所のみで図14右の1点である。これは一般的な刻印とは異なっており、名古屋城では「序数刻印」と呼ぶ、根石から上へ順に1段ずつ数字を刻むものに含まれる「八」である。この序数刻印は木村有作・服部英雄によって報告されており(木村・服部 2021)、城内で唯一「三~十三」(十一が欠)と上部まで続く箇所である。丁場境の目印とも考えられ、刻印は寺澤広高丁場にあたる

(鍋島勝茂丁場との境)。序数刻印は城内でも特異な刻印なため、刻印 2・3 がこれにあたるとは考えにくい。また、類似する刻印としては「○に八」があり、本丸内堀東南隅内側石垣 [020H](細川忠興丁場)や同外側石垣 [027H](池田輝政丁場)、本丸馬出北東園路側石垣 [127H](加藤嘉明丁場か)など様々な大名丁場で見ることができる。

「八」を他城事例で参照すると、大坂城でも 序数刻印と同様のものがあり、段数や間数ごと に数字が刻まれる。その他に「八」を用いる事 例は確認できていない。名古屋城でも「一」や 「二」、「三」は大名の刻印として多く確認でき るため、同様なものとして「八」があった可能 性がある。

残石群で確認した刻印を評価するにあたって 図柄とともに特徴的なのが、刻印1のつけられ ている位置である。刻印1があるホルンフェル スの露岩は、残石群で最も大きい石材であり、 河床の岩盤と一連のため、江戸時代から動いて いないと考えられる。周囲で最も目立つ石材と いえるが、刻印がつけられているのは河川の流 路側の水面近くという目立ちにくい箇所である (図 10)。

伊豆半島の石丁場では、山の入口や街道沿い

など人目につきやすい箇所に一帯が大名の所有物であることを示す「標識石」と呼ばれる目印を見ることができ、名前や巨大な刻印を刻むものがある(鈴木 2014、栗木 2015)。これと比較すると、刻印1は名古屋城の類例より一回り大きく、刻印がつくホルンフェルスの露岩から採石された痕跡がないことが共通する。また、一見目立ちにくい水面近くも水上交通の視点からは見えやすいと想定できる。採石地の探索の実態は文献資料などにも残されていないが、川を遡上しながら行った可能性もある。「銭」の図柄が小豆島天狗岩丁場では黒田家丁場の標識として用いられていることも考慮すると、「標識石」としての性格も視野にいれておきたい。(大村)

9 猪鼻堰跡残石群の位置づけ

ここまで猪鼻堰跡残石群の石材調査、矢穴調査、刻印調査の成果を述べてきたが、それぞれの成果を整理し、歴史的背景も踏まえた残石群の位置づけについて考察する。

石材調査では残石群の石材 372 石の半数が周辺に露頭がない花崗閃緑岩で、その採石地として上流に位置する「石場」の可能性を指摘した。矢穴調査では 37 石に矢穴を確認し、大きさによって 2 種類に大別できた。それぞれ名古屋城の矢穴に類似するものがあり、江戸時代初期と江戸時代中期以降の 2 時期に渡って採石があった可能性を指摘した。刻印調査では 3 石 2 種類の刻印を確認したが、名古屋城で完全に一致するものは現状確認できておらず、大名の特定には至らなかった。「銭」の刻印については「標識石」とも想定されうることを示した。

残石自体は名古屋城築城に伴うものと評価できることを前提として、歴史的背景を考慮すると、猪鼻堰跡残石群の形成には①名古屋城の石垣用材の集積場と②湯ノ花水門の建造に伴って

収集された用材という2つの可能性が考えられる。

まずは集積場としての要素を見ていく。江戸 時代末期から明治時代初期にかけて刊行された 『尾張名所図会』には、残石群周辺の鳥瞰図が 描かれており、「猪鼻堰」は滝のような流れで 二段になって表現されている。 天保 15 年(1844) に書かれた『尾張志』には「猪は水の潴れるさ ま鼻はすべてもののさし出る端にいふ」「石畳 を布き、両岸を距て、流を遮る」とある。ここ から上部は用水として利用され、下部の石堰に よって水流が大きく変わる場であったことが分 かる。猪鼻堰は水上交通の要所と考えられ、香 流川上流部で採石した花崗閃緑岩を運搬する際 の集積場として用いられた可能性がある。この ため、ホルンフェルスの露岩には一帯の所有を 示す標識としての刻印が刻まれ、そこにはない 江戸時代初期の矢穴がついた花崗閃緑岩が集中 すると想定できる。江戸時代中期以降の矢穴も 見られることは、集積場が江戸時代を通して維 持され、名古屋城石垣の修理に利用されたこと を示しているとも考えられる。

一方で、現在残石群の上流にある湯ノ花水門の歴史的背景をみると異なる可能性も指摘できる。現在のコンクリート造の水門を確認できる最も古い古写真は昭和60年(1985)に撮影されたもので、水門自体は現在と大きく変わりない。これ以前の記録は昭和8年(1933)まで遡り、『長久手村誌』には「棚下の水門を廃し、棚上より落水するように改修せり」(浅井1934)とあることから当初は現在の一段下に水門があったことが分かる。また、その前文として「古来木材を以て棚とし水を引入せしが、大正十一年地の常設員浅井延太郎、土木員浅井庄太郎木材を巨石に換えコンクリートして頑丈せり」とある。つまり、大正11年(1922)に木造の水門から巨石とコンクリート造の水門に建

て替えられ、これが昭和8年(1933)に廃止されている。文章のみで詳細は分からないが、コンクリート造に建て替えるタイミングで他の場所から用材として名古屋城の残石が搬入され、土台として使用された残石が水門の廃止によって現在のように露出したと考えることができる。

以上、残石群の形成背景の2つの可能性を提示した。残石自体は名古屋城築城に伴うものと考えられるが、集積場とする場合は実際の採石箇所が特定できておらず、水門用材とする場合はホルンフェルスの露岩につけられた刻印の説明ができない。どちらも確証が得られず、両者の可能性が複合していることも考えられるため、あえて限定しない位置づけとしたい。(全員)

10 長久手市内に残存する残石

長久手市内には猪鼻堰跡残石群のほかに、安

昌寺南、石作神社、助六1号墳墳丘上、神明神 社鳥居基礎、公園西駅ロータリーの5ヶ所で矢 穴のついた残石を確認している。分布状況は図 15に示した通りである。残石の分布は特徴的 で、全て香流川流域に位置するといえる。安昌 寺向かいの残石と公園西ロータリーの残石は香 流川が形成した沖積平野(氾濫原)に、他の残 石は香流川に面した丘陵裾部に位置している。

① 安昌寺南残石 (図 16、表 2-①)

位置:長久手市岩作元門 1-11

立地:猪鼻堰跡残石群から約120m南西に位置している。香流川の現流路からは40m離れており、香流川の氾濫原に位置している。

岩石特徴:石1(図13右)は10cm程度の暗色包有物、1cm程度のカリ長石を含む。片理は目立たない。石2(図14左)は風化によってオニオンストラクチャーが目立っている。

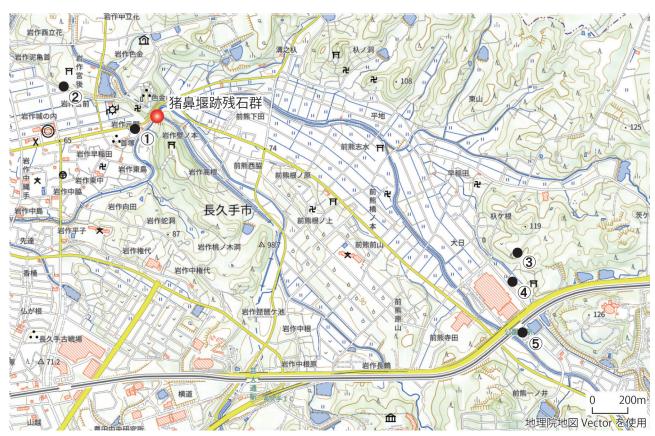


図 15 長久手市内の残石分布図



図 16 安昌寺南残石

考察:石1は民家に立てかけられていることから、この位置に置かれた時期は民家構築後である。民家は戦後の構築と考えられる。

②石作神社残石(図17、表2-2)

位置:長久手市岩作宮後17-17

立地:石作神社の参道階段下に位置している。 香流川の現流路からは約600m離れた低丘陵 (岩作丘陵)の裾部に位置している。岩作丘陵 は猿投山から続く丘陵地帯の先端にあたる。

岩石特徴:上面が自然面と考えられる。石材 は①と同じ特徴を有する。

考察:残石にはしめ縄が巻かれ、石作神社の 御神体として祀られている。石作神社は社伝に よると承和元年(834)に創建された神社である。 石作神社は『尾張名所図会』にも描かれており、 現在残石がある位置に巨石のようなものが表現 されている。



図 17 石作神社残石

周辺には15世紀後葉から16世紀初頭に築城され17世紀前半に廃城となった岩作城が存在したが、発掘調査や文献調査から石垣の存在は確認されていない。このため、残石は岩作城築城時ではなく、名古屋城に伴うものと考えられる。

③助六1号墳墳丘上残石(図18、表2-③)

位置:長久手市助六

立地:香流川右岸の丘陵地帯上に位置する神明古墳群の一つである助六1号墳の墳丘上に位置している。

岩石特徴:カリ長石が小さいが、おおよそ① と同様。暗色包有物を含む。

考察:助六1号墳の石室を構成する石材は古墳周辺では取れない花崗岩類である。また、石室の天井石が発掘調査当時確認できなかったことから他の残石と近い採石地から古墳時代に採

表 2 長久手市内残石計測表

残石 番号			石材大きさ(cm)			矢穴 列数	矢穴数	矢穴底大きさ(cm)						
			高さ	幅	長さ(控え)	列数	入八奴	矢穴口長辺	矢穴口短辺	深さ	矢穴底長辺	矢穴間隔	矢穴列長さ	
1	1	花崗閃緑岩	55.1	60.1	97.9	1	5	10~11.1	-	6.5~8.7	5.8~6.9	10~11.8	97	
	2	花崗閃緑岩	73.6	33.5	121.5	1	0	-	-	-	-	-	-	
2	1	花崗閃緑岩	33	108	83.5	1	2	14.5		9.2~9.5	12	9.5	110.8	
3	1	花崗閃緑岩	38.5	90	59.5	1	2	10.6~11		10.8~11.4	6.5~7.5	9.2	78	
(4)	1	花崗閃緑岩	65	79.5	(5.0)	1	2	12.8~13.4		8	7.8	5.8	79.5	
4)	2	花崗閃緑岩	79.6	75	(4.0)	1	2	12.3		6.5~7.8	9.5~9.7	4.8	75	
(5)	1	花崗閃緑岩	緑岩 (51.0)	岩 (51.0) 91	42.5	2	列1:2	(7.0)~10.2		7.2~8.3	(4.0)~7.6			
	1	花崗閃緑岩	(51.0)	91	42,3		列2:2	(6.5)~9.0		8.2~9.1	(5.5)~5.8	8.6		

石材上面 石材側面



図 18 助六 1 号墳墳丘上残石

石され、江戸時代に矢穴技法を用いて割られた石と考えられる。なお、名古屋城築城時にこの地域の石材が運ばれたという伝承がある。

④神明神社鳥居基礎石(図19、表2-④)

位置:長久手市神門前13

立地:神明神社の一の鳥居の基礎として使用 されている。

岩石特徴:斑晶 2cm程度の長石を含む。

考察:神明神社は文献資料では『寛文覚書』に登場する。鳥居には「寛文二年壬寅二月吉日」という銘がある。このことから鳥居基礎石は寛文2年(1662)に設置されたことがわかる。矢穴形状から鳥居基礎石は16世紀末~17世紀初



図 19 神明神社鳥居基礎石

に採取されたと考えられるため、寛文2年当時、 残石として放置されていた石材を鳥居基礎とし て再利用したと考えられる。

⑤公園西駅ロータリー残石 (図 20、表 2- ⑤)

位置:長久手市石場

立地:リニモ公園西駅及び駅周辺の開発時に 出土した石材をロータリーに集積させている。 そのうちの1石が⑤である。

岩石特徴:斑晶 2cm程度の長石を含む。

考察:公園西駅が開業した平成17年(2005) 頃に現在の位置へ設置されたと考えられる。

⑤は長久手市石場にて造成工事を行った際に際に出土した石の一つである。⑤を含む一部の石が公園西駅ロータリーに移設され、残りは駅に隣接する2号調整池内に移設された。

出土地点の石場は香流川に面した谷に位置している。石場という地名は採石場や集積場を想起させるが、現在は宅地化しており、詳細は不明である。(高橋)

11 おわりに

江戸時代に開発された石丁場は、発端が築城であっても質の良い石材が採掘できる場所は掘削が続けられるため、当初の姿は留めない。現在遺跡として見られるのは採掘し尽くされた最終段階の姿である。名古屋城の石丁場は各所に



図 20 公園西駅ロータリー残石

候補があるが、当時の姿とは異なっているため、 簡単には比定できない。

今回、多角的な調査によって猪鼻堰跡残石群を検討したが、集積場か水門用材かの結論を出すことはできなかった。集積場とみると名古屋城築城の実態を示す一例として評価でき、水門用材であったとすると江戸時代の灌漑施設の築造に名古屋城築城の残石を利用するような高度な技術が用いられたといえる。いずれにせよ(旧)猪鼻堰の重要性を確認するとともに、貴重な土木資料が得られたことになる。今後も議論を重ねたい。

また、猪鼻堰跡残石群を対象にフォトグラメトリなどを活用したことで、有志だけの調査でも多くの知見・成果が得られたと考えている。 名古屋城の採石地は未調査のものが多く、同様の調査を継続することによって採石の実態が解明されていくのを願っている。(服部)

謝辞

本稿の執筆にあたり、以下の方々からご助言ご協力いただきました。末筆ながらお礼申し上げます(敬称略・五十音順)。 高田祐一 津村善博 中野光孝 森 勇一

注

- (2) 愛知県埋蔵文化財調査研究センター所属。
- (3) 名古屋地学会会員。
- (4) 本稿での「採石地」は一定の採石エリア(地域)のこと を指し、「石丁場」と同義ではない。
- (5) 篠島は奈良時代から三河国・志摩国・伊勢国と所属が何度も変わっており、江戸時代初期は伊勢国であったと考えられている。それが少なくとも江戸時代末期には尾張国に変わり、現在まで至る。
- (6)「播磨」「摂津」「御影石」「赤目石」などと記載されてい

るが、判定基準は不明である。

- (7)「河戸(かうづ)」が文献資料に記載されているのは細川 家文書である(三月二十七日 忠利差出し長岡内膳宛て、 『綿考輯録』第四巻・出水叢書二一頁)。これが長年に渡っ て「からつ」と誤読され、肥前唐津が採石地のひとつに 挙げられていたが、正しくは河戸である(後藤 2022)。
- (8)篠島を記した文献資料として『清正記』が参照され、 「清正も伊勢浦にて石をわらせ」内の「伊勢浦」が篠 島を指すとする(高田 1999)。ただし篠島には伊勢浦と いう古地名はなく、確実な記載とは言い難い。
- (9)高田祐吉は名古屋城周辺の石に関連する地名などを収集 し、多くの採石地の候補を挙げているが(高田 1999)、 今回は省略した。この他に摂津なども採石地とされるこ とがあるが、文献資料などへの記載は確認できていない。
- (10) 小豆島は名古屋城の公儀普請に参加した大名の丁場があることから、名古屋城の採石地とされることがあるが、 名古屋城に関連する文献資料には記載が出てこない。
- (11) 『尾張名所図会』(図3) には国立国会図書館デジタルコレクションを使用した。
- (12) 『庄内川流域史』第2章第1節の記載より(建設省中部 地方建設局庄内川工事事務所1982)。
- (13)『長久手の地名展-岩作編』平成15年度長久手町郷土資料室特別展図録の記載より(長久手町教育委員会2003)。
- (14)『長久手の地名展-上郷編』平成15年度長久手町郷土資料室特別展図録の記載より(長久手町教育委員会2003)。
- (15) 木村有作「名古屋台地の水環境」を参照のこと(木村 1999)。
- (16) 岩石の詳細については田口一男ほかの論文を参照のこと (田口・佐藤・中野 2019)。
- (17) 宝暦大修理にかかる積み直し範囲は、当時の史料を精査した麓・加藤の研究(麓・加藤 2009) により明らかとなっており、当該範囲の石垣は方形石材による布積みとなる。石材は小牧市岩崎山産の花崗岩を多用する傾向にあり(田口・佐藤・中野 2019)、本稿でもこの特徴を有する石材で矢穴痕を計測した。

- (18) 参考までに平成 29 年 (2017) より作成している石垣カルテで付与した石垣番号を併記する。
- (19) これまでに名古屋城の刻印を全点調査したものはなく、 部分的に確認している高田祐吉、川地義郎の調査資料を 参照して刻印を確認した(大村・服部 2023)。このため、 確認できていない刻印は多数あり、今後残石群と同様の 刻印が新たに確認される可能性は十分ある。
- (20)『長久手町史』資料編5考古の記載より(長久手町1997)。

引用文献

浅井菊壽編『長久手村誌』 1934

- 市澤泰峰・西本昌司「名古屋城における石垣石材の岩石種構成についての予察」『名古屋市科学館紀要』44号 pp.13-18 2018
- 石橋伊鶴「名古屋城と篠島の石垣採石地」『伊勢湾考古』 23 号 pp.177-204 2014
- 江戸遺跡研究会編『江戸築城と伊豆石』吉川弘文館 2015 大村陸・服部英雄「《資料紹介》名古屋城の刻印・刻銘(その 1)」『名古屋城調査研究センター研究紀要』第4号 pp.73-80 2023
- 加藤安信「名古屋城石垣用石切り出し遺跡 八貫山・前 島・ 沖島他の矢穴石」『幡豆町史資料編1原始・古代・中世』幡 豆町pp.399-416 2008
- 加藤安信「矢穴石」『新編西尾市史資料編 1 考古』愛知県西尾市 pp.745-749 2019
- 菅野良男『刻印石で楽しむ三大名城の石垣物語』新人物往来 社 2011

城戸 久『名古屋城』彰国社 1943

- 城戸 久「名古屋城築城の経過と規模」『名古屋城史』名古屋 市役所 pp.74-135 1959
- 木村有作「名古屋台地の「水」環境考」『見晴台考古資料館紀 要』第1号 pp.51-56 1999
- 木村有作・服部英雄「名古屋城本丸石垣考・内堀はなぜ空堀 なのか」『名古屋城調査研究センター研究紀要』第2号 pp.93-132 2021
- 岐阜県海津市教育委員会‧関西大学文学部考古学研究室 編

- 『海津市内遺跡詳細分布調査報告書 岐阜県海津市文化財調 査報告書 第1冊』 2012
- 岐阜県本巣郡糸貫町教育委員会・本巣町教育委員会(船来山 古墳群発掘調査団)「近世の石切場」『船来山古墳群(本文編)』 pp.336-342 1999
- 栗木 崇「伊豆石丁場遺跡群における人名が刻まれた石について」『江戸築城と伊豆石』吉川弘文館 pp.147-164 2015
- 建設省中部地方建設局庄内川工事事務所『庄内川流域史』 1982
- 後藤典子「細川忠興・忠利父子の名古屋城石垣普請」『史料が 語る 名古屋城石垣普請の現場』名古屋城調査研究センター pp.81-99 2022
- 小林 元『香流川物語』愛知県郷土資料刊行会 1977
- 坂本 俊「中近世移行期の採石·加工技術の諸相と技術平準化」 『中世石工の考古学』 高志書院 2019
- 城ケ谷和広「あいちの窯業、猿投窯にはじまる」講演資料 2021
- 鈴木 茂『江戸城石垣の提供地について』サガミヤ 2014
- 高田祐一・福家恭・広瀬侑紀・鈴木知怜・金田明大・山口欧 志『大坂城石垣石丁場跡小豆島石丁場跡の海中残石分布調 査』国立文化財機構奈良文化財研究所 2018
- 高田祐吉『特別史跡名古屋城天守台石垣の刻紋』財団法人名 古屋城振興協会 1989
- 高田祐吉『名古屋城石垣の刻紋』財団法人名古屋城振興協会
- 高田祐吉『名古屋城―石垣刻印が明かす築城秘話―』名古屋 市教育委員会 2001
- 高田祐吉・加藤安信「名古屋城の丁場割と石垣の刻印」『新修 名古屋市史資料編考古 2』名古屋市 pp.888-907 2013
- 高橋延年・柳史朗『三州吉田城の石垣と刻印』 1972
- 田口一男・鈴木和博「名古屋城の城郭に使用された石材の産 地同定のための全岩化学分析―予報」『名古屋大学 加速器 質量分析計業績報告書 (XXVI)』名古屋大学年代測定総合 研究センター pp.138-143 2015
- 田口一男・佐藤好司「名古屋城石垣採石丁場の新知見」『名古 屋地学』77 号 pp.1-8 2015
- 田口一男・佐藤好司・中野光孝「石材から見た名古屋城石垣」

『椙山女学園大学教育学部紀要』12号 pp217-231 2019

内藤昌編『日本名城集成 名古屋城』小学館 1985

長久手町『長久手町史 資料編2自然』 1983

長久手町『長久手町史 資料編5考古』 1997

長久手町教育委員会『長久手の地名展 - 上郷編』平成 15 年度 長久手町郷土資料室特別展図録 2003

長久手町教育委員会『長久手の地名展 - 岩作編』平成 15 年度 長久手町郷土資料室特別展図録 2003

名古屋市『特別史跡名古屋城跡 塩蔵門跡 石垣保存修理工事報告書』 1989

名古屋市『特別史跡名古屋城跡 東一之跡 (西側) 石垣保存修 理工事報告書』 1992

名古屋市『特別史跡名古屋城跡 くるみ林・塩蔵構境 石垣保 存修理工事報告書』 1994

名古屋市『特別史跡名古屋城跡 二之丸旧東二之門跡北側·二 之丸東面 石垣保存修理工事報告書』 1997

名古屋市『特別史跡名古屋城跡 塩蔵構南面 石垣保存修理工 事報告書』 1998

名古屋市『特別史跡名古屋城跡 二之丸東二之門跡 石垣保存 修理工事報告書』 2000

名古屋市『特別史跡名古屋城跡 不明門北東 石垣保存修理工 事報告書』 2002 名古屋市『特別史跡名古屋城跡 本丸搦手馬出跡 石垣修復工 事発掘調査報告書 元御春屋門地点の調査』 2006

西本昌司・市澤泰峰「名古屋城石垣に使われている岩石種と 産地の推定」『名古屋市科学館紀要』44号 pp.8-12 2018

西本昌司「名古屋城石垣に使われている石材の岩石種」『地質 学雑誌』第126巻第7号 pp.343-353 2020

二橋慶太郎「名古屋城跡石垣における矢穴形状の基礎的検討」 『名古屋城調査研究センター研究紀要』第3号 pp.148-166 2022

麓和善・加藤由香「名古屋城大天守宝暦大修理における石垣 工事について」『日本建築学会計画系論文集』第74巻 第 645号 pp.2507-2513 2009

松下悦男「名古屋城の築城と石の切り出し」『蒲郡市史本文編 2 近世編』蒲郡市 pp.48-49 2006

森岡秀人・藤川祐作「矢穴の型式学」『古代学研究』180号 pp.405-425 2008

横井時綱「名古屋城と篠島石」(謄写版刷) 1954 横井時綱「名古屋城と岩崎石」『郷土文化』第14巻4号 pp.2-6 1959

横井時綱「名古屋城と河戸石」『郷土文化』第21巻2号pp.7-13 1966

《Title》

Report on the Survey and Measurement of Remaining Stones at Inohana Dam Site in Nagakute City

《Keyword》

fortification, stone wall, Zannen Ishi, Kanare river, Saiseki choba, wedge holes, inscription, GNSS, photogrammetry

	3-1 3	者鼻堰: 			表石-	-覧	(1)					
石材 番号	石質	高さ	材大きさ(幅	(cm) 長さ(控え)	矢穴列 番号	矢穴 番号	矢穴口長辺	矢穴口短辺	矢穴底大深さ	きさ(cm) 矢穴底長辺	矢穴間隔	矢穴列長さ
		IBJ C	THE	及亡(注元)		1	6.0	3.0	4.6	3.0		XXXIXC
					1	2	5.0	_	4.5	3.5	7.0	6.0
					1	3	6.0	_	4.5	4.0	6.0	6.9
						4	5.0	_	(4.5)	4.0	-	
LA1	花崗閃緑岩	56.5	69.0	22.0	2	2	4.5 5.5	_	4.0	3.0 2.5	5.7 6.5	
						3	4.0	_	2.7	3.0	- 0.5	
						1	3.5	_	4.0	2.3	7.8	57.0
					3	2	4.0	_	2.0	3.0	7.5	
						3	4.5	_	3.0	3.0	_	
					1	1 2	(6.0) (10.0)		10.0	(4.5)	6.0 4.0	42.0
	花崗閃緑岩				1	3	(11.0)	_	(8.5)	(6.0)	4.0	42.0
						1	(4.0)	_	5.5	2.0	6.0	
LA2		38.0	58.0	46.0		2	4	_	5.0	3.0	6.0	68.0
					2	3	5.0	_	6.0	(3.0)	6.0	
						4	5.0	_	_	_	6.5	
						5 1	4.0 7.0	_	3.5	4.0	6.5	
I B1	花崗閃緑岩	(47.0)	82.5	58.5	1	2	5.0		4.0	3.5	(8.0)	82.5
-51	TO POTE STONE	(41.0)	02.10	00.0	-	3	(5.5)	_	5.5	(3.5	(0.0)	02.10
					1	1	5.0	_	5.5	3.5	_	
LC1	花崗閃緑岩	35.0	(42.0)	32.0		1	4.0	_	4.5	2.5	5.0	32.0
LCI	16回内称石	33.0	(42.0)	32.0	2	2	3.5	_	5.0	2.0	5.5	32.0
						3	4.5	_	3.5	2.5		
LC2	花崗閃緑岩	43.0	37.0	86.0	1	1	13.0	_	7.5	7.0	4.0	37.0
					1	2	5.5	_	8.0 5.0	9.0	8.5	
LC3	花崗閃緑岩	40.0	_	(50.0)	2	2	5.0		5.0	3.0	- 0.0	_
	10111111111			(====/	3	3	13.0	_	9.0	8.0	15.0	
						1	4.0	_	3.0	3.0	8.0	
LF1	花崗閃緑岩	_	66.0	78.0	1	2	4.5	_	4.0	3.0	8.0	66.0
						3	4.0	_	4.0	3.0	_	
						1	4.0	_	4.5	3.0	6.5	
LG1	花崗閃緑岩	59.0	95.0	49.5	1	2	3.5 4.0		3.0 4.0	2.5 2.5	(20.5)	95.0
						4	4.0		4.0	2.5	7.0	
						1	10.5	_	(5.0)	7.0	8.0	
LK1	花崗閃緑岩	50.0	69.0	106.0	1	2	8.5	_	8.0	7.0	_	69.0
						1	(5.0)	_	(5.0)	10.5	5.5	
					1	2	10.0	_	8.5	9.0	6.0	98.5
						3	10.5	_	10.0	6.0	5.0	30.3
LK2	花崗閃緑岩	59.0	_	98.5		4	15.0 11.0	_	11.0 8.0	8.0 9.0	13.0	
					2	2	11.0		8.0	9.0	15.0	_
						1	9.0	_	5.5	7.0	12.0	
					3	2	7.0	_	5.8	6.0	_	66.0
LK3	花崗閃緑岩	50.0	111.0	36.0	1	1	(6.0)	_	4.5	(4.05)		111.0
					1	1	4.5	_	4.0	3.0	_	
						2	6.5	_	4.5	3.5	6.0	_
RA1	花崗閃緑岩	_	_	_		1	2.0	_	3.5	3.5	12.0	
					2	2	5.5		3.5	3.0	9.5	_
					_	3	5.5	_	3.5	3.5	_	
DAG	##894	02.0		24.0	1	1	11.0	3.0	7.5	_	9.5	0.0
RA2	花崗閃緑岩	83.0		34.0		2	9.5	_	7.0	3.0	_	9.0
RD1	花崗閃緑岩	28.0	76.0	92.0	1	1	15.0	_	(12.0)	6.5	_	28.0
DDA	**********	F1 A	F0.0	100.0	1 2	1	12.5	(2.0)	(2.0)	(12.0) 4.5		
RD2	花崗閃緑岩	51.0	52.0	100.0	2	2	5.0 5.0		5.0 8.0	4.5	5.5 —	_
RD3	花崗閃緑岩	41.0	63.0	41.0	1	1	5.0		6.0	2.0	_	41.0
					_	1	(12.0)	-	12.5	6.5	4.5	
RD4	花崗閃緑岩	64.0	56.0	104.2	1	2	13.0	_	11.0	8.0	5.0	64.0
11.04		04.0	30.0	104.2		3	11.0	_	10.5	7.5		
<u> </u>					2	1	15.5	_	10.5	9.0	6.5	56.0
					1	1	4.5	_	4.5	3.0 2.5	3.0	50.0
RD5	花崗閃緑岩	40.0	50.0	54.0	2	1 2	5.0 5.0		4.5 6.5	3.0	4.0	40.0
					_	3	4.0	_	4.5	2.5	3.5	_
						1	5.0	_	3.5	3.0	-	15.0
						1	5.0	_	5.0	4.0	9.0	62.0
						2	5.5	_	4.0	5.5	9.5	_
						3	5.0	_	5.5	3.5	-	-
					1	2	6.5	_	6.0	4.0	5.5	90.0
					1	3	6.0		6.0	3.5 4.0	5.0 7.0	
RE1	花崗閃緑岩	73.0	90.0	54.0		4	7.5		6.0	4.0	5.0	
						5	9.0	_	6.5	4.0	5.0	_
						6	6.0	_	(4.5)	(4.0)	4.5	
						7		_	-	_	_	
						1	(6.0)	_	(4.5)	(4.0)	7.0	(38.0)
					2	2	5.0	_	4.0	4.0	6.0	_
ldot						3	6.5	_	5.0	4.5	_	_

表 3-2 猪鼻堰跡残石群 残石一覧 (2)

2	-		沙戈口石		一月	5 (2	-/					
石材	石質		材大きさ(矢穴列					きさ(cm)		I
番号		高さ	幅	長さ(控え)	番号	番号		矢穴口短辺	深さ	矢穴底長辺		矢穴列長さ
RE4	花崗閃緑岩	77.0	78.0	37.0	1	1	(12.0)	_	(10.0)	7.0	5.5	77.0
						2		_	(11.0)	(7.5)	_	_
F						1	4.5	_	5.0	3.5	6.0	60.0
RE5	花崗閃緑岩	39.0	27.0	60.0	1	2		_	5.0	3.5	5.5	_
						3		-	_	_	_	_
RE6	花崗閃緑岩	40.0	55.0	(55.0)	1	1		_	5.5	4.0	_	40.0
					1	1		-	5.5	4.0	_	40.0
RE7	花崗閃緑岩	40.0	43.0	52.0	2	1	6.0	_	6.0	4.5	4.5	41.0
						2		_	5.0	4.5	4.0	_
	花崗閃緑岩	82.0	54.0		1	1	5.5	_	4.0	3.5	5.0	82.0
RE8				36.0		2		_	5.0	(4.0)	(6.0)	_
						3		_	4.5	4.0	4.5	_
						4		_	6.0	3.5	(5.0)	_
RF1	花崗閃緑岩	_	49.1	72.6	1	1	10.0	_	9.0	7.0	_	59.0
RF2	花崗閃緑岩	_	42.5	55.5	1	1	14.2	_	11.5	7.3	_	77.5
RF3	花崗閃緑岩	63.0	77.8	40.0	1	1	13.4	_	10.6	10.5	9.0	_
111 3		03.0	11.0	40.0	1	2	13.0	_	10.5	8.5	_	_
						1	5.4	_	5.5	3.0	6.0	64.0
RF4	花崗閃緑岩	44.5		50.0	1	2	4.5	_	5.0	3.0	6.5	_
						3	7.0	_	5.0	3.5	_	_
						1	10.5	_	7.3	5.5	4.8	109.5
			_	77.5	1	2	9.5	-	6.8	4.8	5.5	_
						3	7.3	_	9.5	5.0	_	_
		56.7			2	1	8.0	_	9.5	4.0	4.0	_
RF5	花崗閃緑岩					2	8.0	_	9.5	2.5	(9.0)	_
						3	8.0	_	9.5	4.5	(9.5)	_
						4	8.5	_	11.0	6.0	8.0	_
						5	8.0	_	10.5	5.0	_	_
	花崗閃緑岩	54.0	78.5	56.0		1		_	4.7	2.0	5.7	78.5
					1	2		_	5.2	2.5	5.0	_
RF6						3		_	4.5	2.0	4.0	_
						4		_	6.5	2.2	4.0	_
						5		_	6.0	3.0	_	
						1		_	4.0	2.5	8.0	94.5
		26.0			1	2		_	3.5	2.5	- 0.0	54.5
						3			2.5	2.5	7.5	
						4			4.5	3.0	- 1.5	_
RF7	花崗閃緑岩		94.5	29.5		5			5.5	2.5	4.1	
						6						
						7		_	5.4	3.0	7.4	_
								_	4.5	3.0	8.0	_
				-		8		_	3.0	3.5	-	05.0
		23.0			1	1		_	-	_	6.5	95.0
	花崗閃緑岩					2		_	3.0	_	8.0	_
						3		_	3.5	_	2.5	
						4		_	3.5	_	6.0	
						5		_	3.5	_	6.0	
						6	4.5	_	2.5	_	(4.5)	_
						7		_	_	_	(6.5)	_
			0 95.0	30.0		8		_	3.5	_	8.0	_
RF8						9	5.0	_	4.5	_	2.5	_
						1	4.0	-	4.5	3.0	6.0	_
						2	_	_	3.0	(3.5)	(5.5)	_
						3		_	4.5	(3.0)	8.5	_
						4	4.5	-	4.5	3.5	6.3	_
					2	5	5.0	_	5.0	3.0	4.0	_
						6	(4.0)	_	4.0	2.0	(4.0)	_
						7	2.5	_	3.0	2.0	6.0	
						8	5.0	_	(5.0)	3.0	3.0	_
						9	4.0	_	4.0	3.0	-	_
	花崗閃緑岩	48.0	118.0	53.0		1	(6.0)	-	6.0	3.0	(6.0)	118.0
					1	2		_	7.0	(2.5)	(5.5)	_
RF9						3	-	_	(5.0)	3.5	(6.5)	_
						4	-	_	(5.0)	3.5	(8.0)	_
						5	_	_	4.0	3.5	(5.0)	_
						1		_	2.0	2.5	2.1	98.5
						2		_	5.0	2.5	7.5	_
RF10	花崗閃緑岩	33.0	98.5	43.0	1	3		_	4.5	2.5	7.0	_
						4			5.0	3.0	7.0	
						4	9.0	_	5.0	5.0		_

名古屋城跡石垣における大名丁場間の矢穴形状比較

―矢穴縦断面形状を中心に―

二橋 慶太郎

キーワード

石垣 矢穴 公儀普請 前田家 鍋島家

はじめに

近世初頭の慶長~寛永期は、幕府の公儀普請等を通じて、全国的に城郭石垣の構築が盛んにおこなわれた。その石垣用材採石のために使用されたのが矢穴技法である。慶長15年(1610)、公儀普請により築造された名古屋城石垣も同様の技法が多用されており、普請に参加した大名家間の技術的特徴の検討が可能となっている。

本稿ではこの点に着目し、城内13家分の石垣に残る矢穴痕を計測、各家の矢穴縦断面形状を比較した。これにより、各家の採石、加工技術にかかる技術的特徴の一端を把握することを目指した。

1 研究史の課題と本論の目的

矢穴技法の技術的進展について、坂本は、肥前名護屋城普請を通して矢穴技法が普及、徳川期大坂城普請により技術の平準化が達成されたと指摘、その背景には徳川政権による普請組織の管理、統制の強化があったとした(坂本2019)。

高田祐一は、これらの普請を担った各大名家の矢穴形状を比較、その技術差を指摘するとともに、矢穴横断面形状の時期的変遷案を示した(高田祐一2019、2023)。

名古屋城跡における石垣に対する研究としては、高田祐吉による石垣刻印に対する詳細な検討があり、公儀普請に参加した各大名の丁場割が検討可能となっている(高田祐吉 2013)。石垣構築技術については、石川県金沢城調査研究所による「金沢城石垣構築技術等比較研究事業」により、金沢城跡の比較対象として主要大名家の石垣が取り上げられ、その中で名古屋城跡も

報告されている(石川県金沢城調査研究所編2012)。しかしながら、研究の主眼が隅角部の形状、石材の積み方等、城郭における石積み技術であったこともあり、矢穴の形状等、石材産地における採石技術までは触れられていない。

以上の通り、名古屋城跡石垣においては矢穴等の採石、加工技術に対する検討がほとんどなされてこなかった。しかしながら、名古屋城跡は豊富な史資料、高田祐吉の研究により石垣と施工した大名家を結びつけることが可能であるため慶長後期における各家の採石、加工技術の特徴を推し量ることができる。加えて、名古屋城跡の築城時期は矢穴技法萌芽期(肥前名護屋城)、確立期(徳川期大坂城)の間にあるため、矢穴技法の平準化過程を探るうえでも重要である。

筆者はこうした視点に立ち、名古屋城跡石垣における築城期採石、加工技術の一端を明らかにするため、石垣に残る矢穴痕に対し三次元計測を実施、基礎資料として矢穴縦横断面の形状を示した。これに他遺跡との比較を加え、矢穴形状の分類、機能差について検討した。その結果、矢穴の大きさ(矢穴口長辺×深度)、矢穴間隔について大名丁場ごとに差異が現れる可能性を示したが、横断面を計測可能な未割矢穴を調査対象としたことによる資料数の不足により、その傾向について十分把握できなかった(二橋 2022)。

そこで本稿では、前稿で示したように大名間で差異の兆候が見られ、一定の資料数を確保できる矢穴縦断面、矢穴間隔について、城内大名丁場ごとに計測を行った。これにより、慶長後期における各家の採石技術の特色をより詳細に把握し、近世における採石加工技術解明の一助となることを目指す。

2 研究の対象及び方法

本稿は、名古屋城跡内に存在する築城期石垣 を調査対象とした。築城期石垣の定義は、打込 接、乱積み、布積み崩しで構築され、名古屋城 築城以降の石垣修理履歴をまとめた『名古屋城 石垣災害・補修一覧』(名古屋市教委他 2002) に積み直し履歴が記載されていない石垣とし た。この中から雑草等により表面が観察できな い箇所、刻印等が皆無で担当大名を識別できな い箇所を除いた、計13家分(図8)の石垣で 矢穴痕の計測を行った。

計測は大名丁場ごと同様の条件で行うために、石垣面の上面から下端へ至る約100㎡の調査エリアを設定し、築石表面に確認できる矢穴痕をすべて計測した。具体的な調査範囲は図9~図18のとおりである。

矢穴痕の計測部位は、矢穴痕1点ごとに矢穴口長、深さ、矢穴底長辺とし、矢穴列となる場合は矢穴同士の間隔(ピッチ)、矢穴列の長さも含めた(図1)。実際の計測は、矢穴痕の多くが手の届かない箇所にあるため、名古屋城調査研究センターが作成した石垣の三次元計測モ

デルを Cloud Compare (ver2.12 alpha) にエクスポートし、同ソフトウェアの計測機能を用い実施した。なお、各石垣の担当大名推定は、高田祐吉 2013、「名古屋城町場請取絵図」を参考とした。

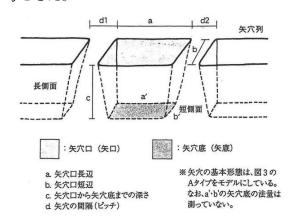


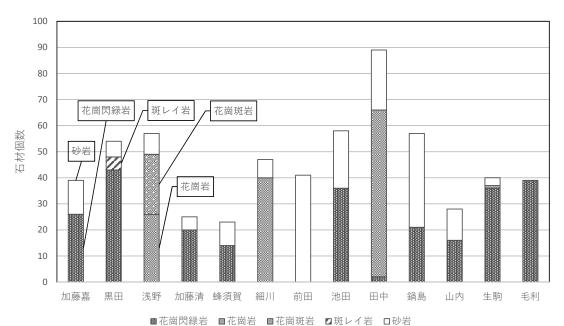
図1 矢穴の各部名称(森岡・藤川 2008)

3 調査の結果

上記の方法による計測から得られた結果をも とに、各大名丁場における矢穴形状の特色を述 べる。

(1) 矢穴石の数、石材種

グラフ1は、先述の各丁場調査範囲内におけ



グラフ 1 各大名丁場の矢穴石数と石材比率

る矢穴石の数および石材種の内訳を示したものである。石垣表面の苔、雑草等により範囲内全ての石材を目視できたわけではないが、平均して各家100㎡以内で45石分の矢穴を有する石材を確認した。ただし、田中、池田、鍋島家等は50石を超えるのに対し、蜂須賀、山内家等は30石未満であり、丁場ごとに差異が確認される。

石材種について、今回の調査範囲内では花崗 閃緑岩、花崗岩、砂岩の3種が主に確認された。 その比率は丁場ごとに差異があり、加藤家、黒 田家等の9家では花崗閃緑岩を多用、砂岩は客 体的であった。一方、鍋島家はその逆で砂岩を 多用、前田家は砂岩のみであった。

このほか、細川家、田中家は花崗岩、浅野家では花崗斑岩が多用されていた。

(2) 矢穴痕の大きさ

グラフ3~グラフ15は、矢穴口長辺×高さによって示される矢穴痕の大きさを散布図として示したものである。全体の傾向として、矢穴口長辺は8~14cm、深さは4cm~10cmに分布

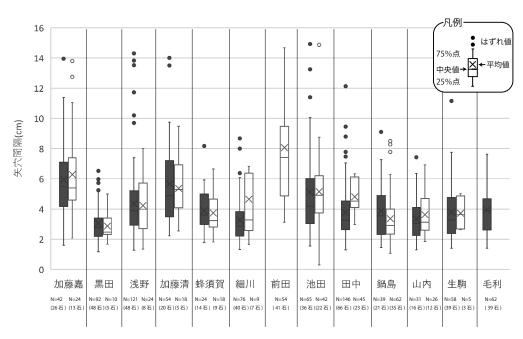
するものが多い。

丁場ごとに概観すると、前田丁場は矢穴口長辺6~11cm、深さ3~7cmに大半が集中し、今回の調査対象内ではもっとも小さい。加藤嘉丁場もこれに類似する。これに次いで、加藤清、鍋島、浅野、黒田、毛利の各丁場は矢穴口長辺8~13cm、深さ4~9cmと一回り大型となる。調査範囲内で最も大きさの分布域が広いのは細川、池田、田中、蜂須賀、生駒丁場であり、矢穴口長辺8~16cm、深さ4~12cmとばらつきが大きく、大型の矢穴痕も含まれる。

石材種矢穴痕の関係に目を向けると、蜂須賀家、細川家の砂岩に穿たれた矢穴痕は花崗岩、花崗閃緑岩の矢穴痕よりも小型の傾向があり、砂岩のみで構成される前田家の分布に近い。しかしながら、鍋島家では砂岩、花崗閃緑岩の間に大きな形状差は見られなかった。

(3) 矢穴間隔

グラフ2は、各大名丁場の矢穴間隔を石材種 ごとに示したものである。



■ 花崗岩・花崗閃緑岩・花崗斑岩・斑レイ岩 □ 砂岩

グラフ 2 各大名丁場の石材種ごとの矢穴感覚

最も矢穴間隔が広いのは前田家であり、矢穴間隔7cm以上が50%を占める。加藤嘉、加藤清、池田家がこれに次ぎ、黒田、鍋島、山内、生駒は上位25%でも最大5~7cm程度であった。

各丁場内における石材種ごとの矢穴間隔は、サンプル数にばらつきがあるため正確な比較とはならないものの、花崗閃緑岩等と砂岩の間で大きな差異は見られなかった。

(4) 小結

以上、各大名丁場における石材種、矢穴の大きさ、矢穴間隔について概観した。これらの観点から各家の特質をまとめると下記のようになる。

① 小型矢穴(矢穴口長辺 $8\sim12$ cm、深さ $4\sim6$ cm)で矢穴間隔が極端に長いもの(平均8cm)。

前田家が相当。

- ② 小~中型矢穴(矢穴口長辺8~14cm、深さ4~10cm)で、矢穴間隔が中程度のもの(平均6cm)。加藤清家、加藤嘉家、池田家が相当。
- ③ 小~中型矢穴(矢穴口長辺8~14cm、深さ4~10cm)で矢穴間隔が短いもの(平均3cm)。 山内家、浅野家、鍋島家、黒田家が相当。
- ④ 中~大型矢穴(矢穴口長辺6~16cm、深さ4~12cm)で矢穴間隔が短いもの(平均3cm)。 蜂須賀家、細川家、田中家、生駒家、毛利 家が相当。

筆者は前稿において、矢穴口長辺 $8\sim12$ cm、深さ $4\sim8$ cmのI-A類、矢穴口長辺は同等で深さが $8\sim12$ cmのものをI-B類と設定、前者を小型転石用、後者を大型石材の分割用と推定し、砂岩に穿たれたI-A類の中には矢穴間隔

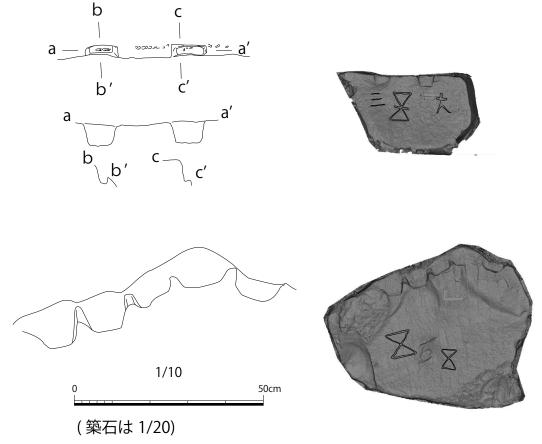


図2 前田家の矢穴痕(上)・鍋島家の矢穴痕(下)(二橋 2022 を一部改変)

が長くなるものがあると推定した(二橋2022)。今回の結果でも砂岩を多用する前田家は①に、花崗岩を多用する細川家では④に当てはまる傾向にあった。しかしながら、石材の材質と上記の矢穴の在り方は必ずしもすべての丁場で一致せず、前田家と同じく砂岩を多用する鍋島丁場の場合は深さ8cm以上の矢穴も存在する。矢穴間隔も平均3cmと比較的狭い(図2)。

以上に示した同種の石材にも関わらず矢穴の 穿ち方に差異が現れる状況は、両家の技術的特 徴を反映したもの推定されるため、以下では前 田家、鍋島家の石垣に焦点を当て、差異が生じ た背景を検討していく。

4 前田家、鍋島家における矢穴形状の差異

先述の通り、前田家、鍋島家の石垣は、砂岩を多用するという点で共通点がみられたが、矢穴の大きさ、間隔には違いがみられた。こうした違いはどのように現存する石垣の現況に反映されているのか、石垣表面の観察を通し考察する。

(1) 名古屋城普請の経緯 -前田家と鍋島家-

先述の通り、名古屋城石垣は20家の大名家による公儀普請により構築された。請負坪数は石高により決定されたが、前田家、鍋島家を含む11家は石高より3割増の役高が課された。前田家は参加大名中で最も石高が多かったため、役高134万石、坪数にして5076坪と20家中最大の範囲が割り当てられた(及川2022)。実際の丁場は二之丸東側、南側の大部分のほか、西之丸、御深井丸等に散在する。

鍋島家の役高は、前田家と同じく石高に対し3割増で46万石、1770坪であった。これは役高が明かな19家中4番目の規模である。本丸ほか、西之丸、御深井丸の水堀に面した石垣を中心に担当した。

前田家、鍋島家はともに広大な普請面積を担当した主要大名であるが、前者が二之丸であったのに対し、後者は将軍が訪れる本丸を含む等、担当範囲には違いがみられた。

(2) 両丁場における石垣の様相

前田家、鍋島家の石垣について築石部を比較すると、両者とも矢穴技法による割石で構成され、面の形状はともに不揃いではあるが大きさに大きな違いは見られない。

ただし、その据え方には差異がみられる。名 古屋城跡における多くの石垣では、割面が石垣 の表面になるよう積み上げられるのが大半であ るが、前田家では石材の自然面(図 3)を表面 に据えるものが目立つ。前田家、鍋島家の調査 範囲においてその位置を○で示したのが図 4 で ある。自然面を表面とする石材は鍋島家 18 石 に対し、前田家は 36 石と差異がみられた。

名古屋城跡内の石垣においては、これら築石の間には、隙間を埋めるため間詰石と呼ばれる小型の石材を詰め込むのが一般的である。その密度は、鍋島家は間詰石を隙間なく詰め込むのに対し、前田家はところどころ隙間がみられる。当初は存在した間詰石が抜け落ちた結果と考えられるが、その一因として、築石が石垣内で安定せず、ズレが生じたことが挙げられる。実際に、築石部を見ると鍋島家は表面が平滑であるのに対し、前田家は築石面の向く方向が一定せず凹凸がみられる(図5)。

以上に示した様相差の背景には様々な要因が 考えられるが、矢穴形状の点からは、石割り対 象石材の大きさの違いという視点を提示した い。

先行研究においては、天正~寛永期の石垣用 材採石に用いられた矢穴は、時期が下るにつれ 砕石の対象は大型化、それに合わせて矢穴の大 きさ、特に深さが増大することが知られている



図3 築石部における自然面(左)・割面(右)(135N 石垣)

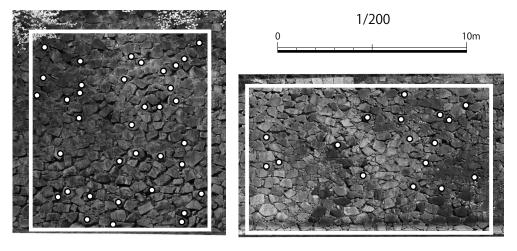


図4 自然面が残る築石の位置(左:前田家(135N石垣)・右:鍋島家(2230石垣))

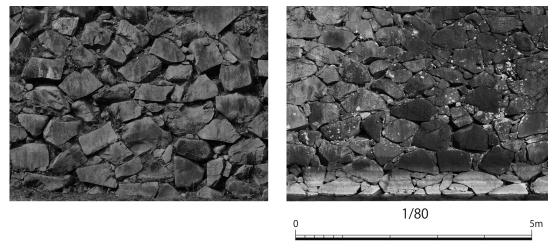


図 5 築石部表面の状況 (左:前田家 (135N 石垣)・右:鍋島家 (2230 石垣))

(高田 2019)。すなわち、石材規模と矢穴の大きさは相関関係にあり、慶長期築造の名古屋城石垣においてもこれは同様と考えられる。

この視点に立ち改めて両家の矢穴を概観すると、前田家では小型で広い矢穴間隔でも分割可能な小型の砂岩を採石対象としたため、割面に余裕がなく、自然面も残さざるを得なかったのではないか。そうした石材は控え長も短く石垣上でも安定性に欠けると考えられる。

対して、鍋島家も同様の砂岩を用いるが、矢

穴の規模が若干大きく、矢穴間隔も狭い。緻密な矢矢穴間隔で分割可能なより大型の砂岩を求めたか、小型の砂岩であっても細かな分割を行い多くの割面を作り出そうとした可能性がある。 自然面を面とする状況も前田家に対し少ない。

(3) 予察 同時期における他城の状況

上記に示した現象が他城でも共通するものであるか確認するため、名古屋城跡とほぼ同時期に築造が行われた前田家金沢城跡、鍋島家佐賀

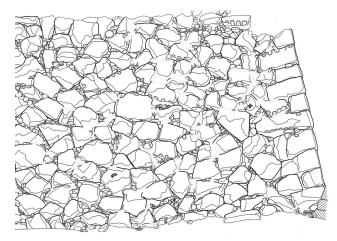




図 6 左:金沢城辰巳櫓下南面 1140S2 (滝川編 2012 を一部改変) 右:佐賀城天守台北西隅角部 (市川 2012 を一部改変)

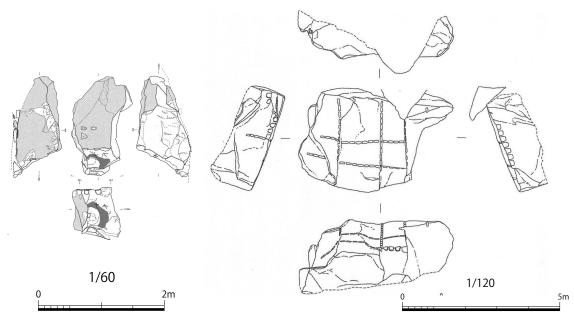


図7 左:俵大池南丁場跡石材(金沢城調査研究所編 2008 を一部改変) 右:川上石丁場 15番石材(高田 2019 を一部改変)

城跡の各報告を参照した。

金沢城石垣築造に利用された俵大池南丁場跡では角閃石安山岩(戸室石)が採石された(金沢城調査研究所編 2008)。石材の一面のみ割面が存在する簡素なもので、穿たれた矢穴の間隔は長い。金沢城跡も個々石材の凹凸が目立つ(図7)(滝沢 2012)。

佐賀城採石に使用された川上石丁場では、花崗岩が採石されるが矢穴間隔は緻密である(高田 2023)。佐賀城天守台(図 6 右)も石垣表面に凹凸は見られず、金沢城辰巳櫓下南面(図 6 左)とは様相が異なる。

今回参照したのは各一例にすぎず、石材種も 異なる。そのため本稿で何らかの結論付けを行 うことはできないが、両城と名古屋城跡の石垣 の様相、矢穴の穿ち方は非常に似通っている点 のみ指摘しておきたい。他城他地域でも同様の 事例が確認できれば、慶長後半期における両家 の特色として捉えることも可能と考える。

小結

以上、状況からの推察を多分に含むものではあるが、前田家、鍋島家の矢穴の穿ち方に差異が生じた背景を検討した。前田家、鍋島家は砂岩を多用した点で共通するが、矢穴の穿ち方、石垣の状況の差異があり、その背景には採石対象とした石材の規模の違いがあった可能性を示した。そして、わずかな例ではあるが同時期他城においても同様の傾向がみられた。他城でも同様の傾向が見られれば、これら一連の様相は各家の技術的特色として捉えることも可能であろう。

おわりに

本稿では、名古屋城跡石垣を対象に各大名家の矢穴の穿ち方を検討した。矢穴の縦断面形状形状自体には極端な差異は見られなかったが、

砂岩系石材では小型の矢穴を用い、花崗岩系の石材では大型の矢穴を緻密に穿つ、といった矢穴の穿ち方には各家とも共通の状況が見て取れた。先行研究における矢穴形状の理解から、石材規模によって矢穴を使い分けているとみられる。これは、肥前名護屋城普請にはじまる矢穴技法の平準化(坂本 2019)の結果と捉えることができそうである。

しかしながら、前田家、鍋島家の事例に示したように、一部の大名家には同質の石材であっても採石・加工技術に差異があり、その結果石垣の仕上がりにも違いが生じた点を指摘した。そして、名古屋城跡外においてもこうした現象は見られることから、慶長後半期における両家の技術的特色の一つと推定した。これまで、名古屋城石垣と同時期他城における石積み方法にかかる類似性は既に指摘されてきたところであるが(滝沢 2012、市川 2012)、石垣石材の形状を規定する採石方法にも類似点がみられることはほとんど言及されることがなかったため、今後はこうした点も念頭に置いて調査、研究を継続していく必要がある。

本稿では13家の石垣丁場を調査したが、焦点をあてられたのは前田、鍋島の2家のみであり、他家については調査結果を提示したにとどまった。今後は同時期他城や各家の普請履歴等を参照しつつ、名古屋城石垣の構築技術の形成過程に迫っていく必要がある。加えてその技術検討で最も重要となる採石場跡についても他城の事例を参照するにとどまった。今後これらにも調査の手を伸ばし、今回の考察に対し批判的検討を行っていきたい。

注

(1) 石材に矢穴が穿たれた状態で放置されたもの。矢底が明 瞭に観察できる。

参考文献

- 及川亘「靖國神社遊就館所蔵「なごや御城石垣絵図」について」 『東京大学史料編纂所付属 画像史料解析センター通信』第 87号 東京大学史料編纂所 pp.45-61 2019
- 坂本俊「中近世移行期の採石・加工技術の諸相と技術平準化」 佐藤亜聖編『中世石工の考古学』 高志書院 pp.59-84 2019
- 高田祐吉『続・名古屋城叢書 2 名古屋城石垣の刻紋』財団 法人名古屋城振興協会 1999
- 高田祐吉「第6節 名古屋城の丁場割と石垣の刻印」新修名 古屋市史資料編編纂委員会編『新修名古屋市史 資料編 考 古2』名古屋市 pp.888-907 2013

- 高田祐一「矢穴研究の方法と可能性―慶長・元和・寛永期に おける城郭石垣を中心に―」佐藤亜聖編『中世石工の考古学』 高志書院 pp.155-175 2019
- 滝川重徳「金沢城石垣の変遷と特徴」石川県金沢城調査研究 所編『城郭石垣の技術と組織 金沢城史料叢書 16』pp.25-42 2012
- 田口一男、佐藤好司、中野光孝「石材から見た名古屋城石垣」 椙山女学園大学編『椙山女学園大学教育学部紀要』pp.217-231 2019
- 名古屋市教育委員会文化財保護室、名古屋城管理事務所編『名 古屋城石垣災害・補修一覧』2002

《Title》

Comparative analysis of wedge holes Daimyo building site at Nagoya Castle stone walls

Keyword

stone walls, wedge holes, Kougi-fushin, Maeda clan, Nabeshima clan

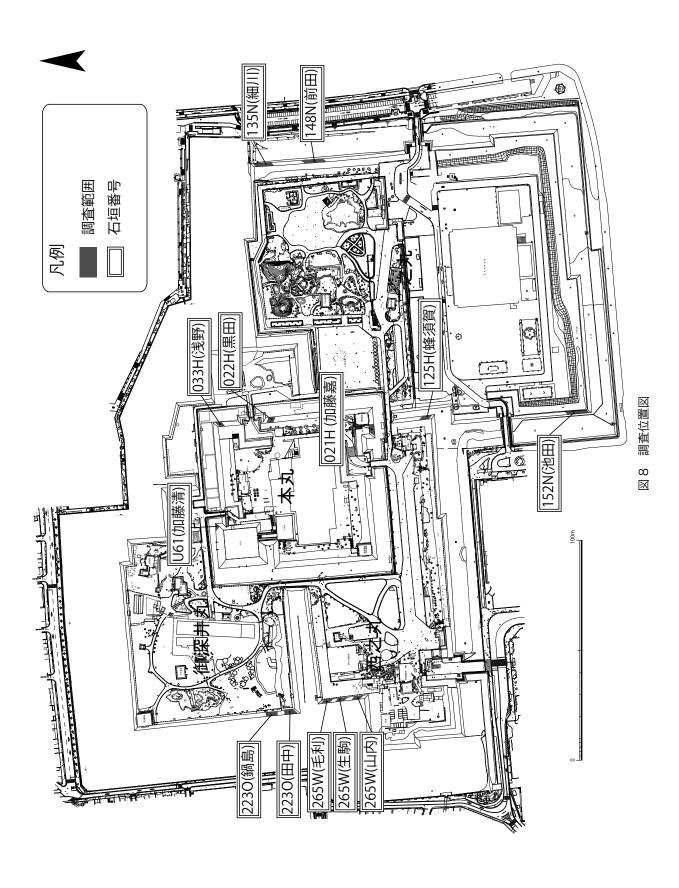




図 9 本丸 021H (加藤嘉)

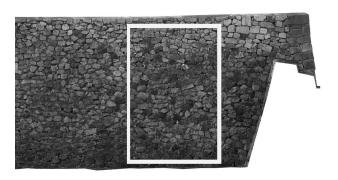


図 10 本丸 022H (黒田)

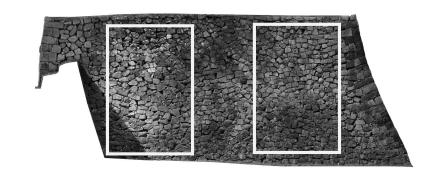


図 11 本丸 033H (左:黒田 右:浅野)

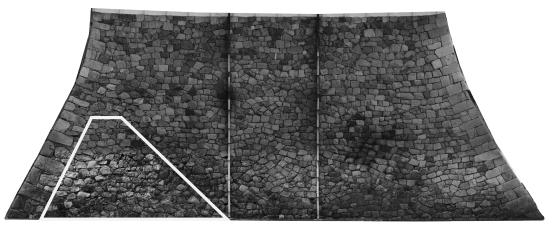


図 12 本丸 U61 (加藤清)

1/300 0 10m



図 13 本丸 125H (蜂須賀)



図 14 二之丸 135N (前田)



図 15 二之丸 135N (細川)

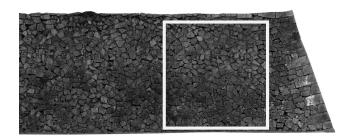


図 16 二之丸 152N (池田)

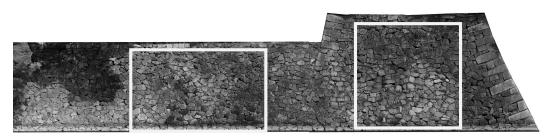


図17 御深井丸2230 (左:鍋島 右:田中)

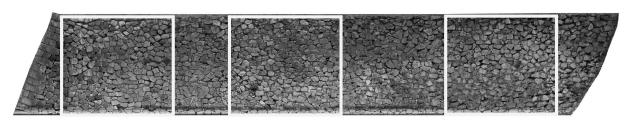
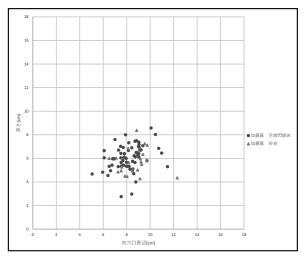


図 18 西之丸 265W (左:毛利 中:生駒 右:山内)

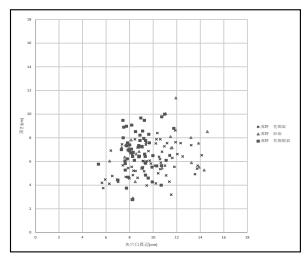
1/300 0 10m

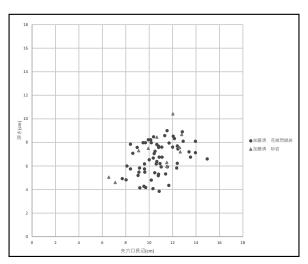


16 14 12 12 14 16 18 矢穴口長辺(cm)

グラフ3 矢穴大きさ(加藤嘉)

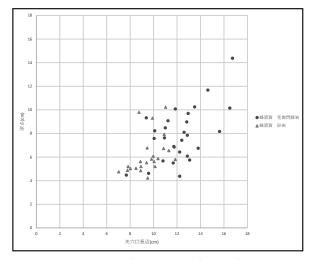
グラフ4 矢穴大きさ(黒田)

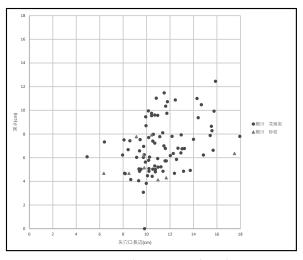




グラフ5 矢穴大きさ(浅野)

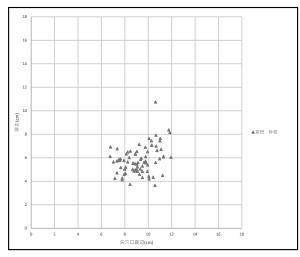
グラフ6 矢穴大きさ(加藤清)

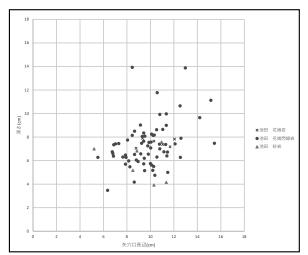




グラフ7 矢穴大きさ(蜂須賀)

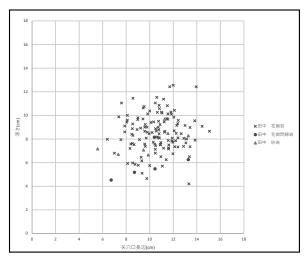
グラフ8 矢穴大きさ(細川)

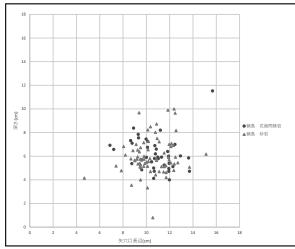




グラフタ 矢穴大きさ(前田)

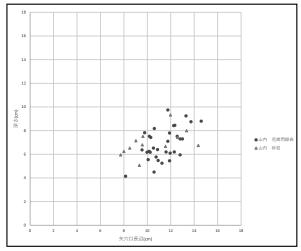
グラフ 10 矢穴大きさ (池田)

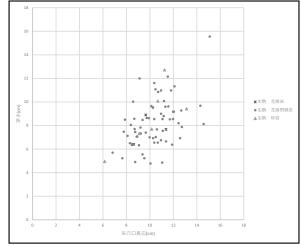




グラフ 11 矢穴大きさ(田中)

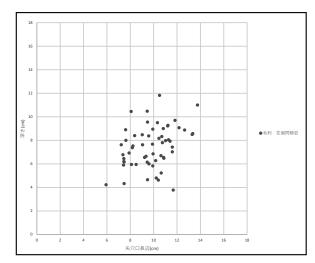
グラフ 12 矢穴大きさ (鍋島)





グラフ 13 矢穴大きさ (山内)

グラフ 14 矢穴大きさ(生駒)



グラフ 15 矢穴大きさ(毛利)

名古屋城調査研究センター **研究紀要** 第5号

発行年月日 令和6年3月31日

編集・発行 名古屋城調査研究センター

印 刷 西濃印刷株式会社